

農福連携の地域経済・社会への効果と
効果的な発揮に関する研究
—地域的な展開とその支援策—

令和6年3月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果について、主として行政での活用に資するために取りまとめた資料であり、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後の一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

はじめに

本報告書は、「農福連携の地域経済・社会への効果と効果的な発揮に関する研究」の成果として取りまとめたものである。同研究のもと令和3年3月に刊行された『連携研究スキームによる研究【農福連携】研究資料 第1号 農福連携の地域経済・社会への効果と効果的な発揮に関する研究』に次ぐ第2号の報告書となる。

この研究は、令和2年度から令和4年度にかけて実施された連携研究スキーム「農福連携の地域経済・社会、障害者の心体への効果に関する研究」の一環として行われた。連携研究スキームは、農林水産政策研究所が「農福連携の地域経済・社会への効果と効果的な発揮に関する研究」として社会科学的な視点からの研究を行い、連携先の東京都健康長寿医療センター研究所等の機関が医療等の自然科学的な視点から「農福連携効果の学際的かつ定量的研究」として、農作業が障害者等の精神機能や身体機能に与える効果、認知症の人への効果の定量的な分析、都市部での社会的な孤立など新たな領域での農福連携に向けた研究を行うものである。農福連携の効果を自然科学、社会科学の両面から定量的、定性的に示し、適用範囲が広がっている農福連携の現状と課題、可能性を明らかにすることを試みた研究である。

本報告書はその社会科学的な分析部分を担うものである。第1号が個別の企業による障害者雇用の実態と課題を中心にまとめたのに対し、第2号では地方自治体やJAによる農福連携の推進、個別の企業や障害福祉サービス事業所による地域内外での新たな取組といった、農福連携の線的、面的な広がりを捉え、その意義を分析しようと努めた。また、日本とドイツの国際的な比較研究という希少な論考も綴っている。

なお、本報告書の第3章、第4章は農林水産政策研究所の客員研究員である千葉大学大学院の吉田行郷教授、第5章は農林水産省経営局就農・女性課（執筆時）の直江秀一郎氏が農林水産政策研究所コンサルティングフェローとして執筆したものである。政策や現場の実情に詳しい両名からの報告によって、拡大期の農福連携の新たな展開や定着における課題が、一層深掘りされたものとなっている。

研究期間の3年間は新型コロナウイルスの影響により、十分な現地調査を行うことが難しい時期であった。そうした中でも、聞き取り調査を受け入れてくださったり、アンケートや電話での調査に時間を割いていただいたりした現地の方々に心より感謝申し上げたい。

農林水産政策研究所
農福連携チーム

農福連携の地域経済・社会への効果と効果的な発揮に関する研究
—地域的な展開とその支援策—

目 次

第1章 農福連携の地域的な推進と参加主体の特徴—長野県「農業就労チャレンジ事業」 参加者のアンケート調査結果から—	小柴 有理江.....1
1. はじめに	1
2. 長野県「農業就労チャレンジ事業」の概要.....	2
3. アンケート調査の概要.....	4
4. アンケート調査結果—農業経営体編—.....	6
(1) 属性	6
(2) 経営における障害者の受け入れやチャレンジ事業への参加状況	10
(3) チャレンジ事業の評価や課題, 今後の意向	16
(4) 小括	18
5. アンケート調査結果—福祉事業所編—.....	18
(1) 回答者の属性	19
(2) 農作業請負への取組状況	23
(3) 自営農業への取組状況	31
(4) 農業活動の評価や課題, 今後の意向	35
(5) 小括	39
6. まとめと考察	39
7. 詳細データ	40
8. 調査票	49
第2章 JA による農福連携の取組方法の要点と意義—JA による雇用および作業請負依頼 の事例を通して—	草野 拓司.....56
1. はじめに	56
2. JA による農福連携の取組の類型と動向	56
(1) JA による農福連携の取組の類型	56
(2) JA による農福連携の動向	57
3. JA による農福連携の取組3つの事例の取組方法の紹介とその要点	57
(1) JA ながさき県央—実習受入れからの雇用	57
(2) JA ぎふ—特例子会社による雇用—	61
(3) JA 晴れの国岡山—選果場における農作業請負の依頼—	64

4. まとめ—JAによる農福連携の意義—	68
第3章 農業法人と福祉法人等とがタッグを組む取組による農業経営への効果，地域経済・社会への影響について	吉田 行郷
1. はじめに	71
2. 調査結果	72
(1) 株式会社菅野農園と社会福祉法人江刺寿生会とのタッグ	72
(2) 農業生産法人みどりの里と社会福祉法人無門福祉会及び(株)ストレートアライブとのタッグ	76
(3) (株)元気もりもり山森農園と(株)虹の橋作業所とのタッグ	79
(4) (株)ピーカブー (PEEKABOO) とパーソルサンクス (株) とのタッグ	82
3. おわりに	86
第4章 農福連携の取組の成功事例の横展開による地域経済・社会への影響	吉田 行郷
1. はじめに	87
2. 調査方法	87
3. 調査結果	88
(1) 成功事例をモデルにした他法人による横展開	88
(2) 同一主体による成功事例の横展開	90
4. 農福連携の取組の横展開に見られる相違点	108
5. 地域経済・社会への影響	110
6. 今後の見通し，課題	111
第5章 農福連携に関する規定の解釈が法人にもたらす効果について	
—農地の権利取得を中心に—	直江 秀一郎
1. はじめに	114
2. 研究の目的と方法	114
(1) 研究の目的	114
(2) 研究の方法	115
3. 福祉系法人が農業参入する際の規定と論点	115
(1) 事業所の指定を受ける法人の決定	115
(2) 営利を目的としない福祉系法人による農地の権利取得	116
(3) 営利を目的とする福祉系法人による農地の権利取得	118
4. 特定の解釈がもたらす法人への効果	118
(1) 論点I	118
(2) 論点II	120

(3) 論点Ⅲ	125
5. おわりに	126
(1) 結論	126
(2) 今後に向けて	127
第6章 日本とドイツにおける農福連携を通じたインクルージョン	
飯田 恭子・藤田 義紀	129
1. はじめに	129
2. 日本とドイツにおける障害者の就労	130
(1) 障害者就労の促進	130
(2) 障害者の労働の権利を阻む「社会的障壁」	131
(3) 障害者就労のあり方の転換期における状況	132
3. 農福連携における「社会的障壁」の克服方法	133
(1) 類型と分析方法	133
(2) 日本における各類型の状況	134
(3) 農福連携を通じた農村地域におけるインクルージョンに関する分析	135
(4) 分析のまとめ	142
4. おわりに	145

第1章 農福連携の地域的な推進と参加主体の特徴

—長野県「農業就労チャレンジ事業」参加者のアンケート調査結果から—

小柴 有理江

1. はじめに

本章は、長野県で取り組まれている「農業就労チャレンジ事業」（以下、「チャレンジ事業」とする）を事例に、農業活動に取り組む障害福祉サービス事業所¹（以下、「福祉事業所」とする）や農作業を依頼する農業経営体の特徴を明らかにする。

チャレンジ事業は、農作業を依頼したい農業経営体と施設外就労等で農作業を請け負いたい福祉事業所とを結びつけるいわゆるマッチング事業である。厚生労働省では、平成28年度より農福連携を推進する「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」の一環としてマッチング支援事業を行っており²、令和3年度時点で27の都道府県が当該プロジェクトのもとでマッチング支援を行っている³。

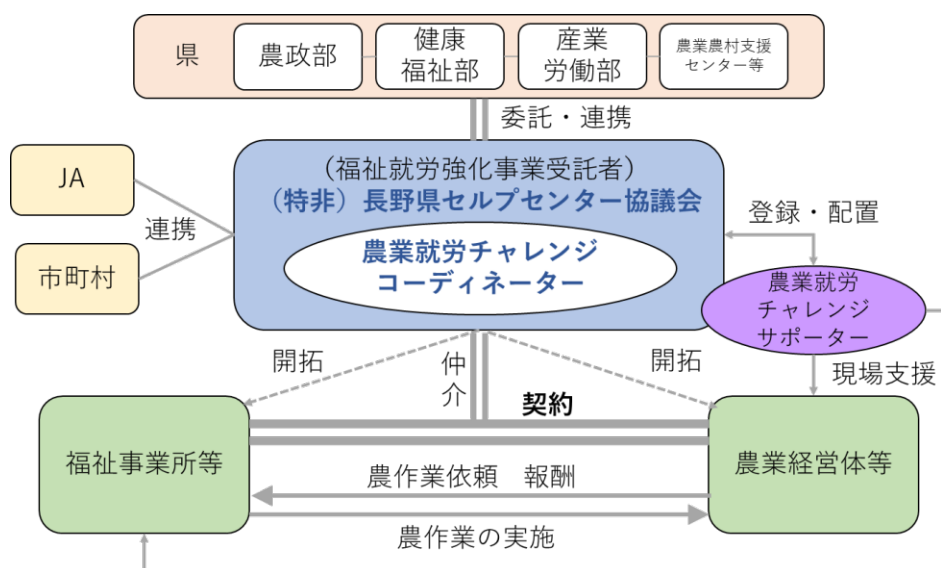
こうしたマッチング事業等による地域での農福連携の推進に関する研究は、小柴ら（2015）、石橋ら（2018）がある。小柴らは、都道府県や市町村単位で面的に農福連携を推進しようとする先進的な取組について、その支援内容を①農作業請負のマッチング、②障害者の農業経営体での就労支援、③福祉分野等からの農業参入支援、④これらを組み合わせた複合的な支援に分類している。さらに石橋らは、様々な支援のタイプと地域農業の形態との関係について分析を行い、効果的な支援のあり方を検討している。ただし、これらの研究はそこに参加している農業経営体や福祉事業所に関する分析までは行っていない。また、それ以前に、マッチング事業以外でも農福連携に取り組む主体の特徴を量的に分析したものは少ない。農福連携に取り組む福祉サイドの主体を分析したものとしては、香月（2020）が農業分野での障害者就労に関する体系的なレビューを行うとともに、大阪府の調査データを分析し、社会福祉法人等でも農業経営としての内実を持った経営が出現していることを指摘している。他方、農業サイドの主体を分析したものとしては、日本基金（2019）がある。これは全国で農福連携に取り組む126の農業経営体等について、その特徴や障害者の受入形態、作業内容等について分析を行っている数少ない調査結果である⁴。ただし、障害者の受入れを行っている農業経営体を抽出するという調査手法上の困難もあり、サンプルも偏らざるをえない。そのため、今後もさらに地域性や農業形態の特徴を加味した上での調査・分析の積み重ねが求められる。

そこで本稿では、長期的に継続してマッチング事業を実施している長野県の取組を事例として、そこに参加する主体の特徴や取組の意義、今後の意向を明らかにする。

2. 長野県「農業就労チャレンジ事業」の概要

長野県では、農業分野での障害者就労の拡大の一環として平成26年度からチャレンジ事業を実施している。

チャレンジ事業では、主として①施設外就労による農作業請負の仲介（福祉事業所と農業経営体とのマッチング）、②福祉事業所が自ら営農する際の支援を実施し、とりわけ前者に注力している。具体的な仕組みは、当事業を受託した「福祉就労強化事業受託者」が長野県の健康福祉部、農政部、産業労働部と連携しつつ、事業を実施する（第1-1図）。同受託者は、開始当初から長野県セルフセンター協議会（以下、「セルフセンター」とする）が受託しており、専任の「農業就労チャレンジコーディネーター」（以下、「コーディネーター」とする）2名⁵を配置している。関係機関の協力のもと、コーディネーターは農作業を依頼したい農業経営体を開拓する⁶。それに対して農作業の請負を希望する福祉事業所を募集し、地域や作業内容等の諸条件を加味してマッチングを行う。農作業の請負契約は、農業経営体と福祉事業所との間で結ぶ。



第1-1図 チャレンジ事業の概要

資料：長野県「障がい者の農業就労チャレンジ事業（福祉就労強化事業）」および聞き取り調査より作成。

実際に作業を行う際は、必要に応じて「農業就労チャレンジサポーター」（以下、「サポーター」とする）を現場に派遣する。サポーターは、農業経営体からの指示を福祉事業所に伝達するなどの支援を行ったり、作業の進捗管理や補助を行ったりする。また福祉事業所が自ら農業活動を行う場合は、サポーターが技術的支援やアドバイスを行う。サポーターの派遣を申請するのは福祉事業所サイドであり、セルフセンターを通じて派遣する。サポーターは事前の登録制となっている⁷。聞き取り調査によると、令和4年12月時点のサポーターの登録者数は108名である。サポーターとして登録する要件は、①（福祉）事業

所からの推薦により、農作業等または障害者の就労支援に係る実績のある者、②NPO 法人グリーンケアーNAGANO からの推薦により、当該団体が実施するアグリジョブトレーナー養成講座を修了している者、③農業改良普及センター等の紹介により、地域で農業活動等を行っている農業者等、④その他長野県が適当であると認める者、のいずれかであると定められている⁸。サポーターは原則として登録した市町村内で活動し、マッチング1件あたり年間50時間を上限に派遣される⁹。なお、サポーターの報酬は事業費から支出され¹⁰、農業経営体や福祉事業所による負担はない。

チャレンジ事業で想定されている福祉事業所は、主に就労継続支援B型事業所（以下、「B型事業所」とする）であるが、それ以外の就労継続支援A型事業所（以下、「A型事業所」とする）等の参加も可能である。農業サイドは、農業経営体や農業部門を持つ食品企業が参加しているほか、農協を介して部会単位で作業を依頼したり、農協の選果場等での作業を依頼したりする場合もある。

長野県によると、事業の開始当初（平成26年度）から令和2年度までにチャレンジ事業に参加した事業所は第1-1表のとおりである。

第1-1表 チャレンジ事業の実績

	参加した障害福祉サービス事業所の数 (か所)	マッチングによるチャレンジサポーターの派遣件数 (件)
平成26年度	26	26
平成27年度	26	38
平成28年度	26	44
平成29年度	17	31
平成30年度	26	51
令和元年度	29	33
令和2年度	32	41

資料：長野県資料より作成

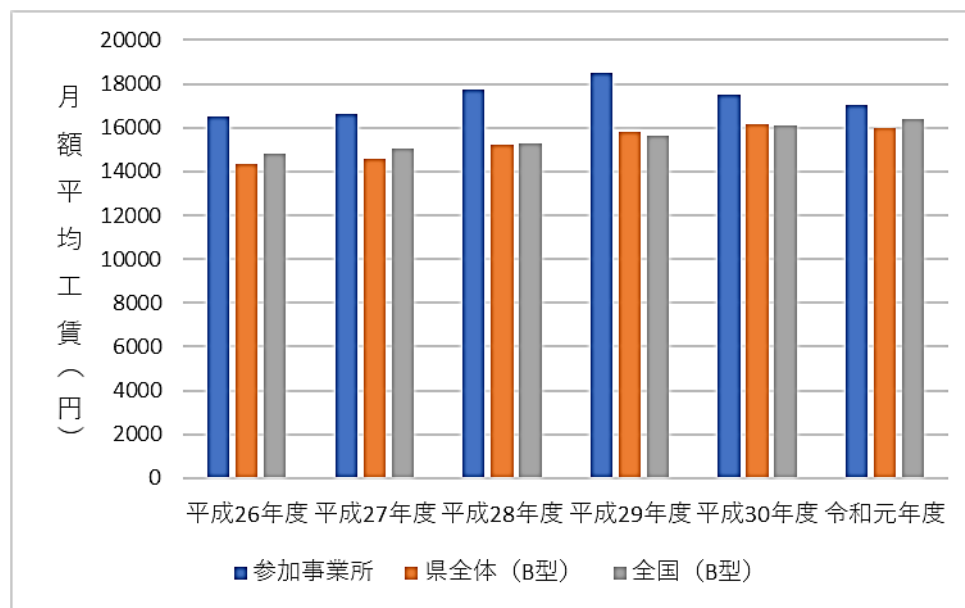
注1)：各年度の新規マッチング数を表している。

注2)：事業に参加せずに施設外就労を行ったものは計上されていない。

チャレンジ事業には毎年20～30か所程度の福祉事業所が参加している。令和2年度における長野県全体のA型事業所数は47事業所、B型事業所数は283事業所と合計330事業所であり、県全体の福祉事業所の1割程度はチャレンジ事業に参加していることが分かる。なお、ここでの「参加した福祉事業所数」とは、当該年度にセルフセンターを通じてマッチングした事業所である。過去にマッチングされ、その後はセルフセンターによるマッチングを経ずに当事者間のやり取りで農作業請負を継続している場合は、計上されていない。そのため実際には表の数値より多くの福祉事業所が農作業請負を行っている。こ

の点については、アンケート調査結果で後述したい。

さらにチャレンジ事業に参加した福祉事業所の平均工賃についてみると、全国や長野県のB型事業所の平均工賃よりも高い傾向にある（第1-2図）。参加事業所にはB型事業所以外も含まれていたり、チャレンジ事業の取組拡大によって年々参加する福祉事業所が多様化したりする等で平均工賃に増減がみられるものの、いずれの年でも県や全国平均を上回っている。



第1-2図 チャレンジ事業に参加した障害者福祉事業所の月額平均工賃の推移

資料：長野県資料および「工賃・賃金実績調査」（厚生労働省調べ）より作成。

注1）：「参加事業所」とはチャレンジ事業に参加した障害者福祉事業所を示す。

注2）：「B型」とは就労継続支援B型事業所を示す。

3. アンケート調査の概要

上述のように、チャレンジ事業に参加した主体について、参加時の状況は把握できるものの、その後の継続状況は必ずしも把握できていない。そのため地域での農福連携の面的な広がりがどの程度あるのか明らかになっていない。また、参加主体による事業の評価や意向も不明である。そうした点を明らかにするため、アンケート調査を実施した¹¹。なお、調査方法は次のとおりである。

- ・調査期間：令和2年3月～5月
- ・調査方法：郵送調査法（往復）。一部農協による直接配布，郵送回収。
- ・調査対象：平成26年度から令和元年度までに長野県「農業就労チャレンジ事業」に参加した経験を持つ農業経営体および福祉事業所
- ・配布数および有効回答率：
農業経営体編：配布数88，有効回答数55，有効回答率62.5%

福祉事業所編：配布数 85，有効回答数 45，有効回答率 52.9%

・調査協力：長野県セルフセンター協議会

ところで、これまでチャレンジ事業に参加した主体の所在地について、まず確認しておきたい。上記のように、本調査は事業を開始した平成 26 年度から調査時点の令和元年度までにチャレンジ事業に参加した農業経営体および福祉事業所を対象としており、その所在地を集計した（第 1-2 表）。

第 1-2 表 チャレンジ事業に参加した主体の所在地

地域別	単位：か所	
	農業経営体 (地域内で 最多の市町村)	福祉事業所 (地域内で 最多の市町村)
北信	20	29
	(長野市) (11)	(長野市) (17)
東信	10	16
	(佐久市) (3)	(上田市) (6)
中信	40	20
	(松本市) (5)	(松本市) (5)
南信	18	20
	(伊那市) (4)	(伊那市) (5)
合計	88	85

注 1)：アンケート配布リストをもとに全ての主体の所在地を集計した。

注 2)：() 内は各地域で取組が最も多い市町村名およびその主体数を示した。

注 3)：農協配布分 (29 農業経営体) は、地域別には計上したが、市町村別の所在地は不明であるため、農協本所の所在地 1 か所のみに計上した。

全体としてみると、東信地域がやや少ないものの、県全域に広がっていることが分かる。長野県は地域差や標高差を生かして野菜、果樹、花卉、きのこ栽培、農産加工など多様な農業が展開されており、障害者の作業を切り出しやすく、このようなマッチングを行いやすい素地があるためと考えられる。

農業サイドでは、中信地域が最も多い。これは域内の農協が積極的に農福連携に関わっており、部会や地域単位で農作業の依頼を行っているためである。福祉事業所では北信地域が最も多い。これは、聞き取り調査によると、農業を依頼する農業経営体と請け負う福祉事業所双方がバランスよく立地しているためと考えられるとのことであった¹²。

市町村別では、農業サイド、福祉サイドともに長野市が最多となっており、いずれも北信地域の半分程度を占める。その要因は明確ではないものの、上述の農作業の需給バランスと同時にマッチングを行うセルフセンターや県などの関係機関が集中していることも 1 つの要因であると考えられる。それ以外の市町村では、調査時点では、特定の市町村に集中せずに広く分布している。表中には示していないが、農業経営体では 26 市町村、福祉事業所では 34 市町村にわたり主体が立地しており、全県的な取組になっているといえよう。

以下では、農業経営体、福祉事業所それぞれの回答結果について述べていきたい。

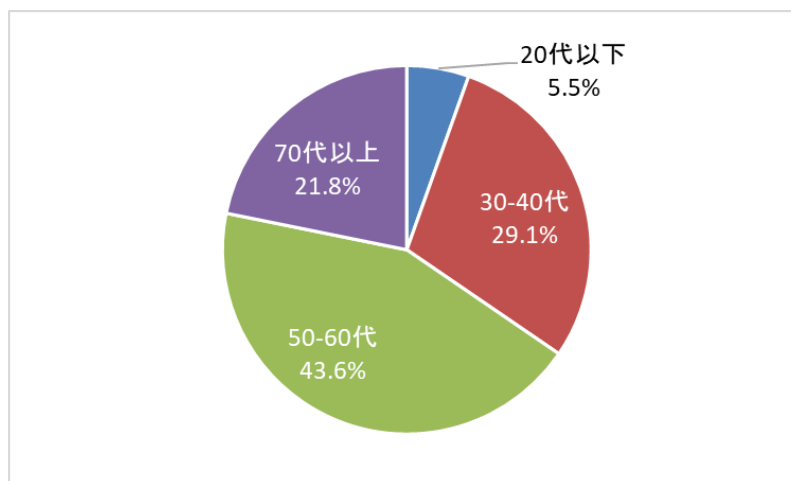
4. アンケート調査結果—農業経営体編—

アンケートでは、福祉事業所に農作業を依頼している農業経営体の特徴、障害者の受け入れ状況、障害者を受け入れたことによる経営面での意義や課題、今後の意向について質問した。以下は回答のあった農業経営体の状況である。

（1）属性

①代表者の年齢

まず、代表者の年齢をみると、70代以上が21.8%であり、70代未満が78.2%を占める。このうち30～40代は29.1%、50～60代は43.6%と若い世代がチャレンジ事業に参加していることが分かる。2020年農業センサスの結果によると、長野県における経営主年齢階層別（農業経営体）では、70歳以上の経営主が51.0%を占めている。それと比較しても、チャレンジ事業に参加している農業経営体は比較的若い経営者層であることが分かる。



第1-3図 代表者の年齢

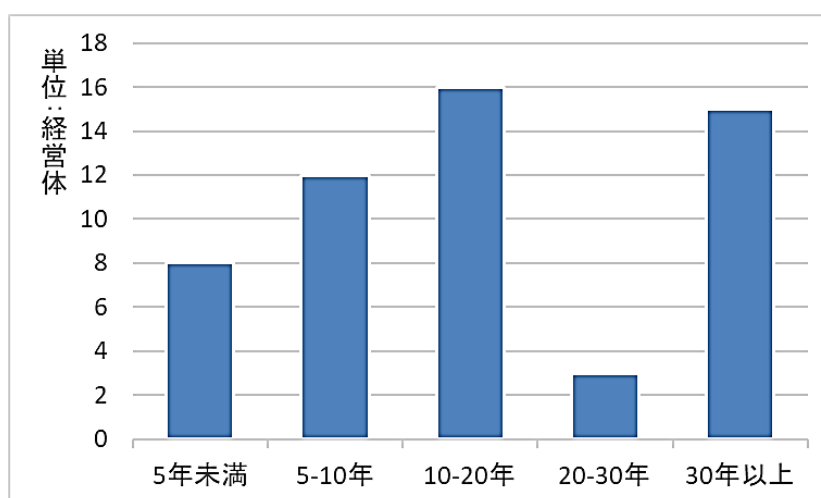
n=55

資料：アンケート調査（2020年3～5月実施）より作成。注記のない限り以下同じ。

注：ラウンドの関係で合計が100%とならないことがある。以下同じ。

②農業経営年数

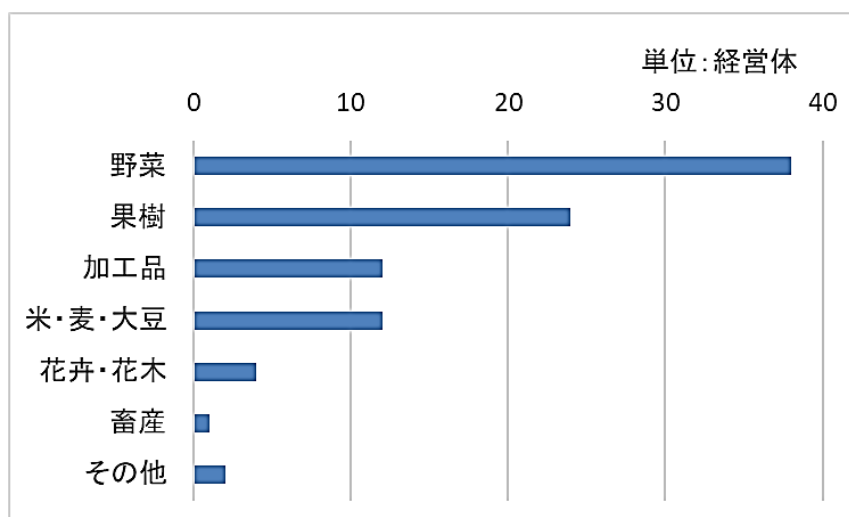
農業経営年数は、10年未満の農業経営体がおおよそ1/3、10～20年がおおよそ1/3、20年以上が1/3を占める。上述の年齢と同様に新規就農者からベテランまで、幅広い農業経営体が事業に参加していることが分かる。



第1-4図 農業経営年数
n=54

③主に栽培している作物（複数回答）

主に栽培している作物は、地域の主要な作物である野菜が最も多く、次いで果樹や加工品となっている。このうち、実際にどのような耕種や作物で作業が依頼されているかについては、後述したい。

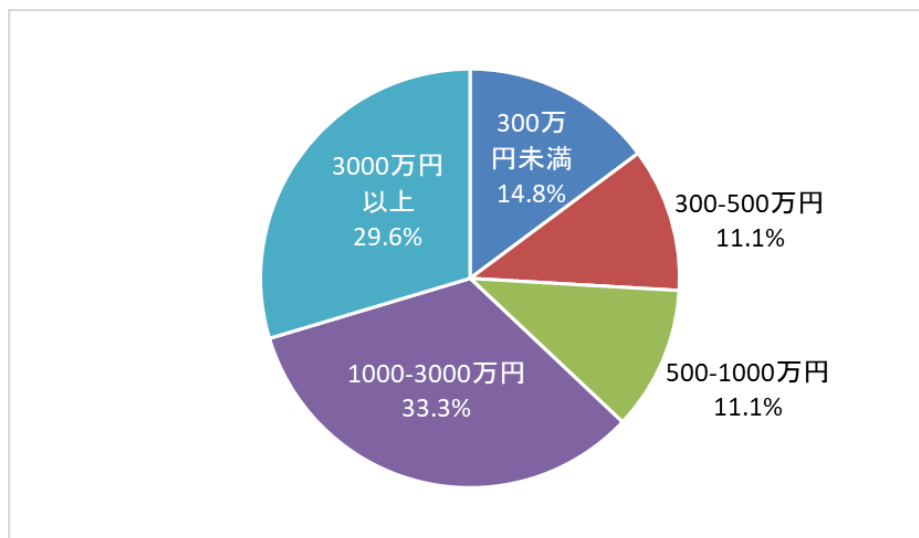


第1-5図 主に栽培している作物（複数回答）
n=55

注：「その他」はいずれも特用林産物（菌茸類）。

④年間売上高（加工品を含む）

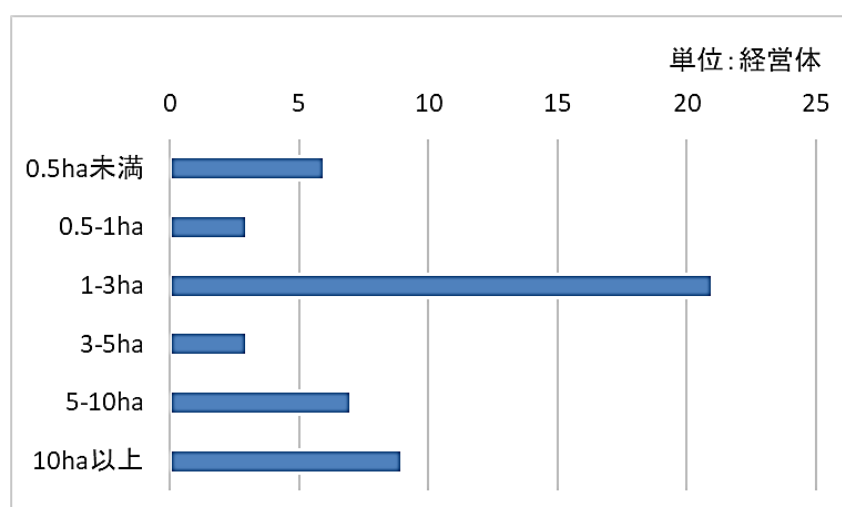
直近（平成30年度）の年間売上高（加工品等の生産関連事業を含む）を確認すると、年間売上高が1千万円以上の農業経営体が6割以上を占めている。とりわけ3千万円以上層が3割近く存在することは注目に値する。



第1-6図 年間売上高（平成30年度）
n=54

⑤経営耕地面積（平成30年度）

経営耕地面積は「1-3ha」が突出しており、1ha以上の経営体が8割以上を占める。また10ha以上という経営体も2割近くを占めている。品目によって規模の広狭の意味は異なるものの、面積の面でも規模の大きい経営体に参加していることが推察される。

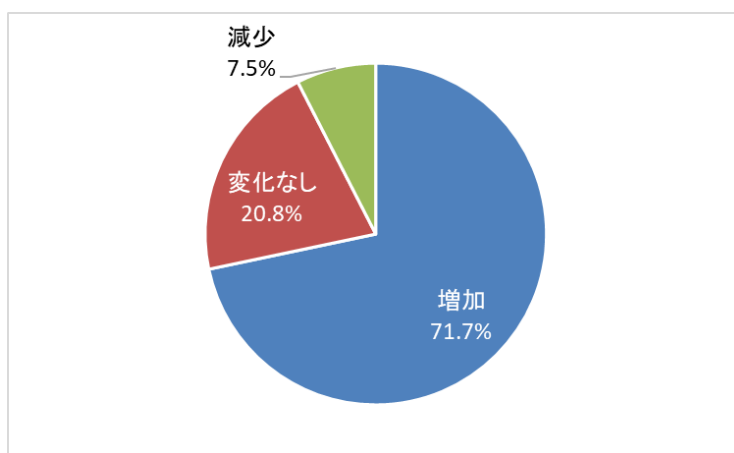


第1-7図 経営耕地面積（平成30年度）
n=49

⑥5年前と比較した経営の変化

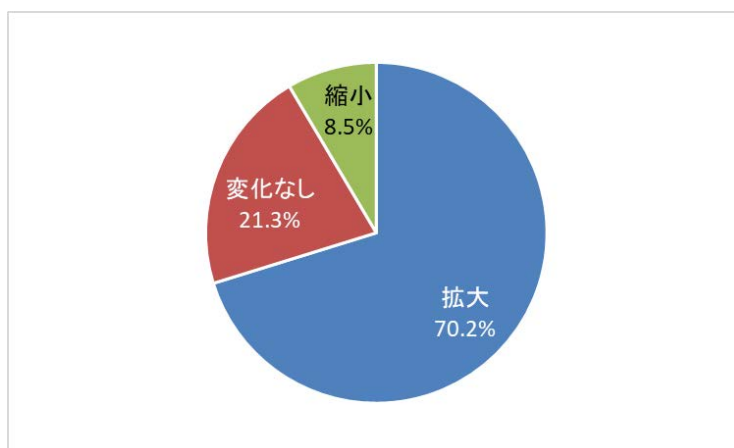
年間売上高，経営耕地面積，全従業員数について，チャレンジ事業の開始以前である平成25年度から直近の平成30年度にかけての5年間の変化について質問した。

年間売上高では約7割が「増加」，経営耕地面積も約7割が「拡大」，全従業員数では約5割が「増加」と回答している。その要因については，チャレンジ事業と関連付けるのは現時点では困難であり，今後聞き取り調査等で確認していく必要がある。少なくとも現時点では，事業が成長している農業経営体が多数チャレンジ事業に参加していることが分かる。



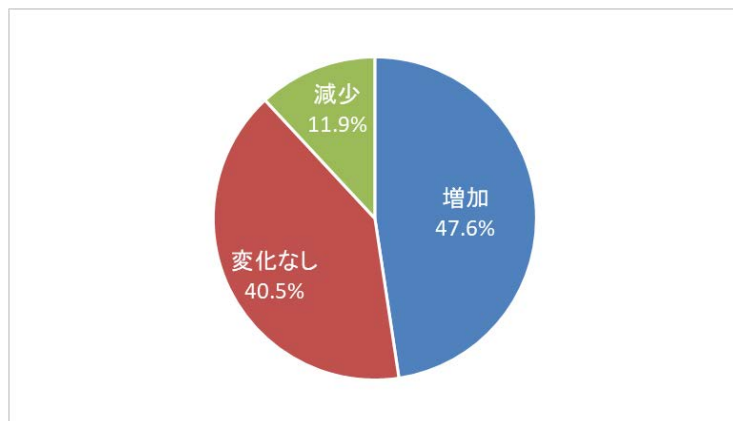
第1-8図 年間売上高の変化（平成25年～平成30年）
n=53

注：5年前に営農を開始していない場合は，営農開始年との比較。



第1-9図 経営耕地面積の変化（平成25年～平成30年）
n=47

注：営農年数が5年以内の場合は農業開始年との比較。



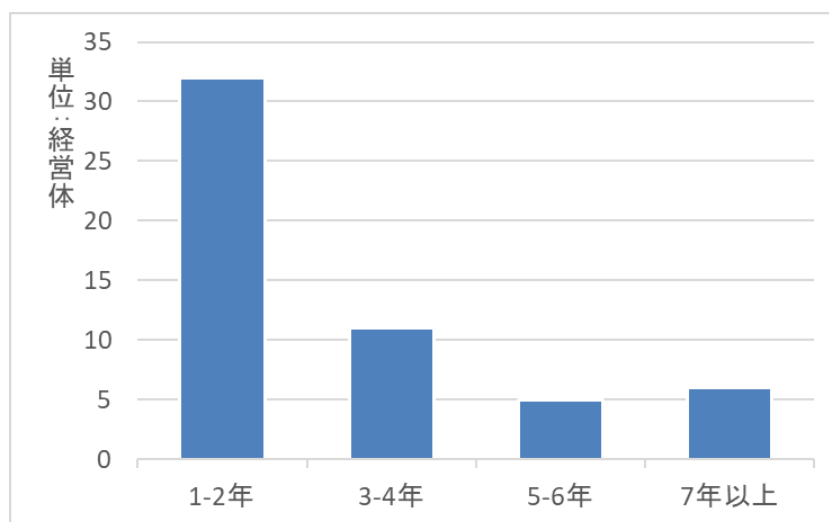
第1-10図 全従業員数の変化（平成25年～平成30年）
 n=42

注：営農年数が5年以内の場合は農業開始年との比較。

（2）経営における障害者の受け入れやチャレンジ事業への参加状況

①経営において障害者を受け入れた年数

経営において障害者を受け入れた年数（チャレンジ事業以外での受け入れを含む）は、約9割はチャレンジ事業の実施年数である6年未満であった。それ以上の期間、すなわちチャレンジ事業の開始以前から障害者を受け入れていたと考えられる農業経営体はおよそ1割存在している。



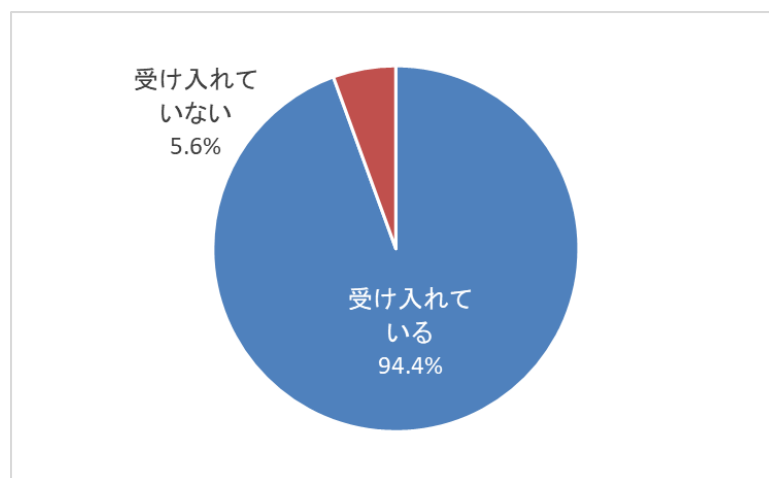
第1-11図 経営において障害者を受け入れた年数
 n=54

注：チャレンジ事業以外での受け入れを含む

②障害者の受け入れの継続状況

回答者のうち94.4%が現在も障害者の受け入れを継続している。本アンケートはチャレン

ジ事業を終了した農業経営体も対象として含んでいるため、チャレンジ事業終了後も独自に障害者の受け入れを行うなど継続性の高さがうかがえる。



第 1-12 図 障害者の受け入れの継続状況

n=54

注：現在の受入れに関する直接的な質問はなく、受入期間から判断した。

③障害者の直接雇用の有無

障害者の直接雇用の経験については、回答者のうち、18.5%は現在あるいは過去に障害者の直接雇用の経験があると回答している。なお、表では示さなかったが、直接雇用「あり」と回答した場合の雇用年数は、「5年未満」が7経営体、「10年以上」が2経営体であり、前者はチャレンジ事業の開始後から、後者はチャレンジ事業の開始以前から障害者の雇用を行っていると考えられ、チャレンジ事業を契機として雇用につなげる動きがあったと推察できる。

現在でも障害者を雇用しているのは11.1%となっている。雇用経験のある農業経営体のうち、半数程度が雇用を継続していることが分かる。

第 1-3 表 障害者雇用の状況（過去、現在）

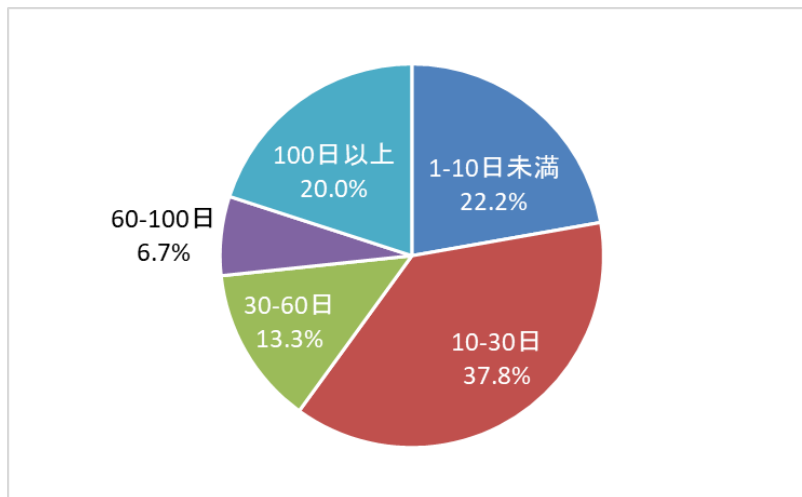
	単位：%	
	あり	なし
直接雇用の経験	18.5	81.5
現在の直接雇用	11.1	88.9

n=54

注：現在の雇用の有無に関する直接の質問はなく、雇用期間から判断した。

④1年間で障害者を受け入れた日数（平成30年度）

1年間で障害者を受け入れた日数は、30日未満が6割を占める。他方で年間100日以上依頼するという経営体も2割存在しており、恒常的に障害者を受け入れているケースも存在している。

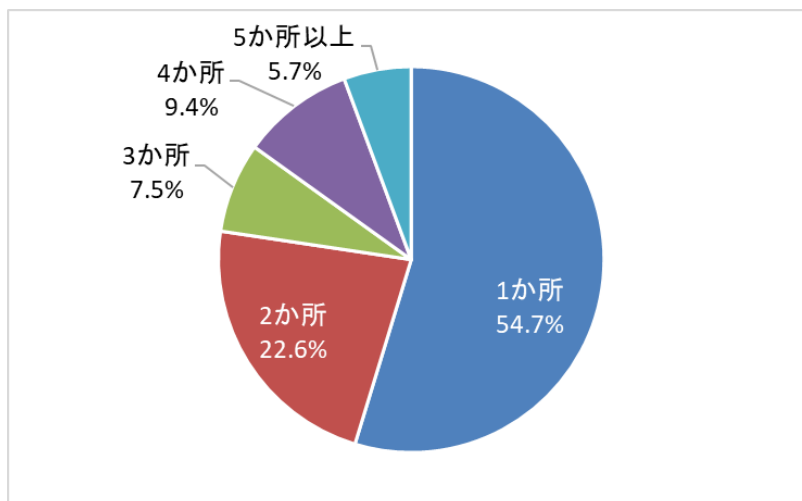


第1-13図 年間の作業依頼日数（平成30年度）

n=45

⑤1年間で作業を依頼した福祉事業所の数（平成30年度）

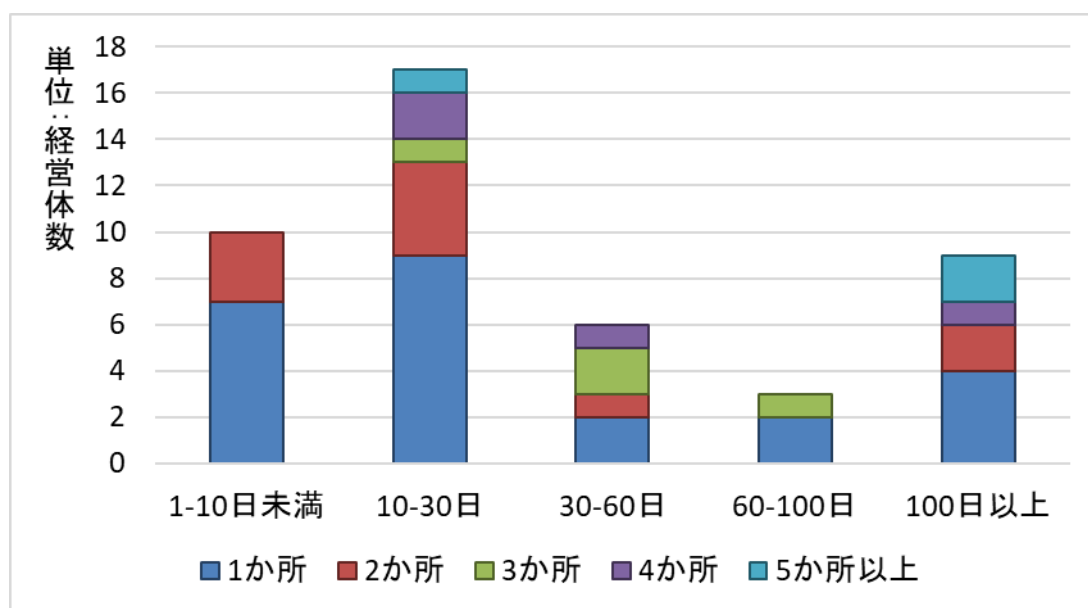
年間の依頼事業所数は、1か所の福祉事業所のみに依頼している経営体は54.7%と約半数であった。それ以外の経営体は複数の福祉事業所に作業を依頼していることが分かる。図中には示していないが、最多で年間8か所の事業所に依頼をしていた。



第1-14図 年間の作業依頼事業所数（平成30年度）

n=53

なお、年間の受入日数と受入施設数とを集計すると下図のようになる。年間受入日数が「10-30日」と短期間の受け入れでも1, 2か所の施設から受け入れる場合もあれば、5か所以上受け入れている場合もある。他方で、「100日以上」と恒常的に受け入れている場合でも同様である。すなわち、「短期間・少数」、「短期間・多数」、「長期間・少数」、「長期間・多数」といったような様々な受け入れのパターンがあることが分かる。



第 1-15 図 年間の受入日数、受入施設数別経営体数（平成 30 年度）

n=45

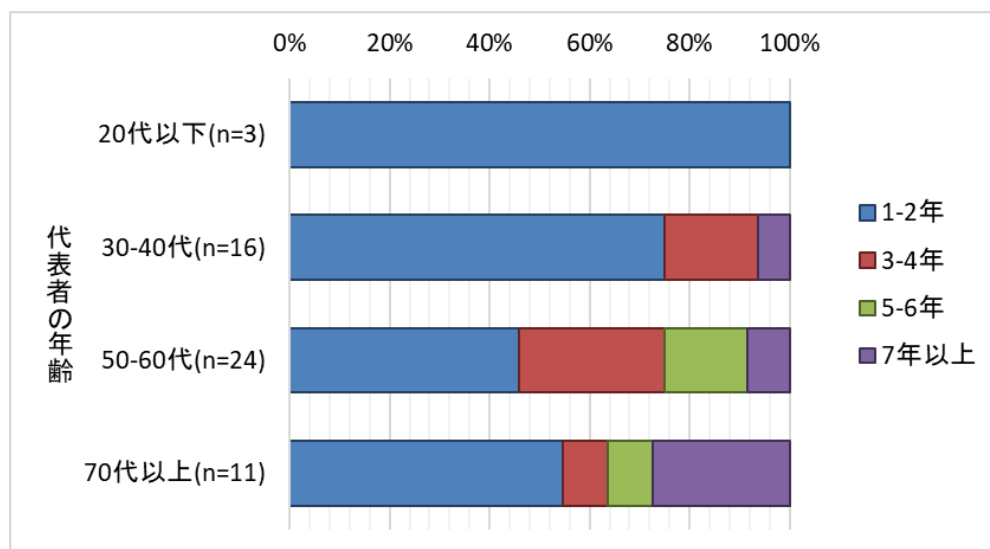
⑥障害者の受け入れの広がりークロス集計からー

ここで障害者の受け入れがどのように広がっているのか、クロス集計から受入年数と属性との関係を見ていきたい。まず、代表者の年齢については、年齢層が高いほど受入年数が長い割合が高い傾向にある（第 1-16 図）。代表者の年齢が「70 代以上」では「7 年以上」の取組割合が高い。「50～60 代」では「3～4 年」および「5～6 年」の割合が高い。こうした傾向は逆に言えば、障害者の受け入れが年々若い層へと広がっていることを示しており、チャレンジ事業を契機に障害者の受け入れが幅広い年齢層に広がりつつあることが推察される。なお、こうした傾向は農業の経営年数との関係でも同様であり、開始当初は経験年数の長い農業経営体による受け入れが主であったが、徐々に経験年数の短い経営体へも取組が広がりつつあることが読み取れる（第 1-17 図）。

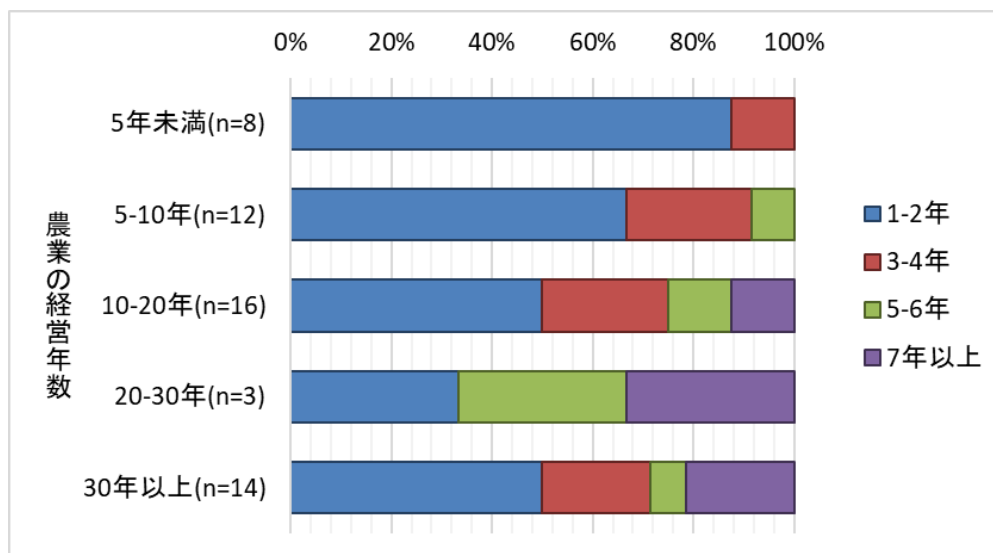
次に年間売上高との関係では、年齢や営農年数ほど顕著な傾向はみられなかった（第 1-18 図）。年間売上高 300 万円以上の層では、いずれも障害者の受け入れを 3 年以上行っている経営体が 3～5 割程度存在している。とりわけ 3,000 万円以上の層では、チャレンジ事業の開始以前からの受け入れと思われる「7 年以上」受け入れている経営体が集中して存在している。これも比較的作業を切り出しやすく、常時雇用を導入している大規模な経営

から、多様な層へと取組が広がっている様子が推察される。なお、経営耕地規模についても分析を行ったが、障害者の受入年数との明確な関係性は認められなかった。

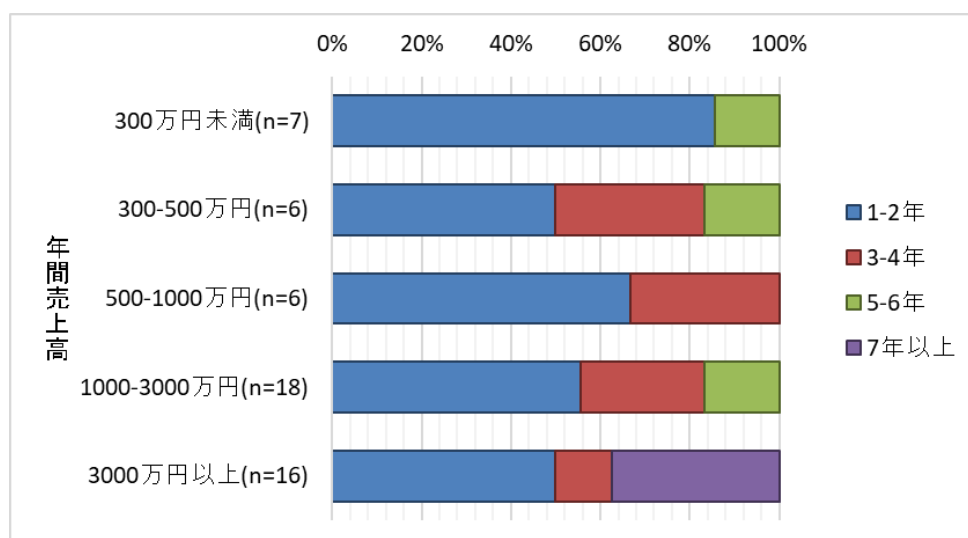
以上のように、チャレンジ事業を契機に、先行して長年障害者を受け入れてきた一部の経営から、地域の多様な担い手層へと取組が拡大していることが分かる。



第 1-16 図 障害者の受入年数と代表者の年齢
 n=54



第 1-17 図 障害者の受入年数と農業の経営年数
 n=53

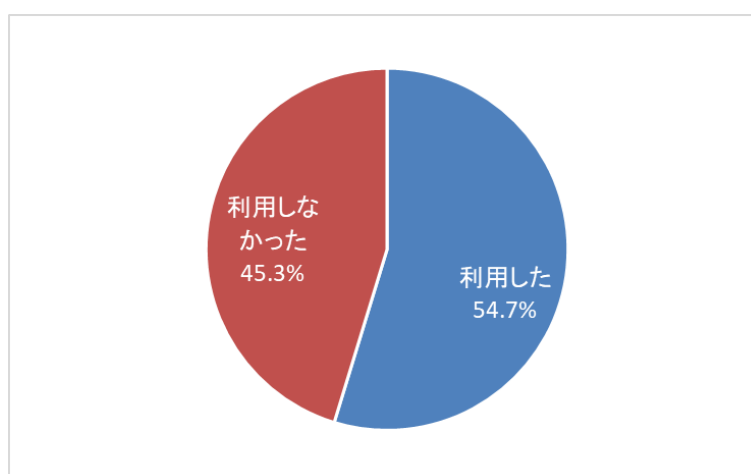


第 1-18 図 障害者の受入年数と年間売上高（平成 30 年度）

n=53

⑦サポーターの利用状況と評価

先述のようにサポーターは福祉事業所サイドの申請に応じて派遣されるが、農業経営体サイドではどのように評価しているのか確認したい。まず、その利用状況は、「利用した」農業経営体が 54.7%、「利用しなかった」が 45.3%とおおよそ半々であった。



第 1-19 図 サポーターの利用状況

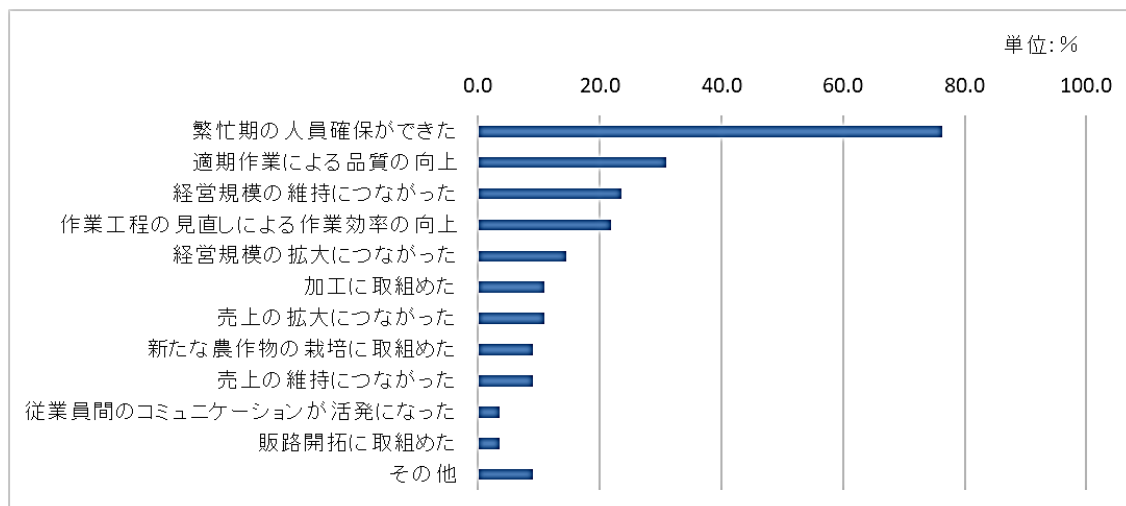
n=53

今後のサポーター派遣の利用については、図表では示さなかったが、サポーター派遣を「利用した」とした農業経営体のうち、100%が今後もサポーター派遣を「利用したい」と回答している（n=29）。サポーター制度における農業経営体の満足度の高さがうかがえる。

（3）チャレンジ事業の評価や課題、今後の意向

①障害者を受け入れたことによる農業経営への効果（複数回答）

農業経営への効果は、「繁忙期の人員確保ができた」という直接的な効果が77.8%で突出している。次いで「適期作業による品質の向上」が31.5%、「経営規模の維持につながった」が24.1%であった。「経営規模の拡大」や「売上の拡大」、「加工に取り組めた」、「新たな農作物の栽培に取り組めた」といった経営の成長や多角化、複合化につながったとの回答も各々1割程度存在する。



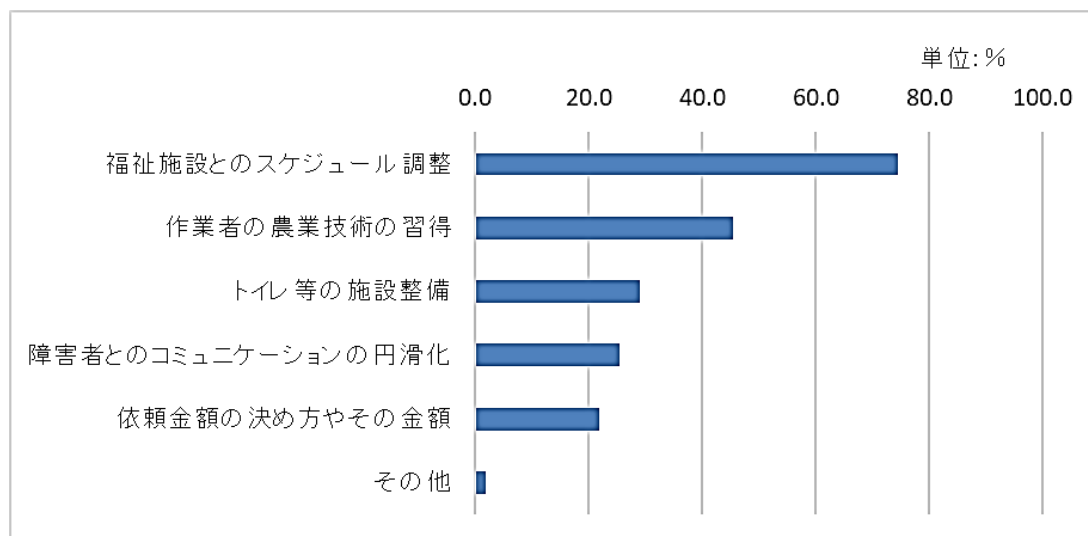
第1-20図 障害者を受け入れたことによる農業経営への効果（複数回答）

n=54

注：回答者数に対する割合

②障害者の受け入れを継続するための課題（複数回答）

継続のための課題は、「福祉施設とのスケジュール調整」が78.8%を占めている。これは、聞き取り調査によると、例えば早朝等の時間外の作業のニーズがあるのに対し、それに応えられる福祉事業所が限られるといったことなどが指摘されている。次いで「作業者の農業技術の習得」が48.1%である。トイレ等の設備面の課題も30.8%であるが依然として存在している。



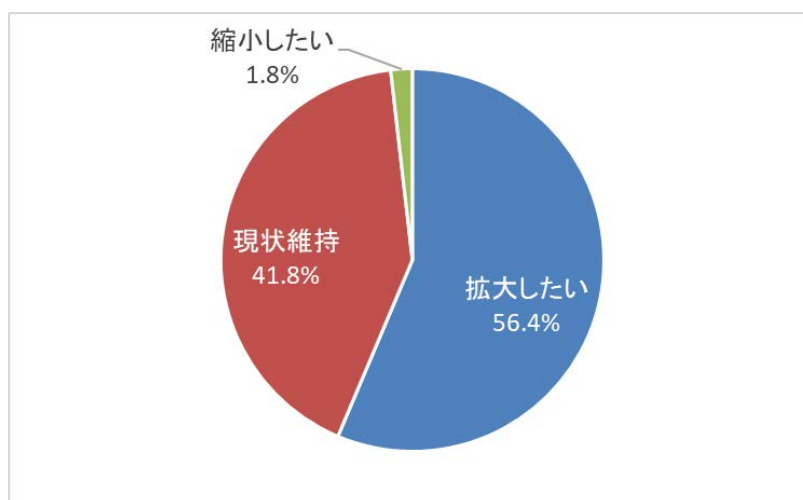
第 1-21 図 障害者の受け入れを継続するための課題（複数回答）

n=54

注：回答者数に対する割合

③障害者の受け入れに対する今後の意向

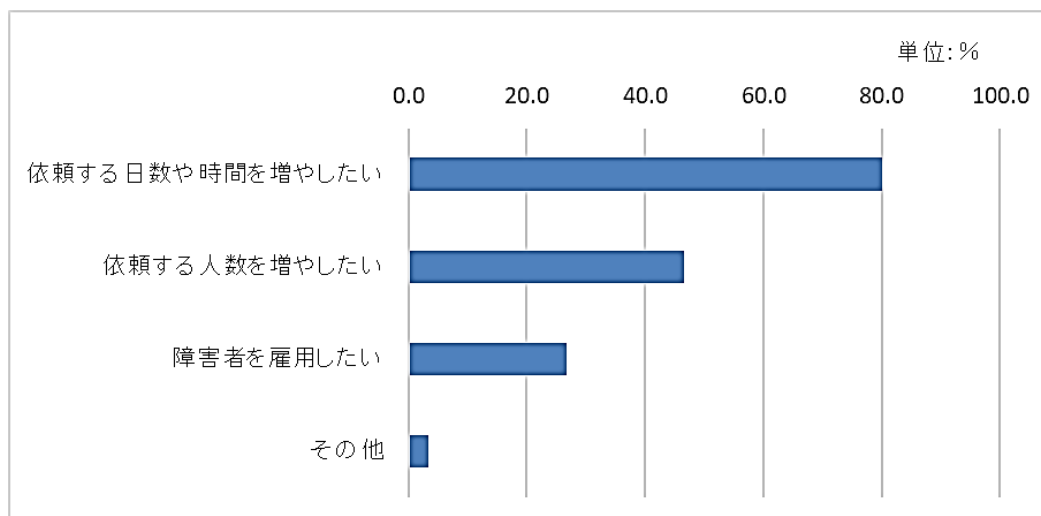
今後の意向は、障害者の受け入れを「拡大したい」が 56.4%、「現状維持」が 41.8%である。両者を合わせると 98.2 %が今後も障害者の受け入れを維持・拡大したいと回答している。



第 1-22 図 障害者の受け入れに対する今後の意向

n=55

④障害者の受け入れを「拡大したい」場合の方向性（複数回答）



第 1-23 図 障害者の受け入れを「拡大したい」場合の方向性（複数回答）

n=30

注：障害者の受け入れを「拡大したい」とした回答者による回答

上記で障害者の受け入れを「拡大したい」とした回答者に対し、その方向性を質問した。「依頼する日数や時間を増やしたい」が 80.0%、「依頼する人数を増やしたい」が 46.7%であり、日数や時間数の拡大・延長を希望する割合が圧倒的に高い。「障害者を雇用したい」との意向も 26.7%存在する。

（４）小括

チャレンジ事業を契機として、施設外就労での障害者の受け入れが地域農業の担い手層に拡大しており、こうした農業経営体の繁忙期の（一部は日常的な）人手不足の解消に貢献していた。農業経営体サイドにおける今後の障害者の受け入れに関しても積極的な意見が大半であった。それゆえに期待は大きく、今後の継続的な受け入れにあたっては、福祉事業所とのスケジュール調整や農作業技術の習得といった希望があり、そうした点への対応が課題となっていた。

5. アンケート調査結果―福祉事業所編―

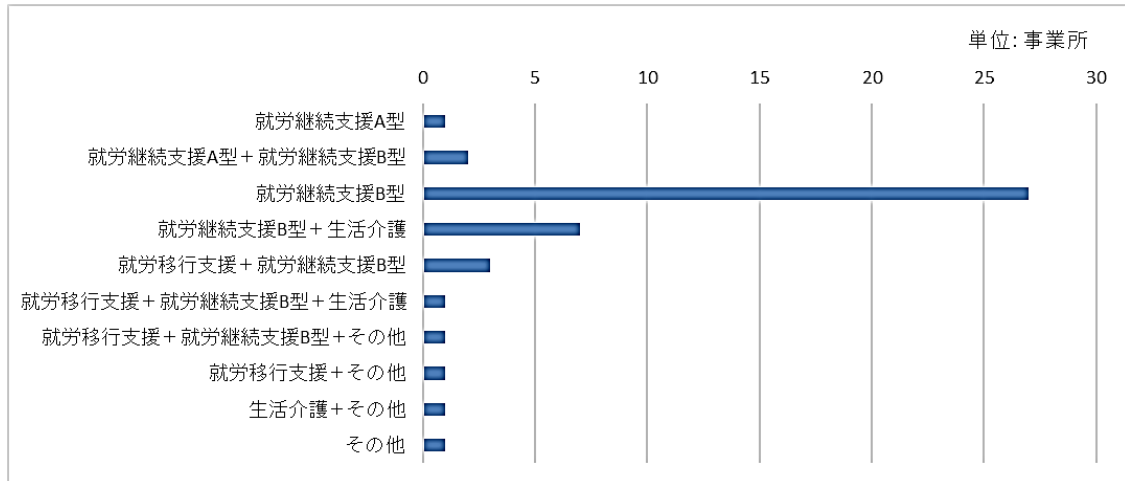
次いで福祉事業所による回答結果を示す。記述の構成は、以下となっている。

- （１）回答者の属性（福祉事業所による全回答を集計）
- （２）農作業請負への取組状況（農作業請負に取り組む福祉事業所のみを集計）
- （３）自営農業への取組状況（自営農業に取り組む福祉事業所のみを集計）
- （４）農業活動の評価や課題、今後の意向（福祉事業所による全回答を集計）

(1) 回答者の属性

①法人全体の就労・訓練系福祉サービス

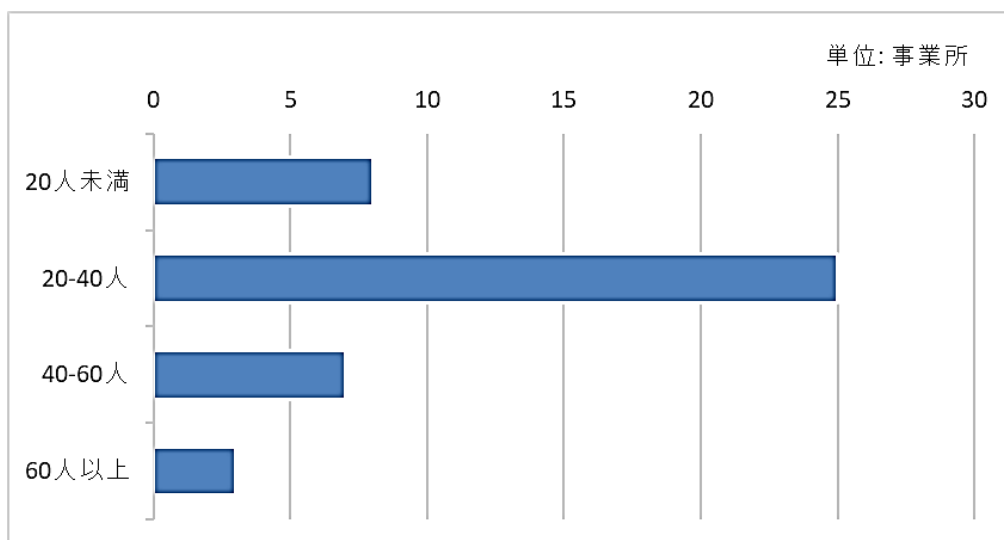
まず、農業活動を行っている部門がある法人全体の就労・訓練系福祉サービスを確認すると、チャレンジ事業が主としてB型事業所を対象としていることもあり、B型事業所が突出して多い。次いでB型事業所＋生活介護や就労移行支援（以下、「移行支援」とする）＋B型事業所となっている。少数ではあるがA型事業所の参加もあった。



第 1-24 図 法人全体の就労・訓練系障害福祉サービス
n=45

②法人全体の利用者数

法人全体の利用者数については、「20-40」人規模が半数以上を占めている。大規模の法人というよりは、中小規模の法人の参加が中心であることが分かる。

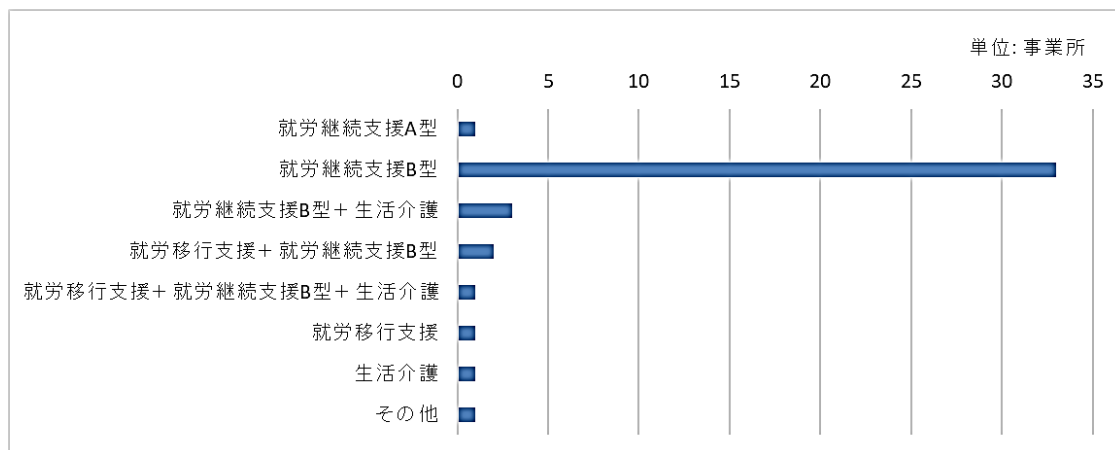


第 1-25 図 法人全体の利用者数
n=43

③農業活動を行う部門の就労・訓練系障害福祉サービス

農業活動の形態や規模を把握するため、農業活動を実施する部門がある場合、その部門に関する質問を行った¹³。

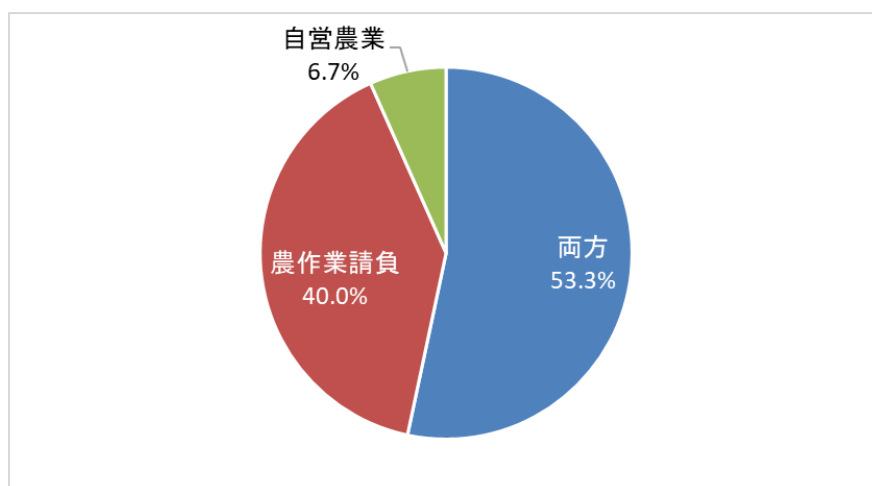
農業活動を行う部門の就労・訓練系福祉サービスは、先述のようにチャレンジ事業の性格もあり、B型事業所が突出して多くなっている。



第 1-26 図 農業活動を行う部門の就労・訓練系障害福祉サービス
 n=43

④農業活動の形態

実施している農業活動の形態については、農業経営体等に出向いて作業を行う「農作業請負」と福祉事業所で自ら農業活動を行う「自営農業」、その「両方」が想定される。このうち最も割合が高いのは「両方」を行う事業所であり 53.3%となっている。次いで「農作業請負」のみが 40.0%、「自営農業」のみが 6.7%となっている。

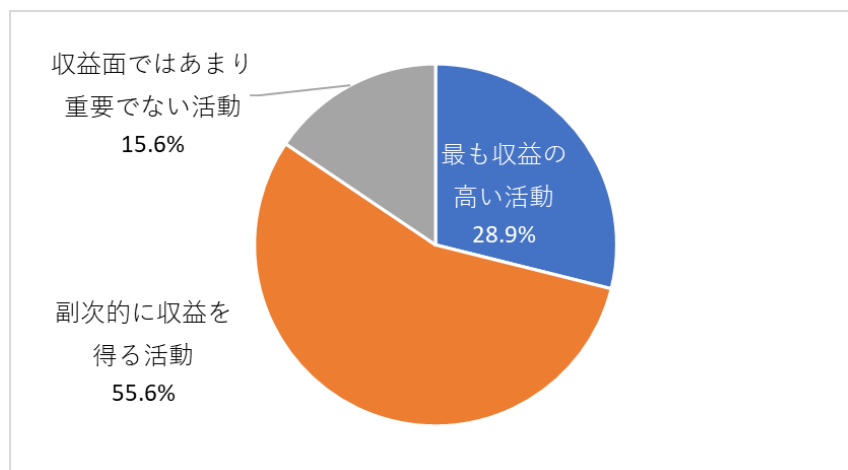


第 1-27 図 農業活動の形態
 n=45

注：「両方」とは「農作業請負」と「自営農業」の両方を行っていることを指す。

⑤農業活動の収益面での位置づけ

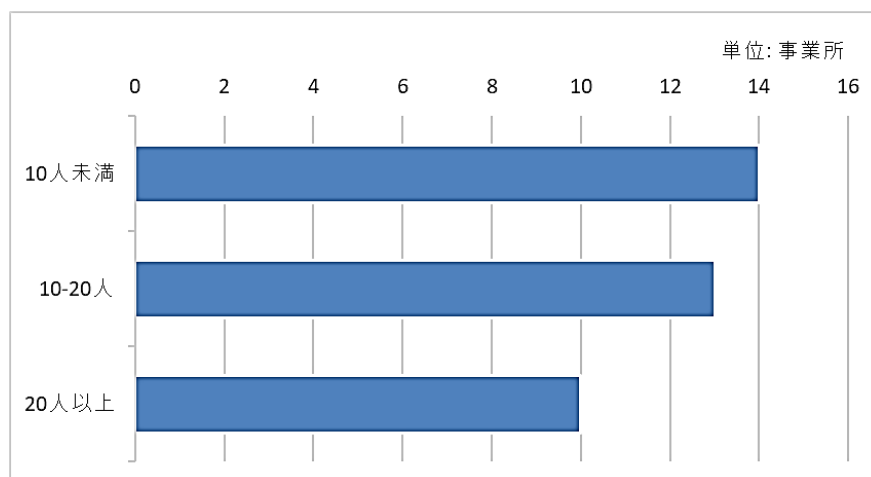
農業活動の収益面での位置づけに関しては、「最も収益の高い活動」が28.9%、「副次的に収益を得る活動」が55.6%であり、それらを合わせると84.5%が農業活動での収益に期待していることが分かる。



第1-28図 農業活動の収益面での位置づけ
n=45

⑥農業活動を行う部門の利用者数（平成30年度）

農業活動を行う部門の利用者数は、「10人未満」が37.8%、「10-20人」が35.1%となっている。

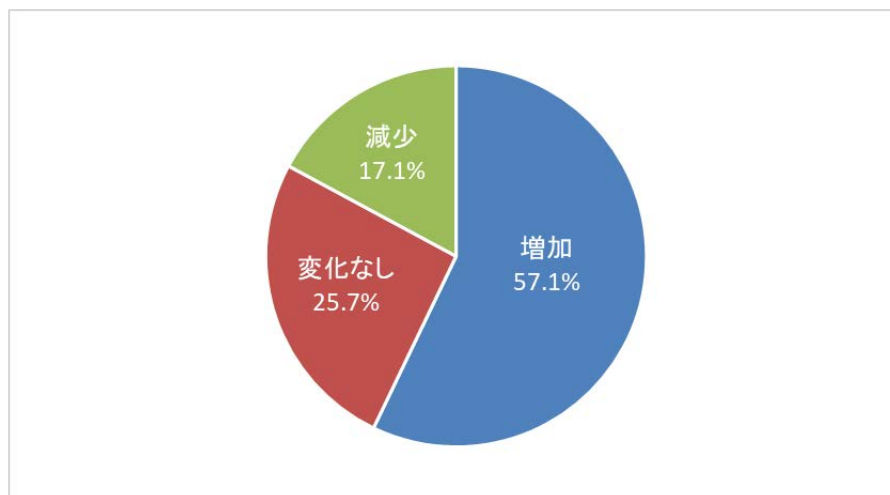


第1-29図 農業活動を行う部門の利用者数（平成30年度）
n=37

注：農業および生産関連事業を行う部門。他産業の就労活動を並行して行っている場合を含む。

⑦農業活動を行う部門における5年前と比較した利用者数の変化

農業活動を行う部門の利用者数を5年前と比較すると、「増加」が57.1%、「変化なし」が25.7%、「減少」が17.1%であった。チャレンジ事業への参加との関係は断定できないが、利用者数が増加傾向にある福祉事業所が多数参加していることが分かる。

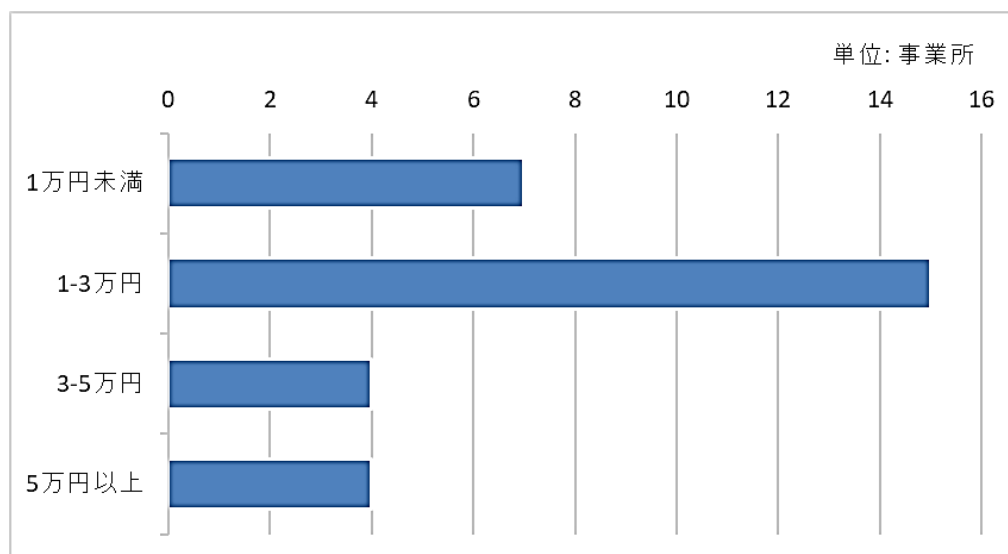


第1-30図 農業活動を行う部門における利用者数の変化（平成25年度～平成30年度）
n=35

注：農業活動年数が5年以内の場合は農業活動開始年との比較。

⑧農業活動を行う部門の月額平均工賃¹⁴（平成30年度）

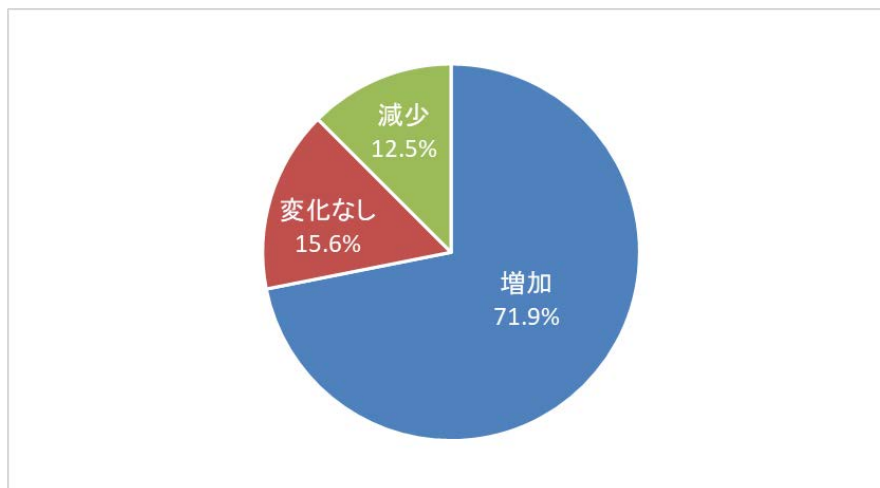
農業活動を行う部門の月額平均工賃は、「1-3万円」が最も多く約半数を占める。質問は農業活動を行う部門に限定したものではあるが、1万円を下回る工賃の事業所も1/4程度存在している。



第1-31図 農業活動を行う部門の月額平均工賃（平成30年度）
n=30

⑨農業活動を行う部門における5年前と比較した月額平均工賃の変化

平均工賃の変化（平成25年度～平成30年度）については、5年前と比較して「増加」したとの回答が約7割を占めている。これについてもチャレンジ事業との関係性は明言できないが、事業所全体の工賃の増加でなく、農業活動を行う部門で月額平均工賃が増加傾向にあることは注目に値する。



第1-32図 農業活動を行う部門の月額平均工賃の変化（平成25年度～平成30年度）
n=32

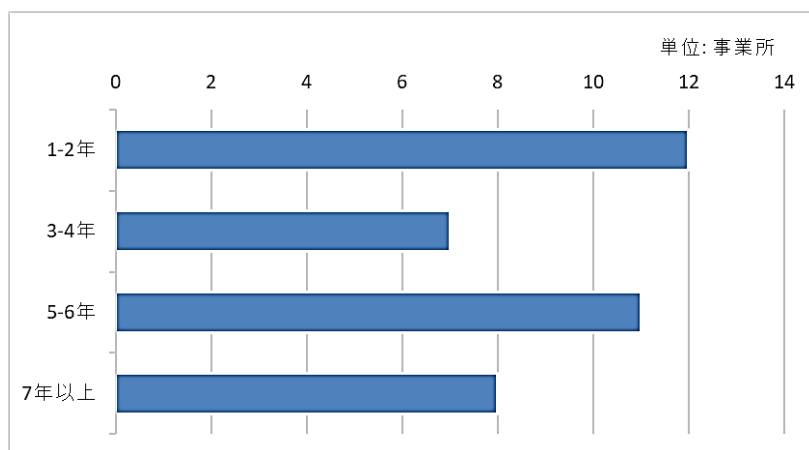
注：農業活動年数が5年以内の場合は農業活動開始年との比較。

（2）農作業請負への取組状況

次に福祉事業所が施設外就労等で農作業を請け負う「農作業請負」を実施している福祉事業所の回答から、その取組状況をみていきたい。

①農作業請負に取り組んだ期間

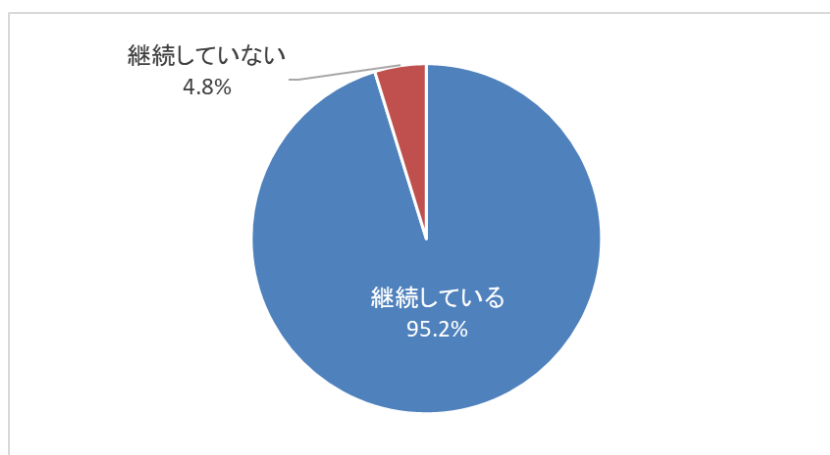
農作業請負に取り組んだ期間は、約8割がチャレンジ事業の実施年数である6年以下であり、チャレンジ事業への参加を契機として取組が開始されたことが推察できる。他方で7年以上実施している事業所も2割程度存在し、もともと農作業請負を行っていた事業所がチャレンジ事業への参加によって、新たな農業経営体を開拓するなどして取組を拡大している様子がうかがえる。



第 1-33 図 農作業請負に取り組んだ期間
 n=38

注：チャレンジ事業以外での取組を含む。

②農作業請負の継続状況



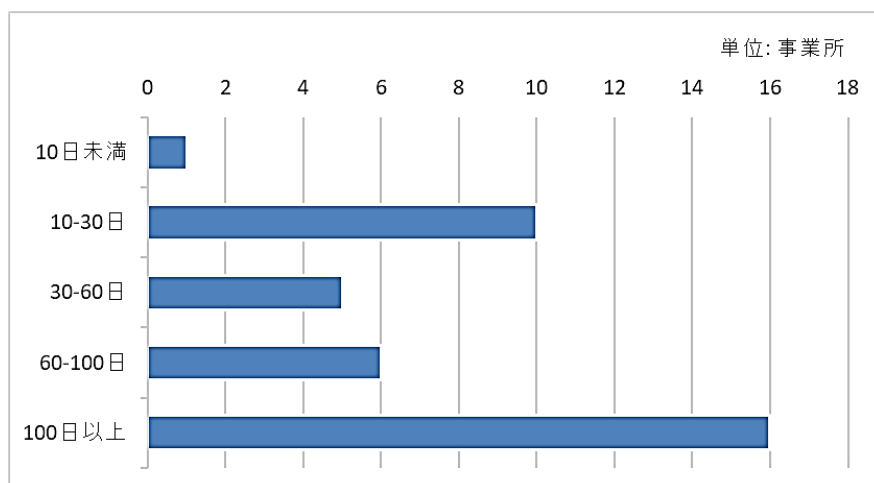
第 1-34 図 農作業請負の継続状況
 n=42

注：継続状況に関する直接の質問はなく，調査時点の取組から判断した。

回答者のうちの 95.2%が農作業請負を継続している。これは調査時点ではチャレンジ事業を終了した福祉事業所も含まれており，継続性の高さがうかがえる。

③農作業請負での年間作業日数（平成 30 年度）

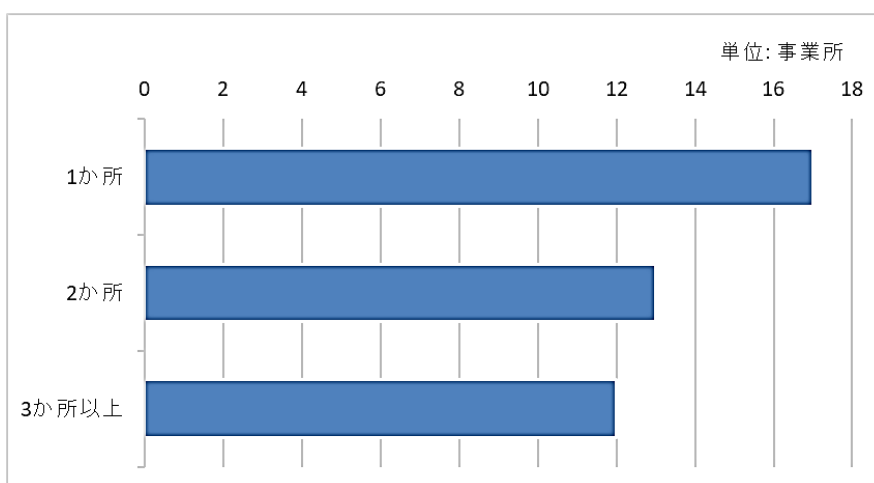
農作業請負での年間の作業日数は，「100 日以上」が最も多い。次いで「10-30 日」となっている。農業経営体編でも述べたように，農作業を日常的に請け負っている福祉事業所と，農作業に短期間従事する福祉事業所とが併存している。



第1-35図 農作業請負での年間作業日数（平成30年度）
n=38

④請負農業経営体数（平成30年度）

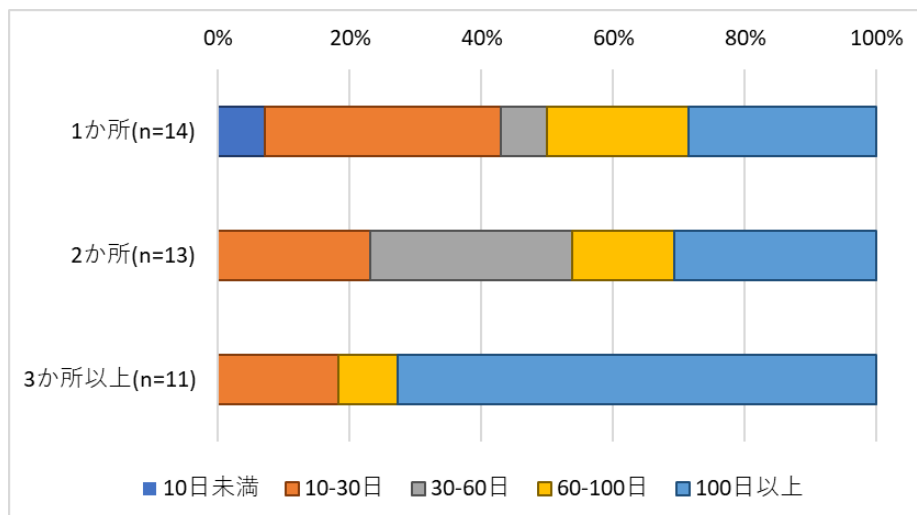
農作業を依頼した農業経営体の数（請負農業経営体数）は、「1か所」が最多で全体の40.5%，次いで「2か所」が同じく31.0%，「3か所以上」が28.6%となっている。1か所のみで作業を行う福祉事業所よりも，2か所以上の複数の農業経営体から作業を依頼されている福祉事業所が半数を超えている。



第1-36図 請負農業経営体数（平成30年度）
n=42

⑤請負日数と請負農業経営体数（クロス集計）

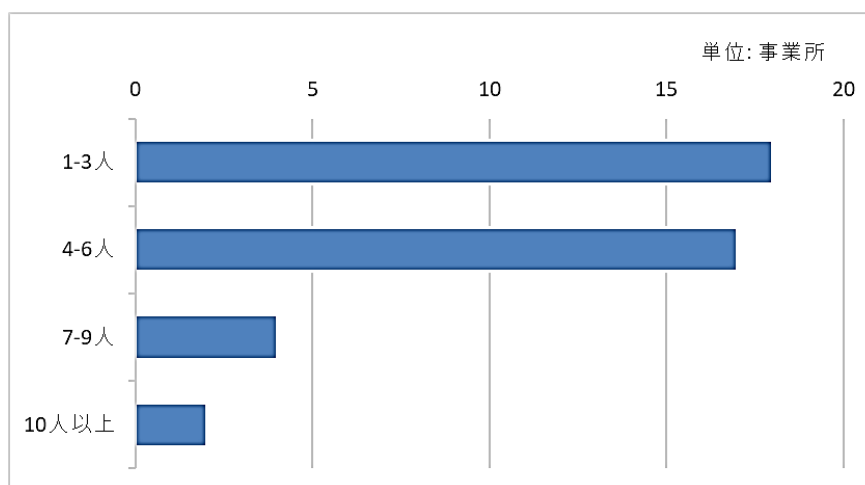
上記の農作業請負の請負日数と請負農業経営体数のクロス集計をすると，請負農業経営体数が多いほど請負日数も多い傾向にある。請負農家数が「1か所」層では，43%が請負日数30日未満である。「2か所」では30日未満の割合は23%であり，「30-60日」が31%を占める。「3か所以上」では，「100日以上」73%を占めている。1か所で短期的に農作業を請け負う福祉事業所から，複数個所，とりわけ3か所以上の農業経営体から，季節的あるいは周年で作業を請け負う福祉事業所まで存在している。



第1-37図 請負日数と請負農業経営体数（平成30年度）
 n=38

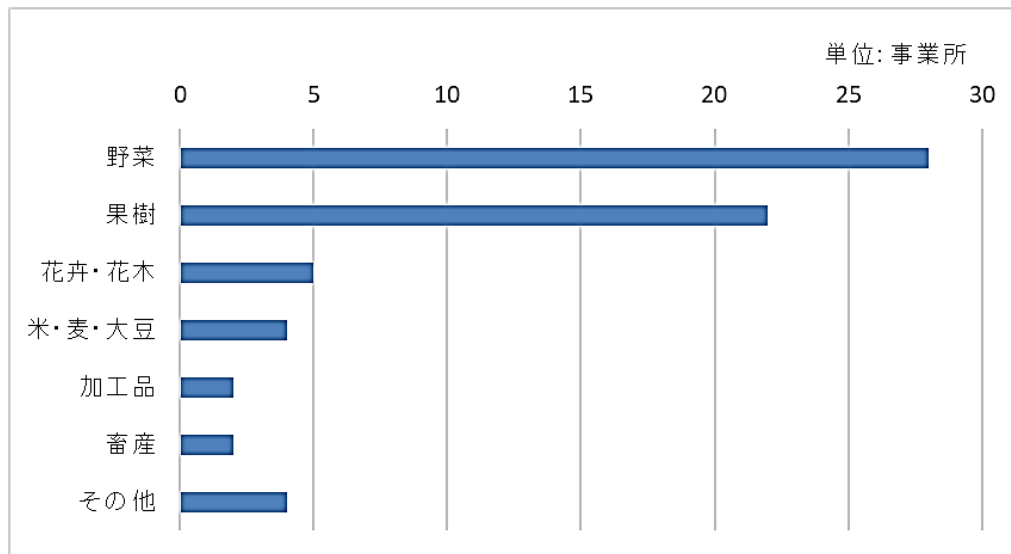
⑥農作業請負1回あたりの平均参加利用者数（平成30年度）

農作業に出向く際の1回あたりの平均利用者数は、「1-3人」が最も多く、次いで「4-6人」であった。福祉事業所の規模、職員配置、車での移動のしやすさ等を考慮して人数が選択されているものと考えられる。



第1-38図 農作業請負1回あたりの平均参加利用者数（平成30年度）
 n=41

⑦作業を請け負った主な作目（複数回答）



第 1-39 図 作業を請け負った主な作目（複数回答）

n=42

請け負っている作業は、野菜や果樹の作業が中心となっている。これらは地域性を反映していると同時に、障害者の作業を切り出しやすい作目であるといえる。

具体的な作業内容は第 1-4 表のとおりである。リンゴやブドウ、トマト、加工用トマトといった、作業工程が多くかつ人手が必要な品目での作業依頼が多くなっている。それ以外にも地域性を反映した多岐にわたる依頼があることが分かる。作業内容は野菜では定植、収穫、調製が主となっている。果樹では、摘果や葉つみ、収穫や剪定後の枝拾い等の依頼が主となっている。全体では除草の依頼も多く、聞き取り調査によると、草刈り機を持参して草刈りを行える福祉事業所もあるという。また、農協を通じて長いものの収穫後の棚こわし作業をまとめて依頼している例もあるとのことである。

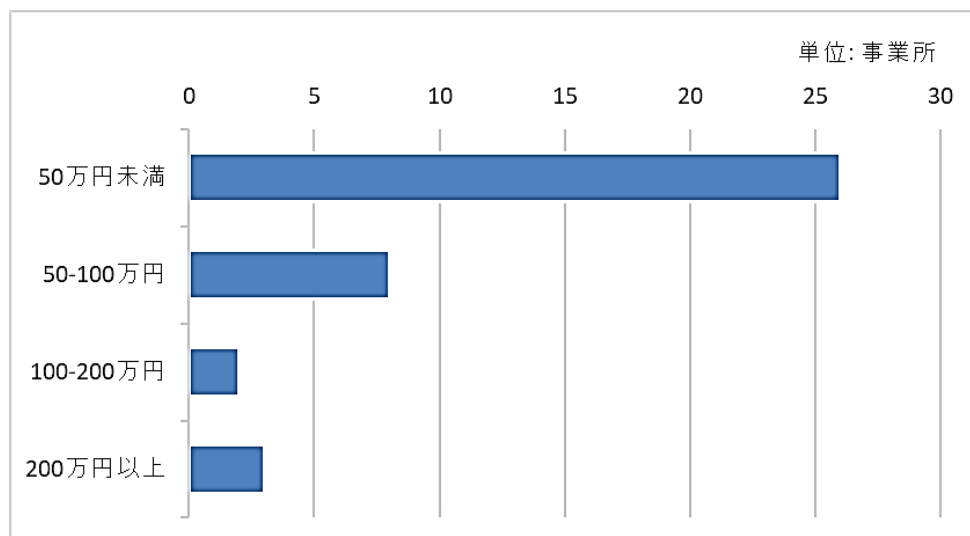
第1-4表 農作業請負の作業内容（複数回答）

			単位：事業所		
作業内容		回答 事業 所数	作業内容		回答 事業 所数
水稲	稲刈, 脱穀, 運搬	1	ミカン	皮むき(加工前処理)	1
	栽培全般	1	リンゴ	摘果	2
	脱穀後片付け	1		摘果, 葉つみ	1
ジャガイモ	収穫	1		葉つみ	1
花豆	殻むき	1		葉つみ, 収穫	1
	選別	1		摘花, 枝拾い	1
長いも	棚の片付け	2		枝拾い	1
レタス	マルチはがし	1		ワラ敷き	1
ネギ	除草	1		除草	1
タマネギ	収穫	2	ブドウ	収穫	2
	収穫, 運搬	1		栽培	1
	収穫, 選別	1		栽培補助(植栽, 摘房, 摘粒, ネット, 冬支度等)	1
	定植	1		傘かけ	1
ブロッコリー	定植	1		傘整理	1
キュウリ	収穫	2		除草, 葉つみ	1
トマト	収穫	4		選果	1
	収穫	2		枝処理	1
	収穫, 運搬	1		剪定	1
加工用トマト	収穫, 片付け	1		剪定枝落とし	1
	苗床の盛土	1		枝拾い	1
	苗管理	1		巻きヅルとり	1
イチゴ	抜枝, 抜根	1		除草	1
	収穫	3	柿	収穫	2
	収穫	3	ブルーベリー	定植	1
ケール	栽培, 収穫	1	カシス	収穫	1
	収穫	1	パパイヤ	定植, 栽培, 加工(茶)	1
	片付け, 堆肥入れ	1	ナツメ	除草, 収穫	1
アスパラガス	除草	1	花卉	花摘み	1
	収穫, 選別	1	シャクヤク	除草	1
	収穫	1	苗	除草	1
カボチャ	収穫	1	牛	牛舎の清掃	1
ズッキーニ	除草	1	鶏	エサづくり, 給餌, 採卵, 洗卵	1
ホップ	調製, 選別	1	エノキタケ	ケース巻き	2
ニンニク	選別	1	薪	薪割	1
トウガラシ	収穫	1	その他	除草	10
	栽培全般	1		雑作業	1
	有機高原野菜栽培	1		雨除けシート張りと回収, 防鳥ネット張りと回収	1
野菜	調製	1		選別	1

n=42

⑧年間の農作業請負の報酬額（平成30年度）

年間の農作業請負の報酬額は「50万円未満」が最多で66.7%を占める。他方で「200万円以上」は8.0%存在している。

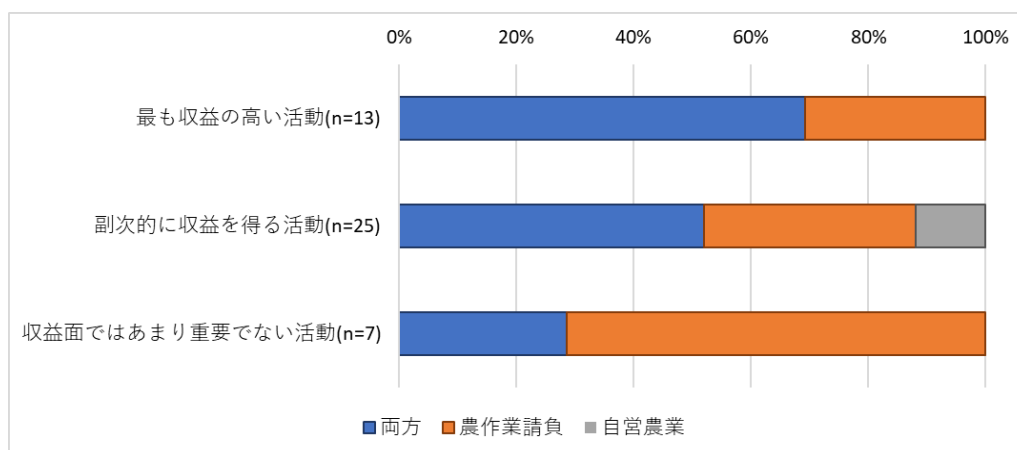


第1-40図 年間の農作業請負の報酬額（平成30年度）
n=39

⑨収益上の位置づけと各要素のクロス集計

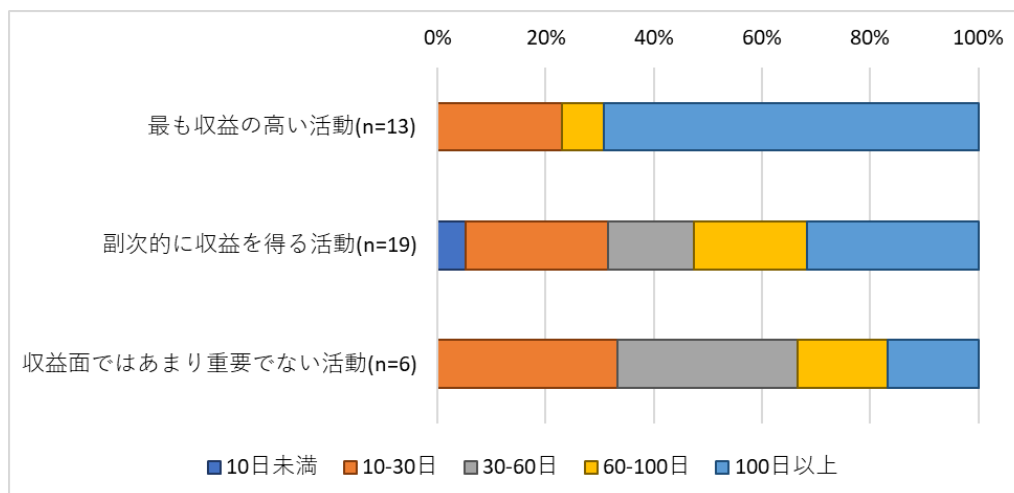
ここで、福祉事業所での農業活動の位置づけと活動内容との関係を把握するため、クロス集計を行った。

まず、農業形態との関係は、主として収益に期待している事業所ほど農作業請負と自営農業との「両方」を行っている割合が高い。「最も収益の高い活動」に位置づけている層では、「両方」の割合が7割近くとなっている。他方で収益を重視していない事業所では農作業請負のみを実施している福祉事業所の割合が高くなっている。「収益面ではあまり重要でない活動」層では7割超が農作業請負のみの実施となっている。



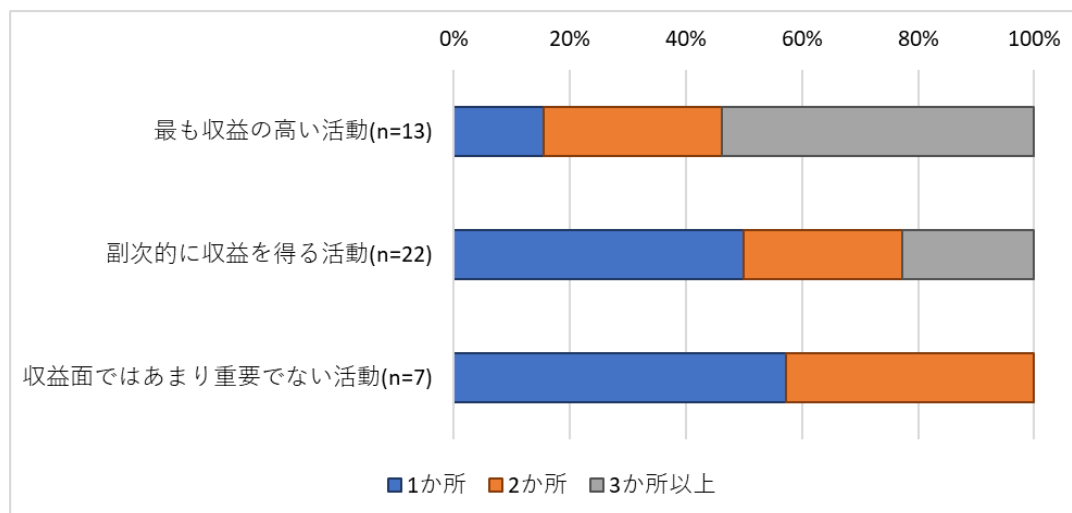
第1-41図 収益上の位置づけと農業形態
n=45

次に、請負日数および請負農家数との関連をみると、収益を期待している福祉事業所ほど請負日数が多い傾向にある。「最も収益の高い活動」と位置づけている福祉事業所の7割が年間請負日数100日以上となっている。



第1-42図 収益上の位置づけと請負日数
n=38

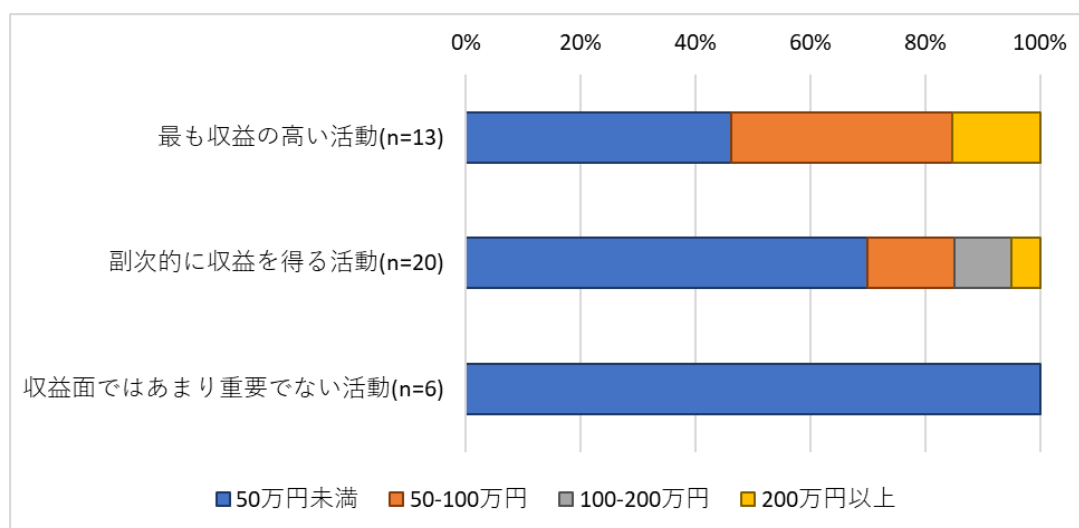
同様に請負農家数も、収益上の位置づけが高いほど請け負う経営体数が多くなる。「最も収益の高い活動」と位置づけている福祉事業所では、請負農家数が「3か所以上」が5割を超えている。



第1-43図 収益上の位置づけと請負農家数
n=42

最後に収益上の位置づけと年間の農作業請負の報酬額についてみたい。ここでも収益上の位置づけが高い方が報酬額も高い傾向にある。とりわけ「50万円未満」は「最も収

益の高い活動」では約半数、「副次的に収益を得る活動」層では7割近く、「収益面ではあまり重要でない活動」層では100%となっている。ただし、「最も収益の高い活動」と位置づけている層でも、半数近くの事業所で報酬額が50万円未満にとどまっている。この金額は施設外就労による報酬のみを示していることに注意が必要であるが、今後、こうした層での報酬額の改善も課題となると考えられる¹⁵。



第1-44 図 収益上の位置づけと年間の農作業請負の報酬額

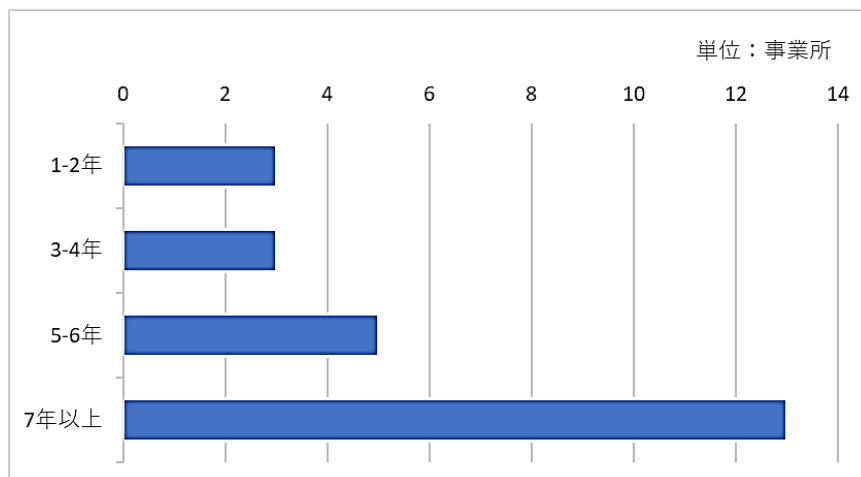
n=39

(3) 自営農業への取組状況

次に、福祉事業所自らが農業活動を行う「自営農業」を実施している福祉事業所の回答から、その取組状況をみていきたい。先述のように、チャレンジ事業では福祉事業所での自営農業に対してもサポーターを派遣することが可能であり、それを機に栽培技術を習得することもできる。

① 自営農業に取り組んだ期間

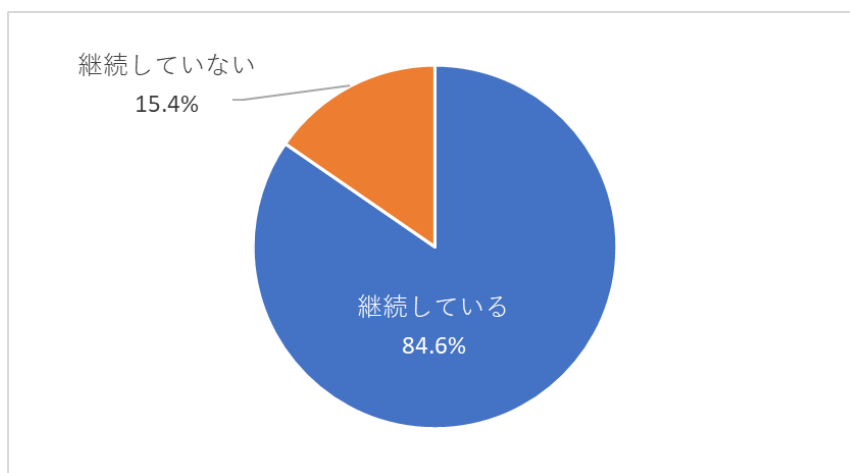
自営農業に取り組んだ期間は、「7年以上」が最多であり全体の54.2%を占める。自営農業を行っている福祉事業所のうち、チャレンジ事業への参加以前から農業を行っていた福祉事業所がおよそ半分、チャレンジ事業への参加を契機にあるいはそうでなくとも同時期に自営農業を開始した福祉事業所が約半数と同程度の割合で併存している。



第1-45図 自営農業に取り組んだ期間
 n=24

②自営農業の継続状況

調査時点での自営農業の継続状況をみると、84.6%が継続している。

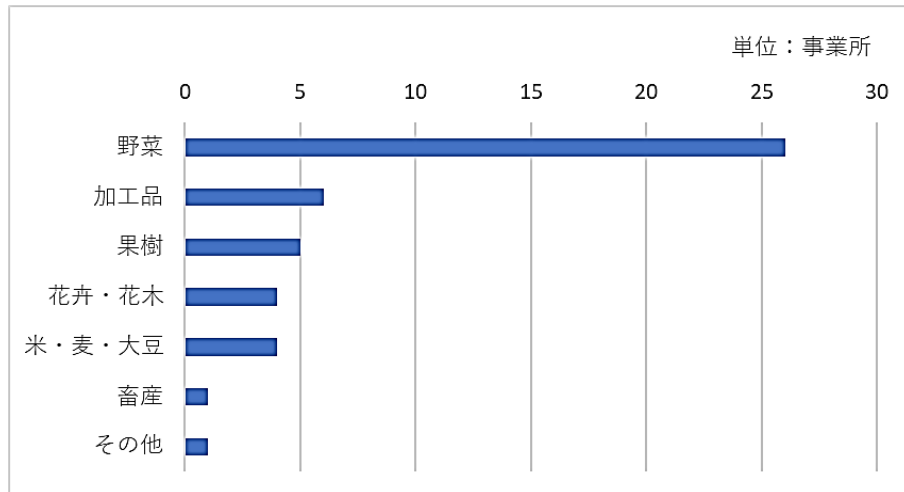


第1-46図 自営農業の継続状況
 n=26

注：継続状況に関する直接の質問はなく、現在の実施状況から判断した。

③栽培している作物（複数回答）

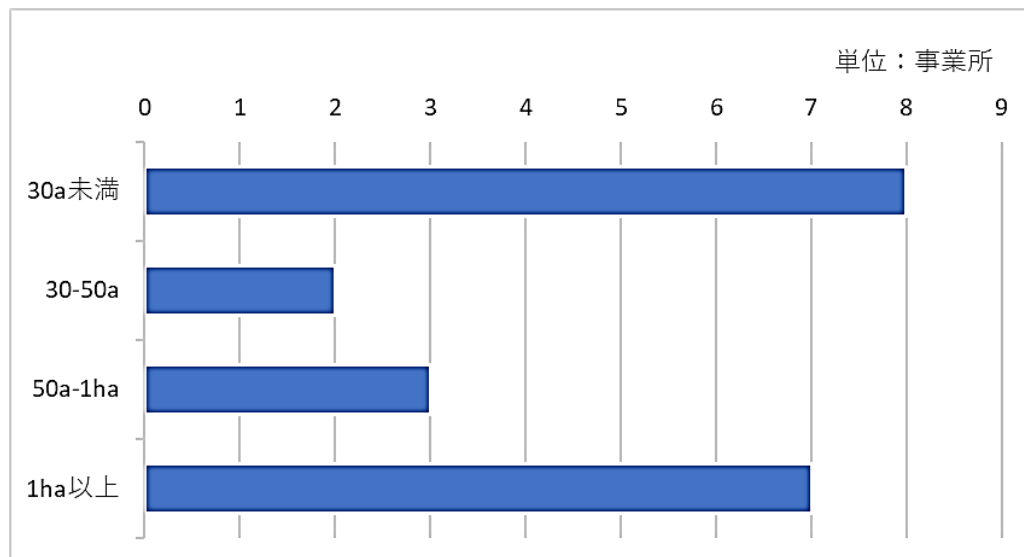
栽培している作物は、自営農業では野菜の栽培が圧倒的に多くなっている。農地の確保が比較的行いやすく、機械等の初期投資も少なく、また栽培技術も比較的習得しやすいためであると考えられる。



第1-47 図 栽培している作物（複数回答）
n=27

④経営耕地面積

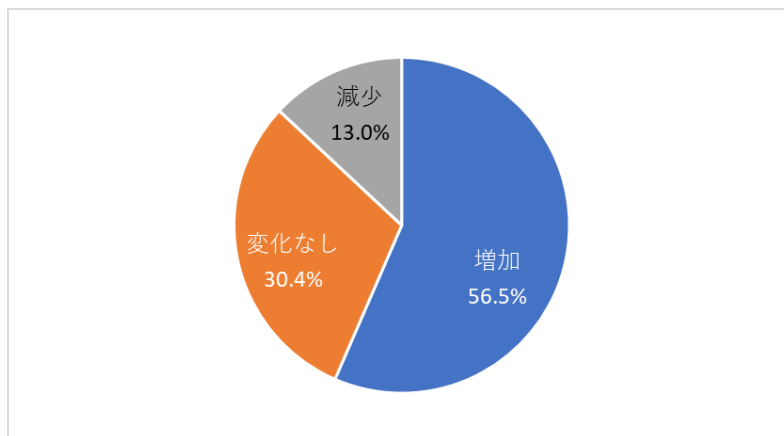
自営農業の経営耕地面積（平成30年度）は、「30a未満」と比較的小規模なものが最多で全体の40.0%を占める。次いで「1ha以上」が多く、規模の大きな経営も35.0%存在する。



第1-48 図 経営耕地面積（平成30年度）
n=20

⑤5年前と比較した経営耕地面積の変化

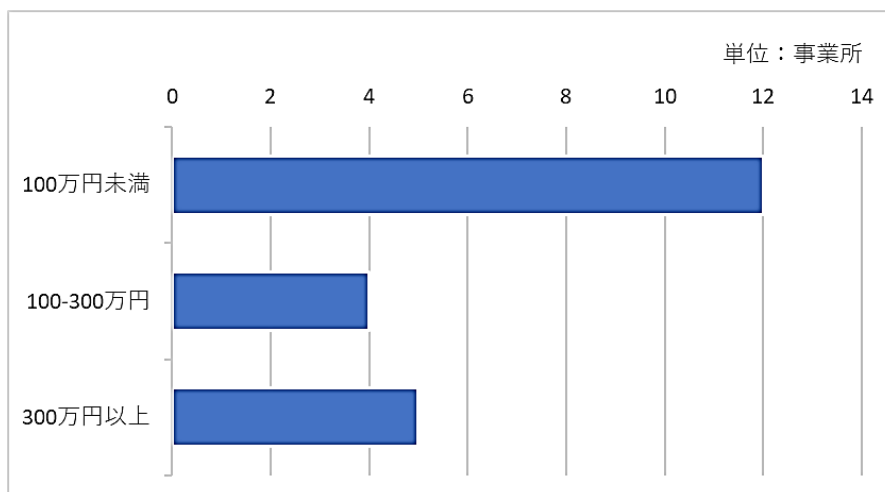
5年前と比較すると、経営耕地面積を「増加」させているところが56.5%、「変化なし」が30.4%と、全体の87.0%が面積を維持・拡大している。



第1-49図 5年前と比較した経営耕地面積の変化
n=23

⑥年間売上高（平成30年度） ※加工品を含む

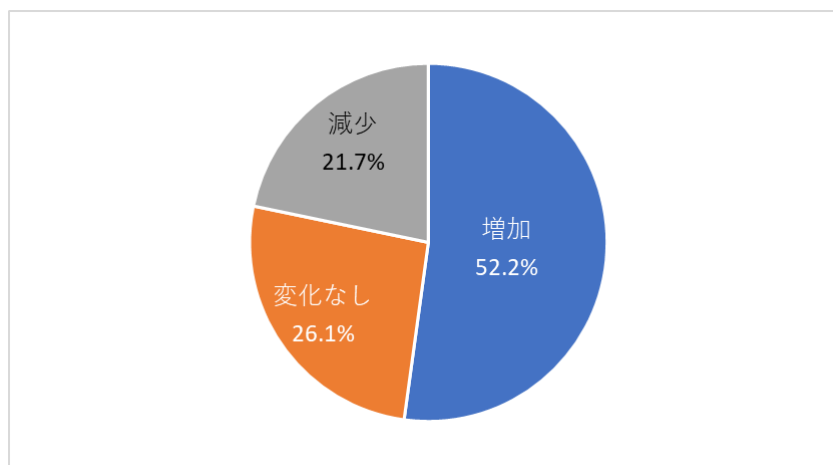
自営農業（加工含む）での年間売上高は、「100万円未満」が最多となっている¹⁶。他方で、「300万円以上」を売り上げている福祉事業所も存在している。



第1-50図 年間売上高（平成30年度）
n=21

⑦年間売上高の変化（平成25年度～平成30年度）

5年前と比較した年間売上高の変化は「増加」が52.2%、「変化なし」が26.1%である。全体のおよそ8割は売上高が維持・増加しているものの、上述の年間売上高を考慮すると、より売上高を高めていく工夫や支援が必要とされよう。



第1-51図 年間売上高の変化（平成25年度～平成30年度）

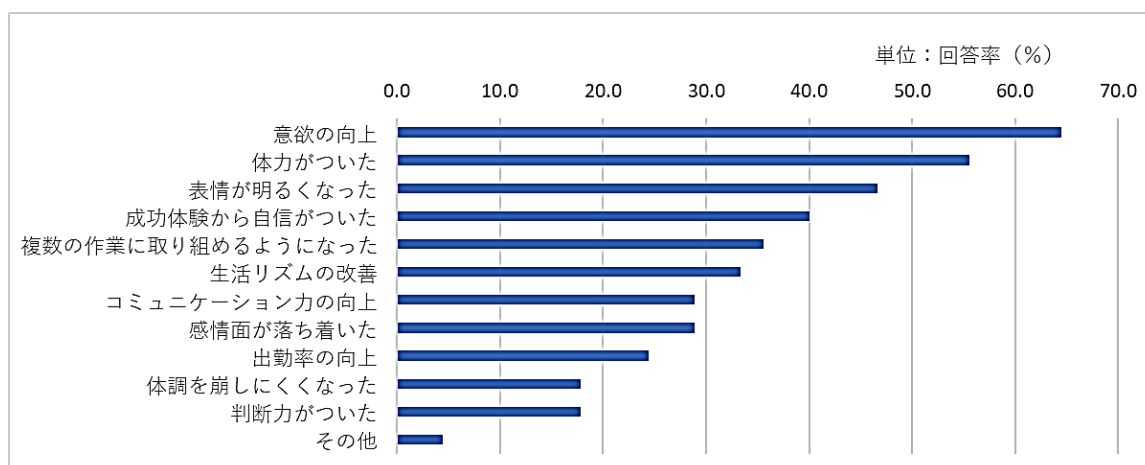
n=23

（4）農業活動の評価や課題、今後の意向

再び全福祉事業所による回答から、農業活動全般を通じた評価や課題、今後の意向について確認したい。

①農業活動による利用者への効果（複数回答）

農業活動による利用者への効果は、回答割合の高い順に「意欲の向上」、「体力がついた」、「表情が明るくなった」、「成功体験から自信がついた」、「生活リズムの改善」が現場では効果として実感されている。作業への参加によって、体力がつくだけでなく、意欲の向上等の心理的影響が実感されている点が注目される。



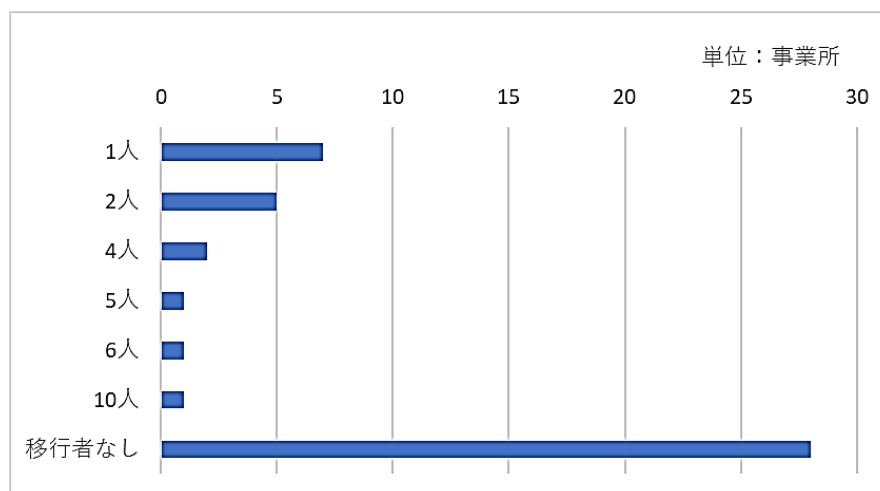
第1-52図 農業活動による利用者への効果（複数回答）

n=45

注：回答者数に対する割合

②農業活動に携わった利用者のうち、一般就労に移行した人数

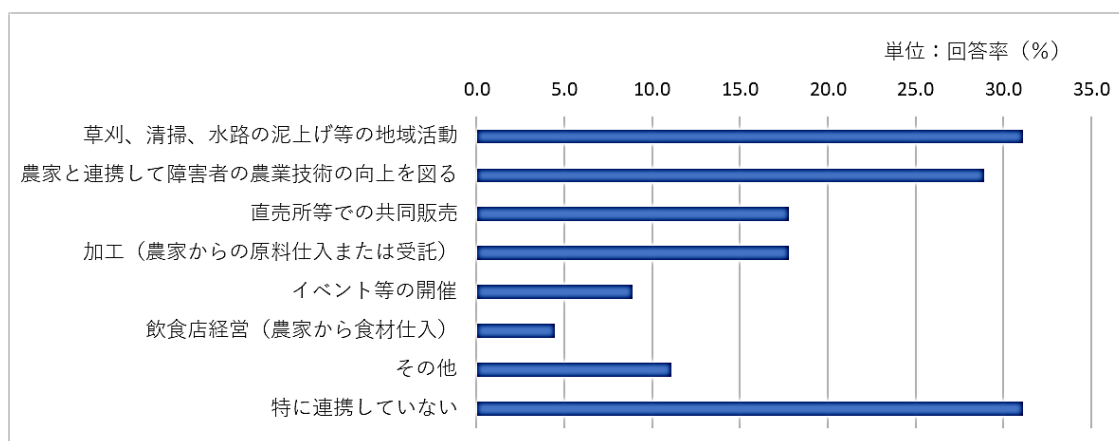
チャレンジ事業以外の期間も含むが、38%の福祉事業所で農業活動に携わった利用者の一般就労への移行が確認できる。人数としては「1人」や「2人」が主であるが、中には5人以上、最多で「10人」という事業所も存在している。



第 1-53 図 農業活動に携わった利用者のうち、一般就労に移行した人数
 n=45

③地域の農家等と連携した取組（複数回答）

回答した福祉事業所の約7割が何らかの形で地域の農家等と連携した取組を行っている。その中身は草刈り等の地域活動への参加が最多となっており、次いで農業技術の向上、共同販売等の事業面での連携となっている。マッチング事業によってこうした連携が派生し、主体間の関係性がより強固なものとなり、新たな取組へとつながっていくことが期待される。

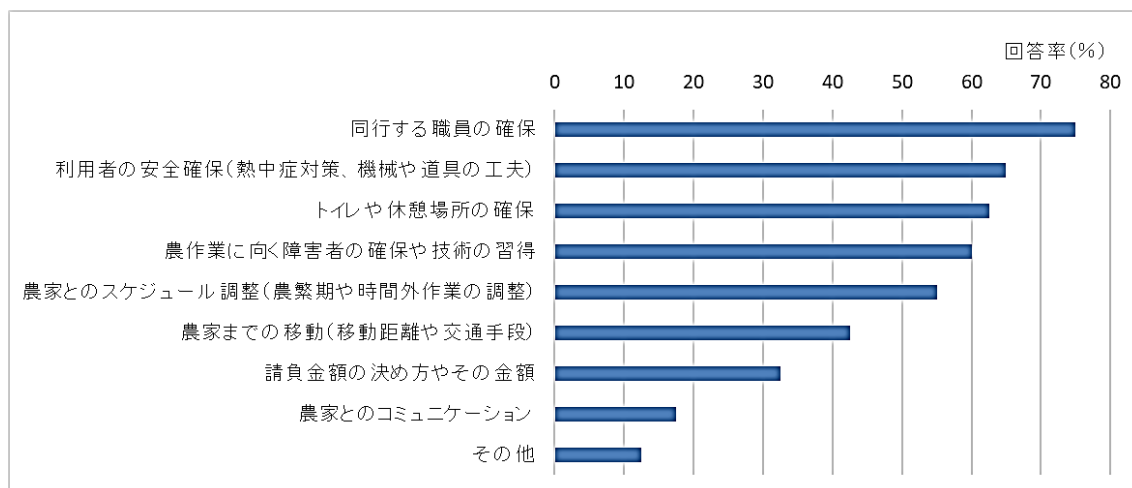


第 1-54 図 地域の農家等と連携した取組（複数回答）
 n=44

注：回答数に対する割合

④農作業請負を継続する上での課題（複数回答）

農作業請負を継続する上での課題は、「同行する職員の確保」が7割を超え、福祉事業所内部の体制構築が依然として課題となっている。次いで「トイレや休憩場所の確保」や「利用者の安全確保」等がそれぞれ6割以上の回答率となっている。こうした課題については、地域内外の取組などが参考となる場合もあり、実践する事業所間で丁寧に情報共有を図っていく必要がある。



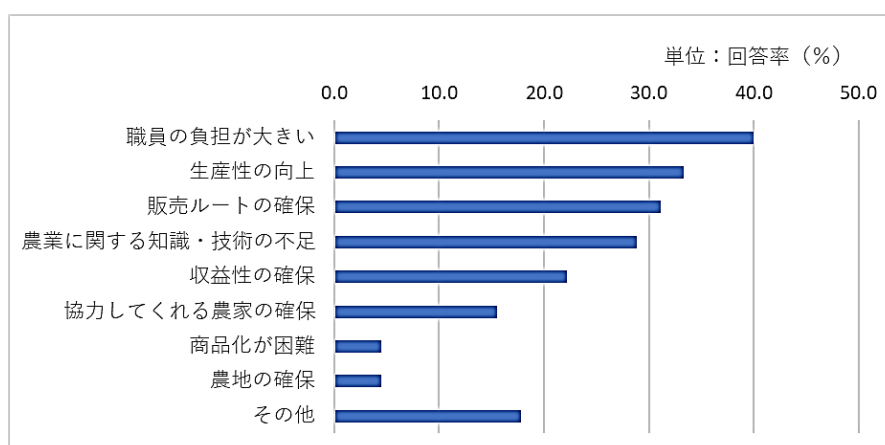
第1-55図 農作業請負を継続する上での課題（複数回答）

n=40

注：回答数に対する割合

⑤自営農業を継続する上での課題

自営農業を継続する上での課題は、「職員の負担が大きい」が4割と最も高い。これは農作業請負での課題とも共通している。とりわけ自営農業では慣れない農作業に試行錯誤したり、適期作業が必要な場合は時間外での対応が必要となったりすることなども負担となると考えられる。次いで「生産性の向上」や「販売ルートの確保」といった経営上の課題が挙げられている。

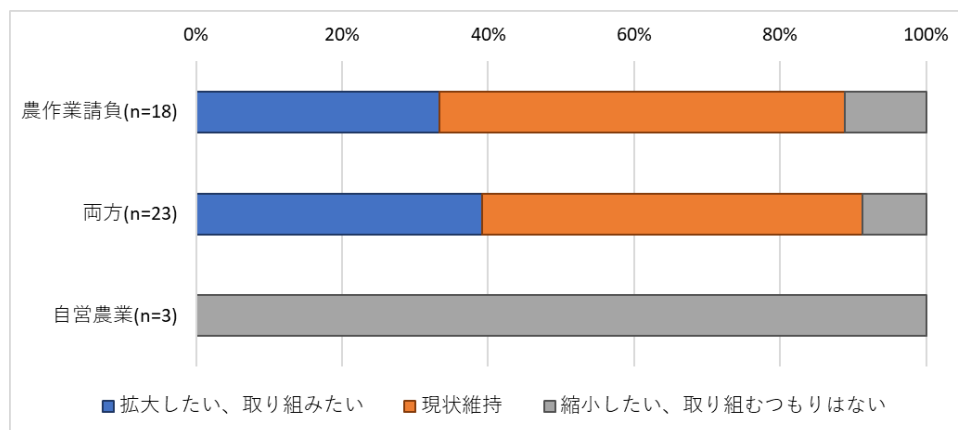


第1-56図 自営農業を継続する上での課題

n=26

⑥農作業請負に対する今後の意向（農業形態別）

福祉事業所の農作業請負に対する今後の意向を農業形態別に整理すると、「農作業請負」のみ、および農作業請負と自営農業の「両方」を実施している事業所では、約9割が今後も農作業請負を「拡大したい、取り組みたい」または「現状維持」と回答している。



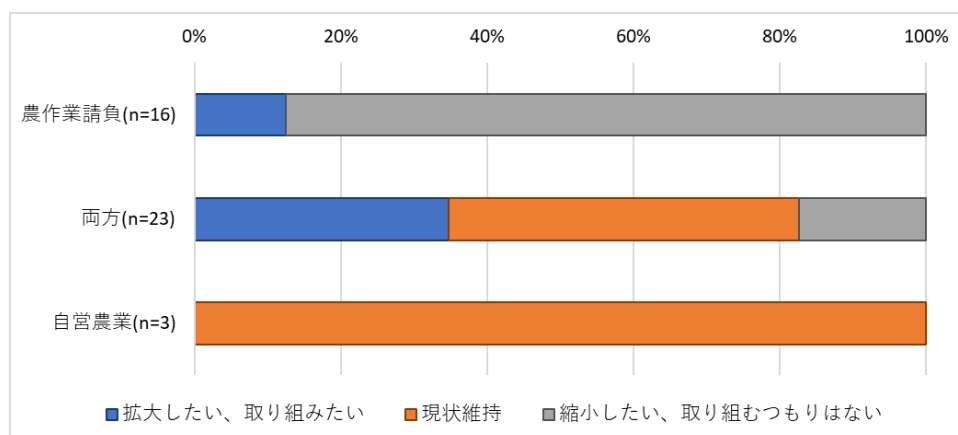
第1-57図 農作業請負に対する今後の意向（農業形態別）
n=44

注：各農業形態の総数に対する回答率

⑦自営農業に対する今後の意向（農業形態別）

次に、自営農業に対する今後の意向は、「自営農業」および「両方」の事業所では、8割以上が自営農業を「拡大したい、取り組みたい」または「現状維持」と回答している。他方で「農作業請負」のみの事業所で、自営農業に「取り組みたい」としたのは1割程度にとどまるが存在した。

福祉事業所に農業経験がない場合、自営農業に取り組むハードルは高い。しかし、チャレンジ事業に参加する以前から自営農業に取り組んできた福祉事業所が、自由回答に「農作業請負に取り組むことで農家とのつながりができ、農業技術を教えてもらえるようになった」と回答したケースもみられた。農作業請負でのマッチングを通じてこうした関係性も構築できれば、チャレンジ事業も一層意義深いものとなろう。



第1-58図 自営農業に対する今後の意向（農業形態別）
n=42

注：各農業形態の総数に対する回答率

(5) 小括

福祉事業所サイドにおいては、障害者への好影響や収益面でのメリットから農業活動に取り組んでいるものの、農業活動に取り組む職員らの人員確保が課題となっていることが明らかになった。また、チャレンジ事業への参加を契機として農業サイドと福祉サイドとが連携した取組も生じており、それが福祉事業所の栽培技術の向上や双方の事業拡大の契機ともなっている。今後も地域での農福連携の深化が期待される。

6. まとめと考察

以上、本稿では、アンケート調査から、チャレンジ事業に参加した農業サイド、福祉サイドの主体の属性や農業活動の取組の実態や評価、今後の意向について明らかにした。その結果、農業サイド、福祉サイドともチャレンジ事業による農作業請負等やその支援体制についての評価はおおむね高く、積極的に位置づけている。とりわけ人手不足に悩む農業サイドからの農作業請負に対するニーズは高い。その反面、時間外の対応や福祉事業所の職員体制のあり方など、福祉サイドの体制構築が課題とされていた。

このようにチャレンジ事業は、結果的に、高齢化した農業経営体への援農というよりも、担い手への支援という側面が強くなっている。これは、チャレンジ事業をメディアや SNS を通じて事業を広く一般に周知しつつ、農作業請負のマッチングを積極的に実施しているセルフセンターの役割が大きいといえよう。

最後に、今後の研究課題としては、第1に本文でも指摘したとおり、障害者の受け入れと農業サイドの経営変化との関係が必ずしも明確にはならなかった点である。障害者の受け入れによって営農体制がどのように変化し、経営体制や経営規模、売上高といった経営変化が生じていたのか（あるいは生じなかったのか）を明らかにすることで、担い手への農福連携の推進のあり方がより明確となろう。第2に福祉事業所における農作業請負の位置づけと作業の選定方法についてである。福祉事業所での農作業請負の取組スタイルは、単発的なものから、恒常的なものまで様々であった。また、複数の農作業を請け負う場合に作物や作業内容の選定はどのように行われているのか、農作業の習熟度によって請け負う作業が異なるのか等の実態を明らかにすれば、より地域での面的な農福連携推進のヒントが得られよう。第3にチャレンジ事業を契機とした派生的な取組についてである。長野県では、農協を介したマッチングや地域の食品企業による契約栽培等、チャレンジ事業を契機として多様な主体が農福連携との関わりを持つようになっている。そうした主体の位置づけや今後の可能性についても明らかにしていきたい。これらの点については、今後実態調査を通じて明らかにしたい。

7. 詳細データ

（1）農業経営体編（主たる属性とのクロス集計）

第1-5表 属性と経営において障害者を受け入れた年数（割合）

		年数					
		計	1-2年	3-4年	5-6年	7年以上	その他 (無回答、非該当含む)
計		100.0	58.2	20.0	9.1	10.9	1.8
代表者の年齢	20代以下	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30-40代	100.0	75.0	18.8	0.0	6.3	0.0
	50-60代	100.0	45.8	29.2	16.7	8.3	0.0
	70代以上	100.0	50.0	8.3	8.3	25.0	8.3
	その他(無回答、非該当含む)	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農業経営年数	5年未満	100.0	87.5	12.5	0.0	0.0	0.0
	5-10年	100.0	66.7	25.0	8.3	0.0	0.0
	10-20年	100.0	50.0	25.0	12.5	12.5	0.0
	20-30年	100.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0
	30年以上	100.0	46.7	20.0	6.7	20.0	6.7
	その他(無回答、非該当含む)	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年間売上高	300万円未満	100.0	75.0	0.0	12.5	0.0	12.5
	300-500万円	100.0	50.0	33.3	16.7	0.0	0.0
	500-1000万円	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
	1000-3000万円	100.0	55.6	27.8	16.7	0.0	0.0
	3000万円以上	100.0	50.0	12.5	0.0	37.5	0.0
	その他(無回答、非該当含む)	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
経営規模	0.5ha未満	100.0	50.0	16.7	16.7	0.0	16.7
	0.5-1ha	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
	1-3ha	100.0	66.7	14.3	9.5	9.5	0.0
	3-5ha	100.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
	5-10ha	100.0	28.6	42.9	14.3	14.3	0.0
	10ha以上	100.0	66.7	11.1	0.0	22.2	0.0
	その他(無回答、非該当含む)	100.0	66.7	16.7	0.0	16.7	0.0

注1)：チャレンジ事業以外での受け入れを含む。

注2)：網掛けは全体の割合以上の値。特記のない限り以下同じ。

注3)：個人情報保護の観点から、実数の掲載は割愛した。以下同じ。

第1-6表 属性と年間受入日数（割合）

		年間受入日数					
		計	1-10日未満	10-30日	30-60日	60-100日	100日以上
計		100.0	18.2	30.9	10.9	5.5	16.4
代表者の年齢	20代以下	100.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0
	30-40代	100.0	18.8	18.8	6.3	6.3	25.0
	50-60代	100.0	29.2	33.3	8.3	4.2	8.3
	70代以上	100.0	0.0	33.3	16.7	8.3	25.0
	その他(無回答、非該当含む)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農業経営年数	5年未満	100.0	0.0	37.5	12.5	12.5	25.0
	5-10年	100.0	16.7	16.7	16.7	0.0	33.3
	10-20年	100.0	18.8	31.3	12.5	6.3	12.5
	20-30年	100.0	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3
	30年以上	100.0	26.7	40.0	6.7	6.7	13.3
	その他(無回答、非該当含む)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年間売上高	300万円未満	100.0	0.0	50.0	25.0	0.0	12.5
	300-500万円	100.0	16.7	33.3	0.0	16.7	16.7
	500-1000万円	100.0	50.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	1000-3000万円	100.0	22.2	27.8	11.1	0.0	16.7
	3000万円以上	100.0	6.3	25.0	12.5	12.5	25.0
	その他(無回答、非該当含む)	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
経営耕地面積	0.5ha未満	100.0	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7
	0.5-1ha	100.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0
	1-3ha	100.0	33.3	19.0	9.5	4.8	19.0
	3-5ha	100.0	0.0	33.3	33.3	0.0	33.3
	5-10ha	100.0	14.3	28.6	28.6	0.0	28.6
	10ha以上	100.0	11.1	55.6	0.0	0.0	0.0
	その他(無回答、非該当含む)	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	16.7
障害者の受入年数	1-2年	100.0	18.8	34.4	12.5	3.1	6.3
	3-4年	100.0	18.2	36.4	0.0	9.1	27.3
	5-6年	100.0	40.0	20.0	20.0	0.0	20.0
	7年以上	100.0	0.0	16.7	0.0	16.7	50.0
	その他(無回答、非該当含む)	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0

第1-7表 属性と年間受入施設数（割合）

		年間受入施設数						
		計	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所以上	その他 (無回答、非 該当含む)
計		100.0	52.7	21.8	7.3	9.1	5.5	3.6
代表者の 年齢	20代以下	100.0	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
	30-40代	100.0	75.0	12.5	0.0	6.3	6.3	0.0
	50-60代	100.0	54.2	29.2	4.2	4.2	4.2	4.2
	70代以上	100.0	33.3	16.7	16.7	16.7	8.3	8.3
	その他(無回答含む)	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農業経営 年数	5年未満	100.0	62.5	12.5	12.5	0.0	12.5	0.0
	5-10年	100.0	75.0	0.0	8.3	16.7	0.0	0.0
	10-20年	100.0	43.8	25.0	6.3	6.3	6.3	12.5
	20-30年	100.0	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0
	30年以上	100.0	46.7	33.3	6.7	6.7	6.7	0.0
	その他(無回答含む)	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年間 売上高	300万円未満	100.0	50.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0
	300-500万円	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	500-1000万円	100.0	50.0	16.7	0.0	16.7	0.0	16.7
	1000-3000万円	100.0	55.6	27.8	5.6	5.6	0.0	5.6
	3000万円以上	100.0	37.5	18.8	18.8	6.3	18.8	0.0
	その他(無回答、非該当含む)	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
経営耕地 面積	0.5ha未満	100.0	83.3	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0
	0.5-1ha	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1-3ha	100.0	61.9	19.0	9.5	0.0	4.8	4.8
	3-5ha	100.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
	5-10ha	100.0	28.6	42.9	14.3	0.0	14.3	0.0
	10ha以上	100.0	33.3	22.2	11.1	22.2	11.1	0.0
	その他(無回答、非該当含む)	100.0	16.7	50.0	0.0	16.7	0.0	16.7
障害者の 受入年数	1-2年	100.0	53.1	25.0	9.4	6.3	3.1	3.1
	3-4年	100.0	72.7	9.1	0.0	9.1	0.0	9.1
	5-6年	100.0	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	7年以上	100.0	0.0	33.3	16.7	16.7	33.3	0.0
	その他(無回答、非該当含む)	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0

第1-8表 属性とサポーター派遣の有無（割合）

		サポーター派遣の有無			
		計	利用した	利用 しなかった	その他 (無回答、非 該当含む)
計		100.0	52.7	43.6	3.6
代表者の 年齢	20代以下	100.0	66.7	33.3	0.0
	30-40代	100.0	25.0	68.8	6.3
	50-60代	100.0	66.7	29.2	4.2
	70代以上	100.0	58.3	41.7	0.0
	その他(無回答含む)	100.0	100.0	0.0	0.0
農業経営 年数	5年未満	100.0	12.5	75.0	12.5
	5-10年	100.0	58.3	41.7	0.0
	10-20年	100.0	56.3	37.5	6.3
	20-30年	100.0	100.0	0.0	0.0
	30年以上	100.0	53.3	46.7	0.0
	その他(無回答、非該当含む)	100.0	100.0	0.0	0.0
年間 売上高	300万円未満	100.0	50.0	50.0	0.0
	300-500万円	100.0	66.7	33.3	0.0
	500-1000万円	100.0	33.3	66.7	0.0
	1000-3000万円	100.0	61.1	38.9	0.0
	3000万円以上	100.0	50.0	37.5	12.5
	その他(無回答、非該当含む)	100.0	0.0	100.0	0.0
経営耕地 面積	0.5ha未満	100.0	50.0	50.0	0.0
	0.5-1ha	100.0	33.3	66.7	0.0
	1-3ha	100.0	66.7	33.3	0.0
	3-5ha	100.0	33.3	66.7	0.0
	5-10ha	100.0	42.9	42.9	14.3
	10ha以上	100.0	55.6	33.3	11.1
	その他(無回答、非該当含む)	100.0	33.3	66.7	0.0
障害者の 受入年数	1-2年	100.0	50.0	46.9	3.1
	3-4年	100.0	45.5	54.5	0.0
	5-6年	100.0	80.0	20.0	0.0
	7年以上	100.0	50.0	33.3	16.7
	その他(無回答、非該当含む)	100.0	100.0	0.0	0.0

第1-9表 属性と障害者の受入れによる農業経営への効果（割合）

		単位：％													
		経営への効果													
		計	繁忙期の人員確保ができた	適期作業による品質の向上	経営規模の維持につながった	作業工程の見直しによる作業効率の向上	経営規模の拡大につながった	加工に取組めた	売上の拡大につながった	新たな農作物の栽培に取組めた	売上の維持につながった	従業員間のコミュニケーションが活発になった	販路開拓に取組めた	その他	無回答
計		100.0	76.4	30.9	23.6	21.8	14.5	10.9	10.9	9.1	9.1	3.6	3.6	9.1	1.8
代表者の年齢	20代以下	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	30-40代	100.0	62.5	31.3	18.8	25.0	6.3	12.5	12.5	6.3	6.3	12.5	0.0	25.0	0.0
	50-60代	100.0	87.5	25.0	33.3	25.0	16.7	8.3	12.5	12.5	4.2	0.0	0.0	4.2	4.2
	70代以上	100.0	75.0	50.0	16.7	16.7	25.0	16.7	8.3	8.3	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0
農業経営年数	5年未満	100.0	75.0	12.5	37.5	12.5	25.0	0.0	12.5	37.5	12.5	0.0	12.5	0.0	0.0
	5-10年	100.0	83.3	25.0	16.7	25.0	8.3	8.3	8.3	8.3	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0
	10-20年	100.0	87.5	37.5	31.3	25.0	6.3	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	18.8	0.0	0.0
	20-30年	100.0	100.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30年以上	100.0	53.3	33.3	20.0	20.0	33.3	13.3	20.0	13.3	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7
	その他（無回答、非該当含む）	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年間売上高	300万円未満	100.0	62.5	12.5	25.0	0.0	12.5	12.5	0.0	12.5	25.0	0.0	12.5	12.5	0.0
	300-500万円	100.0	100.0	33.3	33.3	16.7	16.7	50.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	500-1000万円	100.0	66.7	0.0	16.7	50.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7
	1000-3000万円	100.0	77.8	33.3	16.7	27.8	11.1	5.6	11.1	5.6	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0
	3000万円以上	100.0	75.0	50.0	31.3	18.8	25.0	6.3	18.8	12.5	18.8	12.5	6.3	12.5	0.0
その他（無回答、非該当含む）		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
経営耕地面積	0.5ha未満	100.0	66.7	16.7	33.3	33.3	16.7	16.7	0.0	16.7	16.7	0.0	16.7	16.7	0.0
	0.5-1ha	100.0	66.7	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
	1-3ha	100.0	71.4	28.6	19.0	14.3	9.5	14.3	9.5	4.8	0.0	0.0	0.0	9.5	4.8
	3-5ha	100.0	100.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
	5-10ha	100.0	100.0	28.6	42.9	42.9	0.0	0.0	0.0	14.3	14.3	14.3	0.0	0.0	0.0
	10ha以上	100.0	88.9	55.6	33.3	22.2	11.1	11.1	22.2	0.0	11.1	0.0	0.0	11.1	0.0
	その他（無回答、非該当含む）	100.0	50.0	16.7	0.0	16.7	50.0	0.0	16.7	16.7	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0
障害者の受入年数	1-2年	100.0	68.8	15.6	21.9	9.4	6.3	9.4	0.0	9.4	12.5	3.1	3.1	15.6	3.1
	3-4年	100.0	100.0	45.5	18.2	45.5	9.1	9.1	18.2	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	5-6年	100.0	80.0	40.0	60.0	40.0	20.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	7年以上	100.0	66.7	66.7	16.7	33.3	50.0	16.7	50.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0
	その他（無回答、非該当含む）	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0

注：各属性項目の回答者数に対する割合（回答率）である。

第1-10表 属性と障害者の受入れを継続するための課題（割合）

		単位：％							
		障害者の受入を継続するための課題							
		計	福祉施設とのスケジュール調整	作業者の農業技術の習得	トイレ等の施設整備	障害者とのコミュニケーションの円滑化	依頼金額の決め方やその金額	その他	無回答
計		100.0	74.5	45.5	29.1	25.5	21.8	1.8	5.5
代表者の年齢	20代以下	100.0	100.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	30-40代	100.0	68.8	43.8	25.0	25.0	6.3	6.3	6.3
	50-60代	100.0	75.0	45.8	33.3	33.3	0.0	8.3	8.3
	70代以上	100.0	75.0	58.3	33.3	8.3	0.0	0.0	0.0
農業経営年数	5年未満	100.0	75.0	62.5	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0
	5-10年	100.0	66.7	41.7	25.0	8.3	25.0	8.3	8.3
	10-20年	100.0	81.3	37.5	37.5	37.5	18.8	0.0	0.0
	20-30年	100.0	66.7	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	30年以上	100.0	73.3	46.7	33.3	13.3	26.7	0.0	13.3
	その他（無回答、非該当含む）	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年間売上高	300万円未満	100.0	75.0	50.0	37.5	12.5	0.0	0.0	0.0
	300-500万円	100.0	83.3	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	16.7
	500-1000万円	100.0	66.7	16.7	33.3	33.3	50.0	0.0	16.7
	1000-3000万円	100.0	66.7	33.3	27.8	22.2	11.1	5.6	5.6
	3000万円以上	100.0	87.5	68.8	37.5	31.3	31.3	0.0	0.0
	その他（無回答、非該当含む）	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
経営耕地面積	0.5ha未満	100.0	100.0	33.3	16.7	33.3	50.0	0.0	0.0
	0.5-1ha	100.0	66.7	66.7	33.3	66.7	33.3	0.0	0.0
	1-3ha	100.0	66.7	38.1	23.8	19.0	9.5	0.0	14.3
	3-5ha	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0
	5-10ha	100.0	85.7	14.3	42.9	28.6	28.6	0.0	0.0
	10ha以上	100.0	77.8	77.8	55.6	33.3	22.2	0.0	0.0
	その他（無回答、非該当含む）	100.0	83.3	33.3	16.7	16.7	16.7	0.0	0.0
障害者の受入年数	1-2年	100.0	75.0	50.0	31.3	34.4	25.0	0.0	3.1
	3-4年	100.0	72.7	36.4	18.2	18.2	27.3	9.1	9.1
	5-6年	100.0	60.0	20.0	40.0	0.0	0.0	0.0	20.0
	7年以上	100.0	83.3	66.7	33.3	16.7	16.7	0.0	0.0
	その他（無回答、非該当含む）	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注：各属性項目の回答者数に対する割合（回答率）である。

第1-11表 属性と今後の障害者の受入れ意向（割合）

		今後の障害者の受入れ意向			
		計	拡大したい	現状維持	縮小したい
計		100.0	56.4	41.8	1.8
代表者の 年齢	20代以下	100.0	33.3	33.3	33.3
	30-40代	100.0	62.5	37.5	0.0
	50-60代	100.0	62.5	37.5	0.0
	70代以上	100.0	41.7	58.3	0.0
	その他（無回答含む）	100.0	0.0	100.0	0.0
農業経営 年数	5年未満	100.0	75.0	12.5	12.5
	5-10年	100.0	33.3	66.7	0.0
	10-20年	100.0	56.3	43.8	0.0
	20-30年	100.0	66.7	33.3	0.0
	30年以上	100.0	66.7	33.3	0.0
	その他（無回答含む）	100.0	0.0	100.0	0.0
	その他（無回答、非該当含む）	100.0	0.0	100.0	0.0
年間 売上高	300万円未満	100.0	50.0	37.5	12.5
	300-500万円	100.0	50.0	50.0	0.0
	500-1000万円	100.0	50.0	50.0	0.0
	1000-3000万円	100.0	50.0	50.0	0.0
	3000万円以上	100.0	75.0	25.0	0.0
	その他（無回答、非該当含む）	100.0	0.0	100.0	0.0
	その他（無回答、非該当含む）	100.0	0.0	100.0	0.0
経営耕地 面積	0.5ha未満	100.0	50.0	50.0	0.0
	0.5-1ha	100.0	100.0	0.0	0.0
	1-3ha	100.0	42.9	57.1	0.0
	3-5ha	100.0	66.7	33.3	0.0
	5-10ha	100.0	71.4	28.6	0.0
	10ha以上	100.0	55.6	44.4	0.0
	その他（無回答、非該当含む）	100.0	66.7	16.7	16.7
障害者の 受入年数	1-2年	100.0	50.0	46.9	3.1
	3-4年	100.0	63.6	36.4	0.0
	5-6年	100.0	60.0	40.0	0.0
	7年以上	100.0	83.3	16.7	0.0
	その他（無回答、非該当含む）	100.0	0.0	100.0	0.0

(2) 福祉事業所編

第1-12表 属性と農作業請負に取り組んだ期間

		農作業請負に取り組んだ期間					
		計	1-2年	3-4年	5-6年	7年以上	その他 (無回答、 非該当 含む)
計		100.0	26.7	15.6	24.4	17.8	15.6
農業活動の 形態	両方	100.0	25.0	20.8	29.2	25.0	0.0
	農作業請負	100.0	33.3	11.1	22.2	11.1	22.2
	自営農業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
農業部門の 利用者数	10人未満	100.0	50.0	0.0	14.3	14.3	21.4
	10-20人	100.0	7.7	38.5	30.8	15.4	7.7
	20人以上	100.0	20.0	10.0	30.0	30.0	10.0
	その他（無回答含む）	100.0	25.0	12.5	25.0	12.5	25.0
農業活動の 収益面での 位置づけ	最も収益の高い活動	100.0	23.1	15.4	46.2	15.4	0.0
	副次的に収益を得る活動	100.0	24.0	20.0	12.0	16.0	28.0
	収益面ではあまり重要でない活動	100.0	42.9	0.0	28.6	28.6	0.0

注1)：チャレンジ事業以外での取組を含む。

注2)：網掛けは全体の割合以上の値。特記のない限り以下同じ。

注3)：個人情報保護の観点から、実数の掲載は割愛した。以下同じ。

第 1-13 表 属性と年間の農作業請負日数

単位: %

		年間の農作業請負日数						
		計	10日未満	10-30日	30-60日	60-100日	100日以上	その他 (無回答、 非該当 含む)
計		100.0	2.2	22.2	11.1	13.3	35.6	15.6
農業活動の 形態	両方	100.0	4.2	29.2	12.5	8.3	45.8	0.0
	農作業請負	100.0	0.0	16.7	11.1	22.2	27.8	22.2
	自営農業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
農業部門の 利用者数	10人未満	100.0	7.1	42.9	7.1	0.0	21.4	21.4
	10-20人	100.0	0.0	23.1	0.0	23.1	46.2	7.7
	20人以上	100.0	0.0	10.0	30.0	0.0	50.0	10.0
	その他(無回答含む)	100.0	0.0	0.0	12.5	37.5	25.0	25.0
農業活動の 収益面での 位置づけ	最も収益の高い活動	100.0	0.0	23.1	0.0	7.7	69.2	0.0
	副次的に収益を得る活動	100.0	4.0	20.0	12.0	16.0	24.0	24.0
	収益面ではあまり重要でない活動	100.0	0.0	28.6	28.6	14.3	14.3	14.3

第 1-14 表 属性と年間の農作業請負農家数

単位: %

		年間の農作業請負農家数				
		計	1か所	2か所	3か所 以上	その他 (無回答、 非該当 含む)
計		100.0	37.8	28.9	26.7	6.7
農業活動の 形態	両方	100.0	29.2	33.3	37.5	0.0
	農作業請負	100.0	55.6	27.8	16.7	0.0
	自営農業	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
農業部門の 利用者数	10人未満	100.0	42.9	21.4	28.6	7.1
	10-20人	100.0	23.1	38.5	30.8	7.7
	20人以上	100.0	20.0	40.0	30.0	10.0
	その他(無回答含む)	100.0	75.0	12.5	12.5	0.0
農業活動の 収益面での 位置づけ	最も収益の高い活動	100.0	15.4	30.8	53.8	0.0
	副次的に収益を得る活動	100.0	44.0	24.0	20.0	12.0
	収益面ではあまり重要でない活動	100.0	57.1	42.9	0.0	0.0

第1-15表 属性と年間の請負料収入

		単位：％					
		農作業請負の年間請負料収入					
		計	50万円未満	50-100万円	100-200万円	200万円以上	その他(無回答、非該当含む)
計		100.0	57.8	17.8	4.4	6.7	13.3
農業活動の形態	両方	100.0	75.0	8.3	4.2	12.5	0.0
	農作業請負	100.0	44.4	33.3	5.6	0.0	16.7
	自営農業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
農業部門の利用者数	10人未満	100.0	64.3	21.4	0.0	0.0	14.3
	10-20人	100.0	53.8	23.1	7.7	7.7	7.7
	20人以上	100.0	60.0	0.0	0.0	20.0	20.0
	その他(無回答含む)	100.0	50.0	25.0	12.5	0.0	12.5
農業活動の収益面での位置づけ	最も収益の高い活動	100.0	46.2	38.5	0.0	15.4	0.0
	副次的に収益を得る活動	100.0	56.0	12.0	8.0	4.0	20.0
	収益面ではあまり重要でない活動	100.0	85.7	0.0	0.0	0.0	14.3

第1-16表 属性と自営農業に取り組んだ期間

		単位：％					
		自営農業に取り組んだ期間					
		計	1-2年	3-4年	5-6年	7年以上	その他(無回答、非該当含む)
計		100.0	6.7	6.7	11.1	28.9	46.7
農業活動の形態	両方	100.0	12.5	12.5	20.8	41.7	12.5
	農作業請負	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	自営農業	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
農業部門の利用者数	10人未満	100.0	0.0	7.1	7.1	35.7	50.0
	10-20人	100.0	15.4	15.4	23.1	23.1	23.1
	20人以上	100.0	10.0	0.0	10.0	50.0	30.0
	その他(無回答含む)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
農業活動の収益面での位置づけ	最も収益の高い活動	100.0	0.0	7.7	23.1	38.5	30.8
	副次的に収益を得る活動	100.0	12.0	8.0	8.0	32.0	40.0
	収益面ではあまり重要でない活動	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

注：チャレンジ事業以外での取組を含む

第1-17表 属性と自営農業の経営耕地面積

単位: %

		自営農業の経営耕地面積					
		計	30a未満	30-50a	50a-1ha	1ha以上	その他 (無回答、 非該当 含む)
計		100.0	17.8	4.4	6.7	15.6	55.6
農業活動の 形態	両方	100.0	33.3	4.2	8.3	29.2	25.0
	農作業請負	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	自営農業	100.0	0.0	33.3	33.3	0.0	33.3
農業部門の 利用者数	10人未満	100.0	28.6	0.0	14.3	0.0	57.1
	10-20人	100.0	30.8	7.7	7.7	23.1	30.8
	20人以上	100.0	0.0	10.0	0.0	40.0	50.0
	その他(無回答含む)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
農業活動の 収益面での 位置づけ	最も収益の高い活動	100.0	7.7	0.0	15.4	38.5	38.5
	副次的に収益を得る活動	100.0	28.0	4.0	4.0	8.0	56.0
	収益面ではあまり重要でない活動	100.0	0.0	14.3	0.0	0.0	85.7

第1-18表 属性と自営農業の年間売上高

単位: %

		自営農業の年間売上高				
		計	100万円 未満	100-300 万円	300万円 以上	その他 (無回答、 非該当 含む)
計		100.0	26.7	8.9	11.1	53.3
農業活動の 形態	両方	100.0	50.0	12.5	20.8	16.7
	農作業請負	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	自営農業	100.0	0.0	33.3	0.0	66.7
農業部門の 利用者数	10人未満	100.0	35.7	14.3	7.1	42.9
	10-20人	100.0	30.8	15.4	7.7	46.2
	20人以上	100.0	30.0	0.0	30.0	40.0
	その他(無回答含む)	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
農業活動の 収益面での 位置づけ	最も収益の高い活動	100.0	0.0	15.4	38.5	46.2
	副次的に収益を得る活動	100.0	40.0	8.0	0.0	52.0
	収益面ではあまり重要でない活動	100.0	28.6	0.0	0.0	71.4

第1-19表 属性と農業活動を行う部門の月額平均工賃

単位: %

		農業活動を行う部門の月額平均工賃					
		計	1万円未満	1-3万円	3-5万円	5万円以上	その他 (無回答、 非該当 含む)
計		100.0	15.6	33.3	8.9	8.9	33.3
農業活動の 形態	両方	100.0	25.0	45.8	12.5	12.5	4.2
	農作業請負	100.0	5.6	16.7	5.6	5.6	66.7
	自営農業	100.0	0.0	33.3	0.0	0.0	66.7
農業部門の 利用者数	10人未満	100.0	21.4	28.6	14.3	14.3	21.4
	10-20人	100.0	23.1	46.2	7.7	7.7	15.4
	20人以上	100.0	10.0	50.0	10.0	10.0	20.0
	その他(無回答含む)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
農業活動の 収益面での 位置づけ	最も収益の高い活動	100.0	0.0	61.5	7.7	23.1	7.7
	副次的に収益を得る活動	100.0	20.0	24.0	12.0	4.0	40.0
	収益面ではあまり重要でない活動	100.0	28.6	14.3	0.0	0.0	57.1

第1-20表 属性と一般就労への移行人数

単位: %

		農業活動に携わった利用者のうち、一般就労に移行した人数				
		計	1人	2人	3人以上	移行者なし
計		100.0	15.6	11.1	11.1	62.2
農業活動の 形態	両方	100.0	20.8	16.7	16.7	45.8
	農作業請負	100.0	11.1	5.6	5.6	77.8
	自営農業	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
農業部門の 利用者数	10人未満	100.0	21.4	7.1	7.1	64.3
	10-20人	100.0	23.1	15.4	23.1	38.5
	20人以上	100.0	10.0	20.0	10.0	60.0
	その他(無回答含む)	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
農業活動の 収益面での 位置づけ	最も収益の高い活動	100.0	23.1	30.8	23.1	23.1
	副次的に収益を得る活動	100.0	16.0	4.0	8.0	72.0
	収益面ではあまり重要でない活動	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0

第1-21表 属性と農作業請負への今後の意向

		単位：％				
		農作業請負に対する今後の意向				
		計	拡大したい、 取り組みたい	現状維持	縮小したい、 取り組む つもりはない	その他 （無回答、 非該当 含む）
計		100.0	33.3	48.9	15.6	2.2
農業活動の 形態	両方	100.0	37.5	50.0	8.3	4.2
	農作業請負	100.0	33.3	55.6	11.1	0.0
	自営農業	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
農業部門の 利用者数	10人未満	100.0	50.0	21.4	28.6	0.0
	10-20人	100.0	30.8	61.5	7.7	0.0
	20人以上	100.0	40.0	40.0	10.0	10.0
	その他（無回答含む）	100.0	0.0	87.5	12.5	0.0
農業活動の 収益面での 位置づけ	最も収益の高い活動	100.0	61.5	30.8	0.0	7.7
	副次的に収益を得る活動	100.0	24.0	52.0	24.0	0.0
	収益面ではあまり重要でない活動	100.0	14.3	71.4	14.3	0.0

第1-22表 属性と自営農業への今後の意向

		単位：％				
		自営農業に対する今後の意向				
		計	拡大したい、 取り組みたい	現状維持	縮小したい、 取り組む つもりはない	その他 （無回答、 非該当 含む）
計		100.0	22.2	31.1	40.0	6.7
農業活動の 形態	両方	100.0	33.3	45.8	16.7	4.2
	農作業請負	100.0	11.1	0.0	77.8	11.1
	自営農業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
農業部門の 利用者数	10人未満	100.0	21.4	21.4	57.1	0.0
	10-20人	100.0	30.8	38.5	23.1	7.7
	20人以上	100.0	20.0	60.0	10.0	10.0
	その他（無回答含む）	100.0	12.5	0.0	75.0	12.5
農業活動の 収益面での 位置づけ	最も収益の高い活動	100.0	46.2	15.4	23.1	15.4
	副次的に収益を得る活動	100.0	16.0	40.0	44.0	0.0
	収益面ではあまり重要でない活動	100.0	0.0	28.6	57.1	14.3

8. 調査票

(1) 農業経営体編

長野県「農業就労チャレンジ事業」に関するアンケート（農家編）

該当する箇所にチェック（☑）またはご記入ください。

設問1. 貴経営において、障害者の受入（福祉施設への農作業依頼）を行った期間をお教えてください。	
実施期間	☐ 昭和 ☐ 現在 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和 _____年度 から ☐ 平成 _____年度まで ☐ 令和
うち、「農業就労チャレンジ事業」の利用年度（該当全てに☑）	☐ 平成26年度 ☐ 平成27年度 ☐ 平成28年度 ☐ 平成29年度 ☐ 平成30年度 ☐ 平成31年度（令和元年度） ※「農業就労チャレンジ事業」については、別紙をご覧ください。
設問2. 障害者を直接雇用したことはありますか。	
	☐ ある ☐ ない
↓上記で「ある」と回答した場合、雇用した期間をお教えてください。	
雇用期間	☐ 昭和 ☐ 現在 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和 _____年度 から ☐ 平成 _____年度まで ☐ 令和
設問3. 昨年度（平成30年度。障害者の受け入れをやめている場合は最終受入年度）の障害者の受け入れ（福祉施設への農作業依頼）状況をお教えてください。	
年間受入日数	年間 約 _____日
受入した福祉施設数	年間 約 _____施設
障害者の主な作業内容（作業時間の多い上位3つまで）	例：ブドウの剪定、ネギの選別、干し柿用柿の皮むき ① _____ ② _____ ③ _____
設問4. 障害者の受入れで農業経営にどのような効果がありましたか。（該当全てに☑）	
	☐ 適期作業による品質の向上 ☐ 繁忙期の人員確保ができた ☐ 経営規模の拡大につながった ☐ 経営規模の維持につながった ☐ 売上の拡大につながった ☐ 売上の維持につながった ☐ 販路開拓に取り組めた ☐ 加工に取り組めた ☐ 新たな農産物の栽培に取り組めた ☐ 作業工程の見直しによる作業効率の向上 ☐ 従業員間のコミュニケーションが活発になった ☐ その他（内容： _____）
設問5. 「チャレンジ事業」への参加時、「農業就労チャレンジサポーター」の派遣は利用しましたか。	
	※「農業就労チャレンジサポーター」については、別紙をご覧ください。 ☐ 利用した ☐ 利用しなかった

⇒次のページに続きます。

第1章 農福連携の地域的な推進と参加主体の特徴
 ―長野県「農業就労チャレンジ事業」参加者のアンケート調査結果から―（小柴）

↓設問5で農業就労チャレンジサポーターを「利用した」と回答した場合、次の3項目にご回答ください。							
サポーターの活動内容（該当全てに☑）		☐ 農作業の指示等の伝達 ☐ 障害者の作業状況や作業時間の管理 ☐ 作業の補助 ☐ その他（内容：_____）					
今後の利用意向		☐ 利用したいと思う ☐ 利用したいと思わない					
上記の回答理由							
設問6. 今後の障害者の受け入れに対する意向をお教えてください。（該当1つのみ☑）							
		☐ 拡大したい ☐ 現状維持 ☐ 縮小したい					
↓上記で「拡大したい」と回答した場合、次の1項目にご回答ください。							
拡大の方向性（該当全てに☑）		☐ 依頼する人数を増やしたい ☐ 依頼する日数や時間を増やしたい ☐ 障害者を雇用したい ☐ その他（内容：_____）					
設問7. 障害者の受け入れを継続するための課題はどんなことですか。（該当全てに☑）							
		☐ 福祉施設とのスケジュール調整（時間外や農繁期の作業が困難、不足） ☐ 障害者とのコミュニケーションの円滑化 ☐ 作業者の農業技術の習得 ☐ 依頼金額の決め方やその金額 ☐ トイレ等の施設整備 ☐ その他（内容：_____）					
設問8. 最後に貴経営についてお教えてください。							
法人名・農家名							
栽培品目等（主なものを全てに☑）		☐ 野菜 ☐ 果樹 ☐ 花卉・花木 ☐ 米・麦・大豆 ☐ 畜産 ☐ 加工品 ☐ その他（内容：_____）					
代表者の年齢		☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代 ☐ 80代以上					
農業経営年数		☐ 5年未満 ☐ 5～10年 ☐ 10～20年 ☐ 20～30年 ☐ 30年以上					
昨年度（平成30年度）の年間売上高（加工品含む）		☐ 300万円未満 ☐ 300～500万円 ☐ 500～1,000万円 ☐ 1,000～3,000万円 ☐ 3,000万円以上					
（農業活動年数が5年以内の場合、農業開始年との比較）							
5年前と比較した年間売上高の変化		☐ 増えた 〔 〕割程度		☐ 変化なし		☐ 減った 〔 〕割程度	
経営耕地面積の変化		平成25年度				平成30年度	
※単位や記入例は別紙をご参照ください		町 (ha)		反		畝 (a)	
従業員数の変化（福祉施設への作業依頼は含まない。）		平成25年度				平成30年度	
		全従業員数（役員、常時雇用のパート、_____人 アルバイト含む）				全従業員数（役員、常時雇用のパート、_____人 アルバイト含む）	
		うち、障害者数 _____人				うち、障害者数 _____人	
		臨時雇用者数（日雇・季節雇等。農繁 _____人 期の最大人数。）				臨時雇用者数（日雇・季節雇等。農繁 _____人 期の最大人数。）	

質問は以上です。お忙しいところご協力頂き、誠にありがとうございました。

(2) 福祉事業所編

長野県「農業就労チャレンジ事業」に関するアンケート（福祉施設編）

該当する箇所にチェック（☑）またはご記入ください。

設問1. 貴事業所について、お教えてください。			
事業所名			
就労・訓練系 福祉サービス (該当全てに☑)	☐ 就労移行支援 ☐ 就労継続支援A型 ☐ 就労継続支援B型 ☐ 生活介護 ☐ その他（内容：_____）		
現在の職員・ 利用者数	職員 _____ 人	利用者 _____ 人	
	(内訳)	身体障害 _____ 人	
		知的障害 _____ 人	
		精神障害 _____ 人	
		発達障害ほか _____ 人	
設問2. 貴事業所の就労・訓練系福祉サービスのうち、農業活動（農業、加工）を行っている部門についてお教えてください。事業所全体で農業や加工を行っている場合は事業所全体について、「農業+他産業」部門の場合はその部門について、農業と加工部門が分かれている場合は合算してご回答ください。			
農業・加工部門の 就労系サービス (該当全てに☑)	☐ 就労移行支援 ☐ 就労継続支援A型 ☐ 就労継続支援B型 ☐ 生活介護 ☐ その他（内容：_____）		
農業・加工部門の 職員・利用者数 (平成30年度)	職員 _____ 人	利用者 _____ 人	
	(内訳)	身体障害 _____ 人	
		知的障害 _____ 人	
		精神障害 _____ 人	
		発達障害ほか _____ 人	
5年前との比較（部門設置が5年以内の場合、設置年との比較）（1つのみ☑）			
☐ 増えた ☐ 変化なし ☐ 減った			
農業・加工部門の 月額平均工賃 (平成30年度)	月 _____ 円		
5年前との比較（部門設置が5年以内の場合、設置年との比較）（1つのみ☑）			
☐ 増えた ☐ 変化なし ☐ 減った			
〔 _____ 〕円程度増 〔 _____ 〕円程度減			
設問3. 貴事業所の農業活動についてお教えてください（該当全てに☑）			
	☐ 施設外就労等による農家からの農作業請負を実施している、または実施していたことがある → 設問4、および設問6～11にご回答ください。		
	☐ 事業所自ら（農地を取得し、または農地を借りて）農業生産や加工に取り組んでいる、または取り組んでいたことがある → 設問5、および設問6～11にご回答ください。		

※両方の実施経験がある場合は、全ての設問にご回答ください。

※本ページ（設問4）は、設問3で「施設外就労等による農家からの農作業請負を実施している、または実施していたことがある」と回答した方がご記入ください。

設問4. 貴事業所の農作業請負（施設外就労等）についてお教えてください。	
実施期間	☐ 昭和 ☐ 現在 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和 _____年度 から ☐ 平成 _____年度まで ☐ 令和 _____年度まで
「農業就労チャレンジ事業」の利用年度（該当全てに☑）	☐ 平成26年度 ☐ 平成27年度 ☐ 平成28年度 ☐ 平成29年度 ☐ 平成30年度 ☐ 平成31年度（令和元年度） ☐ 利用していない ※「農業就労チャレンジ事業」については、別紙をご覧ください。
以下、昨年度（平成30年度）の状況（それ以前にやめている場合は最終実施年）をお教えてください。	
年間作業日数	年間 約 _____日
請負った農家数	年間 約 _____軒
1回あたりの平均参加人数	職員 _____人 利用者 _____人 （内訳） 身体障害 _____人 知的障害 _____人 精神障害 _____人 発達障害ほか _____人
作業を行った主な作業（主なもの全てに☑）	☐ 野菜 ☐ 果樹 ☐ 花卉・花木 ☐ 米・麦・大豆 ☐ 畜産（鶏卵含） ☐ 加工品 ☐ その他（内容：_____）
主な作業内容（作業日数の多いもの3つ）	例：ブドウの剪定、ネギの選別、トマトの加工
	① _____
	② _____
	③ _____
年間の請負料収入（交通費含む）（1つのみ☑）	
☐ 50万円未満 ☐ 50～100万円 ☐ 100～200万円 ☐ 200万円以上	
施設外等による農作業請負を継続する上での課題は何ですか。（該当全てに☑）	
☐ 同行する職員の確保 ☐ 農家までの移動（移動距離や交通手段） ☐ トイレや休憩場所の確保 ☐ 農家とのコミュニケーション ☐ 農家とのスケジュール調整（農繁期や時間外作業の調整） ☐ 請負金額の決め方やその金額 ☐ 農作業に向く障害者の確保や技術の習得 ☐ 利用者の安全確保（熱中症対策、機械や道具の工夫） ☐ その他（内容：_____）	

⇒裏面にもご回答ください。

※本ページ（設問5）は、設問3で「事業所自ら（農地を取得し、または農地を借りて）農業生産や加工に取り組んでいる、または取り組んでいたことがある」と回答した方がご記入ください。

設問5. 貴事業所自ら行う農業生産・加工についてお教えてください。						
実施期間	☐ 昭和 ☐ 現在 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和 _____年度 から ☐ 平成 _____年度まで ☐ 令和 _____年度まで					
「農業就労チャレンジ事業」の利用年度（該当全てに☑）	☐ 平成26年度 ☐ 平成27年度 ☐ 平成28年度 ☐ 平成29年度 ☐ 平成30年度 ☐ 平成31年度（令和元年度） ☐ 利用していない ※「農業就労チャレンジ事業」については、別紙をご覧ください。					
主な作目（主なものを全てに☑）	☐ 野菜 ☐ 果樹 ☐ 花卉・花木 ☐ 米・麦・大豆 ☐ 畜産（鶏卵含） ☐ 加工品 ☐ その他（内容：_____）					
以下、昨年度（平成30年度、それ以前にやめている場合は最終実施年）の状況をお教えてください。						
経営耕地面積	町 (ha)	反	畝 (a)	【記入例】 135aの場合		
※面積単位は別紙をご参照ください				町 (ha)	反	畝 (a)
				1	3	5
	5年前との比較（農業活動年数が5年以内の場合、農業開始年との比較）					
	☐ 増えた ☐ 変化なし ☐ 減った					
年間売上高（農産物および加工品）	年間 約_____万円					
	5年前との比較（農業活動年数が5年以内の場合、農業開始年との比較）					
	☐ 増えた		☐ 変化なし		☐ 減った	
	〔 _____〕割程度		〔 _____〕割程度		〔 _____〕割程度	
事業所自ら農業生産・加工を行う上での課題をお教えてください。（該当する全てに☑）						
	☐ 農地の確保 ☐ 農業に関する知識・技術の不足 ☐ 協力してくれる農家の確保 ☐ 職員の負担が大きい（内容：_____） ☐ 生産性の向上 ☐ 商品化が困難 ☐ 販売ルートの確保 ☐ 収益性の確保 ☐ その他（内容：_____）					

⇒次のページにもご回答ください。

※本ページは、すべての方がご回答ください。

設問6. 地域の農家等と連携している取り組みをお教えてください。（該当全てに☑）	
	☐ 直売所等での共同販売（農家への委託販売、農家からの受託販売を含む） ☐ 農家から農産物を仕入れて（または受託して）加工 ☐ 農家から農産物を仕入れて飲食店を経営 ☐ 草刈り、清掃、水路の泥上げ等の地域活動 ☐ 農家と連携して障害者の農業技術の向上を図る ☐ イベント等の開催 ☐ その他（内容：_____） ☐ 特に連携していない
設問7. 利用者の諸活動の中で、収益面からみた農業活動の位置づけをお教えてください。（1つのみ☑）	
	☐ 最も収益の高い活動 ☐ 副次的に収益を得る活動 ☐ 収益面ではあまり重要でない活動
設問8. 農業活動によって利用者にどのような効果がありましたか。（該当全てに☑）	
	☐ 体力がついた ☐ 生活リズムの改善 ☐ 体調を崩しにくくなった ☐ コミュニケーション力の向上 ☐ 表情が明るくなった ☐ 複数の作業に取り組めるようになった ☐ 感情面が落ち着いた ☐ 判断力がついた ☐ 意欲の向上 ☐ 出勤率の向上 ☐ 成功体験から自信がついた ☐ その他（内容：_____）
設問9. 農業活動の開始から現在まで、農業活動に携わった利用者のうち、一般就労に移行した人数をお教えてください。	
	約_____人
設問10. 今後の意向についてお教えてください。	
農家での施設外就労について （1つのみ☑）	☐ 拡大したい、取り組みたい ☐ 現状維持 ☐ 縮小したい、取り組むつもりはない
自法人での農業活動について （1つのみ☑）	☐ 拡大したい、取り組みたい ☐ 現状維持 ☐ 縮小したい、取り組むつもりはない
設問11. 「農業就労チャレンジ事業」について、お気づきの点をご自由にご記入ください。	

質問は以上です。お忙しいところご協力頂き、誠にありがとうございました。

[参考文献]

石橋紀也・小柴有理江・吉田行郷 (2018)「農業分野での障害者就労の推進に向けた地域レベルでの効果的な支援体制の構築」『農業経済研究』90 (1) : 53-58.

香月敏孝 (2020)「農福連携に関する論点と新たな課題」農業問題研究学会『農業問題研究』52 (1) : 23-29.

小柴有理江・吉田行郷・香月敏孝 (2015)「第7章 社会福祉法人等と連携した農村地域再生の取組」, 農林水産政策研究所『農村の再生・活性化に向けた新たな取組の現状と課題—平成24～26年度「農村集落の維持・再生に関する研究」報告書—』133-167.

地方自治体公民連携研究財団 (2017)『農福連携推進事業等の効果等に関する調査報告書』.

長野県セルフセンター

<https://n-selp.jp/> (2022年3月4日参照)

日本基金 (2019)『平成30年度 農福連携の効果と課題に関する調査結果』.

法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省(2022)「福祉分野に農作業を～支援制度などのご紹介(ver10)」.

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/pamphlet-5.pdf>

注 :

¹ 障害者の就労を支援する施設や日中活動を行う施設を表す名称は、「福祉施設」、「障害者施設」、「福祉事業所」、「障害者就労施設」、「障害福祉サービス事業所」等複数ある。その時々々の法律や施策によっても名称が異なる場合があり、混乱しがちである。本章では、現時点で障害者総合支援法および各種福祉施策で使用されている「障害福祉サービス事業所」を使用し、その本章における略称として「福祉事業所」とした。

² 地方自治体公民連携研究財団 (2017 : 4)。

³ 法務省ら (2022 : 18)。

⁴ 本研究では、当該文献との比較を視野に入れ、日本基金より調査票の提供を受け、共通する質問項目を設けている。

⁵ 令和2年度までは1名、令和3年度より2名となった。

⁶ 農作業だけでなく、林業に関わる作業を依頼することもできる。

⁷ 3年ごとの更新制となっている。

⁸ 長野県 (2021)「農業就労チャレンジ事業実施要綱」より

⁹ 初めてのマッチングの場合は1件あたり上限100時間といった例外がある。

¹⁰ サポーターの交通費は、基本的にサポーターの自己負担となっている。片道10km以上かかる場合、交通費の支給が可能となっている (令和3年3月20日実施要綱改正以降)。

¹¹ 本調査では、「農業活動」とは「農地の草刈りや田植え、稲刈りのボランティア」、「自給用の米や野菜の栽培」、「収穫物を販売する農業生産」等の農作業の他、「農産物の計量等の調製作業」、「自給用の梅干しや漬け物作り」、「農家から仕入れた農産物での直売所や飲食店の運営」、「加工品の製造や販売」、「体験・観光農園の運営」など、農業に関連する分野の取組についても対象とした。

¹² 長野県セルフセンター協議会のウェブサイトによると、同協会の会員となっている福祉事業所数は、北信地域が53事業所、東信地域が20事業所、中信地域が62事業所、南信地域が37事業所となっている。

¹³ アンケートでは、事業所全体で農業活動 (農業や加工) を行っている場合は事業所全体について、「農業活動+他産業」部門の場合はその部門について、農業と加工部門が分かれている場合は合算して記入してもらうこととした。

¹⁴ A型事業所の場合は平均賃金。

¹⁵ ただし、今回のアンケート結果では、施設外就労での報酬の決め方やその金額が課題であるとする回答の割合は低かった (第1-55図)。

¹⁶ 今回のアンケートでは、農作業請負や自営農業について、個別に福祉事業所における収益上の位置づけを質問してはいない。そのため、自営農業の福祉事業所における収益上の位置づけは不明であるが、自家消費を目的とした取組も含まれるものと推察される。

第2章 JAによる農福連携の取組方法の要点と意義 —JAによる雇用および作業請負依頼の事例を通して—

草野 拓司

1. はじめに

農福連携の普及・拡大を進める中でJAへの期待が高まっている。実際にJAによる農福連携の取組が全国各地で広がってきているが、数が増えているだけでなく、JAながさき県央、JAぎふ、JA晴れの国岡山のように、自ら農業関連事業で障害者を雇用したり、障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という）に作業請負をしてもらったりするところもあれば、JA静岡市やJAめぐみののように、人手不足の農家と農作業を請け負いたい事業所をマッチングする支援（仲介）を行っているところもあり、取り組み方も多様化している。

そうした状況下、これから農福連携のお手伝いをしようとしているJAにも大変参考になる事例を紹介する。本稿では、特に、障害者を雇用したり、農作業請負の依頼を行おうとしたりする3つの事例に注目する。JAながさき県央は高等特別支援学校の生徒の実習受入れを行い、その後、実習を受けた生徒を雇用する取組を行っている。JAぎふは特例子会社を設立し、事業所の利用者を雇用する取組を行っている。JA晴れの国岡山は、選果場における農作業請負を事業所に依頼する取組を行っている。本稿では、この3つの事例の取組を紹介しつつ、それぞれの方法の要点を考察したのち、JAが農福連携に取り組む意義を検討する。

以下では、2節において、JAによる農福連携の取組の現状を整理する。3節では優良事例となる3つのJAの取組内容を紹介しつつ、それぞれの取組方法の要点を検討する。4節では、JAが農福連携に取り組む意義を検討し、本稿のまとめとする。

なお、本稿における2節1・2項は草野（2021a；2021b）をベースにしつつ、2022年11月に再調査して再編集したもので、同節3項は書き下ろしたものである。

2. JAによる農福連携の取組の類型と動向

（1）JAによる農福連携の取組の類型

農林水産省・厚生労働省（2022）によると、JAが農福連携を行う場合、3つのパターンが想定されている。第2-1表にあるように、①障害者雇用を行うことで障害者の受入れ主体になる、②組合員の農業者に対して労働力の供給支援をする、③取組の場や人材を提供する、というものである。

①では、JAの選果場・直売所・営農センターやJA出資型法人等において障害者を雇用

し、箱詰め・出荷・農作業や経理処理等の事務作業の職場で雇用することなどが想定されている。②では、JA が無料職業紹介事業の一環として組合員農家に障害者を直接紹介したり、組合員農家に障害福祉サービス事業所を紹介したりすることが想定されている。③では、a.試験ほ場や組合員農家のほ場などを提供し、障害者や特別支援学校の生徒の農作業体験会を開催したり、農福連携技術支援者の育成の場に活用したりすること、b.福祉系の法人を設立して、障害福祉サービス事業の一環として農作業を行うこと、c.農作業に関する豊富な知識を生かし、JA 職員の OB に農福連携技術支援者育成研修を受けてもらい、農福連携技術支援者として、農業に参入する社会福祉法人等への技術指導に当たってもらうことなどが想定されている。

本稿では、①に当たる3つの事例を紹介する（JA ながさき県央の場合、③にも該当する）。なお、②については、草野（2022；2021a；2021b；2021c）を参照いただきたい。

第2-1表 JAによる農福連携の取組の類型

① 障害者雇用等を行うことで障害者の受入れ主体になる
② 組合員の農業者に対して労働力の供給支援をする
③ 取組の場や人材を提供する

資料：農林水産省・厚生労働省（2022:21）

（2）JAによる農福連携の動向

農業協同組合新聞（2021年4月20日）の記事によると、農林水産省とJA全中、日本農福連携協会は同年4月19日、農福連携に関する包括的連携協定を締結した。3者は農福連携の全国的な展開に向けて普及啓発活動や、農業者と障害者のマッチングなどを進めるという。

農林水産省が関係団体と包括連携協定を結ぶのはこれが初めてで、その協定では、農福連携の全国的な展開と定着、障害者等の雇用就労の促進、農福連携の質の向上、対象領域の拡大などで連携することを定めている。

JA全中（2020；2021；2022）によると、農福連携に取り組むJAの数は2018年度に48であったが、2019年度に71、2020年度に209、2021年度には221のJAが何らかの方法で農福連携に取り組んでおり、JAによる取組が拡大傾向にあることが確認できる。

3. JAによる農福連携の取組3つの事例の取組方法の紹介とその要点

（1）JAながさき県央—実習受入れからの雇用¹

JAながさき県央（以下「JA」という）は、高等特別支援学校の生徒の実習受入れを行い、その後、実習を受けた生徒を雇用する取組を行っている。本項では、この取組方法を

紹介しつつ、その要点を考察する。

1) JA ながさき県央の概要と管内農業の特徴

JA は諫早市（多良見地区を除く）、大村市、東彼杵郡の東彼杵町と川棚町と波佐見町を管内とする。2021 年度末現在の組合員総数は4万 10 人で、そのうち正組合員数は1万 985 人である。管内では、にんじん、ばれいしょ、いちご、アスパラガス、ミニトマト、温州みかん、茶、カーネーション等の花き、豚・牛の畜産と、多様な農業が営まれている。管内における組合員の平均年齢は 60 歳を超え、農業をやめるケースがある一方で、規模を拡大する農家において人手不足が問題になっている。

2) 活動内容

①取組のきっかけ

2015 年 10 月、JA ながさき県央では、障害者法定雇用率の未達成について、労働局から指導を受けた。同月、ハローワーク主催の「障害者雇用セミナー」が県立希望が丘高等特別支援学校において開催され、JA 担当者が参加した。同校は軽度の知的障害のある生徒が就職による社会的、職業的自立を目指す学校である。JA 職員が同校の概要説明、授業内容（当時の校内作業実習はウエアクリーニング、ハウスクリーニング、窯業等）を見学したところ、レベルの高い作業を目の当たりにし、JA による総合事業を生かした障害者雇用ができるのではないかと考え、2016 年度から同校の生徒を実習で受け入れることとなった。

②仕組み

第 2-1 図で JA が同校生徒を雇用するまでの仕組みを確認しよう。最初に、1～3 年生を対象に、「デュアルシステム型現場実習」が実施される。これは、年間 15～20 回程度実施され、各回で生徒 5～8 人、教師 2～3 人が参加するもので、JA で実習する場合は農作業、A コープでの作業、清掃作業等を行う。

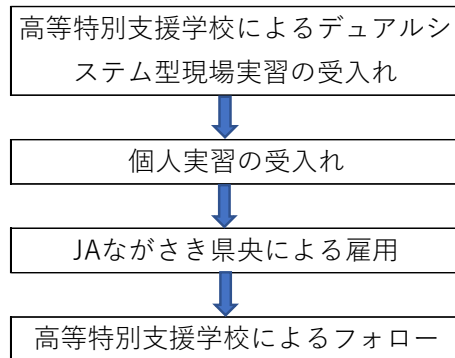
この実習を行う際は、JA の総務部総合企画課が担当し、各部署に作業受入れを依頼する。農作業については、営農部指導振興課と相談し、指導員から農家に依頼した上で行われる。

次に行われるのが個人実習である。これは、デュアルシステム型現場実習を経験した各生徒が希望する職場で行う実習で、より実践的な内容となる。不定期で行われ、1 回の実習期間は3週間ほどである。1 年次に1回、2・3 年次に各2回行われ、特に3 年次に行われる個人実習は、就職（就労）を念頭に置いた本格的な作業となっている。この実習も総合企画課が窓口となり、現場との受入調整は総務課が行う。

この2つの実習を経て、3 年次に各生徒が JA への就職（就労）を希望し、JA も実習の様子をみて採用したいと考えた場合、その生徒が雇用される仕組みとなっている。

雇用後も、同校が2年間にわたってフォローすることとなっており、2 年を超えた場合

でも適宜対応しているという。場合によっては、同校が持つネットワーク（ジョブコーチや福祉事業所）を生かし、ジョブコーチ等と同校教員がともに JA を訪問し、支援することもある。



第2-1図 JA ながさき県央における雇用の仕組み

資料：ヒアリング結果をもとに作成

③作業内容

採用（雇用）された生徒は、実習で経験した作業をベースとして、農作業、A コープでの作業（販売、店内整理など）、清掃作業などの業務を担当している。農作業は、JA が農家からにんじんやばれいしょの収穫等の作業依頼を受けて行うもので、ほ場の面積当たりの請負料（掘取り料）を受け取り、実施されている。農閑期には A コープでの作業や清掃作業を行うなど、適宜就業内容を変えることもある。



A コープでの実習の様子（筆者撮影）

④工賃と労災保険

雇用形態はフルタイム（実働 7.5～8 時間）の時給制（最低賃金以上）で、時給は毎年昇給する。雇用契約は1年ごとの更新で、ほとんどの場合で更新が繰り返されている。労災保険と健康保険にはJAが加入している。

3）実績

JAでは、同校と連携を始めて以降、毎年1～2人を採用し、これまで計8人の知的障害者の採用を行ってきた。内訳は、A コープに5人、営農センターに2人、支店に1人の配置となっている。これにより、JAは法定雇用率を達成している。また、2021年度には新たに管内の他の特別支援学校から1人を採用し、計9人の採用となった。

このような取組に対し、関係者からは高く評価する声が上がっている。採用された生徒、親族、同校からは、「JAは総合事業を行っているため、さまざまな体験ができることから、実習の場を設けてくれることだけでもありがたい」・「この取組が報道などで取り上げられることで、地域の人々や企業に対して、障害を持っていても働くことができることを証明する機会にもなっている」という。

農家からは、農作業を作業依頼して手伝ってもらうことに対して、「労働力が増えて助かる」・「また来て欲しい」・「このような機会を増やして欲しい」という声が多く上がっている。

JA役職員からも、「このような取組を地域の人々にみてもらうことで、地域におけるJAの活動を理解してもらう良い機会になっている」・「同校生徒の働く姿をみた職員のモチベーションを上げることにもつながっている」・「A コープに実習に来ている生徒が商品売るとお客さんが集まり、良く売れる」と高く評価する声が多い。

4）取組方法の要点

JAがこのような取組を進める上での要点は、以下のように考察される。

雇用前においては、JAが実践に近い2つの実習を受け入れることで、生徒の個性を把握し、JAの仕事に適しているかどうかを判断する場を設けている。またそれは、生徒の働く力を高める機会にもなっているため、雇用後にスムーズな就労を可能にしているといえる。さらに、実習から雇用にいたるまで、総務部総合企画課と総務課および営農部指導振興課が連携して進めることで、多角的に生徒の個性を把握できている。

雇用後においては、高等特別支援学校が2年間のフォローを行ってくれることに加え、2年を超えた場合でも適宜対応してもらえることで、JAは、福祉の専門家からのアドバイスを受けられるようになっている。このようなフォロー体制が、離職防止につながっているという。

なお、この取組と直接の関係はないが、JA女性部（以下「女性部」という）が同校生徒・教員と積極的に交流を行っている。女性部のイベントで同校の生徒に和太鼓を演奏してもらったり、一緒にゼリー作りをしたりすることもある。女性部が同校に見学に行くことも

あるという。そのようにして女性部と同校生徒・教員が交流を深めた結果、女性部から同校の取組を高く評価する声が多く上がったことに加え、同校と JA との関わりが増えたことで、JA 役職員が同校生徒を理解する機会が増したのである。そのようなことが、この取組を後押ししているという。

以上のように、JA ながさき県央は、女性部の協力も得ながら、さまざまな工夫を取り入れ、同校からコンスタントに生徒を雇用して離職率も低く抑えることで、法定雇用率を達成している。また、既述のとおり、2021 年度には新たに管内特別支援学校から 1 人を採用するなど、他の支援学校からの採用も広がりつつあり、今後の雇用拡大にも大きな期待がもたれるのである。

加えて、同校生徒の実習の場が生まれていること、実習を通して同校生徒が働けることを示していることも、この取組の重要な意義となっている。さらに、労働力が不足する農家へ労働力の提供ができていることに加え、地域における JA の活動の理解が進むなどの効果もみられるのである。

(2) JA ぎふ—特例子会社による雇用—²

JA ぎふ（以下「JA」という）は、特例子会社を設立し、事業所の利用者を雇用する取組を行っている。吉田（2019a）によると、特例子会社とは「障害者の雇用環境を整備するなど一定の要件を満たしたと認定された会社のことで、雇用した障害者は親会社の障害者雇用の実績としてカウントされる」ものである。本節では、この取組方法を紹介しつつ、その要点を考察する。

1) JA ぎふの概要と管内農業の特徴

JA は岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡の笠松町と岐南町、本巣郡北方町を管内とする。2021 年度の組合員総数は 9 万 8,810 人で、そのうち正組合員数は 4 万 45 人である。管内では、米、麦、大豆のほか、いちご、柿、枝豆等の園芸作物、肉牛、肉豚等の畜産物が生産されている。管内では全国平均よりも高齢化が進んでいることもあり、農業の現場における人手不足もみられる。

2) 活動内容

①取組のきっかけ

JA では、以前から障害者を雇用していた。2010 年代半ばになり、組合員の中にも障害者のいる家庭が少なからずあり、その組合員の悩みを解決することが JA の仕事であるという着想に基づき、JA 内部から「農福連携は JA がやるべき」・「これこそ JA のあるべき姿」という声が上がリ、特例子会社設立のためのプロジェクトが始まった。

このプロジェクトを進める段階で、地元の B 型事業所ウェル・ファーム（以下「ウェル・ファーム」という）の代表がオブザーバーとして参加し、JA と障害者の情報共有が可能な関係が構築された。そして、2020 年 7 月に子会社「(株) JA ぎふはっぴいまるけ」（以下、

「同社」という）が設立され、同年12月には特例子会社の認可を受け、単位農協初の特例子会社となった。

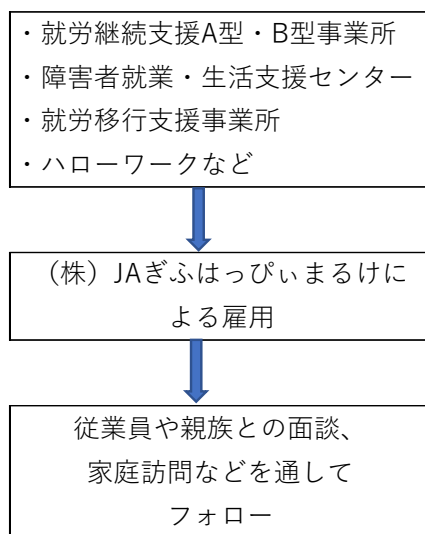
②仕組み

第2-2図にあるように、同社はA型・B型事業所や障害者就業・生活支援センターなどからの紹介を受け、障害者を雇用している。この取組では、同社およびB型事業所などの組織や相互の関係が重要になるので、以下でみていこう。

まずは同社についてみていく。同社は従業員20人（障害者19人＋健常者1人）、役員（非常勤）2人、監査役（非常勤）1人、運営を担当するスタッフ3人、計26人で組織されている。障害者の従業員19人のうち12人はJAからの転籍者で、同社では「総合部門」に所属している。残る7人のうち5人は2020年度に新規採用されており、「農業部門」の所属となっている。スタッフ3人のうち1人はJAからの出向者で同社の統括部長、1人はJAの元職員でジョブコーチの有資格者、1人はウェル・ファームの元代表で、同社真正事務所の所長である。この所長は作業療法士の資格を持ち、病院での勤務経験もある。統括部長と所長も、同社設立後にジョブコーチの資格を取得している。また、監査役もジョブコーチの資格を持つ。

次にウェル・ファームについてみていこう。2020年度にはっぴいまるけの「農業部門」に採用された5人のうち、4人（精神障害者3人と身体障害者1人）がウェル・ファームから採用されている。ウェル・ファームは2014年に法人登記し、2015年にオープンしている。2020年12月現在、登録者数は23人で、そのうち精神障害者12人、知的障害者9人、身体障害者2人となっている。オープン当初より、農家から農作業を請け負ってきたほか、農業以外の内職も請け負ってきた。既述のとおり、元代表（現・真正事務所の所長）は、JAぎふによる特例子会社設立のためのプロジェクトのオブザーバーとして参加してきた。ウェル・ファームは、オープン以降、JA敷地内の施設を借りて事務所としている。現在は事務所の隣にはっぴいまるけの真正事務所がある。

なお、同社は、雇用後に従業員の親族と面談を行うことを重視しており、ほとんどの従業員の家庭訪問を行っている。また、従業員本人との面談（個別面談）も重視し、週に1回以上実施することで、社内で各従業員の個性について情報共有するようにしている。出勤時間、退勤時間、労働時間等については、親族、医師、支援団体などとも相談し、柔軟に変更しているという。ジョブコーチによる作業内容の指導も実施している。このようにすることで、各従業員と良好な関係を構築することが可能になっているという。



第2-2 図 はっぴいまるけにおける雇用の仕組み

資料：ヒアリング結果をもとに作成

③作業内容

農業部門の従業員は年間を通して農業に関する作業を行う。同社所有の農地で野菜・水稲の栽培に従事している。総合部門の業務は主に印刷、清掃、直売所勤務だが、農繁期には農業部門を補助している。

④工賃と労災保険

障害者従業員の雇用形態は基本的にフルタイムの時給制（最低賃金以上）だが、1人は月給制である。大半は1年更新であるが、採用から5年以上が経過した4人は期間の定めなしとなっている。週休2日制であり、1日の就業時間は7.5時間以内としているが、従業員の健康状態などにより、超短時間労働（週に4日、1日3時間労働）にすることもある³。労災保険と健康保険には同社が加入している。



隣り合わせになっているはっぴいまるけ真正事務所（左）とウェル・ファーム事務所（筆者撮影）

3) 実績

既述のとおり障害者の従業員数は19人となっている。JAではプロジェクト開始当初から法定雇用率を達成していたが、2020年度の5人の採用により、さらに雇用率を上げている⁴。

従業員の親族からは、「子供が元気になっているのでありがたい」、従業員からは「いろいろな仕事をやりたい」・「仕事を楽しみでしょーがない」との声が聞かれる。農業部門の4人はB型事業所（ウェル・ファーム）からの雇用であり、同社に入社してからの報酬は最低賃金以上になり、とても喜ばれているという。

ウェル・ファームからは、「従業員たちが安定した職を得てくれて良かった」・「4人を送り出したことが、福祉全体、地域全体への貢献になった」との声が聞かれた。

JA役職員からは、「従業員の楽しく元気な声が飛び交うようになった。挨拶も元々良く、職員との交流も多くなった」・「農福連携は地域貢献を目指すJAのあるべき姿」などの声が聞かれた。

4) 取組方法の要点

JAがこのような取組を進める上での要点は、以下のように考察される。

雇用前においては、はっぴいまるけがB型事業所や障害者就業・生活支援センターなどと連携関係を築き、利用者（障害者）の情報を共有できる体制としていることに加え、同社内にジョブコーチや作業療法士の資格を持つスタッフを配置することで、より雇用に適した人材の採用が可能になっている。

雇用後においては、事業所や障害者就業・生活支援センターなどとの連携関係を維持することで、雇用後も事業所に相談できる体制ができています。また、既述のジョブコーチ等の配置は、各障害者に適した作業を適宜検討することを可能にしています。さらに、従業員本人や親族との面談を頻繁に行うことに加え、医師や支援団体などと連携をとることで、従業員の状況をより詳細に把握することが可能になっている。また、ファイナンシャルプランナーの資格を持つ同社統括部長が社員の資産管理を手助けすることで、生活面でも社員をサポートできている。

以上のように、同社は、さまざまな工夫を取り入れることで、2020年度に新規で5人の障害者を事業所から雇用するにいたり、それにより元々達成していた法定雇用率をさらに引き上げている。また、B型事業所の利用者だった人々を最低賃金以上で雇用するなど、地域において安定的な雇用を生み出していることは、この取組の重要な意義となっている。さらに、労働力が不足する農家組合員へ労働力の提供ができていることなど、組合員にとっても大きな意義のある取組となっているのである。

（3）JA 晴れの国岡山—選果場における農作業請負の依頼—⁵

JA 晴れの国岡山（以下「JA」という）は、選果場における農作業請負を事業所に依頼する取組を行っている。本節では、この取組方法を紹介しつつ、その要点を考察する。

1) JA 晴れの国岡山の概要と管内農業の特徴

JA は倉敷市、津山市、玉野市などを含む 14 市 11 町村を管内とする。2021 年度現在の組合員総数は 14 万 3,266 人で、そのうち正組合員数は 9 万 2,602 人である。広範囲を管内としていることから、米、果実、野菜、花き、畜産など、多種多様な農産物の生産がみられる。

農福連携を行っているのは JA の津山統括本部で、同本部下にある津山南部アグリセンター（以下「アグリセンター」という）が立地する地域ではきゅうりの生産が盛んで、近年も作付面積が増加していることに加え、2019 年の合併に伴い、旧 JA 勝英（現在の勝英統括本部）のきゅうりを受け入れることになったことにより、選果場における人手不足が深刻化している。

2) 活動内容

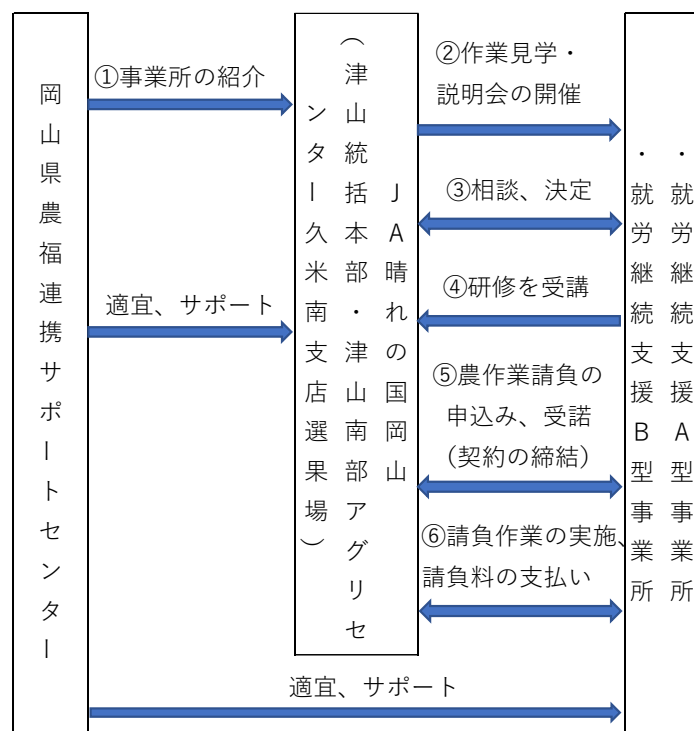
①取組のきっかけ

以上のように、選果場における人手不足が深刻化した際、当初は、町内の県立支援学校の生徒を職場体験として受け入れたのに加え、地元の福祉事業所に依頼して人手を確保してきた。しかし、選果場の従業員が高齢化する（60～70 歳代の女性が多くなっている）など、人材確保がますます難しい状況となっていく。特に繁忙期には、20～21 時まで作業しなければ捌ききれない日が続いた。

そして、2020 年になり、このような状況を共有していた美作広域農業普及指導センターから、岡山県農福連携サポートセンターの紹介を受けた。選果場において、事業所の職員等に作業見学と説明会の場を設けて作業請負を依頼したところ、4 つの事業所（A 型事業所 2 つ、B 型事業所 2 つ）が作業請負を行ってくれることとなった。

②仕組み

第 2-3 図で農作業請負の依頼の仕組みをみていこう。岡山県農福連携サポートセンター（以下「サポートセンター」という）から事業所の紹介を受けた JA は（図中①）、それらの A 型・B 型事業所に対し、作業見学と説明会の場を設ける（②）。それを受け、事業所がその作業を請け負いたいと考えれば、事業所職員が作業請負の研修を受けることを決定する（③）。次に、各事業所の職員が研修を受講し（④）、作業内容を作業者に伝えられるようにした上で、JA と事業所で作業請負の契約を結ぶ（⑤）。そして、実際に、作業者による作業が行われ、JA から事業所へ請負料が支払われることとなっている（⑥）。このように、JA に対して事業所を紹介し、実際の作業が行われて請負料が支払われる全ての過程において、適宜、サポートセンターが JA と事業所に対してサポートを行っている。なお、この業務は津山統合本部の 1 人が他業務と兼務で担当している。



第2-3図 JA 晴れの国岡山における農作業請負の依頼の仕組み

資料：ヒアリング結果をもとに作成

③作業内容

主な作業は、きゅうりの選別と箱詰め、および出荷用段ボール箱の組立てである。作業内容を作業者に伝達する際は、JA 担当者が直接作業者に行うのではなく、事業所職員に伝え、事業所職員が作業者に伝えるようにしている。作業が行われる際は、作業者7人に対して1人の事業所職員が付き添っている。2021 年度に作業を行ったのは7人の作業者で、そのうち4人が精神障害者、2人が身体障害者、1人が知的障害者である。

この選果場では5月中旬から10月下旬まで作業が行われていて、6月上中旬から9月中旬が繁忙期に当たる。作業者は、この繁忙期に作業請負を行っている。繁忙期において、選果場では毎日作業が行われており、作業者は交代で休日を取得している。作業時間は、基本的にはA型利用者が9～16時、B型利用者が10～14時となっているが、各利用者（作業者）と相談して終業時間を決めているので、異なる場合もあるという。

④工賃と労災保険

JA から事業所へ支払われる請負料は出来高制となっている。それを時給換算すると、A型の場合、最低賃金である862円ほどで、B型の場合、700円ほどになるという。単価を決める際、A型は最低賃金に近くなるようにし、B型は700円ほどになるよう、JAは考慮しているという。労災保険はJAが負担している。



久米選果場の作業の様子（JA 晴れの国岡山ウェブサイトより，2022 年 10 月 29 日参照：
<https://www.ja-hareoka.or.jp/605-2/>）

3) 実績

最初に 2020 年度の実績をみていこう。作業を請け負ったのは 4 つの事業所で，そのうち 2 つが A 型事業所，残り 2 つが B 型事業所であった。作業に当たった作業者は，1 日の平均で 8 名である（一般の作業員は繁忙期で平均約 20 名／日）。1 日最大で 7.5 トン（1,500 箱）のきゅうりの選別等を行った。

次に 2021 年度の実績をみると，計 6 つの事業所で，そのうち 4 つが A 型事業所，3 つが B 型事業所である（A 型と B 型の両方を持つ事業所があるため，計と内訳の値が異なっている。一般の作業員は 2020 年度と同様，繁忙期で平均約 20 名／日）。

また，2021 年度には，この選果場全体で年間 530 万トン（10 万 6,000 箱）のきゅうりの選果を行っている。1 日当たりでは 7.5 トン（1,500 箱）である。作業者を効率的に配置するなどした結果，最高で 2,200 箱分の選果を行えた日もあったという。加えて，作業者が作業に参加する以前は，通常 17 時で終業のところ，繁忙期だと 20～21 時まで作業しなければならなかった。ところが，作業者が作業に参加してくれるようになり，そのような残業も減るという効果が生じているという。このように，事業所の作業請負を依頼したことで，さまざまな効果がみられている。

4) 取組方法の要点

JA がこのような取組を進める上での要点は，以下のように考察される。

仕組みにおいて，まず重要なのは，サポートセンターとの連携関係が築かれていることである。これにより JA は，事業所を探す負担が軽くなっているだけでなく，安心して事

業所との協議に入ることができる。また、サポートセンターが適宜サポートする体制となっていることで、JA 職員の福祉に関する情報や認識が不十分であったとしても、安心感を持って取組を始めることができている。請負料と成果のアンバランスを回避するため、請負料を出来高制にしていることも重要であろう。

実際の作業においては、事業所の職員が付き添うことに加え、JA の担当者が作業内容を事業所職員に伝え、事業所職員が障害者に伝える方法を採用することが重要であるといえる。それにより、作業への伝達がうまくいっており、作業者が作業に取り組みやすくなっていると考えられる。また、事業所職員と相談しながら進められるので、各作業者に適した作業を行ってもらうことが可能になっており、効率的な配置も可能になっている。少し多めの作業者を確保することで、農繁期であっても作業者は交代で休日をとることができ、作業者に無理をかけないので、長く続けることができていることも重要である。作業時間は事業所と相談し、各作業者の体調等をみて柔軟に対応していることも、作業者の負担を減らし、長く続けてもらうための要因になっていると考えられるのである。

以上のように、JA がこの取組を行うことで、作業請負を依頼する事業所の数を増やしているだけでなく、選果量が増加している。また、以前は繁忙期の残業が当たり前であったが、遅くまで残業する必要がなくなり、労働者全体の負担が減るという効果も生まれている。JA による取組は、労働力の補完に加え、地域において、比較的大きな雇用創出という効果も生み出しているのである。

4. まとめ—JAによる農福連携の意義—

JA が農福連携に取り組む場合、比較的实施しやすいことから、第 2-1 表の②に当たる、農家と事業所の間で行われる農作業請負を仲介することから始めるのが一般的である。一方、本稿で扱った 3 つの事例は、JA による直接雇用、JA が特例子会社を設立した上での直接雇用、JA が直接、事業所に農作業請負を行ってもらうという、やや難しい取組であったが、各 JA の取組方法は、これからより深く農福連携に取り組もうとする多くの JA にとって大きな示唆を与えるものであるといえるだろう。

最後に、3 つの事例の取組から、JA が農福連携を行う意義（強み）を検討し、本稿のまとめとしたい。①JA は地域の関係機関とのネットワークがある、または築きやすいことから、支援学校や事業所との連携関係を築きやすい点は、他にはない強みであるといえる。②JA 事業の総合性により、管内の多様な経営を組み合わせることで（複数の作目を組み合わせることも可能）、通年あるいは長い期間の作業を生み出すことができることに加え、農閑期や雨の日でも柔軟に作業作りができる点も、JA ならではの強みである。③それに関連することであるが、JA は農家との密接な関係があるため、農家の労働力不足を補完する際にも、理解を得やすい。④JA の選果場を利用することで、人員に応じた出荷調整が可能であり、選果場はそれなりの規模を有するので、地域において多くの障害者雇用を創出できる強みもある。⑤取組のきっかけは法定雇用率の問題であっても、JA が取り

組むことで、農家や地域社会に貢献しうる分野での障害者就労を促進できるのも強みと言える。

以上のように、農業労働力不足解消や安定した雇用創出による地域社会への貢献など、JAが農福連携に取り組む意義は大きいだけに、今後の展開が大いに期待されるのである。

[引用・参考文献]

草野拓司 (2021a) 『総研レポート 農協による農福連携と援農ボランティアの展開方向に関する研究』
農林中金総合研究所。

<https://www.nochuri.co.jp/publication/soken/contents/8370.html>

草野拓司 (2021b) 「JA めぐみによる農副連携の取組農作業請負の仲介を通して」『農中総研情報』
3月号:22-23。

草野拓司 (2021c) 「農協による農福連携の展開－「農作業請負の仲介」と「雇用」を行う事例に着目して」『農林金融』74(2):21-37。

草野拓司 (2022) 「農協による農福連携の展開－「農作業請負の仲介」と「雇用」を行う事例に着目して」
－『農業協同経営実務』74 (増刊号) :130-135。

農林水産省・厚生労働省 (2022) 『はじめよう！農福連携－スタートアップマニュアル－②地方自治体・JA向け Ver.3』。

濱田健司 (2015) 「社会貢献・高齢者福祉 JA グループにおける障がい者雇用にかかる現状と期待」『共済総研レポート』141 : 32-35。

吉田行郷 (2019a) 「農福連携が来た道、これから行く道」『農村と都市をむすぶ』69(6):7-17。

吉田行郷 (2019b) 「農業分野での労働力不足下における農福連携の取り組みの現状と展望」『農業市場研究』28(3):11-21。

吉田行郷・里見喜久夫・季刊『コトノネ』編集部 (2020) 『農福連携が農業と地域をおもしろくする』。

吉田行郷 (2020) 「農福連携の現状と全国の取り組みについて－千葉県下での展開を考える－」(2020年
9月23日開催「農福連携セミナー」報告資料)

吉田行郷 (2022) 「農福連携の動向と今後の展望」『農業協同経営実務』74 (増刊号) :123-129。

吉田行郷・小柴有理江・石橋紀也 (2018) 「企業出資の障害者福祉施設の農業分野への進出の意義と課題－農業分野に進出している社会福祉法人、特例子会社との比較から－」『農業経済研究』89(4):357-362。

吉田行郷・香月敏孝・吉川美由紀 (2014) 「農業分野に本格進出した特例子会社の実態と課題－地域農業の担い手としての特例子会社の可能性－」『農業経済研究』86(1):12-26。

JA 全中 (2020) 『JA グループの活動報告書 2019』。

JA 全中 (2021) 『JA グループの活動報告書 2020』。

JA 全中 (2022) 『JA グループの活動報告書 2021』。

¹ 本項は、主に2020年11月にJAながさき県央でヒアリングを行った際に得た情報をもとに執筆したものである。また、2022年11月にも電子メール等で再調査を行った結果も踏まえている。

² 本項は、主に2020年11月に（株）JAぎふはっぴいまるしえでヒアリングを行った際に得た情報をもとに執筆したものである。また、2022年11月にも電子メールや現地での再調査を行った結果も踏まえている。

³ 総合部門の転籍者も以前からこの条件であった。

⁴ 法定雇用率を下回る雇用率の場合、常用労働者100人超の企業は納付金の支払いが必要になる一方で、上回る場合は調整金・奨励金を受け取ることができる。

⁵ 本項は、主に2021年11月にJA晴れの国岡山でヒアリングを行った際に得た情報をもとに執筆したものである。

第3章 農業法人と福祉法人等とがタッグを組む取組による 農業経営への効果、地域経済・社会への影響について

吉田 行郷（農林水産政策研究所客員研究員）

1. はじめに

農福連携については、全国的に取組が拡大しており、行政の連携体制の強化が図られる等、農福連携推進の全国的な機運が醸成されてきているところであり、マスコミ等からも注目を集め始めている。

こうした中で、労働力不足の農家・農業法人と障害者の働く場を求める社会福祉法人等をマッチングする動きも全国各地で広がっている。厚生労働省の調べでは、2019年度にはこうしたマッチングの支援が32の道府県で実施されている。こうしたマッチング支援が拡大することで、今後は、農家・農業法人と福祉法人等とが相互に依存し合う関係が増加することが期待される。

例えば、長野県では、農業分野における障害者の施設外就労を促進し、障害者の工賃を引き上げることが目的として、2014年度から「障がい者の農業就労チャレンジ事業」を開始している。この事業は県が特定非営利活動法人長野県セルフセンター協議会に業務を委託し、①まず、県農政部、健康福祉部、産業労働部が連携して、障害者福祉施設や地域の農家等に係る情報をセルフセンター協議会に提供し、②セルフセンター協議会が農業就労チャレンジコーディネーターに作業委託先となる農家・農業法人等の開拓及び作業受託先となる社会福祉法人等との仲介活動を依頼し、同コーディネーターが、施設外就労の実現に向けて両者をマッチングするという支援を行っている。さらに、③こうしたマッチングによって、施設外就労による農作業受委託が実現した場合には、農作業の質の保証のため農業就労サポーター（登録制）を農家に派遣し、障害者の作業の支援を行うというものである。2019年度の実績は、サポーターも派遣するマッチングが39件、サポーターなしでのマッチングが29件、福祉施設内で行える事業でのマッチングが11件の合計79件となっている。このうちの21件で、農業法人（12法人）が、農作業を社会福祉法人等に作業請負で任せており、同県の「障がい者の農業就労チャレンジ事業」で農作業の出し手として農業法人が重要な役割を果たしていることが分かる。

そして、農業法人と社会福祉法人等の関係は、同じ法人同士ということで（契約も法人同士で締結）、関係が安定化しやすく、相互の依存関係も深まりやすいと考えられる。また、将来的には、社会福祉法人等の利用者だった障害者の就労先に農業法人がなっていく可能性も考えられる。

さらに、こうしたマッチングを契機にしたり、共通の知人を介したり、原材料となる農産物の売買を通じて出会った農業法人と社会福祉法人等がタッグを組み、お互いに Win-Win なる関係を構築する例も各地で見られるようになってきている。

お互いの関係が安定し、深まると、相互理解が進み、年に数日、作業請負で農作業をする関係より、相互にメリットが拡大している可能性が考えられる。

そこで本年度の研究では、こうした農業法人と社会福祉法人等がタッグを組んだ以下の4組の農福連携の取組事例に対して調査・分析を行い、そのメリットと今後の可能性について考察した。

- ・株式会社菅野農園と社会福祉法人江刺寿生会とのタッグ
- ・農業生産法人みどりの里と社会福祉法人無門福祉会及び（株）ストレートアライブとのタッグ
- ・（株）元気もりもり山森農園と（株）虹の橋作業所とのタッグ
- ・（株）ピーカブーとパーソルサンクス（株）とのタッグ

2. 調査結果

（1）株式会社菅野農園と社会福祉法人江刺寿生会とのタッグ

1）取組の概要

岩手県奥州市の菅野農園の園主菅野氏は、2002年に父親から経営を継承し（当時3.5ha）、耕作放棄地や草地を借り受けることで経営規模を拡大（現在8.3ha）、2016年には、株式会社菅野農園を設立している。リンゴ（7ha）を中心に、桃（80a）、柿（15a）、プルーン（20a）、ブドウ、栗等も栽培しており、桃の畑でサツマイモも25a生産している（2020年度からサツマイモ栽培をやめ、タラの芽、ワラビ栽培へ方針転換）。



写真：菅野農園のリンゴ畑（左）、菅野農園で生産されているリンゴ（右）（菅野農園提供）

菅野農園では、冬の剪定から収穫まで適期管理を行い、蜜入りセンサーでリンゴの1個1個の蜜の入り具合をチェックしたり、リンゴの老化、軟化の進みを遅らせる工夫などを行ったりすることによって、高品質のリンゴを生産し、県内外のコンテストでも優勝や入賞の実績がある。品質に対する高い評価を得て、県内の販売事業者だけでなく、産直直売

所9か所、関東周辺のスーパー41店舗、小学校給食、インターネット販売、県内障害者福祉施設の加工原材料等の販路を確保し、自家贈答出荷数も約1,500件に到達している。2019年度の売上高は6,100万円となっている。

2008年頃、友達の母親と同級生の存在をきっかけに、乾燥リンゴの原材料となるキズ物リンゴを社会福祉法人江刺寿生会が運営する障害者福祉施設に納入するようになり、同施設とのお付き合いが始まる。リンゴを納入して通ううちに、納入先の障害者福祉施設で障害者が行っている下請け作業より、農業関連の作業の方が、高い工賃を得られるのではないかと考え、菅野農園から障害者福祉施設に農作業の手伝いを提案している。初年度の2016年は、冬の蜜入りセンサーによる選果作業のみの委託であったが、次第に依頼する作業が増えてきており、また、菅野農園サイドでは、梅雨の時期に障害者が降雨時にも行える作業を切り出して作業請負に出すなどの工夫を行っており、2019年は第3-1表のような多様多様な作業を依頼するに至っている。

第3-1表 菅野農園で障害者が実施している作業一覧

作業の内容	時期
リンゴの剪定枝の片付け作業	4月
リンゴの摘果作業	5～7月
リンゴの着色管理作業	8～10月
収穫、蜜入りセンサーによる選果作業	10～12月
各種イベントでのリンゴ等の販売	10～12月
柿の摘果作業	6～7月
瓜のツルの整理作業	6～7月（降雨時）
野菜の苗の植え付け	4～5月（降雨時）
ブドウの摘房作業	6月（降雨時）
サツマイモの栽培	6～11月

資料：菅野農園作成資料から抜粋

このような委託する作業の多様化・増加により、年間8か月、社会福祉法人「江刺寿生会」の2事業所「ワークセンターわかくさ」と「えさしふれあい工房」とが作業を請け負い（月曜日から木曜日までは、ワークセンターわかくさの利用者（知的障害者）4人（たまに3人）が、金曜日は、えさしふれあい工房の利用者（主に精神障害者）4人（たまに3人）が、それぞれ職員1人が同行する形で作業を実施）、これが両施設の障害者の工賃アップに結びついている。

第3-2表 2017年の作業料金の支払実績

5月	11人	24,528円
6月	68人	151,764円
7月	27人	60,396円
8月	0人	0円
9月	67人	158,208円
10月	58人	129,384円
11月	62人	143,172円
12月	35人	78,180円
合計	328人	745,632円

資料：菅野農園作成資料から抜粋。

注：支払実績には、送迎車1日300円の交通費も含む。

単純計算になるが、作業料金の総額を、作業を行った延べ人数で割ると、2,273円/人日となり、全国の就労継続支援B型事業所の平均工賃が214円（2018年度：厚生労働省調べ）であること、1日の平均作業時間が3時間であることを踏まえると、工賃向上に大きく貢献していることが分かる。

一方で、菅野農園では、パート1人を雇用する支払額で、摘果作業、葉摘み作業を早めに終わらせることができるようになったため、高品質な果実の生産量を拡大させることができ、各種の福祉関係のイベント等でリンゴ等を販売することで販売額も増加している。

第3-3表 菅野農園、ワークセンターわかくさ、えさしふれあい工房の概要

所在地	職員数	農業生産部門	農業関連部門	就労支援サービス等の実施状況	就労者の主たる障害の種類
<菅野農園> 岩手県 奥州市	社員 6人 パート8人	リンゴ 6ha 桃 0.7ha ブルーベリー 0.1ha 柿 0.15ha (合計) 7ha	—	施設外就労の農作業での受け入れ	—
<ワークセンターわかくさ> 岩手県 奥州市	職員16人 (うちリンゴ作業に従事6人)	—	農産物加工、製菓	就労継続支援B型事業所	知的障害者52人 (うち農作業実施8人)
<えさしふれあい工房> 岩手県 奥州市	職員8人 (うちリンゴ作業に従事2人)	—	農産物加工、製菓	就労継続支援B型事業所	障害者34人(精神27、 知的6、身体1) (うち農作業実施6人)



写真：菅野農園での障害者による蜜入りセンサーの作業風景（左右共に菅野農園提供）

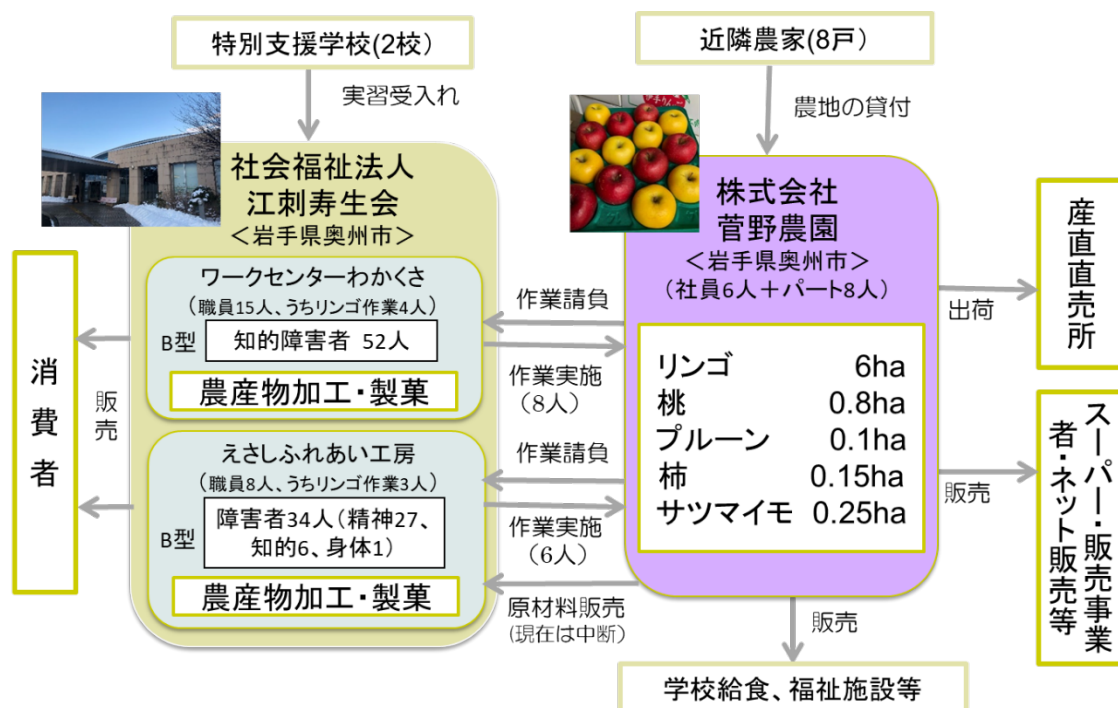
2) 取組による農業経営、障害者への効果、地域経済・社会への効果と今後の課題

園主の菅野氏は障害者の受け入れによる農業経営への好影響としては、①障害者を戦力として活用し農産物の品質向上を実現、②社内の雰囲気向上、③取り組みを応援してくれる新たな顧客を全国で獲得といった点を挙げている。

障害者への効果としては、就労場の拡大だけでなく、高い作業請負料金による工賃の向上が挙げられる。また、雨の日でも作業を希望する障害者の期待に応じて降雨時の作業が増やされており、障害者のやり甲斐、生き甲斐につながっていることが窺われる。

また、両者がタッグを組んだ農福連携の取組による地域経済・社会への影響としては、①地域の雇用・働く場の創出（若者も含む社員8人、パート9人の雇用を創出し、15人の障害者の働く場を農業分野で創出）②障害者が働いて得る工賃の引き上げにも貢献、③3.5haの農地をリタイアした高齢農家等8戸から引き受けることで(今後も拡大の見込み)、耕作放棄地の減少にも貢献、④農福連携が農業サイド、福祉サイド双方にメリットがあることを実証し、周囲の農家の理解が促進されたことで農福連携の取組を地域内で拡大といった点が挙げられる。

今後の課題としては、施設外就労での農業の手伝いでは障害者に事業所の職員が同行する必要があるが、事業所サイドの人手不足が取組拡大のネックとして挙げられている。



第3-1図 株式会社菅野農園、社会福祉法人江刺寿生会と地域との関係

（２）農業生産法人みどりの里と社会福祉法人無門福祉会及び(株)ストレートアライブとのタッグ

１）取組の概要

愛知県豊田市の農業生産法人みどりの里の代表の野中慎吾氏は、2008年から自然栽培による稲作、野菜作、ブルーベリー作に取り組んでおり、無肥料でイチゴも栽培しており、その無農薬での栽培にも取り組み始めている（耕作面積6ha強（うち水田4ha）にイチゴハウス9棟等）。



写真：みどりの里の水田で収穫を手伝う無門福祉会の利用者（左），みどりの里で生産されているイチゴ（右）（共にみどりの里提供）

みどりの里では、現在、比較的障害の重たい人が利用者に多い社会福祉法人無門福祉会の「むもんカンパニー青い空」（就労継続支援B型事業所、生活介護事業所）と、比較的障害の軽い人が利用者に多い(株)ストレートアライブの「とものわ」（就労継続支援A型事業所）の両事業所から、約20人の障害者を施設外就労（事業所の職員が同行して障害者の作業を指導）で受け入れている。

比較的単純な作業は無門福祉会に引き受けてもらい、比較的難易度の高い作業はストレートアライブに引き受けてもらっている。例えば、草刈りやブルーベリーの収穫は、無門福祉会で引き受け、畝に等間隔で苗を植え付けるための穴開けは、ストレートアライブが引き受けるといった分担を行っている。

しかしながら、継続的に農作業の請負を続けている結果として、無門福祉会の利用者のやれる作業が拡大しており、例えば、イチゴの作業でも、今は定植、虫取り、葉かき、収穫、パッキングにまで行える作業が拡大している。

加えて、みどりの里の農産物の販売はストレートアライブが引き受け、規格外となった農産物の加工は無門福祉会が引き受けるという連携も行われており、こうした取組は、3者が継続してタッグを組んでいる成果といえる。



写真：みどりの里の畑でオクラを収穫する無門福祉会の利用者（左）、みどりの里のハウスで作業をするストレートアライブの利用者（右）（著者撮影）

また、無門福祉会では、1987年の設立以来、長く農業に取り組んできたものの、思うように生産ができないでしたが（農業は主に「むもんカンパニー青い空」で実施）、2014年に自然栽培に切り替えたあと、同じく自然栽培を実践している野中氏と出会い、自然栽培の専門技術を指導してもらったり、機械作業を行ってもらったりすることで、生産規模を次第に拡大し、現在では約6haの耕作面積（うち水田1.5ha）で、米、にんじん、じゃがいも、豆、葉物野菜などを生産しており（農作業を行う障害者は全129人のうち87人）、今では、地域の耕作放棄地化しそうな農地の重要な引き受け手となっている（農地の貸し手は38戸）。

第3-4表 みどりの里、無門福祉会「むもんカンパニー青い空」、ストレートアライブ「とものわ」の概要

所在地	職員数	農業生産部門	農業関連部門	就労支援サービス等の実施状況	就労者の主たる障害の種類
<みどりの里> 愛知県 豊田市	社員 2人	水稲 4ha 野菜（露地・ハウス）、ブルーベリー 2ha強 イチゴ ハウス9棟 （合計） 6ha強	—	施設外就労の農作業での受け入れ	—
<無門福祉会「むもんカンパニー青い空」等> 愛知県 豊田市	職員32人、パート43人 （うち農作業に従事32人）	水稲 1.5ha 野菜（露地・ハウス） 4.5ha 養鶏 800羽 菌床シイタケ3棟（1万5千菌床） （合計） 6ha	農産物加工、製菓	就労継続支援B型事業所 生活介護事業所	障害者127人、（全員知的障害者） （うち農作業実施87人）
<ストレートアライブ「とものわ」> 愛知県 名古屋市	職員5人 （うち農作業に従事4人）	露地野菜 2ha	農産物販売	就労継続支援A型事業所	障害者20人（精神8、知的8、身体4） （うち農作業実施20人）

2）取組による農業経営、障害者への効果、地域経済・社会への効果

障害者の受け入れによる農業経営への影響としては、①障害者が毎日のように来てくれ

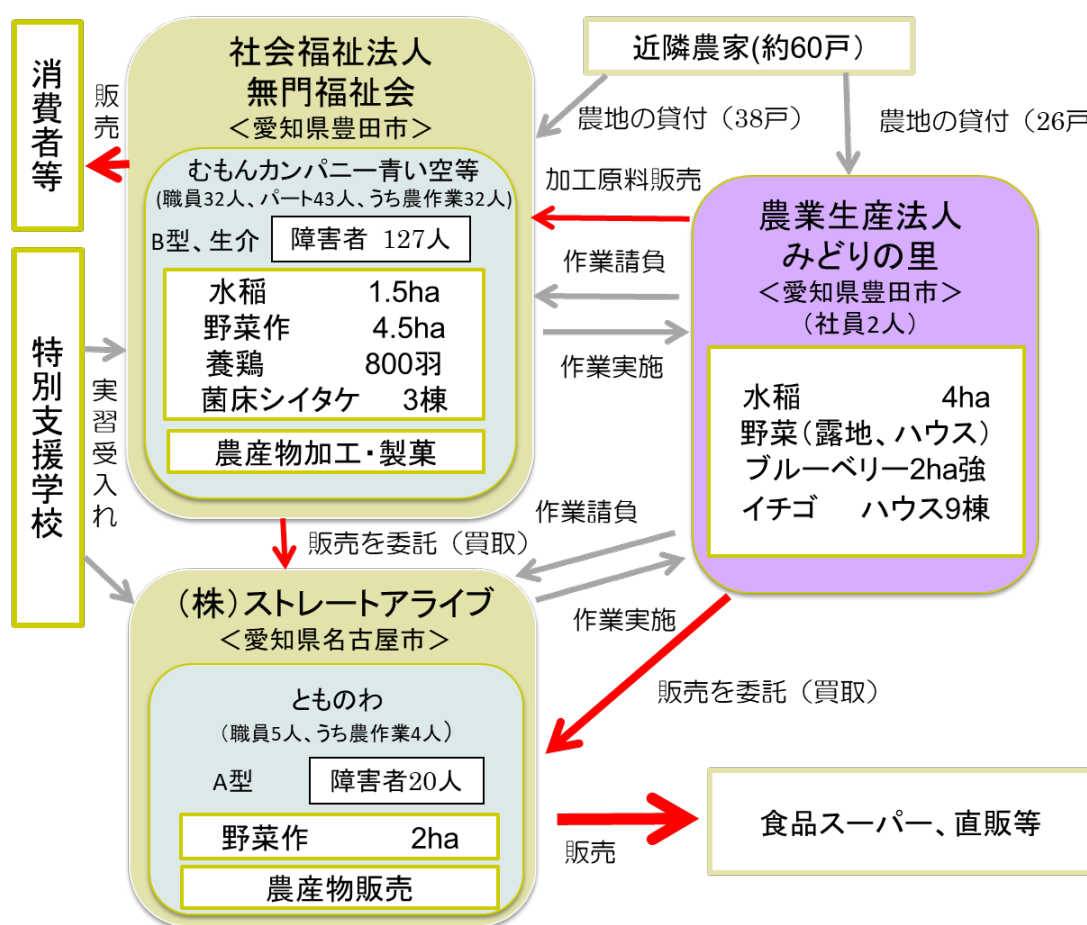
るので、経営面積の拡大が可能、②失敗にやさしくなり社員同士の連携が強化された、③単純作業を障害者が行ってくれるので、販路の拡大や難しい作業に専念できるといった効果を代表の野中氏が挙げている。また、両事業所の利用者の障害特性が異なっていることから、二つの事業所が継続的に農作業を請け負うことで、障害者が行える作業が拡大している。

障害者への効果としては、就労の場の拡大だけでなく、工賃の向上や最低賃金以上の賃金の確保が挙げられる。また、無門福祉会での経営面積の拡大からは、農業に魅力を感じ、農業に取り組みたい障害者が増えていることが窺え、この点は、既往文献の吉田・里見（2020）でも紹介されている。

また、3 者がタッグを組んだ農福連携の取組による地域経済・社会への影響としては、①規模拡大による地域の雇用・働く場の創出（みどりの里のスタッフ 5～6 人の雇用、無門福祉会の約 80 人の障害者の働く場を農業分野で創出）、②現物支給などの工夫もすることで障害者が働いて得る工賃の引き上げにも貢献、③3 法人で 14ha 強の農地をリタイアした高齢農家等約 60 戸から引き受けることで（今後も拡大の見込み）、耕作放棄地の減少にも貢献、④ストレートアライブが地域の農家の販売も引き受けることによる農家の販路拡大、⑤農福連携が農業サイド、福祉サイド双方にメリットがあること、自然栽培と障害者の親和性が高いことを実証し、それが様々な媒体を通じて発信されることによる農福連携の取組の普及拡大に貢献といった点が挙げられる。



写真：焼き菓子を作る無門福祉会の利用者（左）（無門福祉会提供）、ストレートアライブを通じて近隣のスーパーで販売されているみどりの里のブルーベリー（右）（著者撮影）



第 3-2 図 みどりの里，無門福祉会，ストレートアライブと地域との関係

(3) (株) 元気もりもり山森農園と (株) 虹の橋作業所とのタッグ

1) 取組の概要

神奈川県三浦市の (株) 元気もりもり山森農園の代表の山森氏は、一般企業に就職していたが、2011 年に父親から経営を継承した。ダイコン (1ha)、にんじん (1.2ha) を中心に、ブロッコリー、カブ等全部で 15 種類以上の野菜を露地作 (2.7ha) で生産するほか、2020 年からは、専用のハウス (2a) を建設し、菌床シイタケの栽培も開始している。

農産物の出荷は、JA が 4 割、スーパーが 4 割、あと 2 割はレストラン、個人、インターネット販売向けとなっている。6 次化の取組では、「海育ちのにんじんジュース」を 2 千本/年作り、長野県で加工したものを販売しており、農園全体での総販売額は上昇している。また、同農園では GAP の取得にも熱心で、2013 年に JGAP を取得し、2017 年には ASIAGAP に切り替えている。

代表の山森氏は、父親が障害者を雇用して営農を行っていたこと、母親が障害者福祉の世界で働いていたことから、農業で障害者の働く場づくりができないかと模索し、父親の経営を継承した同じ年に、就労継続支援 B 型事業所である (株) 虹の橋作業所を設立し、そこに所属する障害者を施設外就労の形で受け入れる形で農福連携に取り組んでいる。



写真：元気もりもり山森農園の畑（左），同園の菌床シイタケ栽培の様子（右）（共に著者撮影）

第3-5表 元気もりもり山森農園と（株）虹の橋作業所の概要

所在地	職員数	農業生産部門	農業関連部門	就労支援サービス等の実施状況	就労者の主たる障害の種類
<元気もりもり山森農園> 神奈川県 三浦市	従業員2人 パート3人 外国人研修生 1人	ダイコン 1.0ha ニンジン 1.2ha ブロッコリー、カブ等 0.5ha 菌床シイタケ 0.2ha (合計) 2.7ha	ニンジンジュースの委託生産	施設外就労の農作業を受け入れ	—
<虹の橋> 神奈川県 三浦市	職員4人	—	農作業請負	就労継続支援B型	障害者10人 (知的4人、精神6人)

（株）虹の橋作業所には、現在、10人の障害者（知的障害者4人、精神障害者6人）が登録をしており、各自の特性を踏まえて、農園での作業が分担されている。例えば、若くて力仕事得意な障害者は、畑での収穫作業を行い、高齢で重たいものが持てなくなっている障害者は、菌床シイタケ関係の作業を行うといった配慮がなされている。また、障害者がそれぞれのペースで働けるよう生産する野菜も鮮度をあまり気にしないでいい作物を選び、冷蔵庫も活用して、品質を落とさない形での出荷を実現している。このように、障害者に負荷をかけない形で農作業を行ったもらうことで、障害の状態が改善して一般就労していった利用者を5人輩出している。

2）取組による農業経営、障害者への効果、地域経済・社会への効果と今後の課題

障害者の受け入れによる農業経営への影響としては、①圃場での作業を行ってもらうことで営業活動に力を入れられる（園主の山森氏が、毎週1回は自ら配達し営業活動を実施）、②家族労働力だけでは回し切れない経営規模の経営を実現、③多くの労働力を必要とする菌床シイタケ栽培（2aで3～4人必要）という経営の多角化も実現したことが挙げられる。

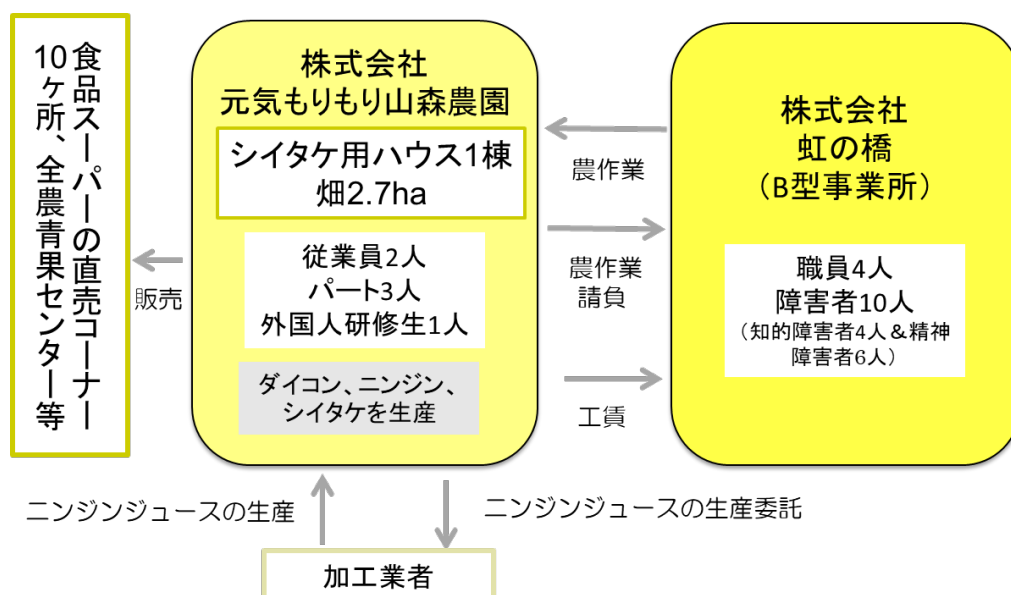
障害者への影響としては、①露地部門に加えて菌床シイタケ栽培を始めたことによる障害特性や年齢に応じた多様な働く場を確保し、②始めたばかりの菌床シイタケ栽培が軌道に乗れば、本来は収益性の高い作物なので工賃の向上が期待できること、③利用者を5人一般就労させており、障害者の就労に向けた予備校的な機能も果たしていることなどが挙げられる。

また、両者がタッグを組んだ農福連携の取組による地域経済・社会への影響としては、①地域の雇用・働く場の創出（若い社員2人、パート3人の雇用を創出し、10人の障害者の働く場を農業分野で創出。また、前述のように、これまで障害者5人の一般就労への移行にも成功している）、②障害者が働いて得る工賃の引き上げへの貢献、③農家、漁家10数人で、「食彩ネットワーク」に所属し、地域で援農に取り組む特例子会社と人出不足の農家とのマッチングにも農家の紹介等で寄与しており、④TV、雑誌や新聞での記事紹介、インターネットを通じての発信等で農福連携の取組の普及拡大にも貢献している。

今後の課題としては、始めたばかりの菌床シイタケの生産の安定と地産地消的な取組の展開が挙げられている。



写真：元気もりもり山森農園での出荷調製の作業風景
(著者撮影)



第3-3図 (株) 元気もりもり山森農園と(株) 虹の橋作業所と地域との関係

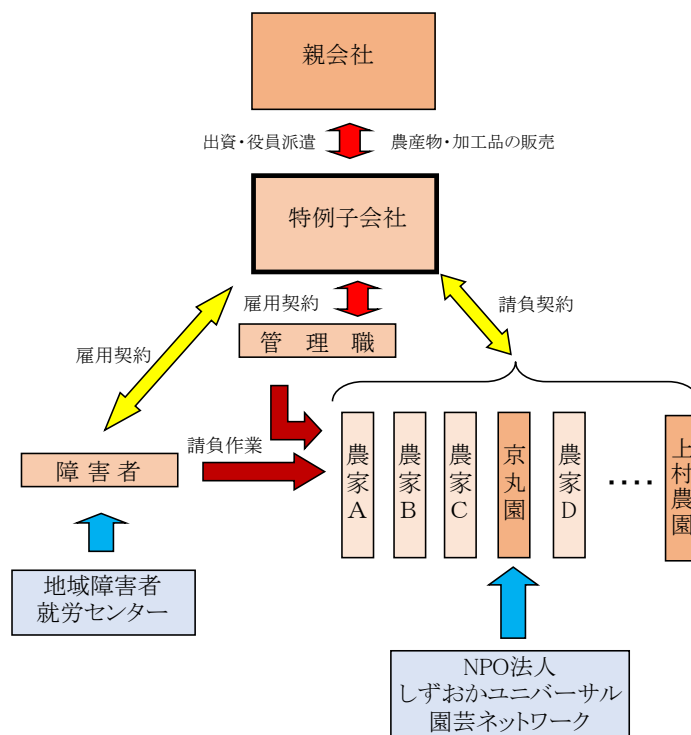
（４）（株）ピーカブー（PEEKABOO）とパーソルサンクス（株）とのタッグ

１）取組の概要

特例子会社が複数の農業法人から作業請負を行い安定的な収入を得る取組の草分け的な存在として、静岡県浜松市で、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の特例子会社 CTC ひなり株式会社が、水耕栽培をしている京丸園株式会社等から作業を請け負っている事例が挙げられる。京丸園で働く従業員 99 人のうち 24 人が障害者であるが、加えて CTC ひなり浜松オフィスからも、5～6 人の障害者と 1 人の管理者が 1 組になって京丸園に週 5 日収穫・定植作業に通っている。このほか、CTC ひなり浜松オフィスでは他の業務の受託先（8 軒の農家・企業）も含めて、ほぼ周年で障害者 28 人が農作業に専従できるだけの業務量の確保を実現し、京丸園では経営規模の拡大を実現するという Win-Win な関係を構築している。



写真：京丸園における「姫ねぎ」の仕分け、パッケージの様子（京丸園提供）



第 3-4 図 CTC ひなり浜松オフィスを中心とした地域の連携

資料：ヒアリング結果を基に、農林水産政策研究所が作成

この両者による取組は 2010 年に開始されており、しばらく追従する動きは見られなかったが、近年、各地で、似た取組が見られるようになってきた。横須賀市に「よこすか・みうら岬工房」を構えているパーソルグループの特例子会社パーソルサンクス株式会社と三浦市でカブの生産・販売に取り組んでいる株式会社ピーカブー等との取組もその一つと言える（このほか、千葉県旭市で農作業請負を行っている JAL 株式会社の特例子会社・株式会社 JAL サンライト等があり、全部で 6 社の特例子会社が農作業請負を実施している）。

パーソルサンクスの「よこすか・みうら岬工房」では、現在、23 人の障害者（知的障害 16 人、知的障害 2 人、発達障害 5 人）が雇用されており、彼らが 5 チームに分かれて、野菜作農家や観光農園など 10 軒の農家を回っている。契約農家の圃場は事務所から 30 分圏内とし、8 時半から作業開始が可能となるよう工夫をしている。

パーソルサンクスは、横須賀市と連携協定を結んでおり、横須賀市内の農家との作業請負については、横須賀市でも支援を行っている。事務所から 30 分圏内に三浦市も含まれており、三浦市内の農家は、先に紹介した元気もりもり山森農園の紹介などで確保している。



写真：ピーカブーの出荷調製施設（左）、調製作業中のカブ（右）（著者撮影）

作業をパーソルに請負で頼んでいる三浦市内の農園の一つが（株）ピーカブー（旧石井農園）であり、同社では、6 年前から、それまで生産していたダイコンを徐々にカブに切り替え、2019 年 11 月時点で、経営する畑 2.5ha 全てでカブを生産している（2 回転作付けているので、生産量は 5ha 分）。これだけの生産量に拡大すると専用の出荷調製施設が必要ということで、施設を 2019 年 2 月に建設し、その後、一日 2 千束の処理が可能な洗浄機も 2 台導入し 2019 年の 10 月から稼働させている。このカブの出荷調製作業に多くの人手が必要なことから、パーソルサンクスからも 8 人の障害者が作業のラインに入っている。この 8 人は、具体的には、カブの葉っぱむしり、洗浄機での洗浄、束ねる作業までを実施）。カブの出荷時期は、10 月から 5 月までで、その間、この出荷調製施設では、カブを一日 3,500 束から 3,800 束（1 束 3〜5 株）出荷している（1 日の出荷量では関東圏で No.1.2 ラインのうち 1 ラインはピーカブー自らが収穫したカブを扱い、もう 1 ラインは、地域でカブを作りだした 4 軒の農家がピーカブーから受託生産したカブを扱っており、両者のカブは一緒に出荷されている）。ピーカブーが直接雇用したパート 6 人+パーソルサン

クスの障害のある社員 8 人（知的障害者、精神障害者）+パーソルサンクスの指導スタッフ 2 人による 16 人体制で作業を行っているが、家族労働力（3 人）+パート 2 人だと 1 日 500 束が限界であり、現在の経営規模でも難しい状況であった。また、パーソルサンクスが作業を請け負ってくれているおかげで、家族労働力が畑に専念できており、ピーカブーにとってパーソルサンクスは不可欠な存在となっている。また、パーソルサンクスによれば、カブの葉っぱむしり作業は、ピーカブーのパートだと 1 個を 12～15 秒で仕上げるが、パーソルサンクスの障害のある社員は当初 60 秒かかっていた。しかし、3 か月作業を続けることにより、15 秒で仕上げられるようになったとのことであり、継続して作業を行う効果が出ている。



写真：ピーカブーにおけるカブの出荷調製作業の風景（著者撮影）

また、ピーカブーでは、1 年間、固定価格で販売できる食品スーパーを中心に自力で販路を開拓してきており、年間を通じて安定的な価格で出荷できているおかげで、パーソルサンクスとの安定的で継続する関係を構築できているとしている。

さらに、ピーカブーでは、現在、さらなる規模拡大が検討されており、その際には、畑作業も家族労働力ではまかないきれなくなるので、圃場での作業でもパーソルサンクスの作業請負に期待をかけている。両者の間に信頼関係が構築されて、パーソルサンクスの障害のある社員が重要な戦力として期待されていることが分かる。

第 3-6 表 ピーカブーとパーソルサンクスよこすか・みうら岬工房の概要

所在地	職員数	農業生産部門	農業関連部門	就労支援サービス等の実施状況	就労者の主たる障害の種類
<ピーカブー> 神奈川県 三浦市	従業員3人 パート6人	カブ 2.5ha トマト 0.25ha スイカ 0.6ha (合計) 2.5ha	—	特例子会社の職員をカブの出荷調製で受け入れ	—
<パーソルサンクスよこすか・みうら岬工房> 神奈川県 横須賀市	指導スタッフ 8人	—	農作業請負	特例子会社	障害者23人 (知的16人、精神2人、発達5人) <うちピーカブーの作業従事8人>

資料：菅野農園作成資料から抜粋

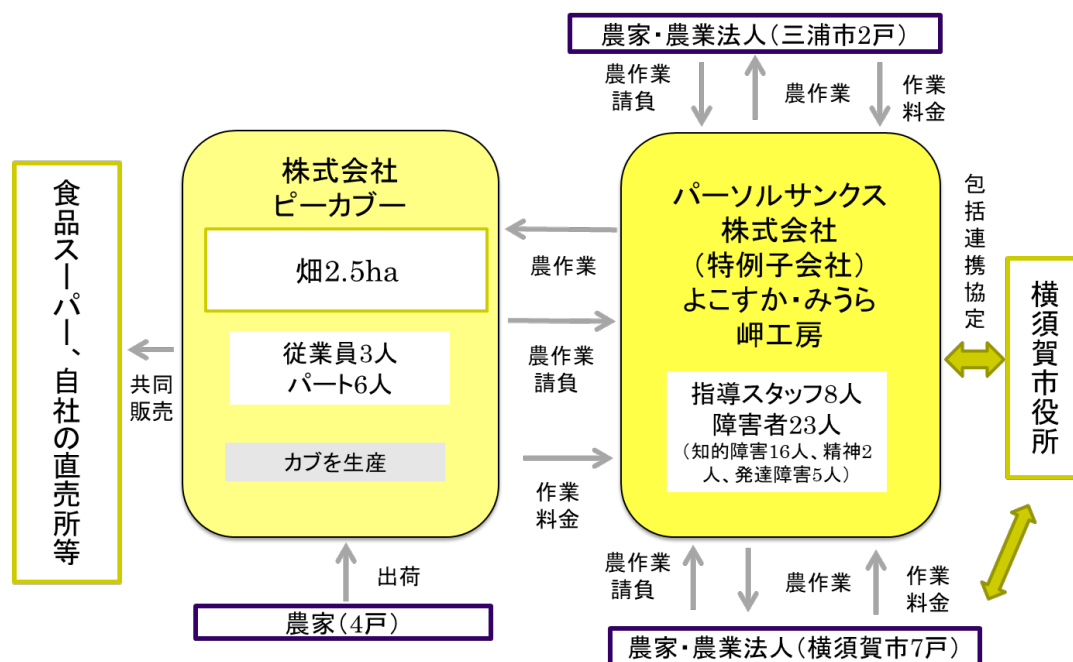
2) 取組による農業経営、障害者への効果、地域経済・社会への効果と今後の課題

障害者の受け入れによる農業経営への影響としては、①出荷調製施設での作業を行ってもらうことでピーカブーの代表以下家族労働力が圃場の作業に集中できる（代表の石井氏が販路開拓の営業をする時間も併せて確保できている）、②家族労働力だけでは回し切れない経営規模の経営を実現、③大型の出荷調製施設を建設し、そこで働く安定的な労働力を確保できたことから、委託生産できる農家を4戸確保し、委託生産と固定値段での買い取りを実現することにより農業所得の拡大と安定的な収入の確保、労働時間の短縮と労働負担の軽減、規模拡大のきっかけ作り等が挙げられる。

障害者への影響としては、他の取組事例と同様に、①就労の場の拡大、②最低賃金以上の賃金の確保、③地域の農業に貢献しているというやり甲斐、生き甲斐を障害者が実感している点が挙げられる。

また、両者がタッグを組んだ農福連携の取組による地域経済・社会への影響としては、①地域の雇用・働く場の創出（指導スタッフ2人、パート3人の雇用を創出し、8人の障害者の働く場を農業関連分野で創出、②障害者が働いて得る最低賃金以上の賃金の確保への貢献、③共同出荷している農家の販路拡大と農業所得の拡大、④TVや雑誌記事での紹介、インターネットを通じての発信による農福連携の取組の普及拡大への貢献等が挙げられる。

今後の課題としては、ピーカブーの経営規模拡大に合わせた、連携体制の再構築が挙げられるが、パーソルサンクスでも、障害のある社員の雇用拡大が計画されており、対応は可能と考えられる。



第3-5図 (株)ピーカブーと(株)とパーソルサンクス(株)と地域との関係

3. おわりに

以上で見てきたように、農業法人と福祉法人等がタッグを組んだ農福連携の取組事例は、いずれも、その場その場で、農作業の手伝いで結びつく関係より、恒常的にタッグを組むことで、より農業サイドの障害特性に対する理解が深まり、それを踏まえた作業分担や経営展開が可能になっていることが明らかになった。結果として、それが、障害者の工賃の向上や最低賃金を上回る賃金の確保にもつながっていた。また、地域経済・社会への影響では、健常者、障害者双方の就労先の拡大、障害者の工賃・賃金の向上、耕作放棄地の拡大阻止、地域の農家の販路拡大、農福連携の普及拡大に貢献していることも明らかになった。

今後は、こうしたタッグを増やしていくことで、農福連携の質的な向上と地域経済・社会への波及効果の拡大も目指していく必要がある。

謝辞：本稿の執筆に当たっては、農林水産政策研究所の植村悌明総括上席研究官、飯田恭子主任研究官、阿部哲政策研究調整官、藤田義紀政策研究調査官、朝倉勇一郎コンサルティング・フェロー（農林水産省生産局園芸作物課課長補佐）に現地調査に同行いただき、本報告書の取りまとめに当たっても協力いただきました（肩書はいずれも執筆時）。また、調査に御協力いただきました関係者の皆様には、お忙しい中、快く現地調査を受け入れていただき、その後の補足調査でもお世話になりました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

付記：本章は、2021年3月に取りまとめられ、農林水産政策研究所のホームページに掲載された報告の転載である。

〔参考・引用文献〕

- 吉田行郷・香月敏孝・吉川美由紀（2014）「農業分野に本格進出した特例子会社の実態と課題ー地域農業の担い手としての特例子会社の可能性ー」『農業経済研究』86(1)：12-26.
- 小柴有理江・吉田行郷（2014）「地域における農業分野での障害者就労の支援体制の構築ー異分野が連携するプラットフォームの形成ー」『農業経済研究』87(4)：412-417.
- 石橋紀也・小柴有理江・吉田行郷（2018）「農業分野での障害者就労の推進に向けた地域レベルでの効果的な支援体制の構築」『農業経済研究』：53-58.

第4章 農福連携の取組の成功事例の横展開による 地域経済・社会への影響

吉田 行郷（農林水産政策研究所客員研究員）

1. はじめに

近年、農福連携という言葉が認知され始め、全国各地で取組も増加しており、農業が盛んな県では、障害福祉サービス事業所の3～4割が農業に取り組む状況となっている。

そして、農福連携の取組の成功事例が各地で出現するようになると、それをモデルにして、別の主体による同様の取組が横展開され始めている。加えて、同一主体によっても、最初の事業所での成功を受けて、そのノウハウを活かした取組を行う2つ目、3つ目の事業所を立ち上げる横展開の動きが次第に増加してきている。

前者は、見様見真似で失敗する可能性もあるが、後者は、自ら成功したノウハウで横展開するので、より成功する可能性が高いと考えられる。

また、こうした横展開は、地域経済・社会への効果が2倍、3倍と一気に拡大するだけでなく、横展開による別の効果も発現している可能性がある。

本報告では、こうした農福連携の成功事例からの横展開の現状を整理し、同一主体による横展開の動きについては、事例調査を実施した。その上で、そうした取組の地域経済・社会への影響、今後の可能性について分析・考察を行った。

2. 調査方法

横展開の仕方について、以下の2つのパターンについて整理・分析を行う。①については、既往文献から概況を整理する。②については、今回の報告での問題意識に基づく既往文献が管見の限り見当たらないことから、事例調査を実施し、取組の特徴を分析・整理する。

① 成功事例をモデルにした他法人による横展開

② 同一主体による成功事例の横展開

②に関して、具体的には、以下の6事例について調査を実施し、横展開の目的、取組方法等を整理し、その特徴や地域経済・社会への影響について分析を行った。

- 1) 合同会社「農場たつか一む」（北海道壮瞥町）
- 2) 社会福祉法人「こころん」（福島県泉崎村）
- 3) 社会福祉法人「ゆずりは会」（群馬県前橋市、高崎市）
- 4) 社会福祉法人「くりのみ園」（長野県小布施町、長野市）
- 5) 有限会社「岡山県農商」（岡山県岡山市、久米南町）
- 6) 社会福祉法人「みやこ福祉会」（沖縄県宮古島市）

3. 調査結果

（1）成功事例をモデルにした他法人による横展開

農福連携の取組の成功事例をモデルにして、別の主体による同様の取組が各地で横展開されている。こうした取組は、社会福祉法人や NPO 法人でも見られるが、これまでのところ、企業による取組で、より顕著にみられる。

1）特例子会社による横展開

企業が障害者を雇用するために設置した特例子会社⁽¹⁾が農業に進出する例が増えてきている。こうした会社が 2013 年 5 月末現在で 22 社あったが、その後も順調に増え続けており、2022 年 3 月末現在で 50 社にまで増加している⁽²⁾。特例子会社の総数は、2021 年 6 月現在で 562 社なので、そのうちの 9%が農業で障害者の働く場を創出していることになる。

吉田（2021a）等によれば、中でも文房具製造企業の「コクヨ」株式会社が 2006 年に設立した特例子会社「ハートランド」の水耕栽培での成功は、その後、多くのフォロワーが続き、2022 年 2 月末現在、12 社の特例子会社で障害者による水耕栽培が取り組まれている。また、静岡県浜松市で、8 軒の連携農家と企業から障害者 28 人で作業を請け負い、請負作業を周年で確保することに成功したことから、こちらも多くのフォロワーが続き、2022 年 12 月末現在、10 社の特例子会社が農家・農業法人から農作業を請け負っている。

2）企業が運営する障害福祉サービス事業所による横展開

また、2006 年に障害者自立支援法が施行されたことをきっかけに、同年に企業による障害福祉サービス事業所の第 1 号が認定され、以後、そうした障害福祉サービス事業所が増加している。厚生労働省の社会福祉施設等調査によれば、2019 年現在就労系障害福祉サービス事業所 19,756（就労移行支援事業所⁽³⁾（以下「移行支援」という）3,399、就労継続支援 A 型事業所⁽⁴⁾（以下「継続支援 A 型」という）3,860、就労継続支援 B 型事業所⁽⁵⁾（以下「継続支援 B 型」という）12,497）のうち、30%を占める 5,930 事業所（移行支援 1,224、継続支援 A 型 2,299、継続支援 B 型 2,407）が営利法人(会社)による運営となっている。

2010 年以降は、CSR 活動の一環として農業分野で障害者雇用に取り組む事業所も増加しており、農林水産政策研究所が 2020 年に調査した時点では、農業に取り組む企業が運営する継続支援 A 型を 23 事業所把握している（吉田、2021a）。中でも、惣菜製造業の株式会社「クック・チャム」等が出資して設立された株式会社「九神ファームめむろ」は、農業だけでなく、農産物の 1 次加工まで行うことで、障害者の周年の作業を確保し、平均工賃 10 万円／月を実現するとともに、一年目より黒字経営を実現している継続支援 A 型である。この成功を受けて、三重県東員町、長野県飯山市、同県中野市でも同様の手法により、農業を行う企業出資の福祉事業所である継続支援 A 型「シグマファームとういん」、

株式会社「フジすまいるファーム飯山」、株式会社「アルビスファーム信州なかの」がそれぞれ立ち上げられている。

このほか、生活協同組合が出資している障害福祉サービス事業所も、2010年に生活協同組合ひろしまが株式会社「ハートランドひろしま」を立ち上げて以降、大阪府で株式会社「いずみエコロジーファーム」ハートランド事業部、岡山県で株式会社「コープファームおかやま」、福岡県で株式会社「アップルファーム」、奈良県で株式会社「ハートフルコープよしの」がそれぞれ立ち上げられ、露地野菜作、施設園芸作、菌床シイタケ栽培に取り組んでいる。

3) 社会福祉法人、NPO 法人等による横展開

障害福祉サービス事業所による取組でも、先進的な取組を参考にして、似たような取組が全国各地で展開されるという事例はみられる。

例えば、「自然栽培パーティ」の取組拡大も、その1つと言える。

「自然栽培パーティ」は、2016年に佐伯康人氏を中心に全国協議会が設立されている。2008年に、前代表理事の佐伯康人氏が独学で自然栽培⁽⁶⁾を手掛け始めたのが始まりであり、2010年には、木村秋則氏の手ほどきを受けて、自然栽培を本格化させている。佐伯氏は、2012年以降、全国の障害福祉サービス事業所に、自然栽培の指導を行う活動を始めており（2014年に公益財団法人ヤマト福祉財団 第15回小倉昌男賞受賞）、こうした活動の広がりを受けて、2015年には、全国の7つの障害福祉サービス事業所で「自然栽培パーティ」の活動をスタートしている。そして、2016年には、「農福連携自然栽培パーティ全国協議会」が設立され、現在に至っている。

同全国協議会は、障害者就労を通して全国の耕作放棄地を自然栽培で再生し、障害者の賃金の向上及び就労意欲並びに技術の向上を目指しており、40万haの耕作放棄地から1万haを水田や畑に戻すという目標を掲げている。2022年2月末現在、「自然栽培パーティ」に参加している事業所は68にまで拡大している。

このほか、各地で障害福祉サービス事業所が平飼い養鶏で成功している取組が出現している点も注目される。農林水産政策研究所が把握しているだけでも、この後、紹介する長野県小布施町・長野市の社会福祉法人「くりのみ園」、北海道壮瞥町の合同会社「農場たつか一む」、福島県泉崎村の社会福祉法人「こころん」のほか、北海道当別町の一般社団法人「Agricola」、福島県郡山市の社会福祉法人「にんじん舎の会」、富山県富山市の社会福祉法人「めひの野園」、宮崎県都城市の社会福祉法人「なのはな村」等がある。ただし、それぞれが模倣し合った訳ではなく、障害者と平飼い養鶏の相性の良さに着目して取り組み始めたところ、結果的に似たような取組なっていることが分かっており、1つの優良事例からの横展開ではないが、同じ範疇に入る取組が日本各地で展開されている⁽⁷⁾。中には、有機野菜を生産し、その規格外品を飼料とし、鶏糞を発酵させて堆肥とする自然循環型の農業にまで発展させているところも少なくない。

障害者との相性の良さ、消費者の平飼い養鶏の卵に対する認識の高まり、世界的なアニ

マル・ウェルフェア運動の拡大を踏まえると、今後は、こうした先行事例を参考にして、後続の動きがさらに出てくるものと思われる。

さらに、施設型では、水耕栽培、菌床シイタケ栽培を行う障害福祉サービス事業所も拡大しつつある。農林水産政策研究所がこれまで調査を行った事例としては、水耕栽培では、この後、紹介する沖縄県宮古島市の社会福祉法人「みやこ福祉会」のほか、埼玉県熊谷市の「埼玉福興」株式会社、三重県名張市の「アグリー農園」株式会社等がある。菌床シイタケ栽培では、富山県富山市の社会福祉法人「めひの野園」、愛知県豊田市の社会福祉法人「無門福祉会」、神奈川県三浦市の株式会社「元気もりもり山森農園」等がそれぞれある⁽⁸⁾。

こうした施設型の取組が拡大している背景には、平飼い養鶏と同様に、障害者と水耕栽培や菌床シイタケ栽培の相性の良さや、毎日、安定した作業や出荷量を確保できることが認知され、先進事例を見習って横展開されているが、加えて、水耕栽培の施設を販売する会社、菌床シイタケ栽培用の菌床を販売する会社が、障害福祉サービス事業所に営業をかけていることで広がっている面もあると考えられる。

（２）同一主体による成功事例の横展開

以上見てきたように、成功事例をモデルにした他法人による横展開については、ある程度の厚みを持って展開されているが、同一主体による成功事例の横展開については、まだ、事例が各地で散見されるという段階にとどまっている。

このため、本稿では、具体的な事例を、前述のように北海道から沖縄県まで 6 つ選定して、現地調査を実施した。

１）合同会社「農場たつか一む」（北海道壮瞥町）

北海道壮瞥町の合同会社「農場たつか一む」は、平飼い養鶏と有機野菜・豆類の栽培とを組み合わせた自然循環型農業に本格的に取り組んでいる障害福祉サービス事業所である。現代表は、「特別支援学校の卒業生と農業を営む」という学生時代からの夢を叶えるために、1987年に、東京都内から転居し、農地を取得して新規就農し、1haの有機野菜の栽培と50羽の自然卵養鶏を開始している。2005年には、NPO法人サポートセンターたつか一むを立ち上げ、2007年に同法人が継続支援A型の指定を受けるなど、障害者と一緒に取り組む農業を本格化させている（ただし、継続支援A型は2020年に終了し、2016年に指定を受けた継続支援B型として、現在は運営されている）。所属する障害者の人数の増加を踏まえて、事業部門の1つである有機野菜作部門を独立させる形で、近隣にもう1つの事業所、合同会社「自然農業社」を開設している。

なお、2006年には、壮瞥町より認定農業者として認定されており、取組の早い段階から、地域の農業の担い手としても認められている。



写真：平飼い養鶏用のハウス（左）、ハウス内の様子（中）、作業棟（右）

① 事業の概況

経営作目毎の生産，販路の確保については，以下のように取り組んでいる。

i) 養鶏

地元の規格外小麦を飼料で使用している。平飼い有精卵として付加価値を高め，市民生協の共同購入から始め，コープさっぽろの40店舗での販売へと販路を拡大している。鶏卵を使用した加工食品も製造しており，鶏卵販売額は約3,500万円，加工品も含めれば約5,000万円となっている（2016年度）。

ii) 有機野菜・豆類

少量多品種生産を経営方針としており，大豆，黒豆等の豆類が2/3を占め，野菜ではズッキーニが中心となっている。このほか，ナス，ピーマン，ニンニク，ダイコン，玉ねぎ等も生産している。肥料の95%は鶏糞を使用する循環農法を実践している。

冬期は，熟成黒ニンニクの製造，ハウス内で貯蔵していたダイコンの袋詰め出荷と切り干し大根作り，大豆の加工（味噌，ドライパック），菓子類等で周年の作業を確保している。コープさっぽろ等が主な販路で，販売額は約3,500万円になっている（2016年度）。

iii) カフェ

2014年にオープンし，生産した鶏卵や野菜を食材として使用している。

「農場たつか一む」には，2016年度現在，38人の障害者が所属しており，これに対してスタッフは9人となっている。2003年に別途NPO法人を設立し，通所できない障害者のためのグループホーム事業も実施している。

以上のように，付加価値の高い農産物やその加工品の販売を行うことで，約8,500万円の販売額を達成し，「農場たつか一む」は継続支援A型で平均118,700円/月，継続支援B型でモデル工賃66,000円/月（時給500円）を実現している。

② 事業の横展開の経緯

こうした事業体制を確立したものの，2015年には，利用者の増加を受け，農産部門の一部を合同会社「自然農業社」として分社化している。「自然農業社」の代表には，長年，合同会社「農場たつか一む」で有機農業に取り組んできた職員が就任しており，「農場たつか一む」で開発され定着していた有機栽培の技術が問題なく継承された。

2018年現在で、「農場たつかーむ」と「自然農業社」から構成される「たつかーむグループ」全体で有機野菜の栽培は、12haにまで拡大し、養鶏の方も約3,000羽に達している。さらに2018年1,000羽を飼育できる鶏舎を新設し飼養を開始していることから、約4,000羽となる予定である（第4-1表、第4-1図）。

「自然農業社」では、2018年現在26人の障害者が働いている（職員は7人）。他方で、「農場たつかーむ」では、家族経営でマネジメントできる経営規模も考慮に入れて、利用者の増加に合わせて分社化し、農産部門を切り離したことでできたゆとりを活かして、養鶏の飼養規模を拡大している。

「自然農業社」でも、有機野菜・豆類の栽培に当たっては、引き続き、肥料に鶏糞を使用する循環農法を実践しており、「農場たつかーむ」との連携関係が構築されている。また、「農場たつかーむ」は、2020年から継続支援B型のみとなり、「自然農業社」が継続支援A型であるので、障害者の受け入れでも、役割分担をする関係となっている。

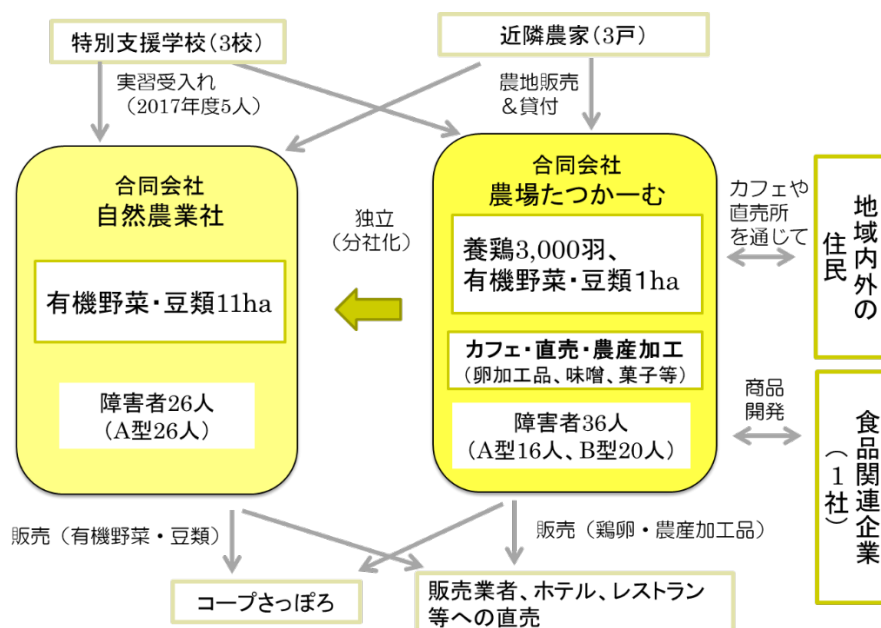


写真：たつかーむの本部（左），カフェたつかの恵み（中），レトルトカレー（中），平飼い有精卵（右）

第4-1表 合同会社「たつかーむ」、合同会社「自然農業社」の概要

所在地	職員数	農業生産部門	農業関連部門	就労支援サービス等の実施状況	就労者の主たる障害の種類
<たつかーむ> 北海道 壮瞥町	職員9人	平飼い養鶏 約3,000羽 (1,000羽収容の新鶏舎完成) 有機野菜・大豆 1ha	農産物加工（鶏卵加工品、味噌等） カフェ「たつかの恵み」	・就労継続支援A型 (～2020年まで) ・就労継続支援B型	知的障害者 15人 精神障害者 13人 身体障害者 4人 発達障害者 4人 合計 36人
<自然農業社> 北海道 壮瞥町	職員7人	有機野菜・大豆 11ha	—	・就労継続支援A型	知的障害者 12人 精神障害者 10人 身体障害者 4人 合計 26人

出典：聞き取り調査により作成。以下、事業所の概要については同様。



第4-1図 合同会社「たつか一む」と合同会社「自然農業社」と地域との関係

注：数値は2018年1月の調査時点のものである。

2) 社会福祉法人「こころん」(福島県泉崎村)

社会福祉法人「こころん」は、設立当時、地域内で受け皿のない精神障害者の居場所を確保するために設立された。その後、利用者の精神障害の状態が一人一人異なっていることから、それに対応するために、多様な仕事を作るべく6つの事業所を立ち上げている。そのうちの「こころんファーム」と「ここたま(こころんファーム養鶏場)」が農業を主に行う事業所となっている。



写真：直売所こころや(左：写真はこころん提供)，直売所内部(右)

① 事業の概況

「こころん」は、NPO法人として2002年に設立された。2004年から原木シイタケの栽培を試行的に行い、就労支援事業所「わくわくセンター」で味噌や漬け物の商品開発と

販売を開始している。その後、2006年に農産物直売所とカフェを併設した店舗「こころや」を自己資金で開設している。

2006年には惣菜を製造する「なごみの家」も開設し、自法人で生産した野菜を使用して惣菜を製造し、「こころや」の直売所で販売している。続いて2011年には社会福祉法人となり、同年、菓子類を製造する「こころん工房」も開設している。

その後、「こころや」の直売所での販売を通じて、周辺の担い手農家や農業法人との関わりを強化していった。2008年には人手不足の担い手農家や農業法人に出向いて施設外就労として農作業を行う作業請負を開始している。その後、この作業請負で関係ができた養鶏場を譲り受け、2010年から養鶏を開始し、2018年にはケージ飼いから平飼いに切り替えている。さらに、2011年からは「こころんファーム」を開設して、農地を借り受けて、自ら有機野菜の栽培も開始している。2017年12月には、社会福祉法人「こころん」として認定農業者に認定され、地域のリタイアした農家の農地の重要な引き受け手となっている（17戸のリタイア農家から水田・畑を借り受けて、米、野菜、豆類を生産しているほか、養鶏場の用地は、耕作放棄地化していた農地を購入して活用している）。また、2018年に養鶏と有機野菜の生産でJGAPも取得している。

こうした農業活動による事業収入は、2020年度に2,300万円（こころんファーム1,400万円、ここたま900万円）にまで拡大しており、直売所「こころや」での農産物及び農産物加工品の販売額も約3,300万円に達している。

また、こうした農業関係の事業には、障害者46人、職員17人、パート19人が携わっており、「こころんファーム」は継続支援B型であるにもかかわらず、約4万8千円/月の工賃を実現している（法人全体の平均は約3万5千円/月）。なお、「ここたま」は、以前継続支援A型であったが、現在は、就労移行支援事業所として位置づけられており、工賃は約2万2千円/月となっている。

② 事業の横展開の経緯

前述のように、2010年には、施設外就労で農作業を手伝っていた採卵養鶏農家が高齢化のため廃業するのを受けて、社会福祉法人「こころん」が、その経営だけでなく、農家が長年かけて研究してきた卵アレルギーの人でも食べられる卵を生産するための配合飼料等のノウハウも引き継ぐこととなった。養鶏場を引き継いだ時は、配合飼料は特別のものであったが、飼養形態は、一般によく見られるケージ飼いであった。その後、用地を確保するとともに、農林水産省からの鶏舎新設の補助金も受けられることになり、2018年から、平飼い養鶏を開始している。現在は「ここたま（こころんファーム養鶏場）」として、1,000～1,500羽規模の平飼養鶏で生産し卵を（年間14トンの生産量）、「ここたま」ブランドで、生産・販売している。商品としては、卵の燻製の「くんたま」、廃鶏の肉を使った「ここどりのキーマカレー」、卵と那須高原で農福連携に取り組む「森林ノ牧場」のジャージー牛の牛乳から作ったプリン等も開発・販売している。

さらに、2011年には、東日本大震災の被災地から避難してきた有機農家を職員として迎

え入れ、自ら農業を行う「こころんファーム」を開設している。遊休農地を開拓・再利用して経営面積を拡大し（2019年産で2.7ha）、無農薬の有機栽培で野菜を生産している（畑作は2ha）。現在は自然栽培の米も生産（0.7ha）している。養鶏場とは別の事業所として、耕種作物に特化した農園として活動をしているが、「ここたま」で出てくる鶏糞を堆肥化して、有機農産物の肥料として使用し、クズ野菜を飼料として活用する自然循環型の農業を両事業所が連携する形で実現している（第4-2表、第4-2図）。また、「こころんファーム」や「ここたま」で作られた農産物や、それを原材料とした農産加工品が、直売所「こころや」で販売されているという形の連携も、当然のことながら、生産量や開発された製品数が増える度に、次第に強化されている。

なお、人手不足の農業経営体に出向いての農作業の請負については「こころんファーム」で引き続いて受けており、2021年度には、8軒から作業を請け負っている。

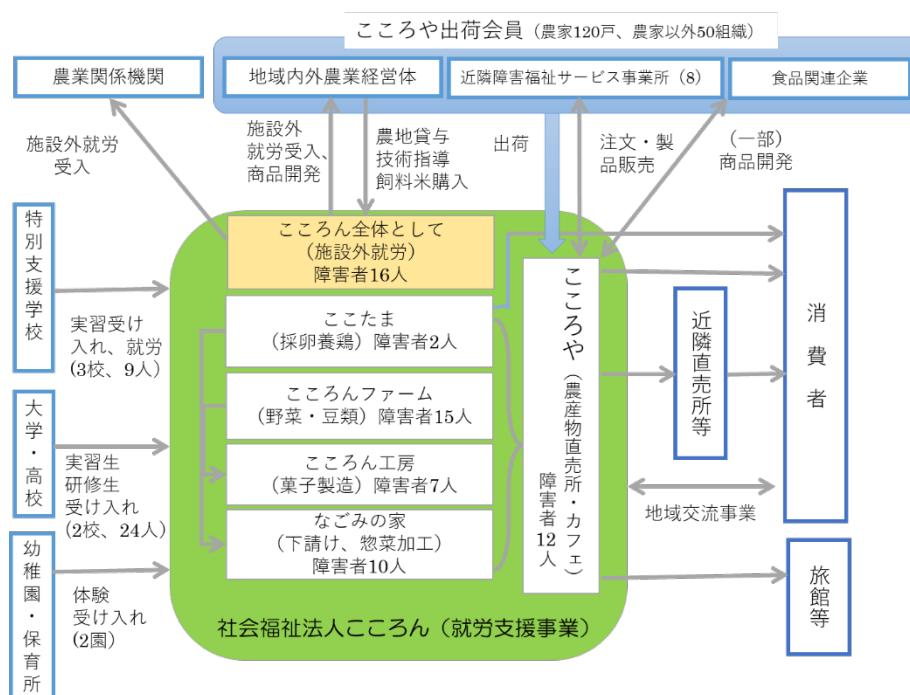


写真：ここたまの鶏舎全景と内部の様子（左），こころんファームでの作業風景（右）
（写真はいずれもこころん提供）

第4-2表 社会福祉法人「こころん」の概要

所在地	職員数	農業生産部門（作付面積）	農業関連部門	就労支援サービス等の実施状況	就労者の主たる障害の種類
＜こころん＞ 福島県 泉崎村	常勤16人 パート24人	野菜 2.0ha 水田稲作 0.7ha 養鶏（採卵） 1,000～ 1,500羽規模	・施設外就労での援農 ・直売所・カフェの運営 ・農産加工	・就労移行支援 ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・グループホーム ・居宅介護、地活 平均工賃：35,434円	知的障害者 10人 精神障害者 33人 身体障害者 3人 合計 46人
＜こころんファーム＞	常勤2人 パート1人	野菜 2.0ha 水田稲作 0.7ha	施設外就労での援農	・就労継続支援B型 平均工賃：48,423円	知的障害者 5人 精神障害者 9人 身体障害者 1人 合計 15人
＜ここたま＞	常勤1人 パート1人	養鶏（採卵） 1,000～ 1,500羽規模	施設外就労での援農	・就労移行支援 平均工賃：22,125円	知的障害者 1人 精神障害者 1人 合計 2人
＜こころや＞	常勤1人 パート3人	—	直売所・カフェの運営	・就労継続支援B型 平均工賃：49,087円	知的障害者 2人 精神障害者 9人 身体障害者 1人 合計 12人
＜こころん工房＞	常勤1人 パート1人	—	菓子製造 施設外就労での援農	・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 平均工賃：43,279円	知的障害者 2人 精神障害者 4人 身体障害者 1人 合計 7人
＜なごみの家＞	常勤1人 パート1人	—	惣菜加工	・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 平均工賃：23,882円	精神障害者 10人 合計 10人

注：工賃は、2020年度のもの（こころん総会資料より）。他の数値は、2022年3月調査時点のものである。



第4-2図 社会福祉法人「こころん」と地域との関係

注：数値は、断りが無い限り 2021 年 11 月の調査時点のものである。

3) 社会福祉法人「ゆずりは会」（群馬県前橋市，高崎市）

社会福祉法人「ゆずりは会」は、障害者基本法の理念である共生社会の実現を目指して、福祉施設の工賃として得た収入と年金とで自立生活が可能になるよう「高賃金」と、一般企業への就職に安心してチャレンジできる「就労支援」を目標に設立された。そのためには、旧来の下請け作業を中心とした福祉就労ではなく、能力を伸ばすことが、企業就労につながっていくような知的障害者のための働く場が目指された。群馬県前橋市の地域資源の状況を踏まえると、企業就労に準ずる工賃を確保するためには、農業にしっかり取り組むことだと考えて、農業を中心に据えた事業所の運営を行ってきた結果、農業の規模拡大に伴い、働く障害者の人数も増えていき、現在は、4 事業所（従たる施設も含めれば 5 事業所）が、それぞれ露地での野菜作を中心に独自の農業を展開している。



写真：ゆずりは会・菜の花の正面（左），ゆずりは会・ゆずりはのブロッコリー畑（中），ゆずりは会・ゆずりはが生産している玉ねぎ（右）

① 事業の概況

2005年の設立以降、周囲の農家の離農は一貫して増加しており、設立から17年間で、農産物の延べ作付面積も、野菜作中心で41haに達している（全ての農地を借地で確保しているが、地主は100軒強となっている）。この結果、4事業所（従たる事業所も含めれば5事業所）で、農業を中心に112人の障害者と44人の職員と働く場を創出している。農産物販売金額は2021年度に約6,500万円に達しており、目標であった高い工賃も実現できている（A型で7万6千円/月、B型で3万3千円/月～5万円/月）。農業の機械化を進めると障害者の働く場が減ってしまうと考える事業所もあるが、社会福祉法人「ゆずりは会」では、機械化して規模を拡大することで、結果的に障害者が行う作業のボリュームを拡大できるとの考えに立ち、積極的に農業機械を導入して規模拡大に取り組んでいる。また、生産する農産物についても、障害者に向いている作物は何かということを考えて選択しており、4事業所で、組み合わせが異なるものの、枝豆、玉ねぎ、ブロッコリー、キャベツ等に取り組んでいる。野菜作に加えて、4事業所のうち2事業所で、水田における米麦作にも取り組んでおり、水田の作付面積は5haにまで拡大している（うち1.4haは自然栽培、裏作で小麦・大麦も0.7ha生産している）。また、4事業所で、キャベツの共同出荷にも取り組んでおり、技術・販売面での情報交換も定期的に行うなど、事業所間での連携もできている。また、農業関連の事業としては、玉ねぎの皮むきの受託、ライスセンターでの米の乾燥調製・精米業務等も行っている。特に、「菜の花」では、米の乾燥調製と苗の販売では、地域の63戸の稲作農家とつながっているだけでなく、計算機メーカーの社員の家族との交流事業も行っている。なお、2021年には、認定農業者としても認定されている。

② 事業の横展開の経緯

2006年に、最初の事業所「ゆずりは」を開設したが、農業を中心に事業を拡大していくと、利用者も増えていき、5年後の2011年には、2つ目の事業所「エール」を開設している（この時点で定員40人）。さらに、農業の規模が順調に拡大していき、2014年には、「ゆずりは」、「エール」の定員を変更するも、それでは対応できず、2014年には、3つ目の事業所として「菜の花」を開設した。ここまでは、知的障害者を中心にした就労継続支援B型事業所としての取組であったが、知的障害者と精神障害者が一緒に仕事ができる場を目指して、2015年に継続支援A型の「かたばみ」を開設し、2017年には、同じく継続支援A型の「あいりす」も開設している（その後、定員の関係で、「あいりす」は「かたばみ」の従たる事業所に変更されている）。このように、農業の規模拡大に合わせて、働く障害者が増えていき、定員を超えると、耕作放棄地や遊休農地がある地域に新しい事業所を立ち上げるということを繰り返して、現在の状況に達している（第4-3表、第4-3図）。なお、社会福祉法人「ゆずりは会」では、最初に、継続支援B型による農業を確立した後に、取組の多様化のために継続支援A型による農業にも挑戦している。また、4事業所が、それぞれの規模拡大を阻害しない程度の距離を保ちつつ、お互いが共同出荷等で連携でき

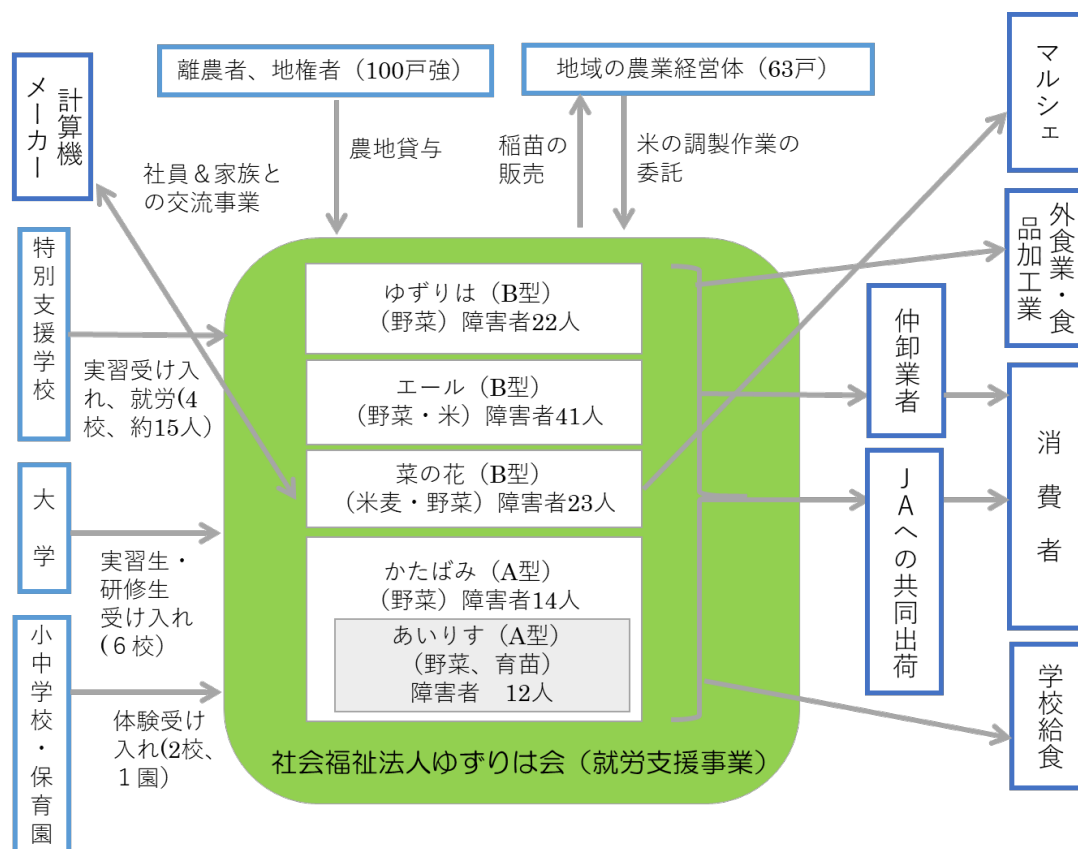
る距離に立地しているのも「ゆずりは会」の特徴といえる。



写真：「菜の花」による自然栽培での稲作（左），同水田での計算機メーカーとの交流イベントの様子（中），「菜の花」で生産されている大麦（右）（写真（左）と写真（中）は，ゆずりは会・菜の花提供）

第4-3表 社会福祉法人「ゆずりは会」の農業関連事業の概要

所在地	職員数	農業生産部門（作付面積）	農業関連部門	就労支援サービス等の実施状況	就労者の主たる障害の種類
＜ゆずりは会＞ 群馬県 前橋市青梨子町	44人	41ha（水田5ha、畑36ha）	野菜露地作、米・麦作	就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、相談支援、グループホーム	知的障害者 80人 精神障害者 22人 身体障害者 7人 手帳取得なし 1人 合計 110人
＜ゆずりは＞前橋市青梨子町	10人	枝豆、玉ねぎ、ブロッコリー、ホウレンソウ等 11.0ha	玉ねぎの皮むき（委託除草も実施）	就労継続支援B型 平均工賃：50,024円	知的障害者 22人 精神障害者 1人 合計 23人
＜エール＞高崎市正観寺町	15人	玉ねぎ、ブロッコリー、キャベツ、米、サツマイモ等 6.0ha	（クリーニング、企業の下請け作業、清掃等も実施）	就労継続支援B型 平均工賃：33,045円	知的障害者 35人 精神障害者 3人 身体障害者 3人 合計 41人
＜菜の花＞前橋市青梨子町	11人	自然栽培米、小麦、大麦、枝豆、玉ねぎ、ブロッコリー、ホウレンソウ、キャベツ等 12.0ha	ライスセンターでの苗販売、米の調製作業受託、精米（土器洗浄も実施）	就労継続支援B型 平均工賃：45,657円	知的障害者 21人 精神障害者 2人 合計 23人
＜かたばみ＞ 高崎市京目町	4人	枝豆、長ネギ、とうもろこし、キャベツ、ブロッコリー等 11.46ha	ネギの出荷調製（塩タレット袋詰、α化米の納品等も実施）	就労継続支援A型 平均工賃：75,666円	知的障害者 2人 精神障害者 6人 身体障害者 1人 合計 9人
＜あいりす＞ 高崎市北原町	4人	育苗 5万本	苗の出荷調製（あん摩・マッサージ・指圧（有資格者）、鍼灸（有資格者）、受付も実施）		知的障害者 0人 精神障害者 10人 身体障害者 3人 手帳取得なし 1人 合計 14人



第4-3図 社会福祉法人「ゆずりは会」と地域との関係

注：数値は2022年2月の調査時点のものである。

4) 社会福祉法人「くりのみ園」（長野県小布施町，長野市）

長野県小布施町の社会福祉法人「くりのみ園」は、平飼い養鶏と有機野菜作等の露地作を組み合わせた循環型農業に本格的に取り組んでいる社会福祉法人である。小布施町で最初の事業所を成功させた後、直売所を設けるのであれば、より人口が多い地域でということで、隣接する長野市に直売所を設けることとした。ところが、進出してみると、長野市も小布施町と同様に、離農する農家が相次いでいることが分かり、小布施町で成功した農業を展開できると判断して、6次産業化のために直売と農産物加工に加えて、平飼い養鶏と有機野菜作等の露地作も行う事業所を開設している。



写真：平飼い養鶏用のハウス（左），ハウス内の様子（中），卵とそれから作られたカステラ（右）

① 事業の概況

社会福祉法人「くりのみ園」の施設長は、長年、障害者に対する生活介護の日中活動として農業にも取り組んでいた社会福祉法人で働いていたが、今の時代に合った農業型の福祉を目指して、1997年に「くりのみ園」を設立し、自然循環農法による農業に取り組み始めた。自然卵の養鶏から開始し、徐々に農業活動を拡大し、現在は、養鶏 3,500 羽、経営農地面積 10ha（野菜 3.5ha、米・大豆 6.5ha）という経営規模を法人全体で実現している。近年は、農産加工、農産物直売にも取り組み、これらの取組規模も拡大している。

経営作目については、次のような考えの下に拡大してきている。①養鶏は、卵を取る過程が分かりやすく障害者に合う（小動物を飼うのは福祉施設の伝統）。そこで、ケージを使わない平飼い養鶏で有精卵の生産に取り組む。②米、大豆の輪作栽培を確立し、穀倉地帯の担い手を目指す。③露地野菜、とりわけ信州伝統野菜（小布施丸なす、八町きゅうり、沼目しろうり）等の生産に取り組む。

これらの経営作目を組み合わせることで、農薬、化学肥料を使用しない自然循環型農業による「有畜複合経営」を確立している（鶏の餌は野菜くず、飼料米等で自給）。農業経営上の工夫については、以下のようなことを実践し、農業サイドからの支援を上手に使いつつ、経営規模の拡大、農産物の高付加価値化に取り組んできている。①自然農法を行う近所の篤農家から技術支援を受ける。②2010 年に認定農業者となり農業関係の支援対象になる。③2013 年に鶏卵と大豆の加工による 6 次産業化認定事業者にもなる。④また、移動販売車での販売も実施している。なお、2020 年には、有機 JAS の認証も取得している。

以上のような取組により、5,000 万円弱の就労支援事業収入（2016 年度）を達成し、継続支援 A 型で約 10 万円/月の工賃、継続支援 B 型で 2 万 7 千円/月の工賃を実現している（定員の 45%が継続支援 A 型）。

「くりのみ園」と「ナチュラルガーデンくりのみ」では、積極的にそれぞれの地域で農地を引き受けてきており、合わせて 55 人の障害者、20 人の職員の働く場を創出し、離農した高齢農家 22 戸から 8ha の農地を引き受け、1.5ha の耕作放棄地を農地に復旧させており、地域農業の維持に大きく貢献している。また、こうした様々な活動の成果として、地域の様々な主体と結びついた新たなコミュニティが構築されている。

② 事業の横展開の経緯

このような事業を小布施町で成功させた後、より販売・加工面での取組を強化すべく、長野市内に、農産物直売、農産加工を行う事業所「ナチュラルガーデンくりのみ」を 2013 年に設立した。新しい事業所の施設長には、社会福祉法人「くりのみ園」の理事長から、長年の取組の中で、厚い信頼を得てきた職員が就任している。当初は、農産物直売、農産加工を行う事業所として開設されたが、先にも述べたように、長野市内でも農家の離農による農地の耕作放棄地化が問題になっていることから、小布施町と同様に、平飼い養鶏と有機野菜作等の露地作を組み合わせた自然循環型農業も、この事業所で行うこととなった。

「ナチュラルガーデンくりのみ」の施設長が、長年、「くりのみ園」の自然循環型農業に従事していたことから、こうした対応が可能となった。結果として、「ナチュラルガーデンくりのみ」は、平飼い養鶏 900 羽、経営農地面積 3.5ha の野菜作部門に加えて、農産物直売所、農産加工所（スイーツ、漬物等）（第 4-4 表、第 4-4 図）も併設した事業所となっている。「くりのみ園」と「ナチュラルガーデンくりのみ」は、立地している地域が小布施町、長野市と異なるものの、それぞれ独立して事業を行うのではなく、「くりのみ園」で生産された農産物の加工や販売を「ナチュラルガーデンくりのみ」が担っており、両施設の利用者が繁忙期に手伝い合ったり、時には異動したりという関係も構築されている。

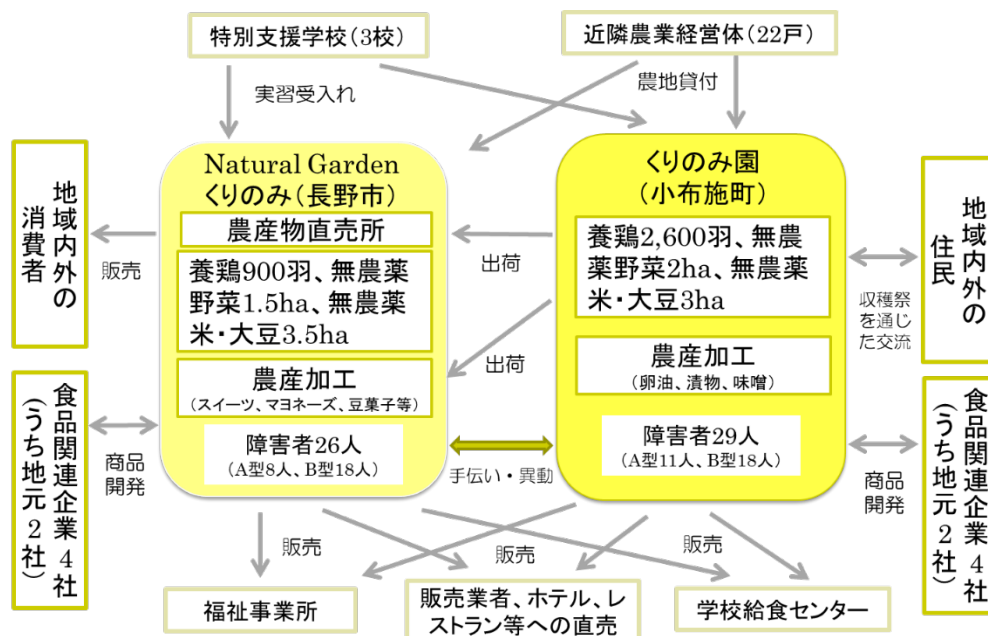
このように、「くりのみ園」では、最初の取組が成功すると、当初は意図していなかったものの、結果として、それとほぼ同様のユニットを別の地域で展開することで、最初の取組での成功ノウハウを活かした展開となった。



写真：くりのみ園の本部（左），ナチュラルガーデンくりのみ（中），本部前の野菜畑（右）

第 4-4 表 社会福祉法人「くりのみ園」の概要

所在地	職員数	農業生産部門	農業関連部門	就労支援サービス等の実施状況	就労者の主たる障害の種類
<本部> 長野県 小布施町	職員15人	平飼い養鶏 2,600羽 無農薬野菜 2ha 無農薬米・大豆 3ha	農産物加工(卵油、漬物、味噌) 農産物、鶏糞の直売 移動販売車	・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型	知的障害者(5割強) 精神障害者(5割弱) 合計29人
<ナチュラル ガーデン> 長野県 長野市	職員10人	平飼い養鶏 900羽 無農薬野菜 1.5ha 無農薬米・大豆 3.5ha	農産物加工(スイーツ、マヨネーズ、豆菓子等) 農産物、農産物加工品、鶏糞の直売	・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型	知的障害者(5割) 精神障害者(5割) 聴覚障害者2人 合計26人



第4-4図 社会福祉法人「くりのみ園」と「Natural Garden くりのみ」と地域との関係

注：数値は2017年11月の調査時点のものである。

5) 岡山県農商（岡山県岡山市，久米南町）

岡山県岡山市の有限会社「岡山県農商」は、当初、新規就農者として岡山市内で青ネギの栽培を始め、経営を法人化するとともに、自ら立ち上げた NPO 法人が運営する障害福祉サービス事業所から施設外就労で、障害者が農作業を手伝う仕組みを作り上げた。その後、同じ岡山市内ながら、中心部から距離のある御津地域にも障害福祉サービス事業所を立ち上げ、さらに、岡山市に隣接する久米南町からの要請を受けて、新たに同町にも障害福祉サービス業所を開設している。「岡山県農商」が立ち上げた4つの事業所は、共通する農業・農業関連事業の取組もあるものの、それぞれで選択された取組が異なっている点も特徴となっている。



写真：青ネギの栽培風景（左），ミニトマト作業風景（中，岡山県農商ウェブサイトより引用），青ネギの出荷調製作業（右）

① 事業の概況

有限会社「岡山県農商」の代表は、1989年に岡山市内で農業に新規参入し、ネギの生産規模の拡大を進めるうちに、社会福祉法人のグループホームと同社の圃場が隣接することとなったことをきっかけに、そのグループホームに住む障害者と圃場で芋掘り交流を始めることとなった。その交流を通じて、障害者と農作業との相性の良さを認識し、彼らと一緒に仕事ができないかと考えるようになり、通年で作業のある青ネギ作りなら障害者を雇用できると考え、最初は障害者1人を雇用するところから始めた。その後、経営面積の拡大とともに雇用労働力を拡大する必要が生じ、1998年に経営を法人化し、同時に障害者の雇用人数も拡大させている。そして、次第に経営規模が拡大する中で障害者を本格的に雇用するには現行の体制では困難であると判断し、2008年に障害者が所属するNPO法人「岡山自立支援センター」（以下「自立支援センター」という）を別途設立した。これにより、障害者の直接雇用から障害者の所属先である自立支援センターへの作業委託を行う形へと体制を変えている。

この体制変更を受けて、周辺の高齢化した農家からの農地の借り受けてほしいという要望に対応できるようになり、それらを「岡山県農商」が引き受け、増加する作業を自立支援センターが相次いで福祉事業所（ワンユニット20人前後の障害者が所属）を立ち上げ雇用する障害者を増やすことで対応してきている。「岡山県農商」では、この方法で、2009年から2014年にかけて、4つの事業所を立ち上げている。

こうした事業展開により、総経営面積は12haにまで拡大し、2億5百万円の農産物販売額（2020年度）を達成している。これを受けて、継続支援A型で約9万4千円/月の工賃（2020年度）、継続支援B型で1万5千円/月～3万円/月の工賃を実現している。

「岡山県農商」自体は、従業員4人、パート7人であるが、「自立支援センター」では福祉サイドからの支援を受け持つ職員は37人であり、所属する障害者は84人（継続支援A型59人、継続支援B型25人）にまで増加している（26年時点では、有限会社の従業員6人、NPO法人の職員20人、利用者である障害者45人であった）。

② 事業の横展開の経緯

2009年に、まず、「自立支援センター」によって、ミニトマトの施設栽培を行う継続支援A型の「ももっ子おかやま」を、当時の有限会社「岡山県農商」のメインの圃場に隣接する形で開設した。

続いて、2010年には、岡山市中心部から20km程離れた御津地域に、比較的まとまった農地を確保できたこともあって、青ネギの圃場作業等を行う継続支援A型の「ももっ子みつ」を立ち上げている。

さらに、2012年には6次産業化を目指して、「岡山県農商」に、ネギの調整・加工施設を導入したが、それらの作業を中心に行う障害者が所属する場所として、継続支援A型の「きびっ子おかやま」を、「岡山県農商」に隣接する形で開設している（「きびっ子おかやま」は、その後、事業所再編の中で、「ももっ子おかやま」と合併している）。

その後、町内に継続支援 A 型が 1 か所もない岡山県久米南町の町長がこうした「岡山県農商」の取組を知るところとなり、同町からの要請を受けて、2014 年に初めて岡山市外である久米南町にも、遊休農地を活用してハウスを建設できる目途が立ったことから、そのハウスを利用して通年でミニトマトの生産を行う継続支援 A 型の「ももっ子くめなん」を開設することとなった（第 4-5 表、第 4-5 図）。「岡山県農商」が久米南町に進出するに当たっては、町からの支援を得て、久米南町役場前の銀行支店跡を事務所として使用できることとなり、ハウス用地 4,000m² もまとめて確保することができた。その後、最寄り駅前に事務所用地を確保して、新たな事務所を建設するとともに、サツマイモの栽培と、それを用いた焼き芋の製造・販売も行うべく準備を進めている。

以上のように、「岡山県農商」では、「自立支援センター」に属する 4 つの事業所を立ち上げているが、そのうちの 2 事業所は、有限会社から離れた地域で開設されていること、全ての事業所で、立地した地域の農業の状況、地域からの要請、同時に導入された施設等との関係で、取り組んでいる農業・農業関連事業がそれぞれ異なっている点が大きな特徴（「ももっ子おかやま」と「ももっ子くめなん」がミニトマトを栽培している点は共通）となっているが、これは、それぞれの進出時点での最適な取組が模索されたことによる結果である。

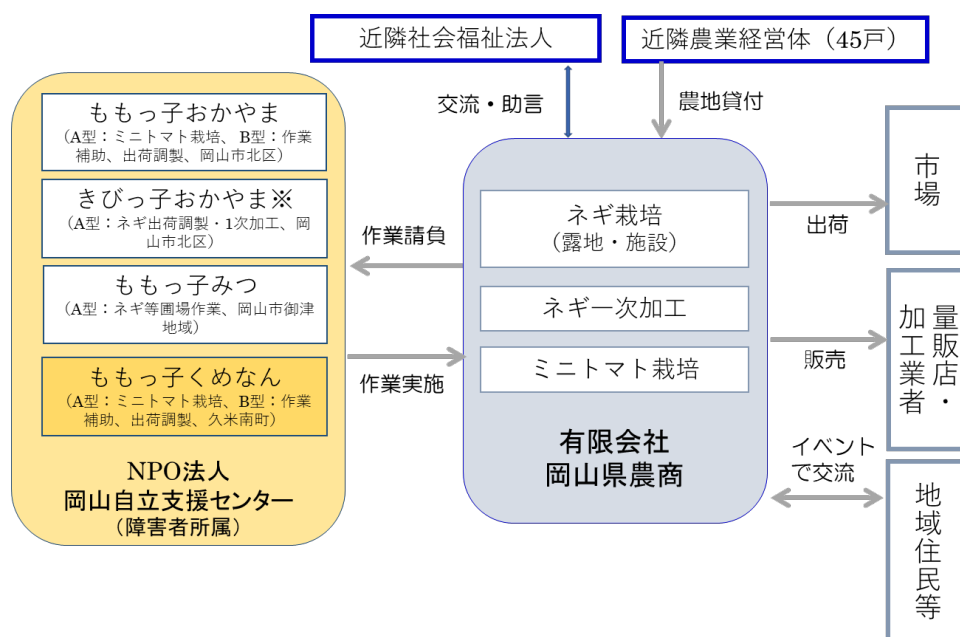
さらに、新しい取組として、継続支援 B 型の併設が挙げられる。これまで紹介してきたように、「ももっ子くめなん」の開設まで、全ての事業所が継続支援 A 型であったが、継続支援 A 型で長年働いてきて高齢化した障害者の居場所づくり（これまでは、高齢化等の影響で、体力的に作業がきつくなった利用者には、心身の状態に応じた外部の継続支援 B 型を探して移籍してもらってきていたが、通い慣れた事業所で最後まで働けるようにするための対応）、地域の継続支援 A 型で働けない重い障害のある人達のための働く場所づくりの観点から、2019 年より、「ももっ子おかやま」と「ももっ子くめなん」に継続支援 B 型も併設させるようになっている。この後に紹介する「みやこ福社会」の事業展開と同じ発想での取組が、岡山県農商でも行われている。



写真：ももっ子くめなんの新設事務所（左）、ミニトマト栽培用ハウス外観（中）、ハウス内の様子（右）

第4-5表 有限会社「岡山県農商」、NPO法人「岡山自立支援センター」の概要

所在地	職員数	農業生産部門	農業関連部門	就労支援サービス等の実施状況	就労者の主たる障害の種類
<岡山県農商、岡山自立支援センター> 岡山県岡山市北区	従業員4人 パート7人 〔NPO法人に37人〕	ネギ等露地栽培、ミニトマハウス栽培 12 ha	ネギ、ミニトマトの出荷調製作業、カットネギの製造	NPO法人に作業委託(ネギ、ミニトマトの収穫・調整作業、カットネギの製造)	知的障害者 53人 精神障害者 25人 身体障害者 6人 合計 84人
<ももっ子岡山> 岡山市北区 (「きびっこ岡山」と合併・再編)	16人	(A型) ミニトマト栽培 1ha強 (B型) 作業補助、出荷調製	ネギの出荷調製・1次加工	就労継続支援A型 就労継続支援B型	A型: 26人 知的障害者 14人 精神障害者 7人 身体障害者 5人 B型: 9人 知的障害者 8人 精神障害者 1人
<ももっ子みつ> 岡山市御津地域	10人	ネギ等露地、ハウス栽培 9 ha	—	就労継続支援A型	A型: 16人 知的障害者 14人 精神障害者 2人
<ももっ子くめなん> 久米南町	11人	(A型) ネギ圃場栽培 1.4ha ミニトマト栽培 0.3ha (B型) 作業補助、出荷調製	—	就労継続支援A型 就労継続支援B型	A型: 17人 知的障害者 8人 精神障害者 9人 B型: 16人 知的障害者 9人 精神障害者 6人 身体障害者 1人



※「きびっこおかやま」は、「ももっ子おかやま」、「ももっ子くめなん」がB型事業所を立ち上げる事業所再編時に、「ももっ子おかやま」に合併されている。

第4-5図 有限会社岡山県農商、NPO法人岡山自立センターと地域との関係

注: 数値は2021年11月の調査時点のものである。

6）社会福祉法人「みやこ福祉会」（沖縄県宮古島市）

沖縄県宮古島市の社会福祉法人「みやこ福祉会」は、特別支援学校（当時は養護学校と称した）を卒業した後の行き場のない知的障害者のために設立された。障害者の働く場として、農業に本格的に取り組んでいる障害者福祉施設であるが、より重度の障害がある人も受け入れられるよう、最初の施設（継続支援 A 型）とは違ったより難易度の低い農業を行う事業所（継続支援 B 型）を近隣にもう 1 つ開設している。さらに、その後、空港横に、生産した農産物を使用したレストランを運営する事業所（継続支援 B 型）も開設している。



写真：野菜ランドみやこの皆さん（左、写真はみやこ福祉会提供）、野菜ランドみやこでの栽培の様子（中）、育苗施設（右）

① 事業の概況

2001 年に、社会福祉法人「みやこ福祉会」が設立された。社会福祉法人が設立された当時は、障害者は、養護学校（現在の特別支援学校）を卒業すると、入所施設に入所するか、在宅で仕事をしない状態かという選択肢しかなかった。このため、障害者が就労する場を生み出すための試行錯誤が行われた。社会福祉法人の設立と同時に開所した継続支援 B 型「みやこ学園」では、様々な作業を行う中で、園芸班が農業を開始しており、これが「みやこ福祉会」の最初の農業への取組となった。

その後、富山県の「野菜ランド立山」、鳥取県の「ウイズユー」という障害者が水耕栽培を行っている施設を見学し、水耕栽培で継続支援 A 型を運営できるとの判断から、2010 年に継続支援 A 型である「野菜ランドみやこ」を開所している。高温多湿な宮古市までは、毎夏葉物野菜が不足し、本州から空輸されるため、価格が高騰するという情勢も、水耕栽培で葉物野菜を作る取組を後押しすることとなった。「野菜ランドみやこ」では、2,383m²のハウスで、19 人の障害者が、リーフレタス、レッドレタス、サラダホウレンソウ、ビート、水菜、ルッコラの 6 種の野菜を無農薬の水耕栽培で生産している。保育園、学校給食、ホテル、民宿、レストラン、ホテル、居酒屋、自衛隊等 40～50 の売り先を確保し、野菜の販売額は、2018 年時点で約 4 千万円に達している。このような取組により、「野菜ランドみやこ」で働く障害者の工賃は平均で 8.5～9 万円/月を実現している。

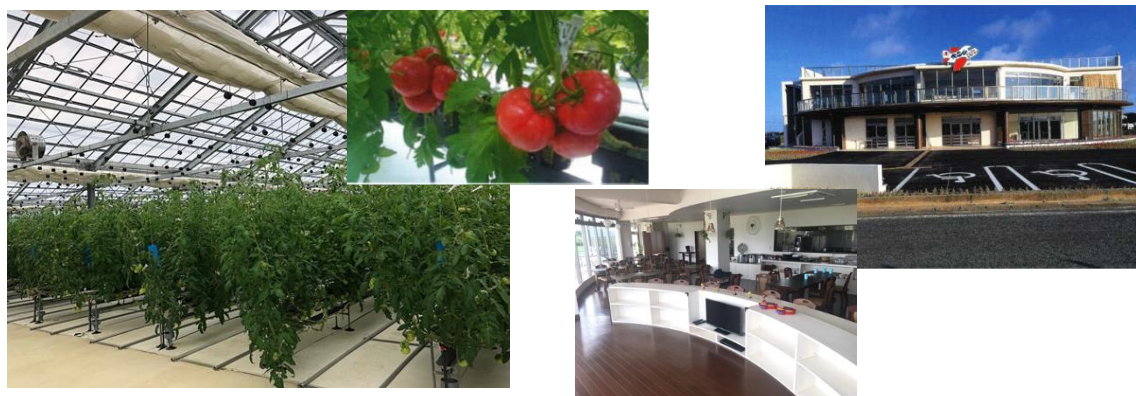
② 事業の横展開の経緯

その後、社会福祉法人「みやこ福祉会」では、継続支援 A 型で行っている水耕栽培では働けない障害者の受け皿として、2014 年に継続支援 B 型の「トマトランドみやこ」を開所している（第 4-6 表、第 4-6 図）。

「野菜ランドみやこ」では、複数の葉物野菜を絶えず作ることから、作業の種類が多く、継続支援 B 型でなら働ける障害者でも、就労が難しい面があった。このため、こうした障害者の雇用の場を新たに創出するために、生産物をトマト 1 点に絞り、作業をシンプルに分かりやすくすることで、継続支援 A 型で、いきなり働くのはなかなか難しい障害者の就労の道を切り開くことに成功した。

同事業所では、2018 年現在、4 人の障害者が、1,986m²のハウスで、トマト（岡山県農商で生産されているようなミニトマトではなく大玉のトマト）のポット栽培を実施しており、トマトの販売額は約 2 千万円に達している。これにより、同事業所で働く障害者の工賃は平均で 2 万円/月となっており、いずれこれを 3～4 万円/月にするのが目標とされている。

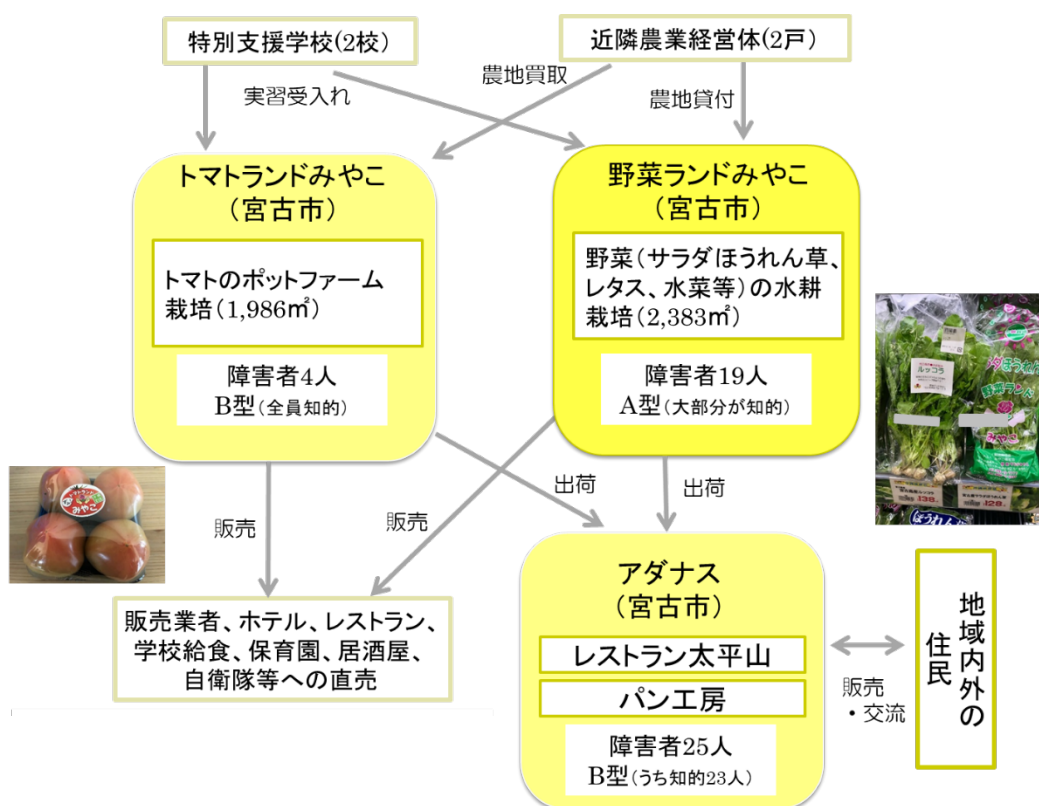
さらに、2018 年には、宮古空港横に継続支援 B 型「アダナス」（障害者の利用者 25 人）を移転させ、1 階をパン工房とし、2 階にレストラン太平山をオープンしている。3 事業所合わせると、障害者 48 人、職員 16 人の働く場が創出されている。このレストランで、「野菜ランドみやこ」、「トマトランドみやこ」双方で作られた野菜を使用するだけでなく、レストランの運営を通じて地域の子育て支援にも取り組んでいくことを目指している。



写真：トマトランドみやこでのトマト栽培の様子（左）、実ったトマト（左上）、アダナス全景（左）、アダナスの中の様子（右下）（アダナスの写真についてはみやこ福祉会の提供）

第4-6表 社会福祉法人「みやこ福祉会」の農業関連事業の概要

所在地	職員数	農業生産部門	農業関連部門	就労支援サービス等の実施状況	就労者の主たる障害の種類
<みやこ福祉会> 沖縄県 宮古島市平良字下里	—	—	—	就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、グループホーム、就業・生活センター	—
<野菜ランドみやこ> 宮古島市平良字西仲	職員5人	野菜（リーフレタス、レッドレタス、サラダほうれん草、ウレンソウ、ビート、水菜、ルッコラ） 2,383㎡	—	就労継続支援A型	知的障害者 14人 精神障害者 4人 身体障害者 1人 合計 19人
<トマトランドみやこ> 宮古島市平良字西仲	職員4人	トマトのポットファーム栽培 1,986㎡	—	就労継続支援B型	知的障害者 4人 合計 4人
<アダナス> 宮古島市平良久貝	職員7人	—	農家レストラン（野菜ランドみやこ、トマトランドみやこから購入した野菜等を食材に使用）、パン工房	就労継続支援B型	知的障害者 23人 精神障害者 1人 身体障害者 1人 合計 25人



第4-6図 「みやこ福祉会」の農業関連の3施設と地域との関係

注：数値は2018年2月の調査時点のものである。

4. 農福連携の取組の横展開に見られる相違点

以上見てきたように、農福連携の取組の横展開の仕方には、色々な手法の違いが見られた。

まず、異なる主体による同様の取組の横展開では、農福連携に取り組もうとする企業が、先行している優良事例を参考に、似た取組を行おうとすることが多いことが明らかになった。

た。この要因としては、企業の場合、役員会、株主総会などで承認されないと、新規事業を実施できないので、既に成功した事例を模することで、それらの決定機関の了解を得やすいという面もあると思われる。特例子会社では、最初、特例子会社「ハートランド」が成功した水耕栽培が横展開され、その後、特例子会社「CTC ひなり」が成功した援農が、それぞれ2桁の企業によって横展開されている。一方、企業出資の障害者就労施設では、食品関連企業が市町村とのタッグを組んで農業を中心に障害者の雇用の場を確保する取組と、生協によるカタログ販売のための農産物を生産する施設園芸や菌床シイタケ栽培のような集約的な農業が増加している。

さらには、障害福祉サービス事業所でも、「自然栽培パーティ」等自主的に成功事例を模して全国的な展開がされている事例も出てきており、障害者との相性の良さ、毎日安定して作業と出荷量をできること等から、平飼い養鶏、水耕栽培、菌床シイタケ栽培に取り組む障害福祉サービス事業所も増加しつつあることが明らかになっている。

また、同一実施主体による横展開の6事例の分析では、個々の先進的な事例が、取組を拡大する中で、外食事業者における暖簾分けのような形で横展開がされていることが把握された。また、その取組の目的や展開方法からは、①最初の事業所での成功を活かして他地域にも事業所を開設、②既存の事業所の一事業部門を独立させる形で、近隣に事業所を開設、③既存の事業所とは難易度が違う取組を行う事業所を併設の3つの類型に整理できることが明らかになった。それぞれに属する事例と共通する特徴は以下のとおりである。

① 最初の事業所での成功を活かして他地域にも事業所を開設

群馬県の社会福祉法人「ゆずりは会」、長野県の社会福祉法人「くりのみ園」、岡山県の有限会社「岡山県農商」の取組については、この類型に該当する。それぞれ最初に成功した事業所とは別の地域に事業所を立ち上げる動機は異なっているが、進出先の状況に応じて柔軟に対応した結果、それぞれの地域に合った形で、農業及び農業関連事業を展開している点が共通していた（結果的に最初の事業所とは違った形での展開となっていた）。他方で、「くりのみ園」では、当初は意図していなかったものの、結果として、最初の取組とほぼ同様のユニットを別の地域で展開することで、最初の取組での成功ノウハウが活かされていた。これに対して、「ゆずりは会」、「岡山県農商」では、1つ1つのユニットで取組が異なっているが、「ゆずりは会」では、共通して生産されている作物における栽培技術が共有されていた。「岡山県農商」でも、「ももっ子おかやま」で培われたミニトマト栽培の経験が、「ももっ子くめなん」でのミニトマトの栽培に活かされていた。

② 既存の事業所の一事業部門を独立させる形で、近隣に事業所を開設

北海道の合同会社「農場たつか一む」、福島県の社会福祉法人「こころん」の取組については、この類型に該当する。両取組とも、既存の事業所の一事業部門を独立させる形で、近隣に新しい事業所を開設した事例として、最初に成功した事業所から、一事業部門を独立させる動機や方法は異なっているが、独立した新事業所と従来からある事業所の連携が

保たれており、単に所属する障害者の人数の増加、障害者をサポートする職員の人数の増加にとどまらない効果が生まれているのが特徴となっている。

③ 既存の事業所とは難易度が違う取組を行う事業所を併設

受け入れられる障害者の幅をより広げるという考えの下、継続支援 A 型に継続支援 B 型を併設させた沖縄県の社会福祉法人「みやこ福祉会」と、継続支援 B 型による知的障害者中心の展開を行っていたが、精神障害者も支援対象とするために継続支援 A 型を立ち上げた社会福祉法人「ゆずりは会」がこの類型に該当する。最近、4 つある継続支援 A 型の 2 つに継続支援 B 型を併設させた岡山県の有限会社「岡山県農商」、農業をしていない事業所も含めれば、継続支援 A 型を、継続支援 B 型に併設させている福島県の社会福祉法人「こころん」、多機能型施設として、継続支援 A 型と継続支援 B 型を併設させている合同会社「農場たつか一む」と社会福祉法人「くりのみ園」も、受け入れられる障害者の幅をより広げるという考えの下、両事業所を併設させている点は共通している（2020 年に「農場たつか一む」が継続支援 B 型のみとなり、継続支援 A 型である合同会社「自然農業社」と障害者の受け入れでも連携する関係になったことから、現在は、「みやこ福祉会」と同様の関係が構築されている）。ただし、「みやこ福祉会」、「農場たつか一む」、「岡山県農商」が、継続支援 A 型に継続支援 B 型を追加することで、これまで断ってきた重たい障害の人も受け入れようという考えから行われたのに対して、「こころん」では、よりしっかり仕事をできた人に高い工賃を支払うために、継続支援 B 型に継続支援 A 型を追加する形になっている点が異なっている。「くりのみ園」は、最初から両施設を併設させていた点が異なる。また、「ゆずりは会」では、継続支援 B 型に通われている利用者でも、継続支援 A 型より高い工賃を実現している人がいるので、他の 5 法人とは目的が異なっている。知的障害者に加えて、企業で働いていたのに、精神の調子を崩して働けなくなってしまった精神障害者等も支援の対象にしたいという考えの下で、継続支援 A 型が立ち上げられている。

5. 地域経済・社会への影響

これまで、障害者が働く場が十分に確保されていなかった地域に農業で障害者の働く場が作られることによる地域経済・社会への影響は大きい。障害者の働く場だけでなく、その支援を行う健常者の働く場も生まれている点にも注目する必要がある。また、後継者のいない農家のリタイアを受けて耕作放棄地が拡大するところを、その引き受け手となって地域農業の維持に貢献している取組事例も多かった。

特に、同一主体による成功事例の横展開では、そうした取組の効果が 2 倍、3 倍と大きくなるのが、所属する障害者の人数、支援する職員の人数、作付面積や飼養羽数等を見ることがとで理解できる（第 4-7 表）。

第4-7表 調査対象事例における就労の場の創出数, 農産物販売額, 農業部門の規模等

法人名	障害者の就労の場 (農業関連のみ)	健常者の就労の場 (農業関連のみ)	農産物販売額等	農業部門の規模	認定農業者
合同会社 農場たつか一む (北海道)	62人分	16人分	約8,500万円 (農産物加工品を含む)	平飼い養鶏 4,000羽 農産物作付面積 12ha (うち水田作なし)	○
社会福祉法人 こころん (福島県)	46人分	40人分	2,300万円 +約3,300万円(直売所) (2020年度)	平飼い養鶏 1,000~1,500羽 農産物作付面積 3ha (うち水田作1ha)	○
社会福祉法人 ゆずりは会 (群馬県)	110人分 (農業以外も含む)	44人分	約6,500万円 (2021年度)	農産物作付面積 41ha (うち水田作5ha)	○
社会福祉法人 くりのみ園 (長野県)	55人分	25人分	5,000万円弱 (2017年度)	平飼い養鶏 3,500羽 農産物作付面積 10ha (うち水田作6.5ha)	○
有限会社 岡山県農商 (岡山県)	84人分	48人分	20,500万円 (2020年度)	農産物作付面積 12ha (うち水田作なし)	○
社会福祉法人 みやこ福祉会 (沖縄県)	48人分	16人分	約7,000万円 (2018年度)	水耕栽培面積 4,369㎡	

また、今回の調査分析によって、こうした物理的な数値の増加だけでなく、複数事業所による共同出荷（社会福祉法人「ゆずりは会」）、生産された農産物の加工や販売での事業所間連携（合同会社「農場たつか一む」、社会福祉法人「こころん」、社会福祉法人「くりのみ園」、有限会社「岡山県農商」、社会福祉法人「みやこ福祉会」）、事業所が連携することによる自然循環型農業の構築（合同会社「農場たつか一む」、「こころん」、「くりのみ園」）といった有機的な事業所間の結びつきによる相乗効果があることも確認された。

さらに、いずれの取組でも、複数の事業所が、それぞれ違う農業や農業関連事業に取り組むことで、より多様な働く場を生み出すことに成功しており、障害者が働く場の量的な拡大だけでなく、質的な拡大にも貢献していた。特に、継続支援 A 型、継続支援 B 型の両方を展開している取組では、より質的な拡大の効果が顕著であった。

6. 今後の見通し、課題

最初の異なる主体による同様の取組の横展開は、既に大きな流れになりつつあり、今後も、点的な存在であった農福連携の成功事例を全国各地に広げていく大きな推進力になっていくことが期待される。

他方で、後者の同じ実施主体による横展開は、先進事例が成功させた取組を、近隣地域に面的に広げていく上で、重要な手法になっていくと思われるが、今回整理した 3 つのパターンのいずれにおいても、まだ、最初の先進事例による取組が緒に就いたばかりという状況で、それほど類似の取組が他地域で数多く見られる状況にはなかった。今後、成功事例を横展開させていく際には、色々考えられるパターンを比較検討し、最も地域に相応しい方法を選択していくことが重要である。この選択を上手く行うことで、点的な存在であった農福連携の優良事例を面的に広げていけると考えられる。

さらに、今回、取り上げた社会福祉法人「くりのみ園」、合同会社「農場たつか一む」で

は、2 つ目の施設を任せられる人材の確保・育成も大きなカギを握っていた。優れた取組を横展開させていくためには、最初に確立させた手法を着実に実行できたり、あるいは臨機応変に応用したりできる人材の確保・育成も重要になってくると考えられる。

付記：本章は、2022 年 10 月に取りまとめられ、農林水産政策研究所のホームページに掲載された報告の転載である。

注

（1）企業では、従業員数の 2.3%以上（法定雇用利率）の障害者を雇用することが義務化されているが、雇用環境を整備するなど一定の要件を満たしていると認定された「特例子会社」を設立すれば、そこで雇用した障害者を親会社の障害者雇用の実績としてカウントできる。

（2）農林水産政策研究所が 2022 年 3 月末現在、各社のホームページ等から集計した結果である。

（3）就労を希望する障害者であって、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業のこと（厚生労働省ホームページより）。

（4）一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行う事業のこと（厚生労働省ホームページより）。

（5）一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行う事業のこと（厚生労働省ホームページより）。

（6）「自然栽培」とは自然の力をいかに引き出す持続的かつ体系的な農業方式の呼称で、肥料・農薬には頼らず植物と土の本来持つ力を引き出す農業のこと（自然栽培全国普及協会ホームページより）。

（7）本報告の事例調査の対象以外では、北海道当別町の一般社団法人「Agricola」については 2021 年 11 月に、福島県郡山市の社会福祉法人「にんじん舎の会」については 2021 年 11 月に、富山県富山市の社会福祉法人「めひの野園」については 2015 年 6 月に、宮崎県都城市の社会福祉法人「なのはな村」については、2019 年 7 月に、それぞれ現地調査を実施し、この点を確認している。

（8）本報告の事例調査の対象以外では、埼玉県熊谷市の「埼玉福興」株式会社については 2018 年 6 月に、三重県名張市の「アグリー農園」株式会社については 2015 年 11 月に、富山県富山市の社会福祉法人「めひの野園」については 2015 年 6 月に、愛知県豊田市の社会福祉法人「無門福祉会」については 2018 年 8 月に、神奈川県三浦市の株式会社「元気もりもり山森農園」については 2021 年 1 月に、それぞれ現地調査を実施し、障害者と水耕栽培や菌床シイタケ栽培との相性の良さ等について取組主体によって認識されていることを確認している。

〔参考・引用文献〕

飯田恭子・香月敏孝・吉田行郷・小林茂典・出田安利・松島浩道（2011）「農業分野における障害者就労と農村活性化に関する研究」『2011 年度日本農業経済学会論文集』：64-71.

小柴有理江・吉田行郷・香月敏孝（2016）「農業と福祉の連携の形成過程に関する研究－農業分野におけ

る障害者就労を事例として」『農林水産政策研究』25: 1-17.

阪本文雄 (2019)「就労の場確保のために、法人が自ら開設—社会福祉法人みやこ福祉会（沖縄県）—」
『働く広場』（2019年1月号）: 20-25.

吉田行郷・香月敏孝・吉川美由紀 (2014)「農業分野に本格進出した特例子会社の実態と課題—地域農業
の担い手としての特例子会社の可能性—」『農業経済研究』86(1): 12-26.

<https://doi.org/10.11472/nokei.86.12>

吉田行郷 (2019)「畜産の現場における農福連携の取り組みの現状と今後の可能性」『養鶏の友』（2019年
9月号）: 16-19.

吉田行郷 (2021a)「企業が取り組む「農福連携」の効用に関する考察 —特例子会社と企業が経営主体の
障害者福祉施設の比較分析—」『連携研究スキームによる研究【農福連携】研究資料 第1号』: 1-15.

吉田行郷 (2021b)「農業法人と福祉法人等とがタッグを組む取組による農業経営への効果、地域経済・
社会への影響について」: 1-17.

https://www.maff.go.jp/primaff/seika/attach/pdf/210329_01.pdf

第5章 農福連携に関する規定の解釈が法人にもたらす効果について—農地の権利取得を中心に—

直江 秀一郎

1. はじめに

本研究は、農地の権利取得の場面に着目し、福祉と農業に関する規定の解釈が農福連携に取り組もうとする法人に対してどのような効果をもたらすか、分析したものである。

農福連携の実務は、障害者総合支援法、農地法等及びそれぞれの政令・省令における条項やこれらの解釈通知における記載など、福祉と農業に関するいくつかの規定に基づいて行われている。農福連携を始める法人が、規定をとりわけ意識する場面は、2つあると考えられる。1つ目は、障害福祉サービス事業所（以下、事業所という。）の指定を受ける法人の種類と数（以下、福祉系法人と言う。）を決める場面である。なぜなら、法人が障害福祉サービス事業を開始するには、都道府県知事、指定都市又は中核市長（以下、都道府県等という。）から、事業所の指定を受けなければならないからである。2つ目は、福祉系法人が、障害者の農作業の場となる農地を買ったり借りたりする場面である。なぜなら、福祉系法人は、希望する農地が所在する市町村農業委員会（以下、農業委員会という。）から、権利の設定又は移転の許可を得なければならないからである。

この2つの場面について、先行研究（直江、2021）では、次のことが示された。1つ目に関しては、農業法人自体が福祉系法人を兼ねる場合と、農業法人が別の福祉系法人を併設する場合があることである。2つ目に関しては、福祉系法人が、特に農地法第3条に基づいて権利取得しようとする際、許可を得られる場合と得られない場合があることである。

こうした差が生じる原因の一つは、都道府県等、農業委員会及び法人によって、規定の解釈が異なるためと考えられた。しかし、法人が農福連携を始める場面に即して、両法律の解釈を明確にした研究は、見られない。また、特定の解釈により、法人にもたらす効果がどのように変わるか、明確にした研究も見られない。そのため、事業所の指定や農地の権利取得が円滑に進まないとの相談も寄せられていた。

2. 研究の目的と方法

（1）研究の目的

個別の規定の解釈は、行政部局の役割である。そこで、農林水産政策研究所による本研究では、「特定の解釈により、法人にもたらす効果がどのように変わるか」のみを分析することを目的とした。

(2) 研究の方法

本研究では、事例調査に基づく質的研究を実施した。

調査は、2022年（令和4年）4月から12月にかけて、いくつかの都道府県等、農業委員会及び法人等に対して、実施した。前半では、これまで当研究所の研究対象となったり農林水産省の事例集で紹介されたりしたことがある法人、これらの法人の事業所の指定事務を所管する都道府県等や農地が所在する農業委員会、本研究目的に関連する情報をウェブサイト等に掲載していた団体や有識者等（合計30か所程度）に対し、電話等により聞き取りを行ったり、法人の定款等を入手したりした。後半では、前半の調査により把握した傾向が全国的にも当てはまるか、把握した以外の解釈や効果が存在しないかを確認することとした。そこで、農福連携を推進する一部の都府県を任意で抽出し、前半の調査結果を踏まえた共通の回答様式を電子メールで送付した。その結果、10都府県の本庁保健福祉部局及び各管内の農業委員会の一部から、設問の全部又は一部に対しての回答を得た。

その上で、得られた情報から共通点や違いを見出し、帰納的な分析を試みた。まず、各規定に照らし、福祉系法人が農業参入する際のフローチャートを作成した（第3節）。次に、フローチャートから、解釈にとりわけ差が見られた3点を抽出し、論点とした。そして、それぞれの論点について、特定の解釈が法人にもたらす効果を分析した（第4節）。

なお、本研究は、2022年（令和4年）4月時点で施行されている法令に準拠している。

3. 福祉系法人が農業参入する際の規定と論点

(1) 事業所の指定を受ける法人の決定

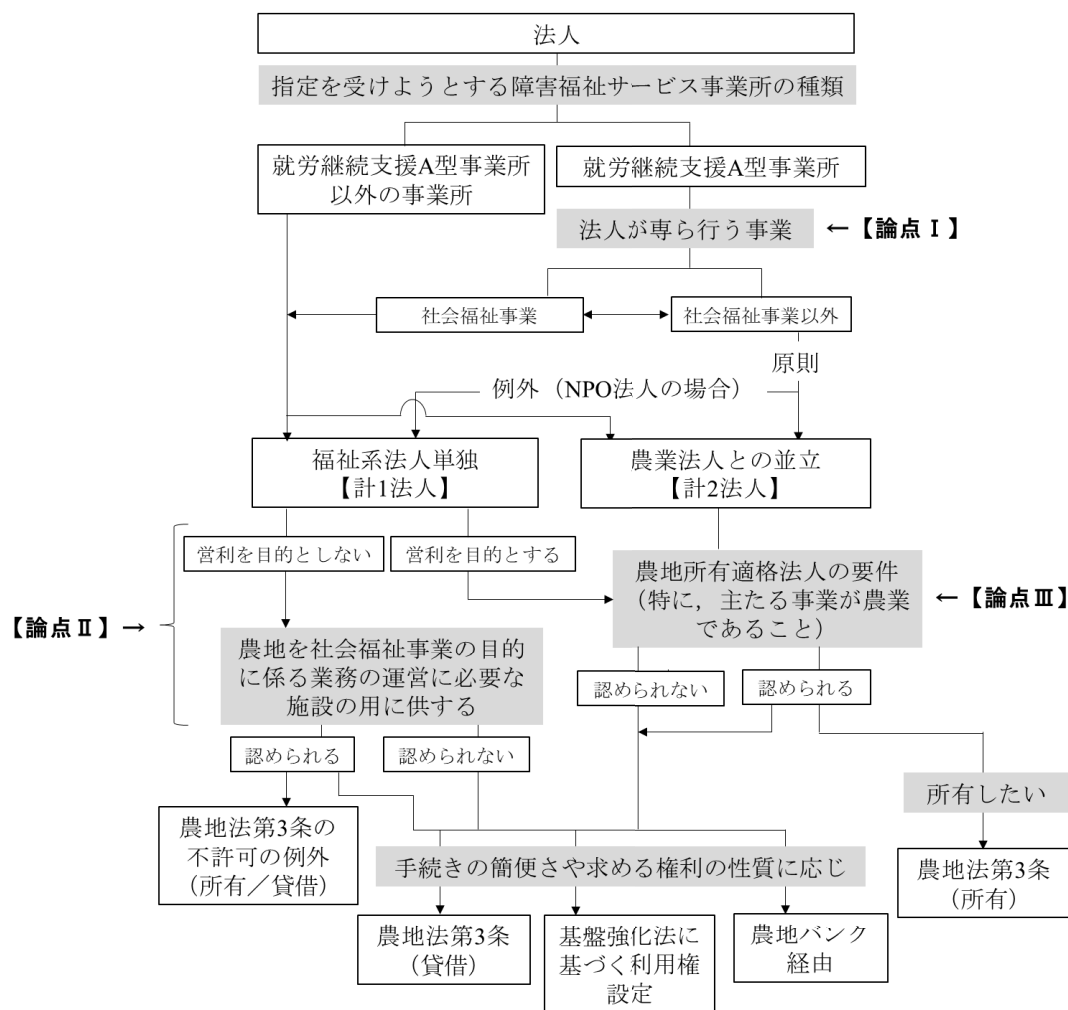
福祉系法人が農業参入するには、まず、事業所の指定を受ける法人の種類と数を決める必要がある（第5-1図）。

この場面では、「指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない」という障害者総合支援法の指定基準⁽¹⁾に基づく必要がある。

就労継続支援A型事業所（以下、A型事業所という。）は、障害者と雇用契約を締結しながら支援を行う。しかし、福祉系法人は、後述（3）のとおり障害福祉サービス費を得ているため、同じく雇用契約を締結する営利企業に比べて、事業の継続性や安定性が高い。そこで、A型事業者は専ら社会福祉事業を行うこととすることで、営利企業における障害者雇用と区別し、障害福祉サービスを企業の営利目的に活用されないようにすることが、趣旨とされている。

よって、A型事業所の指定を受けようとする法人は、「専ら社会福祉事業を行う」と認められない場合、社会福祉事業以外の事業を廃止しない限り、別法人を併設して指定を受ける必要がある。

どのような場合に「専ら社会福祉事業を行う」と認められるかは、単一・2つのいずれの法人数で農福連携を始めるかという重要な点に関わる。よって、これを本研究における1つ目の論点とする【論点I】。



第5-1図 福祉系法人が農業参入する際のフローチャート

資料：本研究における調査を基に筆者が作成。

注：特定非営利活動法人（以下、NPO法人という。）の場合、都道府県知事が当該事業を社会福祉事業に準ずるものとして認めた場合については、専ら社会福祉事業を行っているものとして取り扱って差し支えないこととされている（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知））。

（2）営利を目的としない福祉系法人による農地の権利取得

次に、福祉系法人は、農地の権利を取得することになる。

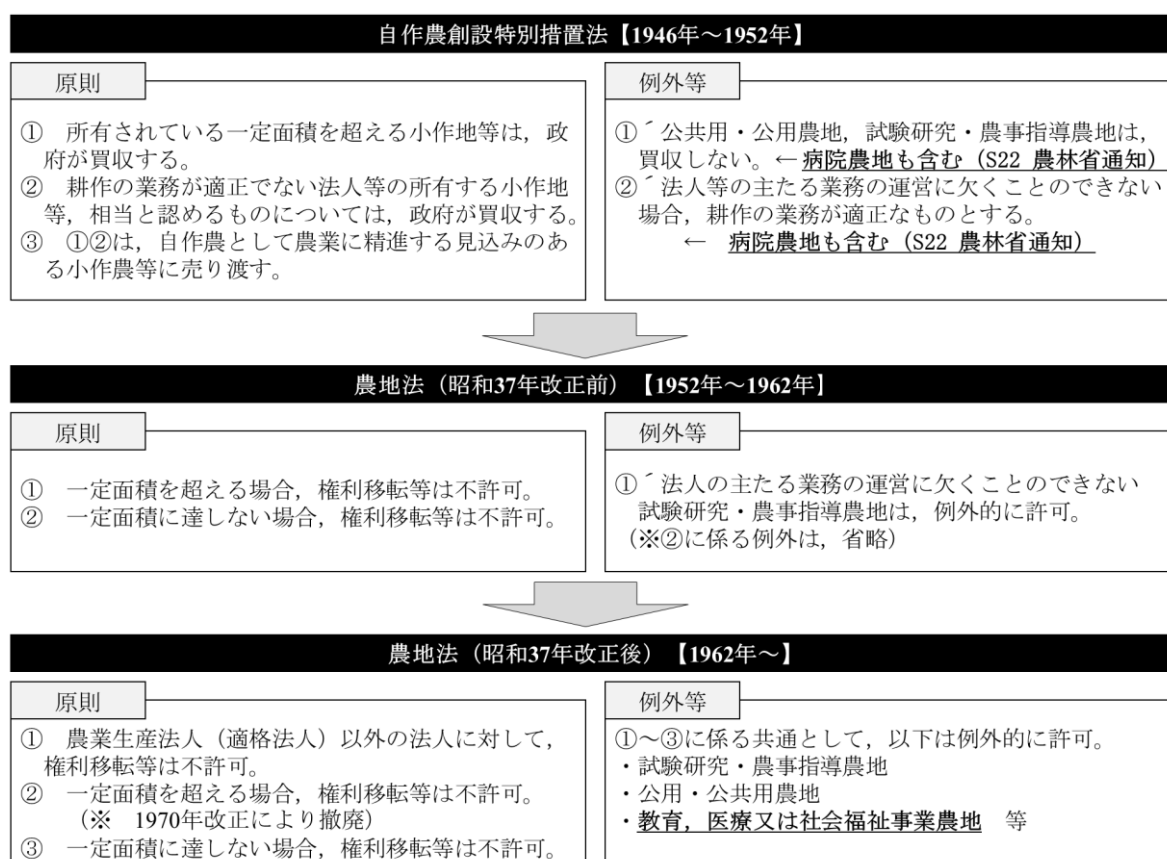
賃借権であれば、契約に解除条件を付ければ、法人格を問わず、その設定が許可される。他方、所有権の移転又は解除条件を付さない通常の貸借（以下、所有権の移転等という。）は、農地所有適格法人（以下、適格法人という。）でない法人には、許可されない。そして、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人等の営利を目的としない法人は、適格法人の法人格要件を満たさない。

しかし、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された、学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合、地域との調

和要件を満たせば、所有権の移転等を許可できる（不許可の例外）。

これは、農業のみを事業とする旧農業生産法人以外の法人に対して権利移転を許可しない例外として、1962年（昭和37年）の改正農地法に規定された（第5-2図）。その趣旨は、農地等で行われる農業自体で利益を上げることを本来の目的としていない法人が、業務の必要性により、農地の権利を取得することを認めるものとされている。具体的には、作業療法等のため農地の権利を取得しようとする場合⁽²⁾、リハビリテーション農場に使用する場合（高木・内藤，2017）などとされている。しかし、業務上の必要性が認められるような場合とは、具体的にどのようなケースを指すか、明らかでない。

どのような場合に不許可の例外の適用が認められるかは、営利を目的としない福祉系法人が農地の所有権の移転等を受けられるかという重要な点に関わる。よって、これを本研究における2つ目の論点とする【論点Ⅱ】。



第5-2図 医療・福祉等についての特別な扱いに関する歴史的経緯

資料：本研究で実施した文献調査を基に筆者が作成。

注：図中の「病院農地」とは、精神病院、結核病院及び癩（筆者注：らい。ハンセン病のこと）病院所有の農地のこと。
 昭和22年11月22日付22農局第2737号、農政局長から各農地事務局長・都道府県知事宛通知「精神病院、結核病院及び癩病院所有の農地の取扱に関する件」。

（３）営利を目的とする福祉系法人による農地の権利取得

続いて、営利を目的とする福祉系法人が農地の権利を取得する場面である。2006年（平成18年）、株式会社等の障害福祉サービス事業への参入が認められた。近年は、株式会社等による事業所の指定が、多くなってきている。

営利を目的とする福祉系法人が、農地の所有権の移転等を受けるには、適格法人要件の1つとして、法人の主たる事業が農業（関連する事業を含む）であること（以下、事業要件という。）を満たす必要がある。具体的には、事業年度前の3年間において、農業売上高が事業全体の過半を占めることとされている。所有権の移転等を受ける法人は、許可申請時及び権利取得後の毎年、農業委員会に対し、売上高を報告することになっている。

しかし、福祉系法人の収入には、①公費を財源とした障害福祉サービス費、②生産活動により生じた収入の2つがある。①は、利用者支援の経費に充当できる。②は、例えば、農産物の販売収入や農業者から請け負った農作業の請負報酬等である。生産活動の経費を除いた全額を、障害者に賃金／工賃として支払う。

このような障害福祉サービス事業に特有の仕組みからすれば、農業以外の売上高に何を含めるかは、営利を目的とする福祉系法人が農地の所有権の移転等を受けられるかという重要な点に関わる。よって、これを本研究における3つ目の論点とする【論点Ⅲ】。

4. 特定の解釈がもたらす法人への効果

以下、調査結果及び分析を示す。

（１）論点Ⅰ

ア 都道府県等による解釈のパターン

（ア）判断の根拠資料

法人が「専ら社会福祉事業を行う」ものか判断する資料については、全ての都道府県等が、法人の定款又は履歴全部事項証明書における目的欄としていた。一部の都道府県等は、これらに加えて、事業計画書、活動状況報告、聞き取り内容等も併せて判断するとした。

（イ）「専ら社会福祉事業を行う」と認められる記載の解釈

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」及び「これに附帯する事業」以外の記載を許容するか、解釈が分かれていた。具体的には、「農業」「花や野菜の生産」「農業の経営」といった記載である。

解釈①

許容しない解釈をする都道府県等は、営利事業のように読める文言、社会福祉法で列記される第1種・第2種社会福祉事業以外の文言は、書かれていてはいけないとした。

また、その記載が、障害者の就労活動内容を指す場合であっても、「これに附帯する事業」の記載に含まれるので、「農業」などの記載をやはり削除すべきとの解釈があった。

解釈②

許容する解釈をする都道府県等は、A型事業所を利用する障害者の就労活動内容・就労訓練手段を示す記載等や、その文言を記載しなければ実施できない事業を生産活動とする場合に限っては、削除しなくて構わないとした。記載の態様については、障害福祉サービス事業と並列の箇条書きを認める都道府県等と、「これに附帯する事業」の細目としての記載を認める都道府県等があった。また、「農業」「花や野菜の生産」といった就労活動内容に読める文言を超え、「農業の経営」という文言でも、認める都道府県等があった。

なお、専らである以上、障害福祉サービス事業を1行目に記載する必要があるかについては、判断が分かれていたが、法人にもたらす効果に違いは生じない。

解釈①②の違いは、定款の文言という形式によるものであり、地域性等の考慮すべき事情によるものとは、確認できなかった。また、同一県内の同一法人に対して時期によって①②の判断を異にした事例、過去には定款に「農業の経営」の記載がある法人にA型事業所を指定しながら現在は①の解釈している事例も、それぞれ確認した。

イ 法人にもたらす効果

(ア) 解釈①について

①許容しない解釈は、営利法人への農地の所有権の移転等を困難にする効果をもたらす。なぜなら、適格法人の事業要件からすれば、一般に、定款の目的欄には、農業に関する記載がなされるため、適格法人と認められないと考え得るからである。

法人がこの不都合を回避する方法は、2つあった。

1つ目は、就労継続支援B型事業所（以下、B型事業所という。）や就労移行支援事業所の指定を受ける方法であった。本稿では、分析を省略する。

2つ目は、別の福祉系法人（甲）を併設してA型事業所の指定を申請し、農業法人（乙）が農地の所有権の移転等を受ける方法であった。この場合、甲は乙から農作業を請け負う。甲は乙に請負報酬を請求し、生産活動により生じた収入に組み入れる。乙は、農産物の売上げを計上する。このような権利関係になるため、請求業務が増加する効果があった。また、法人数が増えるため、顧問税理士への報酬等の経費が増えかねない効果も指摘された。

他方、法人が分かれているため、甲の福祉収入（障害福祉サービス費）が増えても、乙の収入構成は変化せず、農業事業比率に影響しない。そのため、今後、事業所や障害者の数を増やしたい法人にとって、農地の所有権等を手放すリスクが無い効果があった。また、単一法人の場合に比べて、福祉と農業の会計区別が明確化する効果も指摘された。さらに、現行の福祉法体系前から2つの法人として取り組む主体についての事例であるが、あえて農業法人を分けたほうが、農業関係の支援策を受けやすいとの効果もあった。

第5-1表 単一法人と2つの法人の場合の比較

	単一法人の場合	2つの法人の場合
ア) 農作業をする者	事業所を利用する障害者 及び 事業所の職員	
イ) 農作業の位置付け	福祉系法人における障害者の就労活動 (定款に記載した社会福祉事業)	農業法人における農業の経営 (定款に記載した農業事業)
ウ) 農産物の売上げの帰属先	福祉系法人	農業法人
エ) 福祉系法人の会計 (うち、生産活動により生じた収入)	農産物販売による売上げ	農作業を完成させた対価として 農業法人に請求した請負報酬
オ) 農業法人の会計	—	農産物販売による売上げ

資料：本研究における調査を基に筆者が作成。

(イ) 解釈②について

②許容する解釈をする場合、A型事業所の指定を受けた法人は、単一で農福連携に取り組み得る。よって、先述した2つの法人として取り組む場合に生じる請求業務の増加といった効果をもたらさない。

むしろ、農業分野に限らず、A型事業所の対外取引をしやすくしたり、クリーニング業法や古物営業法といった他法令に基づく許認可を受けたりするため、障害福祉サービス事業以外の記載を残したい法人のニーズがあった。よって、②の解釈は、こうした法人のニーズに応える効果をもたらしていた。

(2) 論点Ⅱ

ア 農業委員会による解釈のパターン

(ア) 判断の根拠資料

判断の根拠資料の一つは、農地法第3条の規定による許可申請書(以下、申請書という。)に添付が求められている、法人の定款等の写しであった。

一方、不許可の例外による場合、申請書には、通常の権利取得の際に必要な、効率要件、適格法人要件、下限面積要件を除いた項目を記載するよう、指示が付されている。しかし、効率要件についての事項とされている、作物別の作付面積や農作業に従事する者の属性及び数などについても、許可に当たって確認する農業委員会があった。その理由は、不許可の例外による場合もあくまで農地を耕作の目的に供することや「農作業をしっかりすること」が前提であるため、などとしていた。また、福祉系法人の職員の耕作への関わり方や、権利取得によって期待される効果等の記載を求める農業委員会もあった。そして、これらの事項は、営農計画書や事業活動計画書として記載を求める農業委員会のほか、通常の権利取得の際に記載が求められる欄を別紙として報告を求める農業委員会もあった。

加えて、不許可の例外の趣旨に照らして、農業経営でなく作業療法等のために必要であ

るか判断するため、権利取得の経緯・目的を記載した理由書の提出を求めるとする農業委員会や、農地の活用方法・農産物の取扱いについても報告を求めるとする農業委員会などがあった。

なお、申請がある度に過去の取扱いを確認してきたことから、マニュアルは無いものの、取扱いが職員の間で実質的に承継されているとする農業委員会があった。

(イ) 不許可の例外の適用が認められる場合についての解釈

ア) 法人が認定農業者であるか

解釈①

農業経営基盤強化促進法基本要綱では、法人の形態は認定の要件で無いことから、農福連携に取り組む社会福祉法人等も認定農業者になることができるとされている。

一方、農地法に基づく不許可の例外の適用については、認定農業者であれば認められないとする農業委員会があった。理由としては、農業経営を営む者として農業経営改善計画を認定された認定農業者は不許可の例外の趣旨と異なる、仮に認めると通常の農業法人与同等の取扱いになってしまう、認定農業者になれるほどの売上げを見込めるのであれば、適格法人要件を満たす別法人を設立して障害者を受け入れればよい、などとしていた。

また、認定農業者になろうとしていた福祉系法人（社団法人）に対し、不許可の例外に基づく所有権移転を認めた後、その法人が認定農業者になったという事例も確認された。しかし、その許可をした農業委員会も、許可時に既に認定農業者であれば、別法人の設立を勧めた可能性を否定しなかった。

解釈②

他方、認定農業者であることは、不許可の例外の適用を認める前向きな事情と解釈する農業委員会もあった。理由としては、既に農業の実績がある、農地の適切な管理が一定程度保障される、農業経営を営むための経営規模・計画が明確なので安定した営農が期待できる、などとしていた。

このほか、いずれでもないと考えられる農業委員会の解釈もあった。具体的には、認定農業者の場合は、経営規模拡大と作業療法等のいずれに必要な権利取得なのか不明なので、その他事情を加味して判断するというもの、計画達成のために必要であれば認め得るとするものなどがあった。

イ) 農産物販売の有無

解釈①

法人が、農産物を販売しない場合に不許可の例外の適用が認められると解釈する農業委員会があった。

理由としては、販売は営利活動と考えられる／販売しないなら事業内容が利益を求めて

いないとするもの、などがあった【グループ1】。

また、法人が自己の責任において農作業の全行程を担い、地域の農業者と同じ市場に農産物を供給し売上げを得ているなら、まさに農業経営に必要な権利取得であるとするもの、地域での販売を行わないなら地域の農業者を圧迫せず、作業療法等に必要な権利取得として問題無いとするもの、などがあった【グループ2】。

なお、介護系事業所は就労系事業所と異なり、原則として、その利用する障害者に工賃を支払う必要が無いことから、日中活動による成果物の販売等を必須としない。しかし、事業所の種類に着目して、介護系事業所のみが作業療法等のために必要な権利取得であるとする解釈は、わずかにとどまった。現在、いずれの事業所における取組でもリハビリ等が自称されることがあり、事業所の種類の違い自体は解釈の違いに影響を与えないと考えられる。

解釈②

他方、農産物を販売していても不許可の例外の適用を認めると解釈する農業委員会があった。

理由としては、不許可の例外の審査項目は地域との調和要件のみなので、営農計画内容や販売の有無によって不許可にできないとするもの、営利目的でなければ販売先や売上還元先を問わないとするもの、などがあった【グループ1】。

また、事業所の活動の一つとしての農作物栽培であれば、業務の運営上必要とするもの、農産物の売上げのほぼ全てを障害者に還元しており、工賃向上を目指した社会福祉事業のための権利取得であるとするもの、福祉収入の存在や障害者の安価な工賃を背景に、農産物を殊更に安く販売して利益を上げる意図は無く、作業療法等のために必要な権利取得として問題無いとするもの、農産物を多量に生産・販売したのは障害者の努力の結果であって農業経営目的に転換する訳でなく、QOL（Quality of Life：生活の質）やADL（Activities of Daily Living：日常生活動作）の向上に寄与すれば良いとするもの、農作業が治療等に有効な手段として行われる旨がわかれば良いとするもの、などがあった【グループ2】。

ここで、【グループ1】と【グループ2】では、解釈の対象が異なっていると考えられる。

【グループ1】は、申請法人が農地法施行規則の「営利を目的としない法人」であるかの解釈をしたものと考えられる。「営利を目的としない法人」であるかにおいて事業内容を判断することから、この見解を推し進めると、株式会社等でも障害福祉サービス事業を行う旨を確認すれば、「営利を目的としない法人」に当たり得ることになる。しかし、株式会社等の定款の目的の記載事項には法律上の制限が無い。また、営利法人の場合、営利目的の可否について、わかりやすい判断が困難になるとも考えられる。

【グループ2】は、申請法人が農地法施行令の「農地を当該（＝社会福祉事業の）目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する」と認められるかを解釈したものと考えられる。「営利を目的としない法人」について農地法施行規則は、医療法人や社会福祉法人を例示

した上で、「その他の」法人としている。そのため、「営利を目的としない法人」であるかは、法人の種類についての問題であり、「農地を（中略）供する」かについては、事業の構造についての問題であると考えたものと推察される。

ウ) 農業の内容

その農地で行われる農業の内容に応じて、個別・具体的に、不許可の例外の適用を決める農業委員会があった。

1つの事例として、①農地面積、②農作業をする障害者等の数、③営農の規模感の3要素を挙げ、各要素に照らして、リハビリテーションのための過大な取得でない場合には、所有権移転を許可するとしたものがあった。障害者にどの作業を割り当てるかは、判断要素にしなかったとする。この事例は、①' 約3.04haの農地面積について、②' 社会福祉法人が指定を受けたB型事業所を利用する障害者約30名及び職員2名が、③' その農地全体（水稲約3ha及び柑橘畑約400m²）について機械等を用いながら耕作する。水稲作の場合、機械の使用により省力化が図られること、指導役の職員が同行すること、約30名の利用者は一度に集まらず入れ替わり作業するので人数が妥当であること等から、許可したものとする。

イ 法人にもたらす効果

(ア) 共通

福祉系法人がとりわけ社会福祉法人である場合、不許可の例外の適用を認めれば、財産の取扱いの規定に整合させられる効果をもたらす。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければならない。そして、一部の種類の福祉施設の指定を受ける場合は緩和されているが、原則として、事業に直接必要な全ての物件について、所有権を有することが望ましいとされている。

(イ) 法人が認定農業者であるか

認定農業者には不許可の例外の適用を認めない解釈をすると、効率的かつ安定的な経営を目指すと認められれば所有権の移転等を受けられず、認められなければ所有権の移転等を受けられることになる。よって、バランスを失する効果をもたらすとの指摘も考えられる。

(ウ) 販売の有無

解釈①について

農産物を販売しない場合に不許可の例外の適用を認める解釈は、地域の農業者とのバランスに配慮する効果をもたらす。

農業者の中には、福祉系法人が公費の存在を背景に、農産物を安く販売されてはかなわないと指摘した者がいた。確かに、事業所の職員は、利用者と同程度又はそれ以上に農作

業をすることがある。よって、地域の農業者からすれば、福祉系法人は、実質的には公費の人件費への充当により、安く農産物を販売できているように見えるのである。

就労系事業所は、就労活動を通じた工賃向上を目的の1つとする事業所であり、その前身は、授産施設や小規模作業所である。しかし、不許可の例外が規定された1962年（昭和37年）当時、それらの施設の展開は限定的であった。そのため、農地法は、近年のように、農産物の積極的な販売を通じて工賃向上を目指す農福連携の取組の広がりを想定していなかったと推察される。

もっとも、地域の農業者とのバランスについては、周囲との調和要件の判断段階において審査されるべきとも考えられる。

解釈②について

農産物を販売していても不許可の例外の適用を認める解釈については、福祉系法人を地域農業の担い手とする効果が期待される。本調査では、「福祉系法人に対して農地の所有権譲渡や経営を継承したいなど、地域の農業者や元農業者から、福祉系法人が農業の担い手となることへの期待を感じていますか」との問いに対し、3割超の農業委員会⁽³⁾が「はい」と回答した。具体的には、社会福祉法人が後継者のいない農地の権利を取得した、所有者から福祉系法人に対して所有権を譲渡したい旨の相談を受けた、担い手不足が喫緊の課題である中で社会福祉事業としての農作業は良いことと考える、といった趣旨の回答を得た。また、「障害福祉サービス事業所は、通常の農業法人と比べて多数の労働力（障害者）を擁し、障害福祉サービス費も得ており、今後の安定的な農業の担い手として重要」との選択肢についても、約3割の農業委員会⁽⁴⁾が選択した。

加えて、2022年（令和4年）4月時点では、効率要件・下限面積要件は、不許可の例外による場合には求められない。よって、条件不利・小規模農地の利活用促進につながり得る。具体的には、農業委員会から、条件が悪い自己保全状態の農地について福祉系法人から耕作の打診があった、耕作放棄地の増加や鳥獣被害もある中では農業をしていただければありがたく、モデル的に行える場所をすぐに探したい、といった回答を得た。

さらに、作物の特性に応じて農地を確保しやすくなる効果をもたらしていた。茶の生産に取り組む福祉系法人の中には、永年作物栽培となるため貸借に難色を示す地主がいたため、所有権移転が中心となったと指摘した。

一方、不許可の例外のみによらなかった社会福祉法人もあった。社会福祉法人は、施設の用に供する不動産を基本財産としなければならない、借入の担保等に供しづらかった。そこで、この法人は、適格法人である農事組合法人も併設して権利を取得し、速いペースで経営規模拡大を図る選択をした。

（エ）農業の内容

その農地で行われる農業の内容に応じて、個別・具体的に不許可の例外の適用を決める解釈をすれば、社会福祉事業のために必要な権利取得であるかについて、実態に即して判

断できる効果をもたらす。

しかし、報告を求めた農業の具体的な内容を、耕作の目的に供するかの判断を超え、実質的には、農地全部について効率的に営農できるかの審査のために供したと考えられる事例があった。農業委員会は、このようにした理由について、法人が農地を投機的に取得し、福祉施設建設のために転用等が容易になる可能性を防ぎたい思いがあったため、としていた。同趣旨の見解は、このほかの農業委員会からも確認された。

このように、積極的な販売を行う場合にも不許可の例外の適用を認めたり、農業の内容を審査したりする運用があることを踏まえると、地域によっては、不許可の例外は、適格法人の法人格要件を満たさない福祉系法人が農業経営をする場合において、適格法人規定の実質的な代替となる効果をもたらしているのではないかと想像される。

(3) 論点Ⅲ

ア 法人又は農業委員会による解釈のパターン

解釈①

障害福祉サービス費は、農業売上高、農業以外の売上高のいずれにも含めないとする解釈があった。

理由としては、農地法に基づく報告は生産活動により生じた収入のみの報告であるとしていた。ただし、株主総会には、障害福祉サービス費も含む金額が記載された損益計算書を提出しているとし、取扱いを分けていた。また、一般に、補助金収入は決算書では営業外収入（雑所得）に分類するところ、福祉収入は公費を財源とするので補助金同様の処理をすると考えれば売上高に含めない、という解釈を肯定する農業委員会があった。

解釈②

障害福祉サービス費は、農業売上高に含めないが、農業以外の売上高に含めるとする解釈があった。

理由としては、福祉収入は就労支援事業の会計処理基準では事業収益とされており、補助金同様の処理はしないとの解釈を肯定する農業委員会などがあった。

解釈③

このほか、障害福祉サービス費も含めた事業所に関する会計から人件費や工賃等を除いた残り、すなわち利益分を雑収入として通常の会計に組み入れた上で、農業以外の売上高に含めるとの取扱いをする福祉系法人もあった。

イ 法人への効果

解釈①について

障害福祉サービス費は、農業売上高、農業以外の売上高のいずれにも含めないとする解釈をした場合、法人の農業事業比率が過半になりやすい効果をもたらしていた。

例えば、障害者の就労活動が農作業のみである適格法人は、A型事業所の指定を受けた福祉系法人でありながら、農業事業比率が100%になっていた。

また、適格法人には、その法人に農地の権利を移転した個人や農業常時従事者等の農業関係者が総議決権の過半を占めるという要件がある。よって、適格法人と認められた福祉系法人には、農業関係者を実質的な指導役等として取り込める効果をもたらす。

解釈②③について

障害福祉サービス費等を農業以外の売上高として含める解釈をした場合、法人の農業事業比率を低下させる効果をもたらしていた。

例えば、②の解釈をする適格法人は、売上高に占める障害福祉サービス費の割合が約3割、農業事業比率は約7割となることで要件を満たしていた。

また、③の解釈をする適格法人は、調査時点では、農業事業比率が約6割となっていた。しかし、事業所の運営を続けると障害福祉サービス費が増え、いずれは農業収入を上回ってしまう効果を懸念していた。そのため、障害福祉サービス事業について、法人の行う農業と一次的な関連を持ち農業生産の安定発展に役立つ農業関連事業として扱えるのが良いとの指摘があった。

5. おわりに

（1）結論

本稿では、まず、福祉系法人が農業参入する際に関わる規定を整理した。その上で、都道府県等、農業委員会及び法人による特定の解釈によって、法人にもたらす効果がどのように変わるか、分析を行った。その結果、以下のとおり、農福連携に取り組む法人数や経営上のリスクの有無などが変わることを明らかにした。

①論点Ⅰ

A型事業所の指定を受けようとする法人は、「専ら社会福祉事業を行う」法人でなければならない。しかし、都道府県等によって、定款における農業に関する記載を許容するか、解釈が異なっている。このことにより、別法人の併設の有無が左右される。

別法人を併設した場合、請求業務や経費が増える効果をもたらす。一方、農業法人の農業事業比率に影響を与えないため所有権等を手放すリスクが無く、会計区別が明確化し、農業関係の支援策を受けやすい効果をもたらす。

他方、単一法人となる場合、対外取引や許認可を受けやすくしたい法人のニーズに応えられる効果をもたらす。

②論点Ⅱ

営利を目的としない福祉系法人に対しては、農地法第3条の不許可の例外により、農地の所有権の移転等が認められる。しかし、「営利を目的としない法人」であるか又は「農地を社会福祉事業の目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する」と認められるかという観点から、認定農業者・農産物販売の有無により、適用可否の判断が分かれている。

いずれについても、適用を認めれば、社会福祉法人の財産の取扱規定に整合させる効果をもたらす。

認定農業者に対しては認めない解釈をすれば、効率的かつ安定的な経営を目指さない場合に所有権の移転等を受けられ、バランスを失する効果をもたらす。農産物を販売しない場合に認める解釈をすれば、公費の充当を背景とした福祉系法人と地域の農業者とのバランスに配慮する効果をもたらす。農産物を販売していても認める解釈をすれば、福祉系法人を地域農業の担い手とする、条件不利・小規模農地の利活用促進、作物特性に応じて農地を確保しやすくなる効果をもたらす。ただし、社会福祉法人の基本財産の処分制限に鑑みれば、不許可の例外のみによらない選択も考えられる。

加えて、農業の内容に応じて個別・具体的に適用を決める解釈があるが、実質的には、効率要件を審査している場合がある。積極的に販売する場合にも不許可の例外の適用を認める実態も併せ考えれば、一部の地域では、適格法人制度の実質的代替になる効果をもたらしているのではないかと想像される。

③論点Ⅲ

営利を目的とする福祉系法人については、所有権の移転等を受けるには、農業売上高が過半でなければならない。しかし、障害福祉サービス費（福祉収入）を農外売上高に含めて報告するか、解釈が分かれている。

含めない解釈をすれば、農業事業比率が過半になりやすい効果をもたらす。また、議決権要件からすれば、その福祉系法人に農業関係者を実質的な指導役として取り込める効果をもたらす。

他方、含める解釈をすれば、農業事業比率を低下させる効果をもたらす。また、一時過半となっても、事業所の運営を継続すると農外事業比率が高まりかねず、障害福祉サービス事業を農業関連事業として扱えないかの検討を要する。

（２）今後に向けて

経済産業省が、2020年（令和2年）と比べた2050年（令和32年）の産業構成バランスを推計したところ、最も労働需要が高くなる産業は医療・福祉（+32%）であり、最も低くなる産業は農林水産業（-50%）とされている（経済産業省、2022）。

今後は、就農希望者や農業をしていた者が、農業を行う福祉系法人に職員として就職し、障害者を支援しながら農作業もする雇用の形に対し、注目が高まる可能性がある。

このことは、農業人材から見れば、障害福祉サービス費を基礎とした安定的雇用を創出

することになる。また、地域の農業者から見れば、経営継承の受け手を福祉が担う効果をもたらす。そのため、福祉系法人に対して、農地の権利取得時に必要な常時従事者として就農希望者を紹介し、福祉系法人が単一で農福連携に取り組むことを推進する農業団体も、現れてきている。

本稿で挙げた3つの論点について、指摘したそれぞれの効果を踏まえ、どのような解釈をしていくのが良いか。引き続き、現場の声を聞きながら、検討が必要であろう。

-
- 注(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)
(2) 昭和37年7月1日付37農地B2518号農林事務次官から各都道府県知事宛通知「農地法の一部を改正する法律の施行について」
(3) 有効回答130 農業委員会
(4) 有効回答132 農業委員会

[引用・参考文献]

直江秀一郎（2021）「契約外形に着目した農福連携の分類方法と適用法規等に係る特徴及び実践事例について」『農福連携の地域経済・社会への効果と効果的な発揮に関する研究（連携研究スキームによる研究【農福連携】研究資料 第1号）』: 107-164.

高木賢・内藤恵久（2017）「改訂版 逐条解説農地法」大成出版社.

経済産業省（2022）「未来人材ビジョン（令和4年5月）」.

<https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220531001/20220531001-1.pdf>（2022年5月閲覧）.

第6章 日本とドイツにおける農福連携を通じた インクルージョン

飯田 恭子・藤田 義紀

1. はじめに

「障害者が中心となって、進学したい学校、働きたい就職先、暮らしたい場所や暮らし方を選ぶことができる」(リンツ, 2019)、インクルーシブな社会の構築が、国際的な課題となっている。「障害者には、社会に完全に参加する権利がある。生活の全ての領域における(社会・経済・物理的環境等の)バリアフリーが求められている」(BMAS, 2023)。

日本とドイツは国連障害者権利条約を批准したが、インクルーシブな社会の将来像やインクルージョンの進め方を、社会が共有している状況にはなっていない。「2008年に発効した国連障害者権利条約⁽¹⁾が各国において批准されていくなかで、障害者雇用のあり方は大きな転換期を迎えつつある」(武田, 2020: 92)。

「ドイツ連邦政府にとって、国連障害者権利条約の意味におけるインクルージョンとは、障害のある人もない人も、生活の全ての領域において、初めから自己決定的に共に生きることを意味する」(BMAS, 2023)。日本の外務省(2018)は、障害者権利条約に関して以下のように記している。障害者権利条約には、「社会モデル」と呼ばれる考え方が反映されている。「社会モデル」とは、「障害」は障害者ではなく社会が作り出しているという考え方である。また、障害者に「合理的配慮」をしないことは差別になると決めている。「合理的配慮」とは、障害者が困ることをなくしていくために、周りの人や会社などがすべき無理のない配慮のことである(外務省, 2018: 3)。

本研究は、日本とドイツにおける農福連携を調査対象として、障害者の就労⁽²⁾を通じた農村地域におけるインクルージョンについて考察するものである。香月(2011a)と小柴ら(2016)によると、農福連携では、農業と福祉に関わる人々や組織のみではなく、農村地域のさまざまな職業に関わる人々や組織、地域コミュニティが連携して、農業・農村振興に寄与してきた⁽³⁾。本研究では、障害者の立場に視座を変えて農福連携を観察すると、農福連携における障害者の就労が、農村地域におけるインクルージョンの契機となっていることを確認できるのではないかと考えた。

本研究が考察する「農村地域におけるインクルージョン」の範囲は、障害者権利条約の主要権利のうち、「労働と雇用(第27条)」及び「教育(第24条)」(職業訓練)に関することである。それに加えて、本研究では、障害者が「自立した生活及び地域社会に受け入れられること(第19条)」の契機となる場面に関して考察する。

本稿の構成としては、第2節では、日本とドイツにおける障害者の就労移行の概要を整理する。武田（2020：92）は「(国連障害者権利)条約が依って立つ障害者の定義は、個々人の機能のみをもって障害とするのではなく、『社会の側の障壁』に起因するものをも含めている」ことに言及した。つまり、前述の「障害」は障害者ではなく社会が作り出しているという「社会モデル」の考え方である。この視点を参考に、第2節では、障害者の労働の権利を阻む「社会的障壁」に関して把握する。また、障害者雇用のあり方の転換期において、ドイツ政府が急速に進める障害者の一般労働市場への就労移行に関して記す。

第3節では、障害者の労働の権利を阻む「社会的障壁」を、農福連携に関わる主体がどのように克服してきたのかを考察する。また、農福連携における就労を通じて、障害者が「地域社会に受け入れられる」契機となる場面について整理する⁽⁴⁾。あわせて、ドイツの政策が障害者の一般労働市場への就労移行を急速に進めることに対して、農福連携の現場がどのように対応しているのかを記す。

2. 日本とドイツにおける障害者の就労

（1）障害者就労の促進

日本とドイツにおける障害者就労の促進に関する概要を、既存研究と聞き取り調査に基づいて整理する。武田（2020）によると、国際的に見て、ほとんどの国では、公的扶助、雇用促進、障害者就労支援は、別々の政策枠組と法体系を持つ。公的扶助は、個々人の持つ諸問題を1つずつ解決しながら社会的包摂を進め、その延長上に職業生活への包摂を展望するような政策枠組での自立支援である。雇用促進は、労働市場の供給・需要両側面での施策である。障害者就労支援では、障害者法定雇用率や保護された就労の場（作業所等）づくり等は各国でも早期より取り組まれてきた。実施現場においてはこれらの政策分野はしばしば同じ支援の場で行われてきているという実態がある（武田，2020：91-92）。上記は、日本とドイツにも当てはまる。

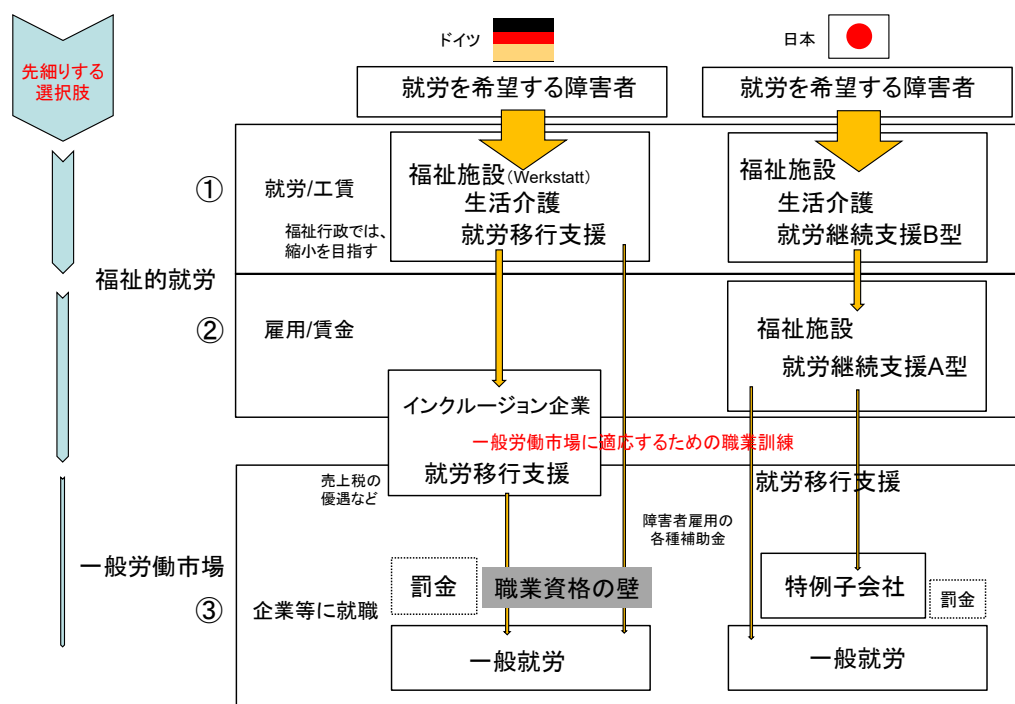
日独ともに、障害者就労の促進では、福祉的就労から一般労働市場での雇用への就労移行という構図がある（第6-1図）。第6-1図には、上から下に向かう矢印があり、矢印は先細りしている。障害者によっては、いくつもの狭き門を通り抜け、一般労働市場における雇用へと就労移行していく⁽⁵⁾。

日本でも、ドイツでも、障害者の労働と対価には、①福祉的就労とその工賃（第6-1図の就労／工賃）、②雇用契約を伴う福祉的就労とその賃金（同図の雇用／賃金）、③一般労働市場における労働とその賃金（同図の企業等に就職）がある。

障害者就労では、福祉施設の職員等の健常者が障害者をサポートする場面がある。①福祉的就労では、重い障害のある人は、福祉施設の職員等からの障害福祉サービスが公的支援によって手厚く受けられる。

②と③では、雇用契約が結ばれ、被雇用者となった障害者には労働の生産性が問われるようになる。前述した「狭き門」とは、現状では、障害者が①から③へと段階的に就労移

行することは容易ではなく、軽い障害のある人に限られてきてしまうことを指している。日独ともに、就労している障害者は障害年金と工賃又は賃金を合わせて生計を立てているが、その生活水準は健常者と比較すると低い傾向にある⁽⁶⁾。一般労働市場で就職した障害者でも、最低賃金の適用には障害の重さに応じて個人差がある。



第 6-1 図 日独における障害者の一般労働市場への就労移行（2019 年の状況）

資料：筆者らによる作成。

（２）障害者の労働の権利を阻む「社会的障壁」

武田（2020：96）によると「（国連障害者権利条約）第 27 条の『労働及び雇用』では、障害者が他の者と平等な労働に関する権利を有し、締結国にはそのための労働市場、労働環境の整備が求められる」。

日独ともに、障害者の法定雇用率とそれを遵守しない企業への罰金がある。企業等は障害者を雇用し、雇用にあたっては施設整備等を行っている。しかし、健常者を中心に構成された一般労働市場とそこでの労働者像という枠組みが残存したまま、その枠組みを前提に職業訓練等が障害者に提供されていることが一般的である。筆者らは、既存の一般労働市場とそこでの労働者像が障害者の個性には合わないため、就労移行では「狭き門」が出現するのではないかと考えた。つまり、健常者が障害者の個性と能力に関して理解不足の中で、既存の一般労働市場とそこでの労働者像に障害者をあてはめようと促してしまう状況が「社会的障壁」であると、筆者らは考えた。

ドイツでは、一般労働市場とそこでの労働者像という枠組みが、日本よりも見えやすい。ドイツには、一般労働市場で就職するために必要な職業資格（大学・職業学校等を経て取

得する資格）があり、これが障害者の労働の権利を阻む大きな「社会的障壁」となっている（第6-1図・左下）。

日本では、障害者の雇用促進の仕組みとして、企業が障害者の雇用の場を設ける特例子会社制度があるが、現状では、その数や職業の選択肢は限られている。また、健常者と障害者が平等に就職できる一般労働市場の構築という観点での議論は残っている（同図・右下）。

上記の他にも、農福連携の背景には、「農村地域における障害者が行える仕事が少ない状況」⁷⁾も、障害者の労働の権利を阻む「社会的障壁」として存在する。農村地域で暮らす障害者の多くは「一般社会での就労を目指して訓練を積んでいた。しかし、過疎化が進む地域には働く場が不足しており、就労訓練を経ても一般就労という目標を達成することは難しかった」という状況に置かれている（飯田ら、2019：8）。農福連携では、福祉施設が障害者の仕事を開拓する中で、農業を始めた経緯がある。

本研究では「社会的障壁」として「1. 農村地域における障害者が行える仕事が少ない状況」，「2. 障害者の個性とそれにあった働き方が配慮されない状況」を取り上げ、農福連携においてそれらの障壁がどのように克服されたのかを考察する。

（3）障害者就労のあり方の転換期における状況

近年、日本では、福祉と農業の現場の人々がボトムアップによって支えてきた農福連携の取組に対して、農林水産省、厚生労働省、文部科学省、法務省、内閣官房が協力して、省庁横断的に公的支援を検討するようになった。公的支援の検討対象には、福祉的就労も含まれている。一方、ドイツの政策は、国連障害者権利条約の批准を契機に、障害者の一般労働市場での就職を急速に促進している。その背景と経緯について、武田（2020）は次のように記している。

「他の多くの諸国と同様、ドイツでも公的扶助・雇用促進・障害者就労支援の3つの法的領域において就労支援策が取り組まれてきた経緯がある（武田2020：100）。1970年代以降、作業所は障害者にとって主な就労・社会参加の場とされてきた、雇用契約外の就労形態である。当事者は障害年金を受給するため、報酬はいわゆる『工賃』であり、最低賃金は適用されない。（国連障害者）権利条約ではこのような閉じた空間での就労はインクルーシブではないと見做される（同：104-105）。

ドイツは2009年に国連障害者権利条約を批准し、それに伴う一連の法整備を進めてきた。（中略）2009年には支援付き雇用⁸⁾という仕組みが導入されている。障害者が一般労働市場で（すなわち社会保険適用の雇用として）就労する場合、使用者には賃金コスト補助金及び必要に応じて一時的・永続的なコーチングの費用が支給されるというものである。（中略）しかし、この支援付き雇用は導入より10年を経ているものの、実際の雇用はあまり成果を挙げているとは言いがたい状況にある（同：103；Osymiansky et al., 2018）。

2016年に行われたのが、連邦参加法（BTHG）⁹⁾の改正である。（中略）インクルージョン、バリアフリーの推進ともに障害者の一般就労促進へのシフトを主要内容としている（同：

103)。2018年に発効分のBTHGによって『就労支援予算⁽¹⁰⁾』が導入された。障害者作業所に代わる就労の場を提供するために設けられたのが就労支援予算である。(中略) 就労支援予算は、協約賃金の75%の恒久的な賃金補助金とコーチングを伴う、一般労働市場への包摂である。この改正は、権利条約における『開かれた労働市場』への参入を促進する目的を持っていた。むしろ作業所を廃止することが立法の目的ではなく、それ以外の場での参加を望む人に対して可能性を保障することが目的であった(同：104-105)」

武田(2020)はドイツでの聞き取り調査に基づき次のように考察している。

「障害者作業所の現場では、一般労働市場への包摂に重点化されるあまり、作業所が縮小されるのではないかという懸念が示された。これは就労に限らず、例えば教育現場でも同様である。(中略) 全ての当事者がインクルージョンに耐えうるとはいえず、特別な環境があった方がいいと思っても包摂学校に行かざるをえない状況が生まれている状況に疑問が呈されていた。当事者の選択・自己決定が権利条約の本旨であるが、『開かれた労働市場への包摂』がことさらに強調されているがゆえに、(中略) その実装に際して上記のような摩擦をもたらしているといえる。『保護』から『包摂』への急速な転換が当事者にとって選択肢を狭める結果になっている面も見逃すべきではないだろう(同：108-109)。

生活給付がある程度保障されており、それにプラスアルファの賃金が支払われる作業所での就労から、わざわざハードルの高い一般就労に移行することのメリットと、一般的な職業生活への包摂という理念との間で、支援現場は戸惑っているようにも見えた(同：104)」。

3. 農福連携における「社会的障壁」の克服方法

(1) 類型と分析方法

本研究では、既存研究と聞き取り調査の結果に基づき、農福連携の取組として、日本の9事例、ドイツの2事例を分析する。分析にあたり、地域社会又は農家と障害者との関係に着目して事例を4類型に分類した⁽¹¹⁾。

第6-1表 本研究の類型と障害者の就労形態との関係

本研究の類型	福祉的就労 (第6-1図上部)		一般労働市場における特例 (第6-1図中部)	一般労働市場における就職 (第6-1図下部)
	日独：福祉施設・就労 / 工賃・日中活動含む	日：福祉施設・雇用 / 賃金	日：特例子会社 独：インクルージョン企業	日独：一般就労
類型1 地域社会への参加型	○			
類型2 地域社会との融合型	○	○		
類型3 農業における協働型	○	○	○	
類型4 就職型			○	○

資料：筆者らによる作成。

4 類型は、類型1「地域社会への参加型」、類型2「地域社会との融合型」、類型3「農業における協働型」、類型4「就職型」とした。第6-1表は、類型と障害者の就労形態との対応を整理したものである。本節では、各類型における「社会的障壁」の克服方法に関して記す。

あわせて、本節では、農福連携における就労を通じて、障害者が「地域社会に受け入れられる」契機となる場面について、注（11）で示した各事例の先行研究を参考に、農村地域のさまざまな職業に関わる人々や組織、地域コミュニティとの関係に着目し、5つの場面に分類して考察する。福祉施設に障害者が所属する場合、障害者と地域の人々に関わる場面には、①農作業時の近所付き合い、②農家での農作業、③農産物の直接販売がある。また、福祉施設が生産した農産物を使用して、④飲食店・給食サービスを行う場合には、障害者と地域の人々がサービスを通じて関わる。農業生産法人等に障害者が所属する場合、⑤職場での同僚とのチームワークも、障害者と地域の人々に関わる場面となる。

本節の最後では、「（4）分析のまとめ」の中で、各類型における「社会的障壁」の克服方法（第6-2表）、障害者が「地域社会に受け入れられる」契機となる場面（第6-3表）に関して、全ての類型の分析結果をまとめている。

（2）日本における各類型の状況

本節では、事例分析を始める前に、各類型の状況について確認する。日本基金（2019）が農福連携の社会的効果や課題を抽出するために、農福連携全国都道府県ネットワークの協力を得て2018年11月に実施したアンケート調査「平成30年度 農福連携の効果と課題に関する調査」⁽¹²⁾の結果を参考に各類型の状況を確認する。なお、ドイツに関しては、農福連携の専門家である有機農業研究所（FiBL）のHermanowski（2019）によると⁽¹³⁾、農福連携の全体像を示す既存研究はない。

1）地域社会への参加型（類型1）と地域社会との融合型（類型2）

農福連携に取り組んでいる全国の1,911事業所（福祉施設・事業所）に対する調査では、777事業所が回答した（日本基金，2019：31）。うち、自ら農業に取り組む354の事業所による回答では、「農業部門に関わる障害者数」は6,182人である（同：47）。

「農産物（加工品）の年間売上高について、5年前と比較した場合の売上高の増減を尋ねたところ」、58%の事業所が「売上げが上がった」と回答した。また、「過去5年間の利用者（障害者）の賃金・工賃の増減」は、「上がっている」と回答した事業所が全体の7割以上を占め、「農業に参入することが障害者の収入向上の一助となっている」（同：44）。

2）農業における協働型（類型3）

「近隣農家から農作業を受託している事業所（筆福祉施設・事業所）の調査結果」によると、「受託農家数の推移」に関する質問では、2018年現在、173の福祉事業所が443の農家から農作業を受託している（同：50）。「農作業受託の作業量を5年前と比較すると、58%

の事業所が『増加した』と回答している」(同:53)。

3) 類型4「就職型」

「障害者を雇用している又は福祉事業所等に農作業を委託している農家等(中略)350客体を対象」とした調査では(筆者注:以下、本稿では、「客体」を「農家等」と記載する)、126の農家等が回答した(日本基金,2019:1)。「障害者の受け入れ形態」では、40の農家等が障害者を直接雇用している(同:6)。「従業員数の推移」では、2018年現在、全従業員数815人中、障害者数は253人で、全従業員に占める障害者の割合は31%である(同:8)。

なお、本研究の類型3「農業における協働型」及び類型4「就職型」に関しては、回答のあった120の農家等のうち、94の農家等(78%)が「5年前に比べて『年間売上額が上がった』と回答している」(同:3)。また、「障害者を受け入れることによる収益性向上に対する効果」に関しては、回答のあった105の農家等のうち、「18が大きな効果あり、48が効果あり、21がどちらかと言えばあり」と回答し、合計で87の農家等が、効果があったとしている(同:3)。

(3) 農福連携を通じた農村地域におけるインクルージョンに関する分析

1) 地域社会への参加型(類型1)の分析

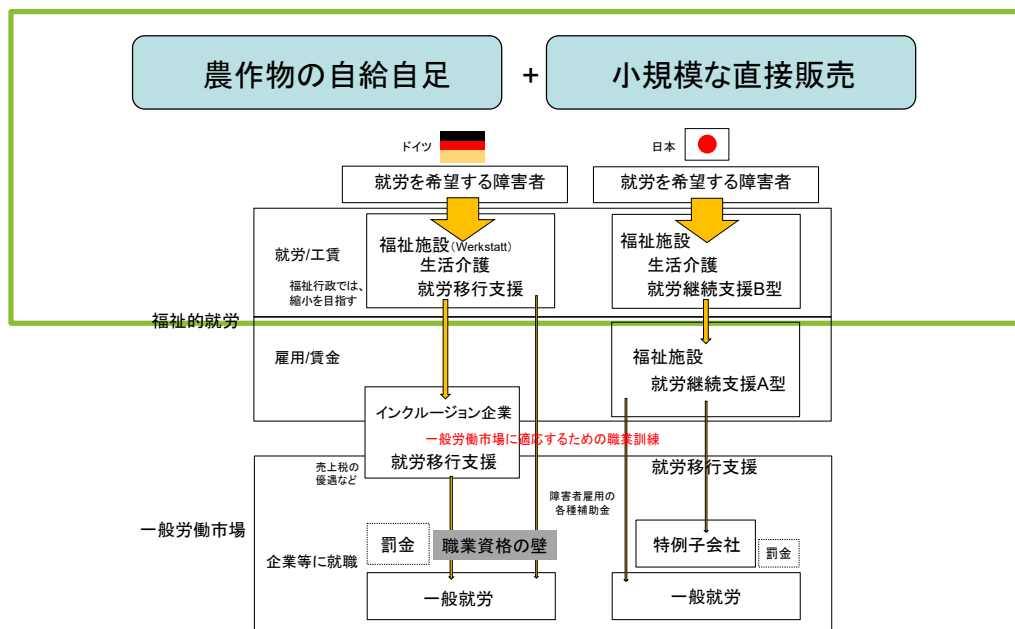
「1. 障害者が行える仕事が少ない状況」という障壁は、類型1と2では、福祉施設が障害者の仕事を開拓するなかで、農業を始めることで障害者が行える仕事を作り出して克服した(香月・飯田,2012)。類型1「地域社会への参加型」では、福祉施設に所属する障害者が自給的な農業及び小規模な直接販売を行っている(第6-2図の緑枠)。福祉施設あたり20人から40人位の障害者が農業に関わっている。日本では、このタイプの農福連携が全国で見られる。

「2. 障害者の個性とそれにあった働き方が配慮されない状況」という障壁に関しては、類型1を含む全ての類型では、福祉施設の職員や農業者等が、障害者の個性と能力を活かすための配慮をし、障壁を出現させないようにしている。具体的には、福祉施設の職員や農業者等が農作業と食品加工における複合的な業務をシンプルに分解させ、障害者は各自が得意な作業を担当している。

障害者が「地域社会に受け入れられる」契機となる場面に関しては、福祉施設の職員が、農作業時の近所付き合いに配慮し、その足掛かりを掴んでいる。例えば、近隣農家と障害者が挨拶や会話をを行うための配慮、農産物の販売や収穫祭等を通じた地域住民との交流に率先して取り組んできた(飯田,2011:8-17,飯田ら,2011)。前述の日本基金(2019:35-36)による調査では、611の福祉施設のうち(類型1・2・3に該当する福祉施設)、262施設が「地域住民と交流できるようになった」ことを農福連携の効果として挙げている。

ドイツに関しては、有機農業研究所(FiBL)のHermanowskiによると、日本と同様に類型1「地域社会への参加型」が全国に普及している(Kleinheitz, R. and Hermanowski, R., 2008; Hermanowski, 2019)。しかし、前述のように、ドイツでは、障害者の一般労働市場への就労

移行を加速させる中で、類型1と類型2の福祉施設は、新たな施設整備のための公的支援が削減されることを懸念している（リンツ，2019）。こうした状況に、農福連携の現場がどのように対応しているかは、「3）ドイツにおける障害者就労の転換期の状況」の中で後述する。



第6-2図 地域社会への参加型（類型1）

資料：筆者らによる作成。

2）地域社会との融合型（類型2）の分析

類型2では、類型1と同様に、障害者が福祉施設に所属して働いている。類型2「地域社会との融合型」には、日独ともに、福祉施設による比較的に規模の大きな取組が分類される。福祉施設によっては、数百名の障害者が農業と関連分野で働いている。既存研究から事例の分布をおおまかに見ると、類型2は、日本では各県に1事例程度があり、ドイツでは全国に約100事例がある（香月・飯田，2012；リンツ，2019）。

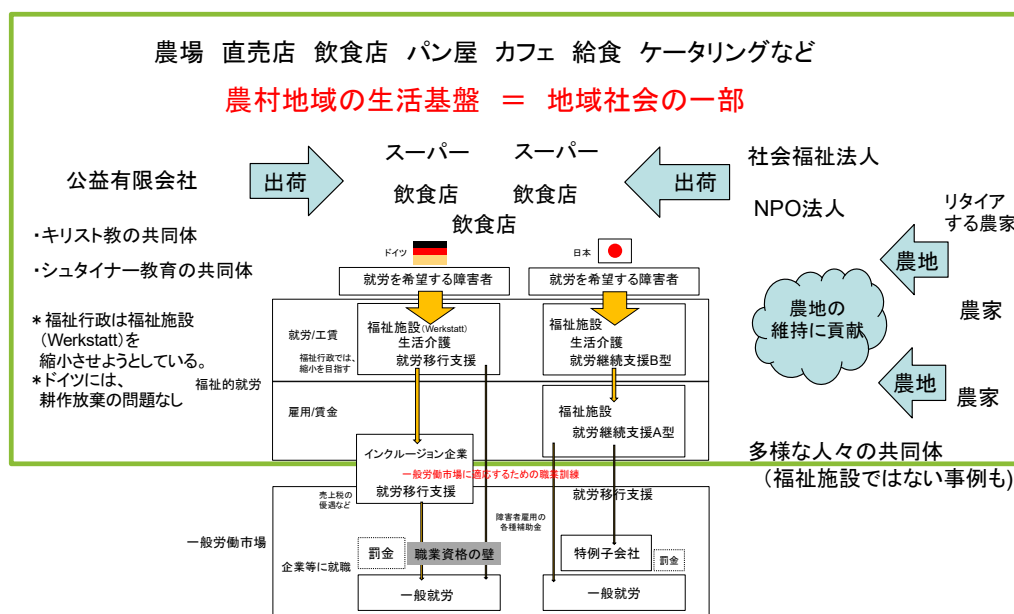
福祉施設のほかにも、障害者を含む集団における就労支援として、日本の事例では、「障害者、生活困窮者、高齢者、女性グループ等地域内外の多様な人が集まる場所として、農業や6次産業化、コミュニティビジネスを展開」（小柴，2017）するNPO法人を、本研究の類型2に分類した。ドイツの事例では、依存症のある人が農業と関連分野における就労を通じて症状を克服することを支援する、公益有限会社の法人形態を有す生活共同体を、類型2に分類した。

「1．障害者が行える仕事が少ない状況」という障壁は、類型2では、福祉施設等が障害者の仕事を開拓するなかで、農業だけでなく関連分野の仕事にも多角的に取り組むことで克服してきた。類型2では、福祉施設等が農場、直売店、パン屋、飲食店、カフェ、給

食、ケータリング等を複合的に手がけている（第 6-3 図の緑枠）。「障害者と福祉事業所の職員、地域の農業者が、障害者の仕事の特性を活かして、付加価値の高い農産物の生産、直売や加工、調理に多角的に取り組んでいることが、就労の場の拡大に結びついている」（香月、2011a）。

類型 2 では、福祉施設等が農業だけではなく、食品加工等の関連分野を手がけることにより、仕事の種類が多いことが特徴である。作業の選択肢が類型 1 よりも多いため、比較的に障害者が希望する作業を担当しやすい。それにより、「2. 障害者の個性とそれにあった働き方が配慮されない状況」という障壁の出現が、類型 1 よりもさらに抑えられている。

類型 2 では、日独ともに人数は少ないものの、福祉施設から地域の職場へ一般就職した障害者がいる。就職先は、農福連携の連携先の農家、病院の給食室、飲食店等である。農業や食品衛生の技術を活かして、障害者が一般就職を実現している。



第 6-3 図 地域社会への融合型（類型 2）

資料：筆者らによる作成。

障害者が「地域社会に受け入れられる」契機となる場面に関しては、類型 2 では、農作業における近所付き合いや、農産物の販売、飲食店経営、収穫祭等の行事を通じて、農村地域のさまざまな職業に関わる人々や組織、地域住民との関係構築に積極的に取り組んできた（香月、2011b；小柴、2017；吉田、2019；飯田、2019）。地元のスーパーマーケットや飲食店に出荷する福祉施設等も多いため、他の類型と比較すると、地域の人々や組織と障害者が関わる機会が、圧倒的に多い。類型 2 では、障害者が農村地域に自らの役割と居場所があり、武田（2020）が言う「就労を通じて社会参加や自己実現を果たせる」状況と

なっている。

日本では、農村の過疎化を背景に、類型2の農業・農村振興への貢献が着目されている。農村地域では、食料品等へのアクセスが課題となる中で、福祉施設が運営する農産物の直売所や地産地消の飲食店、給食の調理等は、地域住民の生活を支えるインフラとなっている。また、高齢化・リタイアした農家の農地保全にも貢献している（香月・飯田，2012）。

3）ドイツにおける障害者就労の転換期の状況

ドイツの政策は、国連障害者権利条約の批准を契機に、障害者の一般労働市場への就労移行を急速に促進している。本研究の調査では、類型2の福祉施設及びその福祉施設が別途設立した「インクルージョン企業（2016年の調査時の呼称はインテグレーション企業）」が、上記に対応している様子が観察された。筆者は、第6-4図（中央・右・黄色い四角）に示すインクルージョン企業の設立時に経営計画を策定した経緯があり、Iida et.al (2016)・リンツ（2019）・飯田（2019）に基づき以下を記す。

本研究の事例があるヘッセン州では、重度の障害のある社員が一定割合（社員の勤務時間数全体の30%から50%まで）含まれる企業が、インクルージョン企業と定められていて、設立時のスタートアップ支援では、設備投資及び5年間の健常者社員の人件費に対する補助が受けられる⁽¹⁴⁾。補助金の原資は、州内の全ての郡の出資による基金である。ドイツのインクルージョン企業は補助金以外にも、キリスト教系の財団法人や宝くじ基金からの資金援助が受けられる。

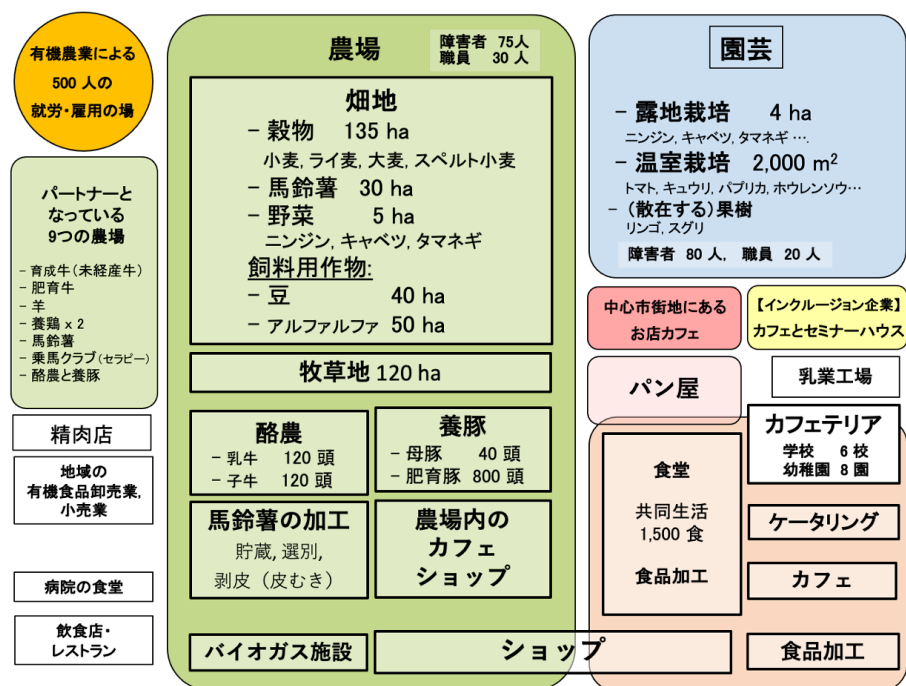
本研究の事例では、母体となる福祉施設が、2016年に幹部職員を出向させる形で、別途、「インクルージョン企業」を設立した。この福祉施設とインクルージョン企業は、障害者が一般労働市場に就労移行するための仕組みの構築に取り組んでいる。

母体となる福祉施設の法人形態は、公益有限会社である。この福祉施設では、1,000人の障害者と健常者、60人の職業学校生、160人の研修生が、直営農場、食品加工、販売、給食調理、飲食店を営む福祉事業所で働いている。また、300人の市民、大学入学待機をする70人の青年がボランティアとして障害者と一緒に働いている。

インクルージョン企業は（第6-4図中央・右・黄色い四角）、母体となる福祉施設の出資及び市民と地元企業等の寄付金により、母体組織と同様の公益有限会社として設立された。このインクルージョン企業は、母体となる福祉施設及びカフェとセミナーハウスの施設と敷地を提供する修道院と連携して、地産地消を行うカフェとセミナーハウスを運営している。

地域には、母体となる福祉施設のパートナー企業・組織が数多く存在する。パートナー企業・組織は、製パン業、製粉所、農業経営、地域ブランドの運営組織、乗馬クラブ、ミネラルウォーター製造所、レストラン、カフェ、パーキングエリア運営会社、スーパーマーケット、工具販売業、流通業、家具製造所、製材所、ユースホステル、商業学校、シュタイナー学校、商業高校、幼稚園、高齢者福祉施設、市町等と多様である。例えば、福祉施設の直営農場と地域の農業経営はパートナーとして、生産活動を分業している。

このネットワークを通じて、障害者は福祉施設外で実習したり、一般就労へ移行したりする機会を得ている。福祉施設とインクルージョン企業、地域のパートナーがネットワークを形成し、小さな交流を積み重ねることによって、インクルージョンの理解者と実践者を地道に増やしてきた。



第 6-4 図 ドイツの農福連携 - 福祉施設とインクルージョン企業の一例

資料：リンツ (2019)。リンツ氏と筆者らが聞き取り調査時に共同で作成。

農業分野における障害者就労と 6 次産業化，農林水産政策研究所シンポジウム資料。

ドイツでは、職業が職業訓練及びその修了資格である職業資格と密接に結びついているが、職業資格の取得は障害者にとってハードルが高く、障害者の労働の権利を阻む「社会的障壁」となっている。本研究の事例では、福祉施設とインクルージョン企業が、職人組合や商工会議所、商業高校と連携して、インクルーシブな職業訓練と職業資格取得の仕組みを構築中であった。新しい仕組みは、ドイツでも先駆的で、全国から注目されていた。

例えば、調理師になるための職業訓練では、職業学校と職場の双方に通い（学校教育と職場実習を組み合わせたデュアルシステム）、衛生管理、野菜の調理、肉・魚の調理、食材保存、調理器具の取扱、献立作成、価格設定、食材購入計画、調理計画、配膳計画、客室計画等といった、専門分野における複合的な知識と技能の全てを三年間かけて学び、修了時には職業資格試験に合格しなければならない。しかし、就職後、実際には、飲食店や給食等の厨房では、職業訓練で習得した知識と技能の一部しか使わないものである。

そこで、本研究の事例の福祉施設等は、新しい職業訓練の仕組みとして、障害者が個性と能力に合わせて専門分野の業務内容の一部のみを選択制で学び、専門分野の範囲を狭めたうえで職業資格試験を受ける仕組みを提案した。新しい仕組みでは、ドイツの資格社会

における職業観を否定することなく、その文化的な背景に馴染む形で、障害者の一般労働市場での就職を促進できると期待されている。この取組では、地域内外の多様な主体がセクター、専門分野、立場を超えてネットワークを形成して、インクルーシブな社会に必要な、誰もがその能力を活かしてフェアに働ける仕組みづくりにむけた議論が喚起され、実践されている。

ドイツでは、機械化して人員を削減した大規模な農業が多いため、農業分野における雇用は、被雇用者の障害の有無に関わらず実現しにくい。障害者のための新しい職業資格の仕組みが導入された際には、一般労働市場における農産物の加工、調理、飲食サービスの分野での雇用が期待されている。

一方、インクルージョン企業にも課題がある。インクルージョン企業では、障害者が一般労働市場での労働に移行するための職業訓練を受ける。基本的に、インクルージョン企業は、障害のある社員が業務に慣れてくると、就職のために社員を一般労働市場へと送り出し、その後、障害のある社員を新規採用して職業訓練を実施することを繰り返さなくてはならない。そもそも、障害のある社員が定着しない仕組みとなっていることから、インクルージョン企業の経営効率化は難しく、スタートアップ支援が終わる6年目以降の経営黒字化が、大きな課題となっている。本研究の事例では、インクルージョン企業を資金援助するために、地元の企業や市民からの寄付金を募るNPOのような組織が設立された⁽¹⁵⁾。

4）農業における協働型（類型3）の分析

日独の農村では、「1. 障害者が行える仕事が少ない状況」という障壁が生じている。同時に、日本では、農業の人手不足も生じている。類型3「農業における協働型」は日本における農業経営の人手不足を障害者が補う取組である（第6-5図の緑枠）。類型3では、障害者が福祉施設や特例子会社に所属しながら地域の農家に出向く形で、園芸、自然栽培、有機農業などの農作業を行っている。

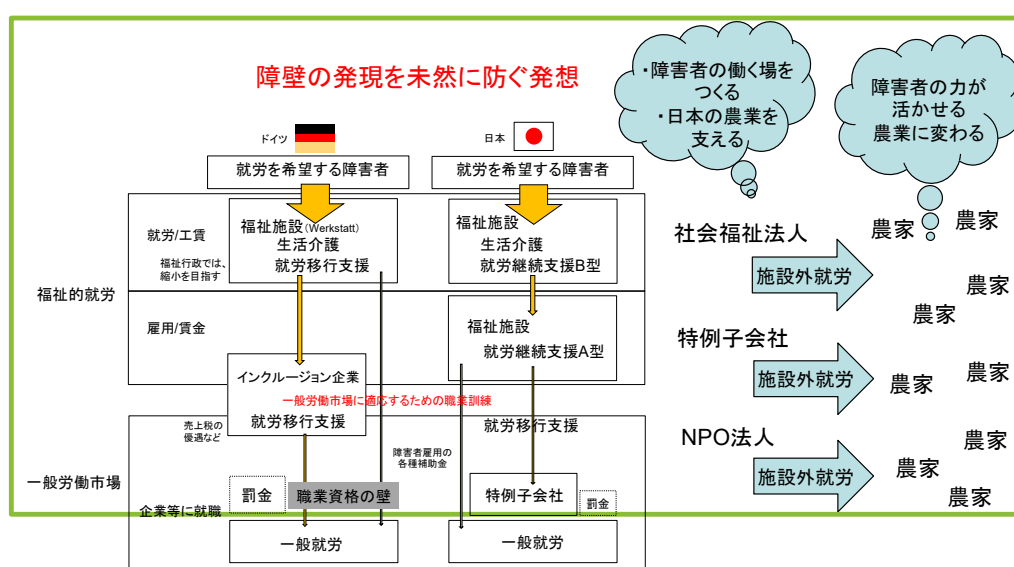
類型3の農福連携に取り組む農業者は、取組の初期段階では、障害者が農作業を行うことに対して懐疑的であった。つまり、「2. 障害者の個性とそれにあった働き方が配慮されない状況」という障壁があった。しかし、福祉施設の職員が農業経営者に障害者の個性と能力について伝えることによって、その障壁は克服されていった。農業経営者は、障害者と一緒に農作業をする中で、障害を個性と捉え、障害者一人一人の能力を活かせるように配慮するようになった。農業経営者は、連携先である福祉施設の全ての障害者の個性と能力を理解し、一人一人がどのような作業を得意としているのかを把握した。そして、個々の障害者の能力が発揮できるように多様な作目を選び、組み合わせて、毎年の野菜の作付け計画を作成している（吉田，2020）。

障害者が「地域社会に受け入れられる」契機となる場面に関しては、類型3では、農業者と障害者との農作業を通じた信頼関係が強いことが特徴である。

ドイツに関しては、Hermanowski (2019) によると、農業経営体あたりの農地面積の拡大が進むなかで、農地不足の状況がある。ドイツの農業では、大型機械による畑作や、粗放

的な草地や放牧地の管理が多く、人手の必要な分野は園芸分野等に限定されている。農繁期の園芸分野では、人手不足を補うために、かつては「農業における協働型」(類型3)がドイツ各地で試みられた。しかし、農家は適期に集中的に作業したいが、福祉施設は障害者の身体や情緒面の健康に配慮した作業計画をたてるため、両者の意見があわずに取組は消えてしまった。

ドイツの農業は、EU 域内からの外国人労働者で労働力を補えるため、「農業における協働型」(類型3)を実施するインセンティブに乏しい状況となっている。また、日本において地方公共団体や地元の NPO 組織等が、福祉施設と農業者を仲介し、両者の都合や意見を調整することに関しては、Hermanowski (2019) は、ドイツでは、当事者同士が直接に交渉して都合や意見を調整することを好むため、第三者が入るマッチングの仕組みは機能しないのではないかとコメントした。



第 6-5 図 農業における協働型 (類型 3)

資料：筆者らによる作成。

5) 就職型 (類型 4) の分析

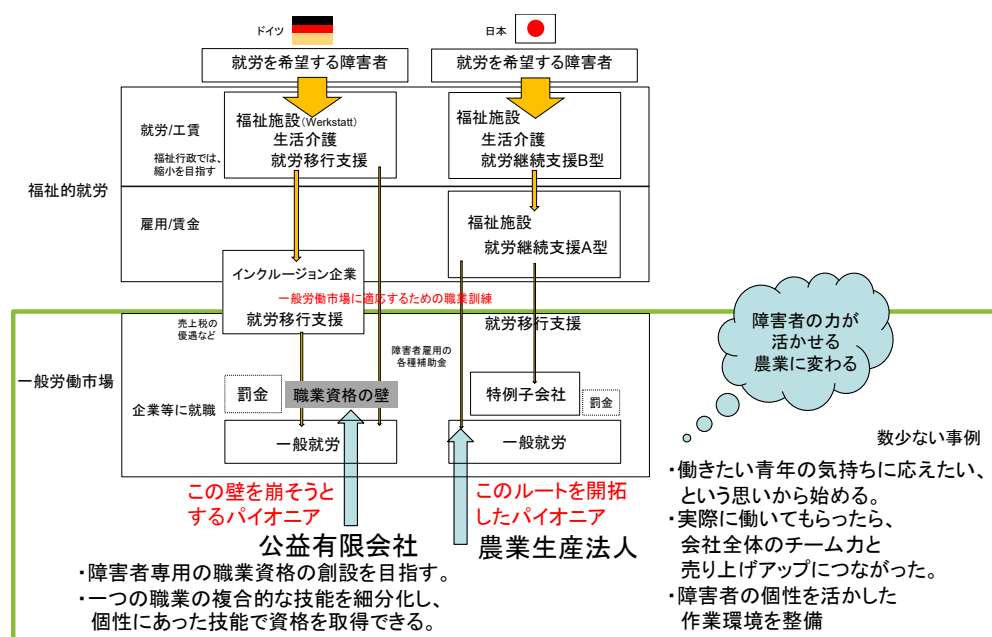
本研究の類型 4「就職型」は、障害者の一般労働市場における労働に位置づけられる。日本では、園芸分野における農業生産法人や特例子会社の事例がある(鈴木, 2011; 吉田, 2017; 吉田, 2018)。しかし、事例数は限られている(第 6-6 図の緑枠)。「1. 障害者が行える仕事が少ない状況」という障壁に対して、類型 4 では、農業が障害者の雇用の場となる可能性が残されている。

日本の事例では、農業生産法人の代表が、法人で働くことを希望した青年の気持ちに応えたいという思いから、障害者の受け入れを始めた。類型 3 の農業者と同様に、類型 4 の農業者も、取組の初期段階では、障害者が農作業を行うことに対して懐疑的であった。つ

まり、「2. 障害者の個性とそれにあった働き方が配慮されない状況」という障壁があった。しかし、障害のある青年への配慮を通じて、健常者社員のコミュニケーションが良好となったことで、結果的には、チームにおける作業効率が高まり、法人の売上げアップにつながった。事例の農業生産法人には、その後多くの障害者が就職している。この法人は、「2. 障害者の個性とそれにあった働き方が配慮されない状況」という障壁を、障害者の個性と能力を理解し、それらを引き出せるような作業分担に配慮し、障害者に作業のしやすい施設を工夫しながら整備することで克服してきた（鈴木，2011）。

障害者が「地域社会に受け入れられる」契機となる場面に関しては、この法人は障害のある社員の意志が反映される組織の仕組みづくりを進めることで、地域の人々が障害の有無に関わらず平等に働ける職場を実現した（鈴木，2011）。

ドイツでは、類型4の事例も見られなかった。類型3で前述したように、ドイツには、機械化して人員を削減した大規模な農業が多く、園芸分野もEU域内で外国人労働者が確保できることから、農業分野における雇用は、障害の有無に関わらず実現しにくいことが背景としてある。



第6-6図 就職型（類型4）

資料：筆者らによる作成。

（4）分析のまとめ

1) 「社会的障壁」と農福連携における克服方法

障害者の労働の権利を阻む「社会的障壁」が、農福連携においてどのように克服されてきたのか、全ての類型の分析結果をまとめたものが第6-2表である。

「1. 障害者が行える仕事が少ない状況」という障壁は、福祉施設が障害者の仕事を開拓するなかで農業を始め、食品加工や調理、販売などの関連分野にも複合的に取り組むこ

とで、障害者の就労の場を拡大させて克服してきた（類型1・類型2）。日本には、農業経営の人手不足を障害者が補う形で、福祉施設や特例子会社が、地域の農業経営から農作業を受託する事例もあった（類型3）。日独ともに、農業経営において障害者を直接雇用する事例が少ない。農業の人手不足がある日本では、農業が障害者の雇用の場となる余地は残されていると思われた（類型4）。

第6-2表 障害者の労働を阻む「社会的障壁」と農福連携における克服方法

本研究の類型	2つの「社会的障壁」とそれらの克服方法	
	1. 農村地域における障害者が行える仕事が少ない状況	2. 障害者の個性とそれにあった働き方が配慮されない状況
類型1 地域社会への参加型	日独：福祉施設が障害者の仕事を開拓する中、自給的な農業と少量の販売を開始	日独：福祉的就労として農業に取り組む
類型2 地域社会との融合型	日独：農産物の生産・加工・調理・販売を本格化させて、多様な仕事を創出	（注：一般労働市場への就職支援の状況） 日独：健常者中心の一般労働市場を前提とした、障害者の職業訓練が残る→今後の課題 独：一般労働市場での労働に対する恒久的な人件費・社会保障に対する公的補助
		【障害者の能力を活かす工夫】 日独： ・農業や食品加工の複合的な作業をシンプルに分解。障害者は各自の得意な作業を担当 ・農業者が個々の障害者の能力が発揮できる作目を選び、作付け計画を作成
類型3 農業における協働型 （独：事例なし）	日：農業の人手不足を障害者が補う。 類型1・2の福祉施設や特例子会社が農作業を受託	独：障害者の個性を活かせる職業訓練と職業資格の新しい仕組みを構築 日：特例子会社が障害者の個性と能力を活かせる農業・農作業受託に進出
類型4 就職型 （独：事例なし）	日：農業生産法人や特例子会社が障害者を雇用	日：農業生産法人が障害のある社員のために： ・作業しやすい施設を整備 ・補助器具の開発 ・障害のある社員の意志が反映される組織運営 → チームの作業効率が向上

資料：筆者らによる作成。

「2. 障害者の個性とそれにあった働き方が配慮されない状況」という障壁は、取組の初期段階では、障害者が農作業を行うことに対して、農業者が懐疑的であった。つまり、「2. 障害者の個性とそれにあった働き方が配慮されない状況」という障壁があった。しかし、健常者が障害者の個性と能力を理解し、それらを活かそうと配慮することによって、その出現が抑えられるようになった。

本研究の事例では、障害者が労働する上で、障害の克服や削減が目標とされる事例は観察されなかった。福祉事業所の職員と農業者等が工夫して、障害を個性として活かせる仕事を障害者のために考案していた。福祉施設の職員や農業者は、農業や食品加工の複合的な業務をシンプルな作業に分解させて、障害者に役割分担していた。障害者は補助的な設備や道具も使用しながら、各自が得意とする作業を担当できていた。

ドイツでは、一般労働市場で就職するためには職業訓練を経た職業資格の取得が必要であることが、「2. 障害者の個性とそれにあった働き方が配慮されない状況」という「社会的障壁」となっているが、その障壁を取り除くために、障害者に配慮した新しい職業訓練と職業資格取得の仕組みが構築中であった。障害者を雇用する企業等に対しては、賃金等を補助する施策も拡充された。

2) 障害者が地域社会に受け入れられる契機となる場面

農福連携における障害者の就労が、農村において障害者が「地域社会に受け入れられること」の契機となる場面として、本研究では5つの場면을想定し、それらの場面が各類型にあるかを確認した（第6-3表）。

第6-3表 障害者が地域社会に受け入れられる契機となる場面

類型	1. 農作業時の 近所付き合い	2. 農家での 農作業	3. 農産物の 直接販売	4. 飲食店・給食 サービス	5. 職場での同僚 とのチームワーク
類型1	○		○		
類型2	○	◎	◎	◎	
類型3	○	◎			
類型4	○				◎

資料：筆者らによる作成。

注：◎は最も多く見られる場面。

全ての類型では、農福連携が地域の人々や組織と障害者との関わりを重視して取り組まれていて、障害者が「地域社会に受け入れられること」の契機が生じていた。日独の事例では、類型2「地域社会との融合型」が、障害者が地域の人々や組織と関わる機会が特に多いと思われた。福祉施設による農産物の直売所や地産地消の飲食店、給食の調理等は、地域住民の生活を支えるインフラともなっている。類型1「地域社会への参加型」でも、小規模ではあるが、類型2と同様に障害者が地域の人々や組織と関わる機会があった。

日本で見られる類型3「農業における協働型」と類型4「就職型」では、健常者と障害者がともに働く職場づくりが進められてきた。農業者、農業経営者、社員、パート、障害者（福祉施設に所属、農業生産法人等の社員等）の結びつきが強いのが特徴である。

4. おわりに

「2008年に発効した国連障害者権利条約が各国において批准されていくなかで、障害者雇用のあり方は大きな転換期を迎えつつある。(中略)条約が依って立つ障害者の定義は、個々人の機能のみをもって障害とするのではなく、『社会の側の障壁』に起因するものをも含めている」(武田, 2020: 92)。

本研究では、障害者の労働の権利を阻む「社会的障壁」としては、農村地域における「1. 障害者が行える仕事が少ない状況」及び「2. 障害者の個性とそれにあった働き方が配慮されない状況」があることを把握した。農福連携では、「社会的障壁」がどのような方法で克服されたのかを以下のように考察した。

農村地域における「1. 障害者が行える仕事が少ない状況」という障壁は、福祉施設が障害者の仕事を開拓する中で、農業に着目して取り組むことによって障害者の就労の場を創出することで克服した(類型1・2)。また、食品加工等の関連分野にも多角的に取り組むことで、障害者の仕事の職種を多様化させることができた(類型2)。農福連携における障害者就労の機会は、日本では、福祉施設や特例子会社が農業経営から農作業を受託する事例(類型3)、農業生産法人や特例子会社が障害者を雇用する事例へと広がった(類型4)。日本とドイツでは、農業における労働力不足の状況等が違うため、ドイツには類型3・類型4は観察されず、日本の方が農福連携の種類の種類が多かった。

「2. 障害者の個性とそれにあった働き方が配慮されない状況」に関しては、全ての類型において福祉事業所の職員又は農業者が、障害者の個性と能力を理解し、それらを発揮できる作業を考案することで克服した。福祉施設の職員や農業者は、農業や食品加工の複合的な業務をシンプルな作業に分解させてから、障害者に各自が得意な作業を役割分担していた。

類型3「農業における協働型」と類型4「就職型」では、取組の初期段階では、障害者が農作業を行うことに対して、農業者が懐疑的で「2. 障害者の個性とそれにあった働き方が配慮されない状況」という障壁があった。しかし、農業者が障害者と実際に働きながら、障害に関する知識や経験を得る中で、障害への理解を深めていった。福祉施設の職員が農業者に障害者の個性と能力に関して伝え、障害に対する理解を促すこともあった。農業者が障害を個性と認識してからは、障害者が能力を発揮できるように農業者が配慮できるようになった。障害者が補助的な設備や道具を使用しながら、各自が得意とする作業を担当できるように、農業者が設備や道具を考案し、整備するようになった。障害のある社員の意志が反映される組織運営をする農業生産法人の事例もあった。「2. 障害者の個性とそれにあった働き方が配慮されない状況」という障壁は、健常者が障害に対する理解不足を解消したことをきっかけに、次第に克服されていった。

本研究では、農福連携における就労を通じて、障害者が「地域社会に受け入れられること」の契機となる場面についても、あわせて整理した。全ての類型では、地域の人々や組織と障害者が積極的に関わる場面が観察された。福祉施設が農産物の直売所や地産地消の

飲食店、給食の調理等をする事例では、障害者が地域の人々や組織と関わる場面が特に多かった。障害者が福祉施設に所属して農家に出向いて農作業したり、農業生産法人等の社員として農作業を行ったりする事例では、農業者、農業経営者、社員・パート、障害者の結びつきが強いのが特徴であった。

本研究では、日本とドイツにおける農福連携による障害者の就労は、労働と雇用の側面でも、障害者が地域社会に受け入れられるという側面でも、農村におけるインクルージョンの契機となっていることが観察できた。

本研究では、障害者雇用のあり方に関する今後の方向性と転換期の状況について記した。日本の農福連携では、福祉施設の職員と農業者が障害者に配慮し、農村地域に多様な働き方や生計の立て方の選択肢をつくり出した。日本では、福祉と農業の現場がボトムアップにより支えてきた農福連携に対して、省庁横断的に公的支援が検討されるようになった。

ドイツでも、福祉施設の職員が障害者に配慮し、農村地域に多様な働き方や生計の立て方の選択肢をつくり出した。今後の方向性としては、ドイツでは、国連障害者権利条約への批准を契機に、障害福祉による「保護」が手厚い状況下で、障害者の一般労働市場への就労移行がトップダウンで急速に促進されている。福祉施設は、福祉的就労の縮小を懸念している。一方、農福連携では、福祉施設とインクルージョン企業、地域の一般企業、市民等がネットワークを形成して、ボトムアップにより、インクルージョンの理解者と実践者を地道に増やしていた。また、一般労働市場での就職に必要な職業資格を障害者が取得できるように、新しい職業訓練と職業資格試験の仕組みを構築中であった。

最後に、本研究を進めていく中で、筆者らが興味深いと感じたことを書き添えたい。日独の農福連携では、持続可能な社会を求めてインクルージョンに取り組んできた。一方、障害者が個性と能力を活かして農作業することは、農産物の品質を向上させるとともに、減農薬、自然栽培、有機農業等、持続可能な環境や生物多様性を追求する農法にも結びついた。筆者らは、障害者の個性と能力が農業に結びつくことで、持続可能性に関連したさまざまな価値が生じることは、農業のイノベーションではないかと考えた。本研究では行わなかった農福連携と持続可能性に関する考察は、今後の研究課題として残される。

注

- (1) 障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約である。この条約には、障害者の権利実現のための措置として、身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定する（外務省、2023）。
- (2) 本研究では、障害者が働くことに関して「労働」と「就労」という用語を使用している。「労働」という用語は、

- 障害者権利条約の「労働と雇用（第 27 条）」、一般労働市場に関連する記述において用いている。農福連携において障害者が働くことに関しては（就労形態はさまざまある）、先行研究を参考に「就労」という用語を使っている。
- (3) 香月（2011a）によると「収益をあげていない活動も含め、障害者が農業分野で就労する取組は、地域の農業者等との連携によって可能となっている。こうした連携を通じて実施されている農地保全、高齢農家の援農、交流イベント等によって様々な農村活性化の効果がもたらされている。
- (4) 本研究では、「自立した生活及び地域社会に受け入れられること（第 19 条）」のうち、「自立した生活」に関する情報を収集できなかったため、「地域社会に受け入れられる」契機となる場面に限って情報を整理した。
- (5) 障害者権利条約に関する日本政府報告（外務省、2015）によると、日本では、第28条相当な生活水準及び社会的な保障、183. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、一般企業等への就労を希望する障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供する「就労移行支援」、一般企業等での就労が困難な障害者に就労する機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供する「就労継続支援」が実施されている。
- (6) 一般的に、日本では障害者の生計を親族が援助することが多く、ドイツでは親族等の援助なしでも障害者が障害年金で生計を立てられる状況にある。武田（2020）は「所得保障制度を通じて少なくとも最低限の生活費給付がなされることを前提としても、彼らが孤立せずに社会生活を営み、就労を通じて社会参加や自己実現を果たせるようにするには、多様な支援や就労の場が提供されねばならない」（武田、2020：91）としている。
- (7) 香月（2012c）によると「農村部を抱える地方圏を中心に地域経済が停滞する中で、雇用等の場の確保が困難な状況が続いており、福祉事業所の就労にも少なからぬ影響が及んでいる」状況にあった。
- (8) Unterstützte Beschäftigung. 武田（2020:103）を参照。
- (9) Gesetz zur Stärkung der Teilhabe und Selbstbestimmung von Menschen mit Behinderungen (Bundesteilhabe-gesetz-BTHG) vom 23. Dezember 2016, BGBl.I S.3234. 武田（2020:103）を参照。
- (10) Budget für Arbeit, SGBIX 61 条. 武田（2020:104）を参照。
- (11) 日本の事例は、類型 1 は社会福祉法人グリーン（飯田、2011、飯田ら、2011）、類型 2 は社会福祉法人白鳩会（飯田他、2019）、社会福祉法人青葉仁会（2020 年調査）、社会福祉法人こころん（香月、2011b；吉田、2019）、NPO 法人 UNE（小柴、2017）、類型 3 は社会福祉法人無門福祉会（吉田、2020）、特例子会社である CTC ひなり株式会社（吉田、2017）、類型 4 は京丸園株式会社（鈴木、2011）、特例子会社であるハートランド株式会社（吉田、2018）である。ドイツの事例は、類型 2 は公益有限会社アントニウス（リンツ、2019、飯田、2019）、公益有限会社フレッケンビューラー・ホフ・フレッケンビュール（シュライヒャー、2019、飯田、2019）である。各事例の調査時期は異なっているが、全国に普及しているタイプの事例であることから分析対象とした。
- (12) 日本基金によると、「平成30年度 農福連携の効果と課題に関する調査」は、農林水産省の補助事業である「平成30年度農山漁村振興交付金（農福連携対策）普及啓発等推進対策事業」の一環として、農福連携の社会的効果や課題を抽出するために、農福連携全国都道府県ネットワークの協力を得て実施された。調査方法は、往復郵送によるアンケート調査。本研究で引用する際には、原文にある「障がい者」という表記を、本稿のすべてのページにあわせる形で「障害者」と表記した。
- <https://nipponkikin.org/survey-research.html>
- (13) 2019 年 8 月 26 日に FiBL フランクフルト研究所で Hermanowski 所長にインタビューに協力いただいた。以下、本稿では、同所長のインタビューに基づく情報には（記録は非公開）、本文に「Hermanowski（2019）」と情報源を示した。
- (14) 障害がある社員の人件費に係る補助は、インクルージョン企業に限らず、一般的に受けられる。
- (15) 本研究が調査した農福連携に取り組むインクルージョン企業は、地方都市に立地して顧客も多いが、地元企業や財団法人等の寄付金なしでは、経営を黒字化できない状況であった。

[引用・参考文献]

飯田恭子（2011）「社会福祉法人グリーン ―農家との連携による障害者の農業活動を通じた地域への貢献―」農林水産政策研究所『農村活性化プロジェクト研究資料 第3号 農業分野における障害者就労と農村活性化 ―社会福祉法人、NPO 法人、農業生産法人の活動事例を中心に―』，第1部実態調査

報告：8-17.

https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/110531_23kassei3_02.pdf

飯田恭子・香月敏孝・吉田行郷・小林茂典・出田安利・松島浩道（2011）「福祉施設における農業分野の障害者就労の実態と課題」『2011年度日本農業経済学会論文集』日本農業経済学会：64-71.

飯田恭子（2019）「ドイツの農福連携とインクルーシブな社会の構築」『都市と農村をむすぶ』811：38-46.
飯田恭子・吉田行郷・藤田義紀（2019）『社会福祉法人白鳩会』と『農事組合法人根占生産組合』，農林水産政策研究所ウェブサイト.

https://www.maff.go.jp/primaff/seika/attach/pdf/190801_01.pdf

外務省（2015）「障害者の権利に関する条約 第1回日本政府報告」.

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000171085.pdf>

外務省（2018）「障害者権利条約」.

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000069541.pdf>

外務省（2023）「障害者の権利に関する条約」，2023年2月7日付.

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

香月敏孝（2011a）「はじめに」農林水産政策研究所『農村活性化プロジェクト研究資料 第3号 農業分野における障害者就労と農村活性化 ―社会福祉法人，NPO法人，農業生産法人の活動事例を中心に―』，第I部実態調査報告：18-26.

https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/110531_23kassei3_01.pdf

香月敏孝（2011b）「NPO法人こころん ―農家との連携を通して障害者が直売所とカフェを運営―」農林水産政策研究所『農村活性化プロジェクト研究資料 第3号 農業分野における障害者就労と農村活性化 ―社会福祉法人，NPO法人，農業生産法人の活動事例を中心に―』，第I部実態調査報告：18-26.

https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/110531_23kassei3_02.pdf

香月敏孝（2011c）「おわりに」農林水産政策研究所『農村活性化プロジェクト研究資料 第3号 農業分野における障害者就労と農村活性化 ―社会福祉法人，NPO法人，農業生産法人の活動事例を中心に―』，第I部実態調査報告：75-77.

https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/110531_23kassei3_04.pdf

香月敏孝・飯田恭子（2012）「第I部 障害者福祉施設における農業活動の実態と課題 ―きょうされん「障害者の農業活動に関するアンケート」集計結果から―」農林水産政策研究所『農村活性化プロジェクト研究資料 第5号 農業分野における障害者就労と農村活性化―障害者施設における農業活動に関するアンケート集計結果及び特例子会社の農業分野への進出の現状と課題について―』.

https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/121031_24kassei5_01_01.pdf

小柴有理江・吉田行郷・香月敏孝（2016）「農業と福祉の連携の形成過程に関する研究 ―農業分野における障害者就労を事例として―」『農林水産政策研究』25：1-17.

小柴有理江（2017）「農業分野における生活困窮者への就労支援の現状と課題」「農福連携」シンポジウム～農業を通じた障害者就労、生活困窮者等の自立支援と農業・農村の活性化～，農林水産政策研究所.

https://www.maff.go.jp/primaff/koho/seminar/2016/attach/pdf/170214_03.pdf

シュライヒャー・ヘルマン（Hermann Schleicher）（2019）「農業を通じた依存症克服支援」「農福連携」シンポジウム～国内外で進展する多様な農福連携の取組～，農林水産政策研究所.

https://www.maff.go.jp/primaff/koho/seminar/2018/attach/pdf/190129_04.pdf

鈴木厚志（2011）「農業と福祉のいい関係！ ―京丸園における障害者就労の取組と地域連携―」農林水産政策研究所『農村活性化プロジェクト研究資料 第3号 農業分野における障害者就労と農村活性化 ―社会福祉法人，NPO法人，農業生産法人の活動事例を中心に―』，第II部講演録：56-74.

https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/110531_23kassei3_03.pdf

武田公子（2020）「労働市場政策と障害者就労支援の接近 ―比較の視点とドイツの事例―」『金沢大学

-
- 経済論集』40(2):91-112.
<https://doi.org/10.24517/00058174>
- 日本基金 (2019) 「農福連携アンケート調査結果」平成 30 年度 農福連携の効果と課題に対する調査結果, 農林水産省.
<https://www.nipponkikin.org/survey-research.pdf>
- 吉田行郷 (2017) 「企業出資の障害者福祉施設の農業分野への進出 ―農業分野に進出している社会福祉法人等, 特例子会社との比較から―」農林水産政策研究所『平成28年度行政対応特別研究[農福連携] 研究資料 農業と福祉の連携による農業・農村の活性化に関する研究』:2-28.
https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/170921_28nofuku1_01.pdf
- 吉田行郷 (2019) 「企業による農業分野での障害者の働く場づくりの意義と課題」 「農福連携」シンポジウム～国内外で進展する多様な農福連携の取組～, 農林水産政策研究所.
https://www.maff.go.jp/primaff/koho/seminar/2018/attach/pdf/190129_01.pdf
- 吉田行郷 (2019) 「畜産現場における農福連携の取り組みの現状と今後の可能性」『養鶏の友』2019 年 9 月号 : 16-19.
- 吉田行郷 (2020) 「農業法人と福祉法人等がタッグを組んだ農福連携の取組」 岐阜県セミナー資料.
- リンツ・ペーター (Peter Linz) (2019) 「アントニウス-ヒューマン・ネットワークによる農業分野における障害者就労と6次産業化」 「農福連携」シンポジウム～国内外で進展する多様な農福連携の取組～, 農林水産政策研究所.
https://www.maff.go.jp/primaff/koho/seminar/2018/attach/pdf/190129_03.pdf
- BMAS ; Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2023) Teilhabe und Inklusion, 2023 年 2 月 8 日付.
<https://www.bmas.de/DE/Soziales/Teilhabe-und-Inklusion/teilhabe-und-inklusion.html>
- Hermanowski (2019) インタビュー, FiBL フランクフルト研究所, 2019 年 8 月 26 日.
- Iida, Sust and Becker (2016) Erstellung eines Businessplans für das Integrationsprojekt „Zukunft Frauenberg“ - Konzept, Analyse und Strategie, St. Antonius gGmbH, Fulda.
- Kleinheit, R. and Hermanowski, R. (2008) Zusammen schaffen wir was!, Beschäftigung von Menschen mit Behinderung in der Landwirtschaft, Forschungsinstitut für biologischen Landbau (FiBL), FiBL Deutschland e.V..
<https://www.fibl.org/fileadmin/documents/shop/1505-zusammen-schaffen-wir-was.pdf>
- Oschmiansky, F., Kaps, P., and Kowalczyk, K. (2018) Unterstützte Beschäftigung, Instrument der Wiedereingliederung und zum Erhalt der Beschäftigungsfähigkeit, Hans Böckler Stiftung Workingpaper Forschungsförderung, Nummer 061.

令和6年3月4日

印刷・発行

連携研究スキームによる研究【農福連携】研究資料 第2号

農福連携の地域経済・社会への効果と効果的な発揮に関する研究
—地域的な展開とその支援策—

編集発行 農林水産省農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

電話 東京(03)6737-9000

FAX 東京(03)6737-9600

印刷・製本 双文社



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。